

資料9－2

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	DB064V-9 r. 10. 0
提出年月日	令和5年6月20日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(設計基準対象施設等)
比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止
(火山)

令和5年6月
北海道電力株式会社

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

比較結果等をとりまとめた資料

1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：外部事象防護対象の範囲に安全評価上その機能に期待するクラス3を含めた。
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：まとめ資料全般に対して、女川2号炉審査実績の反映を行った。
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：1件

- ・現時点の想定において、荷重の組合せについては積雪荷重を主荷重及び降下火砕物による荷重を従荷重とした組合せのほうが、積雪荷重を従荷重、降下火砕物による荷重を主荷重とした場合に比べて大きいことから積雪荷重を主荷重、降下火砕物による荷重を従荷重として評価している（補足資料-17参照）。今後の地震津波側審査において確定した後に方針等を変更する場合は別途ご説明する。
- ・評価対象施設のうち屋外に設置されている施設として追加した、ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレーナについて断面図及び点検口を明記した6条（竜巻）別添資料-1添付1.2別紙5と同等な図面を追加した。
- ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの自洗機能および原子炉補機冷却水冷却器（プレート型熱交換器）の構造図面を追加した。

1-3) バックフィット関連事項

気中降下火砕物対策の検討【別添1添付1 補足資料-15】

1-4) その他

- ・女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表には、その該当箇所の識別はしていない。
- ・降下火砕物の物性値については、現時点の想定であり、今後の地震津波側審査において確定した後に方針等を変更する場合は別途ご説明する。

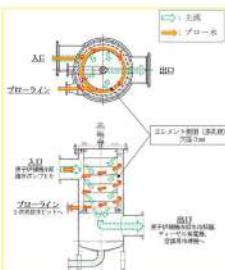
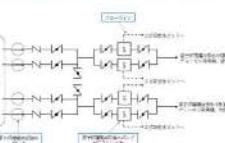
2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

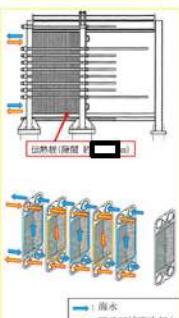
- ・女川2号炉と泊3号炉の設計方針の相違について、次頁以降に取り纏めた。
- ・原子力発電所の火山影響評価ガイドに従い評価を実施し、基準適合性を確認していることから、火山に対する基本設計方針は女川2号炉と泊3号炉で相違は無い。

女川 2 号まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）

- 「女川」及び「泊」の欄にはまとめ資料（比較表）の記載を転記し、相違箇所を赤字で示している。

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
1	①評価対象施設	建屋及び屋外の評価対象施設	【本文】 1.8.8.1 設計方針 【別添1】 4.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設	<p>外部事象防護対象施設等のうち、屋内設備は外殻となる建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外に設置されている施設、降下火砕物を含む海水の流路となる施設、降下火砕物を含む空気の流路となる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する。</p> <p>a. 建屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 <p>b. 屋外に設置されている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） 海水ストレーナ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ） 排気筒 非常用ガス処理系（屋外配管） 復水貯蔵タンク 軽油タンク室 軽油タンク室（H） 	<p>外部事象防護対象施設等のうち、屋内設備は外殻となる建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外に設置されている施設、降下火砕物を含む海水の流路となる施設、降下火砕物を含む空気の流路となる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する。</p> <p>a. 建屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 ディーゼル発電機建屋 タービン建屋 循環水ポンプ建屋 <p>なお、タービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁は、以下の設計とすることにより、以降の評価対象施設には含めないものとする。</p> <p>評価対象施設のうちタービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁については、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ）として期待している。火山事象を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重複の可能性を考慮し、タービン建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 屋外に設置されている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 排気筒 <p>A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管</p>	<p>外部事象防護対象施設を内包する建屋に相違がある。循環水ポンプ建屋については、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを内包する建屋として外部事象防護対象施設等として抽出している。</p> <p>・プラント設計の違いにより、防護方針が相違している。（先行 BWR の竜巻事象における安全評価上期待するクラス 3 設備である排気筒モニタの防護方針と同等である）</p> <p>・女川の海水ポンプ及び海水ストレーナは屋外設置の設備であるが、泊の原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについては、循環水ポンプ建屋に覆われていることから、抽出していない。</p> <p>・プラント設計の違いにより、評価対象施設が相違している。</p>

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
2	①評価対象施設	屋内の評価対象施設	【本文】 1.8.8.1 設計方針 【別添1】 4.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設	外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設 ・計測制御用電源設備（無停電電源装置） ・非常用所内電気設備（所内低圧系統）	外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設 ・安全保護系計装盤 ・非常用の計装用インバータ（無停電電源装置） ・制御用空気圧縮機	・泊は外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設として、「安全系の計装盤等」として記載していたが、具体的に記載した。 ・なお、安全保護系計装盤は安全系計装盤室にある原子炉安全保護盤、工学的安全施設作動盤及び安全系現場ロジック盤の総称として記載した。
3	②運用の相違	中央制御室の非常用循環運転	【本文】 1.8.8.1 設計方針 (3) 適合性説明 【別添1】 3.2 個別評価	・中央制御室の換気空調系については、外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードへ切り替えることにより中央制御室の居住性を損なうことはない。	・中央制御室の換気空調設備については、外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により中央制御室の居住性を損なうことはない。	・泊の火山対応及び有毒ガスとしては、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転と同フィルタユニットを通らない閉回路循環運転がある。
4	②運用の相違 ③プラント設計の相違	原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ	【本文】 1.8.8.2 手順等 【別添1】 個別評価-3	記載なし (2) 水循環系の閉塞 想定する降下火砕物の粒径は 2mm 以下であり、海水ストレーナのフィルタ穴径は 8mm であることから、フィルタ穴径に対して十分小さい。	(6) 降灰が確認された場合には、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについて、差圧を確認するとともに、状況に応じて洗浄を行う。 (1) 水循環系の閉塞 想定する降下火砕物の粒径は 4 mm 以下に対して、図1 に示すように海水ストレーナのエレメント穴径は 3 mm であり、降下火砕物の粒径がエレメント穴径に対して大きい。しかしながら、図2 に示すようにストレーナの閉塞対策として常時通水する海水の一部をバイパスするブロー水で連続的に排水する設計としている。  	・泊はストレーナの洗浄及び保守管理等について手順に定めている ・泊では海水供給先である原子炉補機冷却水冷却器(プレート式熱交換器)のプレート隙間に合わせて原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナのエレメント径が設計されおり、閉塞対策として海水ストレーナの自洗機能を有している。

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
4	②運用の相違 ③プラント設計の相違	原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ	【別添1】 個別評価-3		(前ページより)  図3 原子炉補機冷却水冷却器	
5	③プラント設計の相違	フィルタの仕様	【本文】 1.8.8.2 手順等 (3) 適合性説明	・外気を取り入れる非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の空気の流路にパグフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、摩耗により非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の安全機能を損なわない設計とする。	・外気を取り入れるディーゼル発電機吸気消音器及び制御用空気圧縮機室換気装置の空気の流路にフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、摩耗によりディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機の安全機能を損なわない設計とする。 ・当該施設の設置場所は安全補機開閉器室空調装置及び原子炉補助建屋空調装置にて空調管理されており、本換気空調設備の外気取入口には平型フィルタを設置し、これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。	・プラント設計の相違によりフィルタの仕様が異なるが、火山灰の除去の観点では同等の性能を有している。 ・泊の安全補機開閉器室空調装置及び原子炉補助建屋空調装置については、平型フィルタを設置し、これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置している
6	③プラント設計の相違	給気ガラリの設置	【本文】 1. 基本方針 (3) 適合性説明 【別添1】 4.4.2 直接的影響	・各施設の構造上の対応として、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)は、吸気口上流側の外気取入口にルーバーが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計とする。	・各施設の構造上の対応として、ディーゼル発電機機関及び換気空調設備(原子炉建屋給気ガラリ及び補助建屋給気ガラリ)は、吸気口上流側の外気取入口にガラリフードが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計とする。	・泊の外気取入口はガラリフードを設置し、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計としている。
7	③プラント設計の相違	ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ	【別添1】 個別評価-1	記載なし	A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチへの化学的影響(腐食)については、図1に示すようにA1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの頂版は地中埋設構造であること、また、上部コンクリート蓋については(次ページへ)	・泊では評価対象施設のうち屋外に設置されている施設としてディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチを追加しており、構造物への静的負荷および化学的影響(腐食)の評価を実施している。

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
7	③プラント設計の相違	ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ	【別添1】 個別評価-1		(前ページより) コンクリート構造、上部鋼製蓋（点検口）については溶融亜鉛メッキを施した鋼製蓋であることから、降下火碎物による短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない。  図1 ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの配置及び構造概略図	
8	③プラント設計の相違	降下火碎物の設計条件	【本文】 1.8.8.1 設計方針 (2)降下火碎物の設計条件 【別添1】 補足資料-17	・降下火碎物による荷重は積雪荷重に対して、発生頻度が相対的に低いが荷重が大きく、安全機能への影響が大きくなると考えられることから主事象として扱い、設計基準で想定している降下火碎物による荷重（層厚15cm）を設定する。積雪は発生頻度が主荷重（降下火碎物）と比べて相対的に高いものの、荷重は主荷重に比べて小さく安全機能への影響も主荷重に比べて小さいと考えられるため、主事象に対して考慮する副事象として扱うこととする。	・積雪荷重は降下火碎物による荷重に対して、発生頻度が相対的に高く、また、荷重が大きく、安全機能への影響が大きくなると考えられることから主事象として扱い、設計基準で想定している積雪荷重（積雪189cm）を設定する。降下火碎物は発生頻度が主荷重（積雪）と比べて相対的に低く、また、荷重は主荷重に比べて小さく安全機能への影響も主荷重に比べて小さいと考えられるため、主事象に対して考慮する副事象として扱うこととする。	・泊は積雪荷重が降下火碎物による荷重に対して大きいことから積雪荷重を主荷重、降下火碎物による荷重を従荷重としている。
9	④手順の相違	降灰対応手順	【本文】 1.8.8.2 手順等 【別添1】 4.7.2 手順 【別添2】	(1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備に長期間降下火碎物による荷重を掛け続けないこと、また降下火碎物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火碎物の除去を適切に実施する手順を定める。 (2) 降灰が確認された場合には、状況に応じて外気取入ダンバの閉止、換気空調系の停止又は事故時運転モードへの切替えにより、建屋内への降下火碎物の侵入を防止する手順を定める。 (3) 降灰が確認された場合には、非常用換気空調系の外気取入口のバグフィルタについて、バグフィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。	(1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備に長期間降下火碎物による荷重を掛け続けないこと、また降下火碎物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火碎物の除去を適切に実施する手順を定める。 (2) 降灰が確認された場合には、評価対象施設に対する特別点検を行い、降下火碎物の降灰による影響が考えられる設備があれば、その状況に応じて補修等を行う手順を定める。 (3) 降灰が確認された場合には、状況に応じて外気取入ダンバの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火碎物の侵入を防止する手順を定める。	・泊は女川の対応手順である（1）降下火碎物の除去、（2）建屋内への降下火碎物の侵入を防止する手順及び（3）フィルタの取替え又は清掃を実施する手順に加えて（5）降灰に伴うディーゼル発電機消音器、（6）原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ、（7）原子炉補機冷却海水ポンプ及び（8）開閉所設備の対応手順を定めている。また、（2）評価対象施設に対する特別点検、（9）中長期的な影響への対応手順や（10）火山事象の運用管理に関する教育を行うこととしている

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
9	④手順の相違	降灰対応手順	【本文】 1.8.8.2 手順等 【別添1】 4.7.2 手順 【別添2】		(前ページより) (4) 降灰が確認された場合には、換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて、平型フィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。 (5) 降灰が確認された場合には、ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタについて、点検によりディーゼル発電機の排気温度等を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。 (6) 降灰が確認された場合には、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについて、差圧を確認するとともに、状況に応じて洗浄を行う。 (7) 降灰が確認された場合には、開閉所設備の除灰及び必要に応じて碍子清掃を行う。 (8) 降灰後の腐食等の中長期的な影響については、日常保守点検や定期点検等により腐食等による異常がないか確認を行い、異常が確認された場合には、その状況に応じて塗替塗装等の対応を行う。 (9) 火山事象に対する運用管理に万全を期すため、必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、降下火砕物による施設への影響を生じさせないための運用管理に関する教育を実施する。	

3. 差異の識別の省略

以下の相違箇所については、差異理由として抽出しないこととする。

- ・章項番号の相違
- ・資料番号の相違
- ・意味を持たない相違（番号の前に「第」， 平仮名と漢字）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p>＜目次＞</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む） (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (別添資料1) 設置許可基準規則等への適合状況説明資料 (火山に対する防護)</p> <p>3. 技術的能力説明資料 (別添資料2) 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p>＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p>＜目次＞</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） 別添資料1 火山影響評価について</p> <p>3. 運用、手順説明資料 別添資料2 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p>＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所2号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p>＜目次＞</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） 別添1 火山影響評価について</p> <p>3. 運用、手順説明資料 別添2 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）</p> <p>＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は添六記載事項のうち、6条に関連のある項目を記載</p> <p>【大飯】資料名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【大飯、女川】 プラント名称の相違 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p> <p>表1 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）</th> <th>技術基準規則 第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全施設は想定される自然現象（地震及び津波を除く、次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</td> <td>設計基準対象施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他適切な措置を講じなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> <tr> <td>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</td> <td>2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> <tr> <td>3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる要因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</td> <td>3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）	技術基準規則 第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）	備考	安全施設は想定される自然現象（地震及び津波を除く、次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	設計基準対象施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項	2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項	3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる要因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。	3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。		<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する（第1.1-1表）。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する（第1.1.1表）。</p>												
設置許可基準規則 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）	技術基準規則 第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）	備考																								
安全施設は想定される自然現象（地震及び津波を除く、次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	設計基準対象施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項																								
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項																								
3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる要因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。	3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。																									
<p>第1.1-1表 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則第6条 （外部からの衝撃による損傷の防止）</th> <th>技術基準規則第7条 （外部からの衝撃による損傷の防止）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全施設（発電用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置、基礎地盤の改良その他適切な措置を講じなければならない。</td> <td>1 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</td> <td>【追加要求事項】</td> </tr> <tr> <td>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</td> <td>2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</td> <td>【追加要求事項】</td> </tr> <tr> <td>3 安全施設（発電用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる要因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</td> <td>3 航空機の墜落により発電用原子炉施設（発電用キャスクを除く。）の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</td> <td>【追加要求事項】</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則第6条 （外部からの衝撃による損傷の防止）	技術基準規則第7条 （外部からの衝撃による損傷の防止）	備考	安全施設（発電用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置、基礎地盤の改良その他適切な措置を講じなければならない。	1 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】	2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】	3 安全施設（発電用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる要因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	3 航空機の墜落により発電用原子炉施設（発電用キャスクを除く。）の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】	<p>第1.1.1表 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則第6条 （外部からの衝撃による損傷の防止）</th> <th>技術基準規則第7条 （外部からの衝撃による損傷の防止）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全施設（発電用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合には、防護措置、基礎地盤の改良その他適切な措置を講じなければならない。</td> <td>1 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</td> <td>【追加要求事項】</td> </tr> <tr> <td>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</td> <td>2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</td> <td>【追加要求事項】</td> </tr> <tr> <td>3 安全施設（発電用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる要因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</td> <td>3 航空機の墜落により発電用原子炉施設（発電用キャスクを除く。）の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</td> <td>【追加要求事項】</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則第6条 （外部からの衝撃による損傷の防止）	技術基準規則第7条 （外部からの衝撃による損傷の防止）	備考	安全施設（発電用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合には、防護措置、基礎地盤の改良その他適切な措置を講じなければならない。	1 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】	2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】	3 安全施設（発電用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる要因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	3 航空機の墜落により発電用原子炉施設（発電用キャスクを除く。）の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】	
設置許可基準規則第6条 （外部からの衝撃による損傷の防止）	技術基準規則第7条 （外部からの衝撃による損傷の防止）	備考																								
安全施設（発電用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置、基礎地盤の改良その他適切な措置を講じなければならない。	1 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】																								
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】																								
3 安全施設（発電用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる要因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	3 航空機の墜落により発電用原子炉施設（発電用キャスクを除く。）の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】																								
設置許可基準規則第6条 （外部からの衝撃による損傷の防止）	技術基準規則第7条 （外部からの衝撃による損傷の防止）	備考																								
安全施設（発電用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合には、防護措置、基礎地盤の改良その他適切な措置を講じなければならない。	1 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】																								
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他敷設及び敷地周囲の状況から危険される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】																								
3 安全施設（発電用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる要因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	3 航空機の墜落により発電用原子炉施設（発電用キャスクを除く。）の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】																								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>（中略）</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑りについては、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせる。</p> <p>また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。</p> <p>自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。</p> <p>事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないと想定される。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ロ、発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせる。</p> <p>また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。</p> <p>自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。</p> <p>事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないと想定される。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a-2) 安全施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した最大層厚 10cm、粒径 1mm 以下、密度 0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）の降下火砕物に対し、その直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影响（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること、水循環系の内部における磨耗及び換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影响（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること、構造物の化学的影响（腐食）、水循環系の化学的影响（腐食）及び換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影响（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること、発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること、絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計装盤の設置場所の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とする。また、降下火砕物の間接的影响である7日間の外部電源喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するために、燃料貯蔵設備からディーゼル発電機への燃料供給、並びにディーゼル発電機による必要な電源の供給が継続でき、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(1.1:P 山別添1-2～1.7:P 山別添1-15)】</p> <p>(6(火山)-30 より再掲) また、安全施設は、降下火砕物の除去や換気空調設備外気取入口のフィルタの点検、清掃や取替、ストレーナの洗浄、換気空調系の閉回路循環運転等、必要な保守管理等により安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>に必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>(a-7) 火山の影響</p> <p>安全施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚 15cm、粒径 2 mm 以下、密度 0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）の降下火砕物に対し、以下のようないくつかの設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること ・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること ・換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影响（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること ・水循環系の内部における磨耗並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影响（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること ・構造物の化学的影响（腐食）、水循環系の化学的影响（腐食）並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影响（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること ・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること ・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計測制御用電源設備（無停電電源装置）及び非常用所内電気設備（所内低圧系統）の設置場所の非常用換気空調系は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること ・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して、降下火砕物の除去や非常用換気空調系外気取入口のバグフィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調系の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードへの切替えの実施により安全機能を損なわない設計とすること 	<p>に必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>(a-8) 火山の影響</p> <p>安全施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚 20cm、粒径 4 mm 以下、密度 0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）の降下火砕物に対し、以下のようないくつかの設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること ・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること ・換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影响（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること ・水循環系の内部における磨耗並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影响（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること ・構造物の化学的影响（腐食）、水循環系の化学的影响（腐食）並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影响（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること ・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室空調装置は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること ・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する安全保護系装置及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）の設置場所の換気空調設備は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること ・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して、降下火砕物の除去や換気空調設備外気取入口の平型フィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調設備の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること 	<p>【大飯、女川】 設計基準値の相違 ・発電所立地条件の相違（文献調査及びシミュレーション結果等を踏まえた降下火砕物条件の相違） 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 名称の相違</p> <p>【女川】 評価対象設備の相違</p> <p>【女川】 名称の相違</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映 (6(火山)-30 より再掲) 【女川】 名称の相違 【女川】 設備の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違（降下火砕物の除去の観点では同等の性能を有する） 【女川】 記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できることにより安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できることにより安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>・運転モードの名称の相違（比較結果等をとりまとめた資料 No. 2 参照）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 安全設計の基本方針</p> <p>1.10 火山防護に関する基本方針</p> <p>1.10.1 設計方針</p> <p>1.10.1.1 概要</p> <p>安全施設は、火山事象に対して、原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能（以下「安全機能」という。）を損なうことのない設計とする。このため、「添付書類六 8.火山」で評価し抽出された発電所に影響を及ぼし得る火山事象である降下火砕物に対して、対策を行い、建屋による防護、構造健全性の維持、代替設備の確保等によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【説明資料（1.1:P 山別添1-2, 3） （1.7:P 山別添1-15）】</p> <p>1.10.1.2 火山事象に対する設計の基本方針</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、運用期間中の噴火規模を考慮し、発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、「添付書類六 8.火山」に示すとおり該当する火山事象は降下火砕物のみであり、防護すべき設計対象施設が降下火砕物により安全機能を損なうことのない設計とする。以下に、火山事象に対する防護設計の基本方針を示す。</p> <p>(1) 降下火砕物による直接的な影響（荷重、閉塞、磨耗、腐食等）に対して、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>(2) 発電所内の構築物、系統及び機器における降下火砕物の除去等の対応が可能な設計とする。</p> <p>(3) 降下火砕物による発電所外での間接的な影響（7日間の外部電源の喪失、交通の途絶によるアクセス制限事象）を考慮し、ディーゼル発電機及び燃料貯蔵設備（ディーゼル発電機への燃料供給を含む。）により、原子炉及び使用済燃料ピットの安全性を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（1.1:P 山別添1-2, 3） （1.2:P 山別添1-3）（1.6:P 山別添1-15）】</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.8.7 火山防護に関する基本方針</p> <p>1.8.7.1 設計方針</p> <p>(1) 火山事象に対する設計の基本方針</p> <p>安全施設は、火山事象に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能を損なわない設計とする。このため、「添付書類六 7.1 火山」で評価し抽出された発電所に影響を及ぼし得る火山事象である降下火砕物に対して、対策を行い、建屋による防護、構造健全性の維持、代替設備の確保等によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>降下火砕物によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、建屋による防護又は構造健全性の維持等により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 降下火砕物の設計条件</p> <p>a. 設計条件の検討・設定</p> <p>発電所の敷地において考慮する火山事象は、「添付書類六 7.1 火山」に示すとおり降下火砕物のみである。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.8.8 火山防護に関する基本方針</p> <p>1.8.8.1 設計方針</p> <p>(1) 火山事象に対する設計の基本方針</p> <p>安全施設は、火山事象に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能を損なわない設計とする。このため、「添付書類六 8.1 火山」で評価し抽出された発電所に影響を及ぼし得る火山事象である降下火砕物に対して、対策を行い、建屋による防護、構造健全性の維持、代替設備の確保等によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>降下火砕物によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、建屋による防護又は構造健全性の維持等により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 降下火砕物の設計条件</p> <p>a. 設計条件の検討・設定</p> <p>発電所の敷地において考慮する火山事象は、「添付書類六 8.1 火山」に示すとおり降下火砕物のみである。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.10.1.3 設計条件の設定</p> <p>1.10.1.3.1 設計条件に用いる降下火砕物の設定</p> <p>(1) 降下火砕物の層厚、密度及び粒径の設定 地質調査結果に文献調査結果も参考にして、大飯発電所の敷地において考慮する火山事象としては、「添付書類六 8. 火山」に示すとおり、最大層厚10cm、粒径1mm以下、密度0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）の降下火砕物を設計条件として設定する。</p> <p>【説明資料（1.2:P 山別添1-3）】</p> <p>(女川、泊は6(火山)-10ページに記載)</p> <p>(2) 降下火砕物の特徴 各種文献の調査結果より、降下火砕物は以下の特徴を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 火山ガラス片、鉱物結晶片から成る⁽²¹⁾。ただし、砂よりも硬度は低い⁽²²⁾。 b. 硫酸等を含む腐食性のガス（以下「腐食性ガス」という。）が付着している⁽²¹⁾。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない⁽²³⁾。 c. 水に濡れると導電性を生じる⁽²¹⁾。 d. 湿った降下火砕物は乾燥すると固結する⁽²¹⁾。 e. 降下火砕物粒子の融点は、一般的な砂に比べ約1,000°Cと低い⁽²¹⁾。 <p>【説明資料（1.3:P 山別添1-3）】</p> <p>さらに、当該施設が降下火砕物の影響により安全機能を損なうことのないよう、降下火砕物の影響から防護する施設（以下「防護対象施設」という。）として、各施設の構造や設置状況等を考慮して防護対象施設を以下のとおり抽出する。</p> <p>(1) クラス1及びクラス2に属する施設を内包し、降下火砕物による影響から防護する建屋</p>	<p>降下火砕物の層厚は、降下火砕物の分布状況、シミュレーション及び分布事例による検討結果から総合的に判断し、保守的に15cmと設定する。</p> <p>なお、鉛直荷重については、湿潤状態の降下火砕物に、建築基準法等の関連する規格・基準類の考え方に基づいた石巻地域における平均的な積雪量を踏まえて設定する。</p> <p>粒径及び密度については、文献調査、地質調査及び降下火砕物シミュレーションの結果を踏まえ、粒径2mm以下、密度0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）と設定する。</p> <p>(補足資料-17別紙一（参考）より再掲) 副事象である降下火砕物による荷重は、積雪荷重のように平均値を求めることが困難であるため、副事象として考慮する場合は、基準降下火砕物堆積量（15cm）の設定において想定する火山噴火規模（VEI5～6）⁽²¹⁾から1段階下げた火山噴火規模（VEI4～5相当）を考慮した荷重を想定する。</p> <p>(3) 評価対象施設等の抽出 外部事象防護対象施設等のうち、屋内設備は外殻となる建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外に設置されている施設、降下火砕物を含む海水の流路となる施設、降下火砕物を含む空気の流路となる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する。また、評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を評価対象施設等という。</p> <p>上記に含まれない構築物、系統及び機器は、降下火砕物により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>a. 建屋 ・原子炉建屋</p>	<p>降下火砕物の層厚は、降下火砕物の分布状況、シミュレーション及び分布事例による検討結果から総合的に判断し、保守的に20cmと設定する。</p> <p>なお、鉛直荷重については、設計基準で想定している積雪荷重に、基準降下火砕物堆積量の設定において想定する噴火規模から1段階下げた噴火規模を考慮した層厚で湿潤状態の降下火砕物による荷重を踏まえて設定する。</p> <p>粒径及び密度については、文献調査、地質調査及び降下火砕物シミュレーションの結果を踏まえ、粒径4mm以下、密度0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）と設定する。</p> <p>(補足資料-17より再掲) 副事象である降下火砕物による荷重は、積雪荷重のように平均値を求めることが困難であるため、副事象として考慮する場合は、基準降下火砕物堆積量の設定において想定する噴火規模から1段階下げた噴火規模を考慮する。噴火規模を1段階下げた場合、降下火砕物堆積量は10分の1になることから基準降下火砕物堆積量の層厚20cmの10分の1である層厚2cmによる荷重を想定する。</p> <p>(3) 評価対象施設等の抽出 外部事象防護対象施設等のうち、屋内設備は外殻となる建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外に設置されている施設、降下火砕物を含む海水の流路となる施設、降下火砕物を含む空気の流路となる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する。また、評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を評価対象施設等といふ。</p> <p>上記に含まれない構築物、系統及び機器は、降下火砕物により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>a. 建屋 ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計基準値の相違 ・発電所立地条件を踏まえた降下火砕物条件の相違 ・泊は積雪が主荷重、降下火砕物が從荷重となる（補足資料-17）</p> <p>【女川】 設計基準値の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊は6(火山)-10ページに記載)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊は評価対象施設について具体的な建屋及び設備名称を記載)</p> <p>【女川】 建屋名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(島根原子力発電所2号炉) 竜巻(3)外部事象防護対象施設のうち評価対象施設より引用 なお、排気筒モニタ及び排気筒モニタ室は、以下の設計により、以降の評価対象施設には含めないものとする。 評価対象施設のうち排気筒モニタについては、放射性気体廃棄物処理施設の破損の検出手段として期待している。竜巻を起因として放射性気体廃棄物処理施設の破損が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、排気筒モニタ室も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。	・タービン建屋 ・制御建屋	・ディーゼル発電機建屋 ・タービン建屋 ・循環水ポンプ建屋	・外部事象防護対象施設を内包する建屋の相違であり、評価方針に相違はない(以下、「建屋名称の相違」と記載)
(2) クラス1及びクラス2に属する施設のうち、屋外に設置されている施設	b. 屋外に設置されている施設 ・海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） ・海水ストレーナ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ） ・排気筒 ・非常用ガス処理系（屋外配管） ・復水貯蔵タンク ・軽油タンク室 ・軽油タンク室（H）	b. 屋外に設置されている施設 ・排気筒	【大飯】記載方針の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる防護方針の相違(島根の竜巻事象の考え方と同一)
(3) クラス1及びクラス2に属する施設のうち、屋内にあっても屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となる施設	c. 降下火砕物を含む海水の流路となる施設 ・海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） ・海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備	c. 降下火砕物を含む海水の流路となる施設 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備	【女川】記載表現の相違 【女川】設備の相違 ・泊は高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプに該当する設備はない(以下、「泊に該当設備なし」と記載) 【女川】記載表現の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、再掲)</p> <p>(3) クラス1及びクラス2に属する施設のうち、屋内にあっても屋外に開口し降下火碎物を含む海水及び空気の流路となる施設</p>	<p>d. 降下火碎物を含む空気の流路となる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 <p>(以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用換気空調系（外気取入口）のうち中央制御室換気空調系 ・非常用換気空調系（外気取入口）のうち計測制御電源室換気空調系 ・非常用換気空調系（外気取入口）のうち原子炉補機室換気空調系 ・排気筒 ・非常用ガス処理系（屋外配管） 	<p>d. 降下火碎物を含む空気の流路となる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機 <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）のうちディーゼル発電機室換気装置 ・換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）のうち制御用空気圧縮機室換気装置 ・換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）のうち電動補助給水ポンプ室換気装置 ・換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）のうち中央制御室空調装置、安全補機開閉器室空調装置 ・排気筒 <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気逃がし弁消音器 ・主蒸気安全弁排気管 ・タービン動補助給水ポンプ排気管 	<p>【大飯】記載方針の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川では総称した記載としている</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管に該当する設備はない（以下、「泊に該当設備なし」と記載）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川では総称した記載としている</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違</p>
<p>(4) クラス1及びクラス2に属する施設のうち、屋内の空気を機器内に取り込む機構を有しそれにより降下火碎物の影響を受ける可能性がある施設</p>	<p>e. 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計測制御用電源設備（無停電電源装置） ・非常用所内電気設備（所内低圧系統） 	<p>e. 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全保護系計装盤 ・非常用の計装用インバータ（無停電電源装置） ・制御用空気圧縮機 	<p>【大飯】記載方針の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>
<p>(5) クラス3に属する施設及びその他の施設のうち、屋外に開口し降下火碎物を含む海水及び空気の流路となって、クラス1及びクラス2に属する施設に影響を及ぼす可能性がある施設</p> <p>なお、その他のクラス3に属する施設については、降下火碎物による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に除灰あるいは修復等の対応が可能とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>f. 降下火碎物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管 <p>(以下「非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水取水設備（除塵装置） 	<p>f. 降下火碎物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 <ul style="list-style-type: none"> ・取水装置（除塵設備） ・換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）のうち補助建屋空調装置、格納容器空調装置、試料採取室空調装置 	<p>【大飯】記載方針の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>上記により抽出した防護対象施設を第1.10.1表に示す。 【説明資料（1.3:P 山別添1-3～1-9）】</p> <p>1.10.1.5 降下火碎物の影響に対する防護対象施設の設計方針 降下火碎物の特徴から、防護対象施設に対し直接的又は間接的に影響を及ぼす可能性のある降下火碎物の影響に対する防護対象施設の設計方針を以下に示す。 (女川、泊は下段の「b. 直接的影響」に記載)</p> <p>1.10.1.5.1 直接的影響因子 降下火碎物の特徴及び防護対象施設の構造や設置状況等を考慮し、有意な影響を及ぼす可能性が考えられる直接的な影響因子を以下のとおり選定する。 (比較のため、6(火山)-7ページより再掲) (2) 降下火碎物の特徴 各種文献の調査結果より、降下火碎物は以下の特徴を有する。 a. 火山ガラス片、鉱物結晶片から成る⁽¹⁾。ただし、砂よりも硬度は低い⁽²⁾。 b. 硫酸等を含む腐食性のガス（以下「腐食性ガス」という。）が付着している⁽²⁾。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない⁽³⁾。 c. 水に濡れると導電性を生じる⁽²⁾。 d. 湿った降下火碎物は乾燥すると固結する⁽²⁾。 e. 降下火碎物粒子の融点は、一般的な砂に比べ約1,000°Cと低い⁽²⁾。 (比較のため、上段より再掲)</p> <p>1.10.1.5.1 直接的影響因子 降下火碎物の特徴及び防護対象施設の構造や設置状況等を考慮し、有意な影響を及ぼす可能性が考えられる直接的な影響因子を以下のとおり選定する。</p> <p>(1) 荷重 「荷重」について考慮すべき影響因子は、建屋又は屋外設備の上に堆積し静的な負荷を与える「構造物への静的負荷」、並びに建屋又は屋外設備に対し降灰時に衝撃を与える「粒子の衝突」である。 なお、評価に当たっては以下の荷重の組合せ等を考慮する。 a. 防護対象施設に常時作用する荷重、運転時荷重 防護対象施設に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、さらに施設の運転により重量して作用する</p>	<p>上記により抽出した評価対象施設等を第1.8.7-1表に示す。</p> <p>(4) 降下火碎物による影響の選定 降下火碎物の特徴及び評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して、降下火碎物が直接及ぼす影響（以下「直接的影響」という。）とそれ以外の影響（以下「間接的影響」という。）を選定する。</p> <p>a. 降下火碎物の特徴 各種文献の調査結果より、降下火碎物は以下の特徴を有する。 (a) 火山ガラス片、鉱物結晶片から成る⁽¹⁾。ただし、火山ガラス片は砂よりも硬度は低く⁽²⁾、主要な鉱物結晶片の硬度は砂同等又はそれ以下である⁽³⁾⁽⁴⁾。 (b) 硫酸等を含む腐食性のガス（以下「腐食性ガス」という。）が付着している⁽¹⁾。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない⁽⁵⁾。 (c) 水に濡れると導電性を生じる⁽¹⁾。 (d) 湿った降下火碎物は乾燥すると固結する⁽¹⁾。 (e) 降下火碎物粒子の融点は約1,000°Cであり、一般的な砂に比べ低い⁽¹⁾。</p> <p>b. 直接的影響 降下火碎物の特徴から直接的影響の要因となる荷重、閉塞、摩耗、腐食、大気汚染、水質汚染及び絶縁低下を抽出し、評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して直接的な影響因子を以下のとおり選定する。</p> <p>(a) 荷重 「荷重」について考慮すべき影響因子は、建屋及び屋外施設の上に堆積し静的な負荷を与える「構造物への静的負荷」及び建屋及び屋外施設に対し降灰時に衝撃を与える「粒子の衝突」である。 評価に当たっては以下の荷重の組合せを考慮する。 i) 評価対象施設等に常時作用する荷重、運転時荷重 評価対象施設等に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、内圧等の運転時荷重を適切に組み合わせ</p>	<p>・換気空調設備（主蒸気管室給気ガラリ）のうち主蒸気管室換気装置、タービン動補助給水ポンプ室換気装置</p> <p>上記により抽出した評価対象施設等を第1.8.8-1表に示す。</p> <p>(4) 降下火碎物による影響の選定 降下火碎物の特徴及び評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して、降下火碎物が直接及ぼす影響（以下「直接的影響」という。）とそれ以外の影響（以下「間接的影響」という。）を選定する。</p> <p>a. 降下火碎物の特徴 各種文献の調査結果より、降下火碎物は以下の特徴を有する。 (a) 火山ガラス片、鉱物結晶片から成る⁽¹⁾。ただし、火山ガラス片は砂よりも硬度は低く⁽²⁾、主要な鉱物結晶片の硬度は砂同等又はそれ以下である⁽³⁾⁽⁴⁾。 (b) 硫酸等を含む腐食性のガス（以下「腐食性ガス」という。）が付着している⁽¹⁾。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない⁽⁵⁾。 (c) 水に濡れると導電性を生じる⁽¹⁾。 (d) 湿った降下火碎物は乾燥すると固結する⁽¹⁾。 (e) 降下火碎物粒子の融点は約1,000°Cであり、一般的な砂に比べ低い⁽¹⁾。</p> <p>b. 直接的影響 降下火碎物の特徴から直接的影響の要因となる荷重、閉塞、摩耗、腐食、大気汚染、水質汚染及び絶縁低下を抽出し、評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して直接的な影響因子を以下のとおり選定する。</p> <p>(a) 荷重 「荷重」について考慮すべき影響因子は、建屋及び屋外施設の上に堆積し静的な負荷を与える「構造物への静的負荷」及び建屋及び屋外施設に対し降灰時に衝撃を与える「粒子の衝突」である。 評価に当たっては以下の荷重の組合せを考慮する。 i) 評価対象施設等に常時作用する荷重、運転時荷重 評価対象施設等に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、内圧等の運転時荷重を適切に組み合わせ</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊は下段の「b. 直接的影響」に記載)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-7ページより再掲)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-7ページより再掲)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
運転時の荷重を適切に組み合わせる。	る。 ii) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。	る。 ii) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。	【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （大飯は設計基準事故時荷重と降下火碎物による荷重との組合せが不要である旨を記載しているが、泊は設計方針を記載し、詳細は別添「4.5 設計荷重の設定」で説明する）
b. 設計基準事故時荷重 防護対象施設は、降下火碎物によって設計基準事故の起因とはならない設計とするため、設計基準事故とは独立事象である。 また、降下火碎物の降灰と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいことから、設計基準事故時荷重と降下火碎物による荷重との組合せは考慮しない。 仮に、防護対象施設への影響が小さく発生頻度が高い少量の降下火碎物の降灰と設計基準事故が同時に発生する場合、防護対象施設のうち設計基準事故時荷重が生じる施設としては動的機器である海水ポンプが考えられるが、設計基準事故時においても海水ポンプの圧力、温度が変わらず、機械的荷重が変化することはないため、設計基準事故時に生じる荷重の組合せは考慮しない。	iii) その他の自然現象の影響を考慮した荷重の組合せ 降下火碎物と火山以外の自然現象の組合せについては、荷重の影響において、降下火碎物、風（台風）及び積雪による組合せを考慮する。	iii) その他の自然現象の影響を考慮した荷重の組合せ 降下火碎物と組合せを考慮すべき火山以外の自然現象は、荷重の影響において風（台風）及び積雪であり、降下火碎物の荷重と適切に組み合わせる。	【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違
(2) 閉塞 「閉塞」について考慮すべき影響因子は、降下火碎物を含む海水が流路の狭隘部等を閉塞させる「水循環系の閉塞」、並びに降下火碎物を含む空気が機器の狭隘部や換気系の流路を閉塞させる「換気系、電気系及び計装制御系の機械的影響（閉塞）」である。	(b) 閉塞 「閉塞」について考慮すべき影響因子は、降下火碎物を含む海水が流路の狭隘部等を閉塞させる「水循環系の閉塞」及び降下火碎物を含む空気が機器の狭隘部や換気系の流路を閉塞させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）」である。	(b) 閉塞 「閉塞」について考慮すべき影響因子は、降下火碎物を含む海水が流路の狭隘部等を閉塞させる「水循環系の閉塞」及び降下火碎物を含む空気が機器の狭隘部や換気系の流路を閉塞させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）」である。	【大飯】記載表現の相違
(3) 磨耗 「磨耗」について考慮すべき影響因子は、降下火碎物を含む海水が流路に接触することにより配管等を磨耗させる「水循環系の内部における磨耗」、並びに降下火碎物を含む空気が動的機器の摺動部に侵入し磨耗させる「換気系、電気系及び計装制御系の機械的影響（磨耗）」である。	(c) 磨耗 「磨耗」について考慮すべき影響因子は、降下火碎物を含む海水が流路に接触することにより配管等を磨耗させる「水循環系の内部における磨耗」及び降下火碎物を含む空気が動的機器の摺動部に侵入し磨耗させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（磨耗）」である。	(c) 磨耗 「磨耗」について考慮すべき影響因子は、降下火碎物を含む海水が流路に接触することにより配管等を磨耗させる「水循環系の内部における磨耗」及び降下火碎物を含む空気が動的機器の摺動部に侵入し磨耗させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（磨耗）」である。	【大飯】記載表現の相違
(4) 腐食 「腐食」について考慮すべき影響因子は、降下火碎物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構造物の化学的影響（腐食）」、海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響（腐食）」、並びに換気系、電気系及び計装制御系において降下火碎物を含む空気の流路を腐食させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響（腐食）」である。	(d) 腐食 「腐食」について考慮すべき影響因子は、降下火碎物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構造物への化学的影響（腐食）」、換気系、電気系及び計測制御系において降下火碎物を含む空気の流路を腐食させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響（腐食）」である。	(d) 腐食 「腐食」について考慮すべき影響因子は、降下火碎物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構造物への化学的影響（腐食）」、換気系、電気系及び計測制御系において降下火碎物を含む空気の流路を腐食させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響（腐食）」である。	【大飯】記載表現の相違 ・記載順の相違あり、記載内容に相違なし

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(5) 大気汚染 「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が運転員の常駐する中央制御室内に侵入することによる居住性の劣化、並びに降下火砕物の除去、屋外設備の点検等、屋外における作業環境を劣化させる「発電所周辺の大気汚染」である。	(e) 大気汚染 「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が運転員の常駐する中央制御室内に侵入することによる居住性の劣化及び降下火砕物の除去、屋外施設の点検等、屋外における作業環境を劣化させる「発電所周辺の大気汚染」である。	(e) 大気汚染 「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が運転員の常駐する中央制御室内に侵入することによる居住性の劣化及び降下火砕物の除去、屋外施設の点検等、屋外における作業環境を劣化させる「発電所周辺の大気汚染」である。	【大飯】 記載表現の相違
(6) 水質汚染 「水質汚染」については、給水等に使用する発電所周辺の淡水等に降下火砕物が混入することによる汚染が考えられるが、発電所では純水装置により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けた淡水等を直接給水として使用しないこと、また水質管理を行っていることから、安全施設の安全機能には影響しない。	(f) 水質汚染 「水質汚染」については、給水源である河川水に降下火砕物が混入することによる汚染が考えられるが、発電所では給水処理設備により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けた河川水を直接給水として使用しないこと、また水質管理を行っていることから、安全施設の安全機能には影響しない。	(f) 水質汚染 「水質汚染」については、給水源である海水に降下火砕物が混入することによる汚染が考えられるが、発電所では給水処理設備により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けた海水を直接給水として使用しないこと、また水質管理を行っていることから、安全施設の安全機能には影響しない。	【大飯】記載表現の相違 【大飯、女川】 設計方針の相違 ・給水源の相違。ただし、水処理した給水を使用する点は同じ
(7) 絶縁低下 「絶縁低下」について考慮すべき影響因子は、湿った降下火砕物が、電気系及び計装制御系に導電性を生じさせることによる「計装盤の絶縁低下」である。 【説明資料（1.4:P 山別添1-10～1-12）】	(g) 絶縁低下 「絶縁低下」について考慮すべき影響因子は、湿った降下火砕物が、電気系及び計測制御系絶縁部に導電性を生じさせることによる「盤の絶縁低下」である。	(g) 絶縁低下 「絶縁低下」について考慮すべき影響因子は、湿った降下火砕物が、電気系及び計装制御系絶縁部に導電性を生じさせることによる「盤の絶縁低下」である。	【大飯】 記載表現の相違
1.10.1.5.2 間接的影響因子 (1) 外部電源喪失及びアクセス制限 降下火砕物によって発電所周辺にもたらされる影響により、発電所に間接的な影響を及ぼす因子は、湿った降下火砕物が送電線の碍子及び特高開閉所の充電露出部等に付着し絶縁低下を生じさせることによる広範囲における「外部電源喪失」、並びに降下火砕物が道路上に堆積し交通が途絶することによる「アクセス制限」である。 【説明資料（1.4:P 山別添1-12）】	c. 間接的影響 (a) 外部電源喪失及びアクセス制限 降下火砕物によって発電所に間接的な影響を及ぼす因子は、湿った降下火砕物が送電線の碍子、開閉所の充電露出部等に付着し絶縁低下を生じさせることによる広範囲にわたる送電網の損傷に伴う「外部電源喪失」及び降下火砕物が道路上に堆積することによる交通の途絶に伴う「アクセス制限」である。	c. 間接的影響 (a) 外部電源喪失及びアクセス制限 降下火砕物によって発電所に間接的な影響を及ぼす因子は、湿った降下火砕物が送電線の碍子、開閉所の充電露出部等に付着し絶縁低下を生じさせることによる広範囲にわたる送電網の損傷に伴う「外部電源喪失」及び降下火砕物が道路上に堆積することによる交通の途絶に伴う「アクセス制限」である。	【大飯】 記載方針の相違 【大飯】 記載表現の相違
1.10.1.6 防護対象施設の設計 降下火砕物が発電所の構築物、系統及び機器に及ぼす影響は、前述したとおり、「直接的影響因子」と「間接的影響因子」があり、各々に応じて、各構築物、系統及び機器についてこれらを適切に考慮した設計とする。	(5) 降下火砕物の直接的影響に対する設計 直接的影響については、評価対象施設等の構造や設置状況等(形状、機能、外気吸入や海水通水の有無等)を考慮し、想定される各影響因子に対して、影響を受ける各評価対象施設等が安全機能を損なわない以下の設計とする。	(5) 降下火砕物の直接的影響に対する設計 直接的影響については、評価対象施設等の構造や設置状況等(形状、機能、外気吸入や海水通水の有無)を考慮し、想定される各影響因子に対して、影響を受ける各評価対象施設等が安全機能を損なわない以下の設計とする。	【大飯】 記載表現の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 荷重</p> <p>a. 構造物への静的負荷 防護対象施設のうち、構造物への静的負荷を考慮すべき施設は、以下に示すとおり、降下火砕物が堆積しやすい屋根構造を有する建屋及び屋外施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器、 原子炉周辺建屋、 制御建屋、 廃棄物処理建屋 <p>・海水ポンプ</p> <p>当該施設の許容荷重が、降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより、構造健全性を失わず安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>a. 降下火砕物による荷重に対する設計</p> <p>(a) 構造物への静的負荷 評価対象施設等のうち、構造物への静的負荷を考慮すべき施設は、降下火砕物が堆積する以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋 原子炉建屋、 タービン建屋、 制御建屋 ・屋外に設置されている施設 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ）、 海水ストレーナ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）、 復水貯蔵タンク、 軽油タンク室、 軽油タンク室（H） ・降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管 <p>当該施設の許容荷重が、降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより、構造健全性を失わず安全機能を損なわない設計とする。若しくは、降下火砕物が堆積しにくい又は直接堆積しない構造とすることで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>評価対象施設等の建屋においては、建築基準法における一般地域の積雪の荷重の考え方方に準拠し、降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として扱う。</p> <p>また、降下火砕物による荷重と他の荷重を組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋 <p>原子炉建屋、タービン建屋および制御建屋は、各建屋の屋根スラブにおける建築基準法の短期許容応力度を許容限界とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋を除く評価対象施設等 	<p>a. 降下火砕物による荷重に対する設計</p> <p>(a) 構造物への静的負荷 評価対象施設等のうち、構造物への静的負荷を考慮すべき施設は、降下火砕物が堆積する以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋 原子炉建屋、 原子炉補助建屋、 ディーゼル発電機建屋、 循環水ポンプ建屋 ・屋外に設置されている施設 <p>A1, A2—燃料油貯油槽タンク室、 B1, B2—燃料油貯油槽タンク室、 A1, A2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ、 B1, B2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ</p> <p>・降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ディーゼル発電機排気消音器及び排気管</p> <p>当該施設の許容荷重が、降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより、構造健全性を失わず安全機能を損なわない設計とする。若しくは、降下火砕物が堆積しにくい又は直接堆積しない構造とすることで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>評価対象施設等の建屋においては、建築基準法における多雪区域の積雪の荷重の考え方方に準拠し、降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として扱う。</p> <p>また、降下火砕物による荷重と他の荷重を組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、 循環水ポンプ建屋 <p>原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋は、各建屋の屋根スラブにおける建築基準法の短期許容応力度を許容限界とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋を除く評価対象施設等 	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯、女川】 建屋名称の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違</p> <p>【女川】 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川は多雪区域ではないため、一般地域と記載しているが、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】 建屋名称の相違であり、評価方針に相違はない</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 粒子の衝突 防護対象施設のうち屋外施設は、降下火砕物の衝突によって構造健全性が失われないことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。 なお、粒子の衝突による影響については、「1.9. 竜巻防護に関する基本方針」に包絡される。</p> <p>(比較のため、6(火山)-23ページより再掲)</p> <p>a. 構造物の化学的影响（腐食） 防護対象施設のうち、降下火砕物による構造物の化学的影响（腐食）を考慮すべき施設は、以下に示すとおり、直接的な付着による影響が考えられる施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器、 原子炉周辺建屋、 制御建屋、 廃棄物処理建屋 <p>・海水ポンプ</p>	<p>許容応力を「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会）」等に準拠する。</p> <p>(b) 粒子の衝突 評価対象施設等のうち、建屋及び屋外施設は、「粒子の衝突」に対して、「1.8.2 竜巻防護に関する基本方針」に基づく設計によって、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 降下火砕物による荷重以外に対する設計 降下火砕物による荷重以外の影響は、構造物への化学的影响（腐食）、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影响（腐食）、電気系及び計測制御系に対する機械的影响（閉塞）及び化学的影响（腐食）等により安全機能を損なわない設計とする。 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計については、「c. 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計」に示す。</p> <p>(a) 構造物への化学的影响（腐食） 評価対象施設等のうち、構造物への化学的影响（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物の直接的な付着による影響が考えられる以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋 原子炉建屋、 タービン建屋、 制御建屋 ・屋外に設置されている施設 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ）、海水ストレーナ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）、非常用ガス処理系（屋外配管）、 排気筒、 復水貯蔵タンク、 軽油タンク室、 軽油タンク室（H） ・降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管 	<p>許容応力を「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会）」等に準拠する。</p> <p>(b) 粒子の衝突 評価対象施設等のうち、建屋及び屋外施設は、「粒子の衝突」に対して、「1.8.2 竜巻防護に関する基本方針」に基づく設計によって、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 降下火砕物による荷重以外に対する設計 降下火砕物による荷重以外の影響は、構造物への化学的影响（腐食）、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影响（腐食）、電気系及び計測制御系に対する機械的影响（閉塞）及び化学的影响（腐食）等により安全機能を損なわない設計とする。 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計については、「c. 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計」に示す。</p> <p>(a) 構造物への化学的影响（腐食） 評価対象施設等のうち、構造物への化学的影响（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物の直接的な付着による影響が考えられる以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋 原子炉建屋、 原子炉補助建屋、 ディーゼル発電機建屋、 循環水ポンプ建屋 ・屋外に設置されている施設 ・排気筒、 A1, A2—燃料油貯油槽タンク室、 B1, B2—燃料油貯油槽タンク室、 A1, A2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ、 B1, B2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ ・降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 (女川、大飯との比較のため、6(火山)-23ページより再掲) <p>【大飯、女川】 建屋名称の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 <p>【女川】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊に該当設備なし

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-20 ページより再掲)</p> <p>金属腐食研究の結果より、降下火碎物によって直ちに金属腐食を生じないが、外装の塗装等によって短期での腐食により安全機能を損なうことのない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(2) 閉塞</p> <p>a. 水循環系の閉塞</p> <p>防護対象施設のうち、水循環系の閉塞を考慮すべき施設は、降下火碎物を含む海水の流路となる海水ポンプ、海水ストレーナ及び取水設備（これらの下流の設備を含む。）である。</p> <p>前述のとおり降下火碎物は粘土質ではないことから水中で固まり閉塞することはないが、当該施設は、降下火碎物の粒径（最大 1mm）に対し十分大きな流水部を設けることにより、流路及びポンプ軸受部の狭隘部等が閉塞しない設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-22 ページより再掲)</p> <p>a. 水循環系の内部における磨耗</p> <p>防護対象施設のうち、降下火碎物による水循環系の内部における磨耗を考慮すべき施設は、降下火碎物を含む海水を取り込む施設である海水ポンプ、海水ストレーナ及び取水設備（これらの下流の設備を含む。）である。降下火碎物は砂よりも硬度が低くもろいことから磨耗による影響は小さい。また当該施設については、降灰時の特別点検、その後の日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、磨耗により安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>金属腐食研究の結果より、降下火碎物に含まれる腐食性ガスによって直ちに金属腐食を生じないが、外装の塗装等によって短期での腐食により、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(b) 水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）評価対象施設等のうち、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降下火碎物を含む海水の流路となる施設 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ）、海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備 ・降下火碎物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 海水取水設備（除塵装置） <p>降下火碎物は粘土質ではないことから水中で固まり閉塞することはないが、当該施設については、降下火碎物の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、海水の流路となる施設が閉塞しない設計とする。</p> <p>内部における摩耗については、主要な降下火碎物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>金属腐食研究の結果より、降下火碎物に含まれる腐食性ガスによって直ちに金属腐食を生じないが、外装の塗装等によって短期での腐食により、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(b) 水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）評価対象施設等のうち、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降下火碎物を含む海水の流路となる施設 原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 ・降下火碎物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 取水装置（除塵設備） <p>降下火碎物は粘土質ではないことから水中で固まり閉塞することはないが、当該施設については、降下火碎物の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、海水の流路となる施設が閉塞しない設計とする。</p> <p>内部における摩耗については、主要な降下火碎物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <p>・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-22 ページより再掲)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6(火山)-23 ページより再掲)</p> <p>b. 水循環系の化学的影響（腐食）</p> <p>防護対象施設のうち、水循環系の化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む海水を取り込む施設である海水ポンプ、海水ストレーナ及び取水設備（これらの下流の設備を含む。）である。</p> <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>（比較のため、6(火山)-21 ページより再掲）</p> <p>b. 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）</p> <p>防護対象施設のうち、降下火砕物による機械的影響（閉塞）を考慮すべき施設は、以下に示すとおり、降下火砕物を含む空気を取り入れる可能性がある施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ（海水ポンプモータ）、主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管、ディーゼル発電機機関、ディーゼル発電機消音器、換気空調設備、排気筒 <p>なお、海水ポンプモータは「電気系及び計測制御系」に該当し、それ以外は「換気系」に該当する。</p> <p>各施設の構造上の対応として、海水ポンプ（海水ポンプモータ）は開口部を全閉構造とすること、ディーゼル発電機機関、ディーゼル発電機消音器及び換気空調設備は屋外の開口部を下向きの構造とすること、また主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管等のその他の施設については開口部や配管の形状等により、降下火砕物が流路に侵入した場合でも閉塞しない設計とする。</p>	<p>化学的影響（腐食）については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(c) 電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食）</p> <p>評価対象施設等のうち、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に設置されている施設 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） <p>機械的影響（閉塞）については、海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ）の電動機本体は外気と遮断された全閉構造、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の空気冷却器の冷却管内径及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機の冷却流路は降下火砕物粒径以上の幅を設ける構造とすることにより、機械的影響（閉塞）により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>化学的影響（腐食）については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(c) 電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食）</p> <p>評価対象施設等のうち、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食）を考慮すべき屋外に設置されている施設はない。</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは屋内施設であるが、仮に、自然換気による外気の流入により、降下火砕物が循環海水ポンプ建屋内に侵入した場合でも、機械的影響（閉塞）については、原子炉補機冷却海水ポンプの電動機本体は外気と遮断された全閉構造、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の空気冷却器の冷却管内径及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機の冷却流路は降下火砕物粒径以上の幅を設ける構造とすることにより、機械的影響（閉塞）により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-23 ページより再掲）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-21 ページより再掲）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 【大飯、女川】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊は評価対象となる屋外施設なし）</p> <p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・仮に降下火砕物が流路に侵入した場合の機械的影響（閉塞）評価を記載</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載表現の相違 【女川】 設備の相違 ・泊に該当設備なし</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-23ページより再掲)</p> <p>c. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食） 防護対象施設のうち、降下火砕物による化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気を取り入れ、かつ腐食により安全機能に影響を及ぼす可能性が考えられる海水ポンプ（海水ポンプモータ（電気系及び計装制御系））、排気筒（換気系）である。 金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、塗装の実施等によって、腐食により安全機能を損なうことのない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-24ページより再掲)</p> <p>(6) 絶縁低下 a. 計装盤の絶縁低下 計装盤のうち、絶縁低下を考慮すべき防護対象施設は、空気を取り込む機構を有する安全保護系計装盤であり、屋内に侵入した降下火砕物を取り込むことによる影響を考慮する。</p> <p>当該機器の設置場所は安全補機開閉器室空調装置にて空調管理されており、本換気空調設備の外気取入口には平型フィルタを設置し、これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、降下火砕物の侵入に対して他の換気空調設備に比べて高い防護性能を有しているが、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、本換気空調設備については、外気取入ダンバの閉止及び閉回路循環運転を可能とすることにより、安全補機開閉器室内への降下火砕物の侵入を防止することが可能である。</p> <p>これらフィルタの設置により侵入に対する高い防護性能を有すること、また外気取入ダンバの閉止及び閉回路循環運転による侵入防止が可能な設計とすることにより、降下火砕物の付着による絶縁低下による影響を防止し、安全保護系計装盤の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（1.5:P 山-別添1-12～1-14） (1.6:P 山-別添1-15～1-16)】</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>化学的影響（腐食）については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(d) 絶縁低下及び化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、絶縁低下及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。 ・外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</p> <p>計測制御用電源設備（無停電電源装置）、非常用所内電気設備（所内低圧系統）</p> <p>当該施設の設置場所は原子炉補機室換気空調系及び計測制御電源室換気空調系にて空調管理されており、本換気空調系の外気取入口にはバグフィルタを設置していることから、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>バグフィルタの設置により降下火砕物の侵入に対する高い防護性能を有することにより、降下火砕物の付着に伴う絶縁低下及び化学的影響（腐食）による影響を防止し、計測制御用電源設備（無停電電源装置）、非常用所内電気設備（所内低圧系統）の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>化学的影響（腐食）については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(d) 絶縁低下及び化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、絶縁低下及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。 ・外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</p> <p>安全保護系計装盤、非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）</p> <p>当該施設の設置場所は安全補機開閉器室空調装置及び原子炉補助建屋空調装置にて空調管理されており、本換気空調設備の外気取入口には平型フィルタを設置し、これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、安全補機開閉器室空調装置については、外気取入ダンバの閉止及び閉回路循環運転を可能とすることで、安全補機開閉器室内への降下火砕物の侵入を防止することが可能である。</p> <p>これらのフィルタの設置により降下火砕物の侵入に対する高い防護性能を有することにより、降下火砕物の付着に伴う絶縁低下及び化学的影響（腐食）による影響を防止し、安全保護系計装盤、非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-23ページより再掲）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-24ページより再掲） 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】 評価対象設備の相違</p> <p>【女川】 名称の相違 ・空調名称の相違ではない 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違（火山灰の除去の観点では同等の性能を有する） 【女川】設計方針の相違 ・泊の運用を明記</p> <p>【女川】設備の相違 ・大飯と泊は平型フィルタと粗フィルタを設置している 【女川】評価対象設備の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(6(火山)-21 ページより再掲)	c. 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対して、以下のとおり安全機能を損なわない設計とする。 (a) 機械的影響（閉塞） 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響（閉塞）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気を取り入れる可能性がある施設である。 ・海水ポンプ（海水ポンプモータ）， ディーゼル発電機機関， ディーゼル発電機消音器， 換気空調設備， 排気筒 主蒸気逃がし弁消音器， 主蒸気安全弁排気管， タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管， (比較のため、6(火山)-22 ページより再掲) ディーゼル発電機機関は、フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。 排気筒は、排気により降下火砕物が侵入しにくい設計とし、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒の構造から排気流路が閉塞しない設計とする。また、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒内部の点検、並びに状況に応じて除去等の対応が可能な設計とする。 (比較のため、6(火山)-22 ページより再掲) また、設備対応として、外気を取り入れる換気空調設備及びディーゼル発電機消音器にそれぞれフィルタを設置することにより、フィルタより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、さらに降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取替えが可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。	c. 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対して、以下のとおり安全機能を損なわない設計とする。 (a) 機械的影響（閉塞） 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響（閉塞）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気の流路となる以下の施設である。 ・降下火砕物を含む空気の流路となる施設 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）， 非常用換気空調系（外気取入口）， 排気筒， 非常用ガス処理系（屋外配管） 各施設の構造上の対応として、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、吸気口上流側の外気取入口にルーバーが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計とする。 排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）は、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）の構造から排気流路が閉塞しない設計とすることにより、降下火砕物の影響に対して機能を損なわない設計とする。 また、外気を取り入れる非常用換気空調系（外気取入口）及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の空気の流路にそれぞれバグフィルタを設置することにより、フィルタマッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、さらに降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取替え又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-21 ページより再掲） 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】設備名称の相違 ・泊はディーゼル発電機のうち、機関とフィルタが設置されている吸気消音器に分けて記載 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし 【女川】名称の相違 ・空調名称の相違であり、評価方針に相違はない 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-22 ページより再掲） 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし ・プラント設計の相違により泊の外気取入口はガラリフードを設置 【大飯】記載方針の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-22 ページより再掲） 【大飯】記載表現の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-22ページより再掲) 主蒸気逃がし弁又は主蒸気安全弁は、開口部に降下火砕物が侵入した場合でも消音器や配管の形状により閉塞しにくい設計とし、また仮に弁出口配管内に降下火砕物が侵入し堆積した場合でも、弁の吹出しにより流路を確保し閉塞しない設計とする。</p> <p>(6(火山)-22ページより再掲) b. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（磨耗） 防護対象施設のうち、降下火砕物による機械的影響（磨耗）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気を取り込む施設で摺動部を有するディーゼル発電機機関、並びに屋内の空気を取り込む機構を有する制御用空気圧縮機である。なお、いずれも「換気系」に該当する。</p> <p>降下火砕物は砂よりも硬度が低くもろいことから、磨耗の影響は小さい。 構造上の対応として、開口部を下向きとすることにより侵入しにくい構造とし、</p>	<p>非常用ディーゼル発電設備ディーゼル機関は、フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>(b) 機械的影響（磨耗） 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響（磨耗）を考慮すべき施設は、以下の施設である。 • 降下火砕物を含む空気の流路となる施設のうち摺動部を有する施設 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗の影響は小さい。 構造上の対応として、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、吸気口上流側の外気取入口にルーバーが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより非常用ディーゼル発電設備ディーゼル機関に降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p>	<p>主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁は、開口部に降下火砕物が侵入した場合でも消音器や配管の形状により閉塞しにくい設計とし、また仮に弁出口配管内に降下火砕物が侵入し堆積した場合でも、弁の吹出しにより流路を確保し閉塞しない設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機機関は、フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>(b) 機械的影響（磨耗） 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響（磨耗）を考慮すべき施設は、以下の施設である。 • 降下火砕物を含む空気の流路となる施設のうち摺動部を有する施設 ディーゼル発電機機関 • 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設のうち摺動部を有する施設 制御用空気圧縮機 主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗の影響は小さい。 構造上の対応として、ディーゼル発電機機関及び屋内の空気を取り込む機構を有する制御用空気圧縮機は、吸気口上流側の外気取入口にガラリフードが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることによりディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機に降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違（火山灰の除去の観点では同等の性能を有する） 【大飯】記載方針の相違 • 女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-22ページより再掲） 【女川】設計方針の相違 • プラント設計の違いによる対象設備の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 • 女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-22ページより再掲） 【女川】設備名称の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(6(火山)-22, 23 ページより再掲) 仮に当該施設の内部に降下火砕物が侵入した場合でも耐摩耗性のある材料を使用することにより、磨耗により安全機能を損なうことのない設計とする。 設備対応として、外気を取り入れる換気空調設備及びディーゼル発電機消音器にそれぞれフィルタを設置することにより、フィルタより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、また換気空調設備においては、前述のフィルタの設置、さらに外気取入口ダブルの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止することが可能な設計とする。 (比較のため、6(火山)-23 ページより再掲) c. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食） 防護対象施設のうち、降下火砕物による化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気を取り入れ、かつ腐食により安全機能に影響を及ぼす可能性が考えられる海水ポンプ（海水ポンプモータ（電気系及び計装制御系）、排気筒（換気系）である。	また、仮に非常用ディーゼル発電設備ディーゼル機関の内部に降下火砕物が侵入した場合でも耐摩耗性のある材料を使用することで、摩耗により非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を損なわない設計とする。 外気を取り入れる非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の空気の流路にバグフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、摩耗により非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を損なわない設計とする。	また、仮にディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機の内部に降下火砕物が侵入した場合でも耐摩耗性のある材料を使用することで、摩耗によりディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機の安全機能を損なわない設計とする。	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-22, 23 ページより再掲） 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違 【大飯】運用の相違 ・換気空調設備の相違による運用の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-23 ページより再掲） 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし 【女川】名称の相違 ・換気空調設備の相違であり、評価方針に相違はない 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違
金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、塗装の実施等によって、腐食により安全機能を損なうことのない設計とする。 なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。 (比較のため、6(火山)-24 ページより再掲) (5) 大気汚染 a. 発電所周辺の大気汚染 降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が、中央制御室空調装置の外気取入口を通じて中央制御室に侵入しないよう、外気取入口のガラリを下向きの構造とし、さらに平型フィルタを設置することにより、降下火砕物が外気取入口に到達した場合であってもフィルタより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とする。	(c) 化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。 ・降下火砕物を含む空気の流路となる施設 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）， 非常用換気空調系（外気取入口）， 排気筒， 非常用ガス処理系（屋外配管） (d) 大気汚染（発電所周辺の大気汚染） 大気汚染を考慮すべき中央制御室は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が、中央制御室換気空調系の外気取入口を通じて中央制御室に侵入しないようバグフィルタを設置することにより、降下火砕物が外気取入口に到達した場合であってもフィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とする。	(c) 化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。 ・降下火砕物を含む空気の流路となる施設 ディーゼル発電機機関， ディーゼル発電機吸気消音器， 換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）， 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）， 排気筒， 主蒸気逃がし弁消音器， 主蒸気安全弁排気管， ターピン動補助給水ポンプ排気管 (d) 大気汚染（発電所周辺の大気汚染） 大気汚染を考慮すべき中央制御室は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が、中央制御室換気空調装置の外気取入口を通じて中央制御室に侵入しないよう平型フィルタを設置することにより、降下火砕物が外気取入口に到達した場合であってもフィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とする。	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-24 ページより再掲） 【大飯】記載表現の相違 【女川】名称の相違 【女川】設計方針の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、降下火砕物の侵入に対して他の換気空調設備に比べて高い防護性能を有しているが、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、中央制御室空調装置については、外気取入ダンバの閉止及び閉回路循環運転を可能とすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止すること、さらに外気取入遮断時において室内の居住性を確保するため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>（比較のため、6(火山)-25ページより再掲）</p> <p>1. 10. 1. 6. 2 間接的影響に対する設計方針</p> <p>降下火砕物による間接的影響には、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、原子炉の停止、並びに停止後の原子炉及び使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が燃料油貯蔵タンク及び重油タンクからディーゼル発電機への燃料供給（タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給を含む。）、並びにディーゼル発電機により継続でき、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（1.6:P 山-別添1-15）】</p> <p>（比較のため、6(火山)-16、18ページに記載）</p> <p>b. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影响（閉塞）</p> <p>防護対象施設のうち、降下火砕物による機械的影響（閉塞）を考慮すべき施設は、以下に示すとおり、降下火砕物を含む空気を取り入れる可能性がある施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ（海水ポンプモータ）、主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管、ディーゼル発電機機関、ディーゼル発電機消音器、換気空調設備、排気筒 <p>なお、海水ポンプモータは「電気系及び計装制御系」に該当し、それ以外は「換気系」に該当する。</p> <p>各施設の構造上の対応として、海水ポンプ（海水ポンプモータ）は開口部を全閉構造とすること、ディーゼル発電機機関、ディーゼル発電機消音器及び換気空調設備は屋外の開口部を下向きの構造とすること、また主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管等のその他の施設については開口部や配管の形状等により、降下火砕物が流路に侵入した場合でも閉塞しない設計とする。</p>	<p>また、中央制御室換気空調系については、外気取入ダンバの閉止及び事故時運転モードとすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>さらに外気取入遮断時において、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内の居住性を確保する設計とする。</p> <p>（6）降下火砕物の間接的影響に対する設計方針</p> <p>降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合については、降下火砕物に対して非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却並びに使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>電源の供給に関する設計方針は、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p>	<p>これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、降下火砕物の侵入に対して他の換気空調設備に比べて高い防護性能を有しているが、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、中央制御室空調装置については、外気取入ダンバの閉止及び閉回路循環運転とすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>さらに外気取入遮断時において、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内の居住性を確保する設計とする。</p> <p>（6）降下火砕物の間接的影響に対する設計方針</p> <p>降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合については、降下火砕物に対してディーゼル発電機の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却並びに使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給がディーゼル発電機により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>電源の供給に関する設計方針は、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p>	<p>・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違 【女川】 設計方針の相違 ・プラント設計の相違 【女川】 空調名称及び運転モードにおける名称の相違 【大飯】 記載表現の相違 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （女川、泊との比較のため、6(火山)-25ページより再掲） 【大飯】 記載表現の相違 【女川】 設備名称の相違 【女川】 設備の相違 ・泊に該当設備なし 【大飯】 運用の相違 ・大飯は間接的影響の設計方針としてタンクローリーによる燃料補給を行う 【大飯】 記載方針の相違 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （女川、泊との比較のため、6(火山)-16、18ページに記載）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、設備対応として、外気を取り入れる換気空調設備及びディーゼル発電機消音器にそれぞれフィルタを設置することにより、フィルタより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、さらに降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取替えが可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-19ページに記載)</p> <p>主蒸気逃がし弁又は主蒸気安全弁は、開口部に降下火砕物が侵入した場合でも消音器や配管の形状により閉塞しにくい設計とし、また仮に弁出口配管内に降下火砕物が侵入し堆積した場合でも、弁の吹出しにより流路を確保し閉塞しない設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-18ページに記載)</p> <p>ディーゼル発電機機関は、フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>排気筒は、排気により降下火砕物が侵入しにくい設計とし、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒の構造から排気流路が閉塞しない設計とする。また、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒内部の点検、並びに状況に応じて除去等の対応が可能な設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-15ページに記載)</p> <p>(3) 磨耗</p> <p>a. 水循環系の内部における磨耗</p> <p>防護対象施設のうち、降下火砕物による水循環系の内部における磨耗を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む海水を取り込む施設である海水ポンプ、海水ストレーナ及び取水設備（これらの下流の設備を含む。）である。降下火砕物は砂よりも硬度が低くもろいことから磨耗による影響は小さい。また当該施設については、降灰時の特別点検、その後の日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、磨耗により安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-19, 20ページに記載)</p> <p>b. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（磨耗）</p> <p>防護対象施設のうち、降下火砕物による機械的影響（磨耗）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気を取り込む施設で摺動部を有するディーゼル発電機機関、並びに屋内の空気を取り込む機構を有する制御用空気圧縮機である。なお、いずれも「換気系」に該当する。</p> <p>降下火砕物は砂よりも硬度が低くもろいことから、磨耗の影響は小さい。</p> <p>構造上の対応として、開口部を下向きとすることにより侵入しにくい構造とし、仮に当該施設の内部に降下火砕物が侵入した場合でも耐磨耗性のある材料を使用することにより、磨耗により安全機能を損なうことのない設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-19ページに記載)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-18ページに記載)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-15ページに記載)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-19, 20ページに記載)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設備対応として、外気を取り入れる換気空調設備及びディーゼル発電機消音器にそれぞれフィルタを設置することにより、フィルタより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、また換気空調設備においては、前述のフィルタの設置、さらに外気取入ダンバの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止することが可能な設計とする。</p> <p>（比較のため、6(火山)-14ページに記載）</p> <p>(4) 腐食</p> <p>a. 構造物の化学的影響（腐食）</p> <p>防護対象施設のうち、降下火砕物による構造物の化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下に示すとおり、直接的な付着による影響が考えられる施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、制御建屋、廃棄物処理建屋 ・海水ポンプ <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、外装の塗装等によって短期での腐食により安全機能を損なうことのない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>（比較のため、6(火山)-16ページに記載）</p> <p>b. 水循環系の化学的影響（腐食）</p> <p>防護対象施設のうち、水循環系の化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む海水を取り込む施設である海水ポンプ、海水ストレーナ及び取水設備（これらの下流の設備を含む。）である。</p> <p>（比較のため、6(火山)-15ページに記載）</p> <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により安全機能を損なうことのない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>（比較のため、6(火山)-17, 20ページに記載）</p> <p>c. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食）</p> <p>防護対象施設のうち、降下火砕物による化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気を取り入れ、かつ腐食により安全機能に影響を及ぼす可能性が考えられる海水ポンプ（海水ポンプモータ（電気系及び計装制御系））、排気筒（換気系）である。</p> <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、塗装の実施等によって、腐食により安全機能を損なうことのない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-14ページに記載)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-16ページに記載)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-15ページに記載)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-17, 20ページに記載)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-20, 21ページに記載)</p> <p>(5) 大気汚染</p> <p>a. 発電所周辺の大気汚染</p> <p>降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が、中央制御室空調装置の外気取入口を通じて中央制御室に侵入しないよう、外気取入口のガラリを下向きの構造とし、さらに平型フィルタを設置することにより、降下火砕物が外気取入口に到達した場合であってもフィルタより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とする。</p> <p>これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、降下火砕物の侵入に対して他の換気空調設備に比べて高い防護性能を有しているが、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、中央制御室空調装置については、外気取入ダンバの閉止及び閉回路循環運転を可能とすることにより、中央制御室への降下火砕物の侵入を防止すること、さらに外気取入遮断時において室内の居住性を確保するため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>(比較のため、6(火山)-17ページに記載)</p> <p>(6) 絶縁低下</p> <p>a. 計装盤の絶縁低下</p> <p>計装盤のうち、絶縁低下を考慮すべき防護対象施設は、空気を取り込む機構を有する安全保護系計装盤であり、屋内に侵入した降下火砕物を取り込むことによる影響を考慮する。</p> <p>当該機器の設置場所は安全補機開閉器室空調装置にて空調管理されており、本換気空調設備の外気取入口には平型フィルタを設置し、これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、降下火砕物の侵入に対して他の換気空調設備に比べて高い防護性能を有しているが、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、本換気空調設備については、外気取入ダンバの閉止及び閉回路循環運転を可能とすることにより、安全補機開閉器室内への降下火砕物の侵入を防止することが可能である。</p> <p>これらフィルタの設置により侵入に対する高い防護性能を有すること、また外気取入ダンバの閉止及び閉回路循環運転による侵入防止が可能な設計とすることにより、降下火砕物の付着による絶縁低下による影響を防止し、安全保護系計装盤の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料 (1.5 : P 山-別添 1-12~1-14) (1.6 : P 山-別添 1-15~1-16)】</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-20, 21ページに記載)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-17ページに記載)</p>

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-21ページに記載)</p> <p>1.10.1.6.2間接的影響に対する設計方針</p> <p>降下火砕物による間接的影響には、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、原子炉の停止、並びに停止後の原子炉及び使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が燃料油貯蔵タンク及び重油タンクからディーゼル発電機への燃料供給（タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給を含む。）、並びにディーゼル発電機により継続でき、安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料（1.6:P 山別添1-15）】</p>			【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-21ページに記載）
<p>1.10.2手順等</p> <p>降下火砕物の降灰時における手順については、降灰時の特別点検、除灰（資機材を含む。）等の対応を適切に実施するため、以下について定める。</p> <p>(1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の構築物等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、防護対象施設等に堆積した降下火砕物の除灰を実施する。さらに、ディーゼル発電機の燃料供給に用いるアクセスルートについて、状況に応じて除灰を実施する。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、防護対象施設に対する特別点検を行い、降下火砕物の降灰による影響が考えられる設備等があれば、状況に応じて補修等を行う。</p> <p>(3) 降灰が確認された場合には、外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>(4) 降灰が確認された場合には、換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて、点検によりフィルタ差圧を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。</p> <p>(5) 降灰が確認された場合には、ディーゼル発電機消音器のフィルタについて、点検によりディーゼル発電機の排気温度等を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。</p> <p>(6) 降灰が確認された場合には、水循環系のストレーナについて、差圧を確認するとともに、状況に応じて洗浄を行う。</p>	<p>1.8.7.2手順等</p> <p>降下火砕物の降灰時における手順について、降下火砕物の除去（資機材含む。）等の対応を適切に実施するため、以下について手順を定める。</p> <p>(1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火砕物の除去を適切に実施する手順を定める。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、状況に応じて外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は事故時運転モードへの切替えにより、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する手順を定める。</p> <p>(3) 降灰が確認された場合には、非常用換気空調系の外気取入口のバグフィルタについて、バグフィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。</p>	<p>1.8.8.2手順等</p> <p>降下火砕物の降灰時における手順について、降下火砕物の除去（資機材含む。）等の対応を適切に実施するため、以下について手順を定める。</p> <p>(1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火砕物の除去を適切に実施する手順を定める。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、評価対象施設に対する特別点検を行い、降下火砕物の降灰による影響が考えられる設備等があれば、その状況に応じて補修等を行う手順を定める。</p> <p>(3) 降灰が確認された場合には、状況に応じて外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する手順を定める。</p> <p>(4) 降灰が確認された場合には、換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて、平型フィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。</p> <p>(5) 降灰が確認された場合には、ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタについて、点検によりディーゼル発電機の排気温度等を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。</p> <p>(6) 降灰が確認された場合には、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについて、差圧を確認するとともに、状況に応じて洗浄を行う。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】運用の相違 ・大飯は間接的影響の設計方針としてタンクローリーによる給油を行いうためアクセスルートの除灰を記載</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は特別点検や補修等の対応手順を定めている</p> <p>【女川】空調名称及び運転モードにおける名称の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違（火山灰の除去の観点では同等の性能を有する）</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は降灰に伴うディーゼル発電機消音器、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ、原子炉補機冷却海水ポンプ及び開閉所設備の</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) 降灰が確認された場合には、開閉所設備の碍子洗浄を行う。</p> <p>(8) 降灰後の腐食等の中長期的な影響については、日常巡回点検や定期点検等により腐食等による異常がないか確認を行い、異常が確認された場合には、状況に応じて塗替塗装等の対応を行う。</p> <p>(9) 火山事象に対する運用管理に万全を期すため、必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、降下火砕物による施設への影響を生じさせないための運用管理に関する教育を実施する。</p>	<p>1.8.7.3 参考文献</p> <p>(1) 広域的な火山防災対策に係る検討会（第3回）資料2、内閣府 (2) 「シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状」武若耕司、コンクリート工学、Vol. 42, 2004 (3) 「新編火山灰アトラス[日本列島とその周辺]. 第2刷」町田洋ほか、東京大学出版会、2011 (4) 「理科年表（2017）」国立天文台編 (5) 「火山環境における金属材料の腐食」出雲茂人、末吉秀一ほか、防食技術 Vol. 39, 1990</p>	<p>(7) 降灰が確認された場合には、開閉所設備の除灰及び必要に応じて碍子清掃を行う。</p> <p>(8) 降灰後の腐食等の中長期的な影響については、日常保守点検や定期点検等により腐食等による異常がないか確認を行い、異常が確認された場合には、その状況に応じて塗替塗装等の対応を行う。</p> <p>(9) 火山事象に対する運用管理に万全を期すため、必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、降下火砕物による施設への影響を生じさせないための運用管理に関する教育を実施する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 （大飯は「1.13 参考文献」（6 火山-30 ページ）に記載）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																					
<p>第 1.10.1 表 防護対象施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th><th>火山影響評価の対象施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全機能の重要度分類ク ラス 1 及びクラス 2 に属する施設を内包し、降下火砕物による影響から防護する建屋</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器 原子炉周辺建屋 制御建屋 廃棄物処理建屋 </td></tr> <tr> <td>安全機能の重要度分類ク ラス 1 及びクラス 2 に属する施設のうち、屋外に設置されている施設、並びに屋内にあっても屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となる施設</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ 海水ストレーナ 主蒸気逃がし弁（消音器） 主蒸気安全弁（排気管） タービン動補助給水ポンプ（蒸気大気放出管） 排気筒 ディーゼル発電機 </td></tr> <tr> <td>安全機能の重要度分類ク ラス 1 及びクラス 2 に属する施設のうち、屋内の空気を機器内に取り込む機構を有し、それにより降下火砕物の影響を受ける可能性がある施設</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機 </td></tr> <tr> <td>安全機能の重要度分類ク ラス 3 に属する施設及びその他の施設のうち、屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となって、安全機能の重要度分類クラス 1 及びクラス 2 に属する施設に影響を及ぼす可能性のある施設</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 取水設備 換気空調設備（給気系外気取入口） [中央制御室空調装置、安全補機開閉器室換気空調設備、ディーゼル発電機室換気空調設備、タービン動補助給水ポンプ室換気空調設備、電動補助給水ポンプ室換気空調設備、主蒸気配管室換気空調設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、制御用空気圧縮機室換気空調設備、放射線管理室空調装置] </td></tr> </tbody> </table> <p>【説明資料（1.3 : P 山別添 1-3～1-9）】</p>	施設区分	火山影響評価の対象施設	安全機能の重要度分類ク ラス 1 及びクラス 2 に属する施設を内包し、降下火砕物による影響から防護する建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器 原子炉周辺建屋 制御建屋 廃棄物処理建屋 	安全機能の重要度分類ク ラス 1 及びクラス 2 に属する施設のうち、屋外に設置されている施設、並びに屋内にあっても屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ 海水ストレーナ 主蒸気逃がし弁（消音器） 主蒸気安全弁（排気管） タービン動補助給水ポンプ（蒸気大気放出管） 排気筒 ディーゼル発電機 	安全機能の重要度分類ク ラス 1 及びクラス 2 に属する施設のうち、屋内の空気を機器内に取り込む機構を有し、それにより降下火砕物の影響を受ける可能性がある施設	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機 	安全機能の重要度分類ク ラス 3 に属する施設及びその他の施設のうち、屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となって、安全機能の重要度分類クラス 1 及びクラス 2 に属する施設に影響を及ぼす可能性のある施設	<ul style="list-style-type: none"> 取水設備 換気空調設備（給気系外気取入口） [中央制御室空調装置、安全補機開閉器室換気空調設備、ディーゼル発電機室換気空調設備、タービン動補助給水ポンプ室換気空調設備、電動補助給水ポンプ室換気空調設備、主蒸気配管室換気空調設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、制御用空気圧縮機室換気空調設備、放射線管理室空調装置] 	<p>第 1.8.7-1 表 評価対象施設等の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>評価対象施設等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建屋</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 </td></tr> <tr> <td>屋外に設置されている施設</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） 海水ストレーナ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ） 非常用ガス処理系（屋外配管） 排気筒 復水貯蔵タンク 軽油タンク室（H） </td></tr> <tr> <td>降下火砕物を含む海水の流路となる施設</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） 海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備 </td></tr> <tr> <td>降下火砕物を含む空気の流路となる施設</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 非常用換気空調系（外気取入口）[中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系] 非常用ガス処理系（屋外配管） 排気筒 </td></tr> <tr> <td>外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御用電源設備（無停電電源装置） 非常用所内電気設備（所内低圧系統） </td></tr> <tr> <td>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備含む。）排気消音器及び排気管 海水取水設備（除塵装置） </td></tr> </tbody> </table> <p>第 1.8.8-1 表 評価対象施設等の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>評価対象施設等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建屋</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 ディーゼル発電機建屋 循環水ポンプ建屋 </td></tr> <tr> <td>屋外に設置されている施設</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 排気筒 A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管 </td></tr> <tr> <td>降下火砕物を含む海水の流路となる施設</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 </td></tr> <tr> <td>降下火砕物を含む空気の流路となる施設</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機 換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）[ディーゼル発電機室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置及び電動補助給水ポンプ室換気装置] 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）[中央制御室空調装置、安全補機開閉器室空調装置] 排気筒 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管 </td></tr> <tr> <td>外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 非常用の計装用インバータ（無停電電源装置） 制御用空気圧縮機 </td></tr> <tr> <td>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 取水装置（除塵設備） 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）[補助建屋空調装置、格納容器空調装置、試料採取室空調装置] 換気空調設備（主蒸気管室給気ガラリ）[主蒸気管室換気装置、タービン動補助給水ポンプ室換気装置] </td></tr> </tbody> </table>	設備区分	評価対象施設等	建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 	屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） 海水ストレーナ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ） 非常用ガス処理系（屋外配管） 排気筒 復水貯蔵タンク 軽油タンク室（H） 	降下火砕物を含む海水の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） 海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備 	降下火砕物を含む空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 非常用換気空調系（外気取入口）[中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系] 非常用ガス処理系（屋外配管） 排気筒 	外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御用電源設備（無停電電源装置） 非常用所内電気設備（所内低圧系統） 	外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備含む。）排気消音器及び排気管 海水取水設備（除塵装置） 	設備区分	評価対象施設等	建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 ディーゼル発電機建屋 循環水ポンプ建屋 	屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒 A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管 	降下火砕物を含む海水の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 	降下火砕物を含む空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機 換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）[ディーゼル発電機室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置及び電動補助給水ポンプ室換気装置] 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）[中央制御室空調装置、安全補機開閉器室空調装置] 排気筒 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管 	外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 非常用の計装用インバータ（無停電電源装置） 制御用空気圧縮機 	外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 取水装置（除塵設備） 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）[補助建屋空調装置、格納容器空調装置、試料採取室空調装置] 換気空調設備（主蒸気管室給気ガラリ）[主蒸気管室換気装置、タービン動補助給水ポンプ室換気装置] 	<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・外部事象防護対象施設等の抽出範囲の相違</p>
施設区分	火山影響評価の対象施設																																							
安全機能の重要度分類ク ラス 1 及びクラス 2 に属する施設を内包し、降下火砕物による影響から防護する建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器 原子炉周辺建屋 制御建屋 廃棄物処理建屋 																																							
安全機能の重要度分類ク ラス 1 及びクラス 2 に属する施設のうち、屋外に設置されている施設、並びに屋内にあっても屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ 海水ストレーナ 主蒸気逃がし弁（消音器） 主蒸気安全弁（排気管） タービン動補助給水ポンプ（蒸気大気放出管） 排気筒 ディーゼル発電機 																																							
安全機能の重要度分類ク ラス 1 及びクラス 2 に属する施設のうち、屋内の空気を機器内に取り込む機構を有し、それにより降下火砕物の影響を受ける可能性がある施設	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 制御用空気圧縮機 																																							
安全機能の重要度分類ク ラス 3 に属する施設及びその他の施設のうち、屋外に開口し降下火砕物を含む海水及び空気の流路となって、安全機能の重要度分類クラス 1 及びクラス 2 に属する施設に影響を及ぼす可能性のある施設	<ul style="list-style-type: none"> 取水設備 換気空調設備（給気系外気取入口） [中央制御室空調装置、安全補機開閉器室換気空調設備、ディーゼル発電機室換気空調設備、タービン動補助給水ポンプ室換気空調設備、電動補助給水ポンプ室換気空調設備、主蒸気配管室換気空調設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、制御用空気圧縮機室換気空調設備、放射線管理室空調装置] 																																							
設備区分	評価対象施設等																																							
建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 																																							
屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） 海水ストレーナ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ） 非常用ガス処理系（屋外配管） 排気筒 復水貯蔵タンク 軽油タンク室（H） 																																							
降下火砕物を含む海水の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） 海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備 																																							
降下火砕物を含む空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 非常用換気空調系（外気取入口）[中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系] 非常用ガス処理系（屋外配管） 排気筒 																																							
外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御用電源設備（無停電電源装置） 非常用所内電気設備（所内低圧系統） 																																							
外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備含む。）排気消音器及び排気管 海水取水設備（除塵装置） 																																							
設備区分	評価対象施設等																																							
建屋	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 ディーゼル発電機建屋 循環水ポンプ建屋 																																							
屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒 A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管 																																							
降下火砕物を含む海水の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 																																							
降下火砕物を含む空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機 換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）[ディーゼル発電機室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置及び電動補助給水ポンプ室換気装置] 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）[中央制御室空調装置、安全補機開閉器室空調装置] 排気筒 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気安全弁排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管 																																							
外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護系計装盤 非常用の計装用インバータ（無停電電源装置） 制御用空気圧縮機 																																							
外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 取水装置（除塵設備） 換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）[補助建屋空調装置、格納容器空調装置、試料採取室空調装置] 換気空調設備（主蒸気管室給気ガラリ）[主蒸気管室換気装置、タービン動補助給水ポンプ室換気装置] 																																							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3) 適合性説明</p> <p>第六条 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>1 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>(3) 適合性説明</p> <p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>(3) 適合性説明</p> <p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p>
<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なうことのない設計とする。ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件を考慮する。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である女川町に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所で観測された過去の記録並びに大船渡特別地域気象観測所で観測された過去の記録をもとに設定する。</p> <p>また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。</p> <p>発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である泊村に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所で観測された過去の記録並びに小樽特別地域気象観測所で観測された過去の記録をもとに設定する。</p> <p>また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。</p> <p>発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】立地の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>自然現象を網羅的に抽出するために、国内外の基準等や文献^{(9)～(16)}に基づき事象を収集し、海外の選定基準⁽¹²⁾も考慮の上、敷地又はその周辺の自然環境を基に、発電所敷地で想定される自然現象を選定する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象は、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災又は高潮である。また、これらの自然現象による影響は、関連して発生する可能性がある自然現象及び敷地周辺地域で得られる過去の記録等を考慮し決定する。</p> <p>以下にこれら自然現象に対する設計方針を示す。</p> <p>（中略）</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (大飯は「外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象）」にて記載)</p>
<p>(9) 火山の影響</p> <p>安全施設は、火山事象が発生した場合においても安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、運用期間中の噴火規模を考慮し、発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、「添付書類六 8. 火山」に示すとおり該当する火山事象は降下火砕物のみであり、地質調査結果に文献調査結果も参考にして、大飯発電所の敷地において考慮する火山事象としては、最大層厚 10cm、粒径 1mm 以下、密度 0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）の降下火砕物を考慮する。</p> <p>【説明資料（1.1:P 山-別添 1-2） (1.2:P 山-別添 1-3)】</p> <p>降下火砕物による直接的影響及び間接的影響のそれぞれに対し、安全機能を損なわないよう以下の設計とする。</p> <p>a. 直接的影響に対する設計</p> <p>安全施設は、直接的影響である降下火砕物の構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること、水循環系の内部における磨耗及び換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗しにくい設計とすること、構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）及び換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること、発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること、絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計装盤の設置場所の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>(9) 火山の影響</p> <p>外部事象防護対象施設等は、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響が発生した場合においても、安全機能を損なわないよう以下の設計とする。</p>	<p>(9) 火山の影響</p> <p>外部事象防護対象施設等は、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響が発生した場合においても、安全機能を損なわないよう以下の設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>
<p>a. 直接的影響に対する設計</p> <p>外部事象防護対象施設等は、直接的影響に対して、以下により安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること ・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること ・換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること ・水循環系の内部における摩耗並びに換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（摩耗）に対して摩耗しにくい設計とすること ・構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）並びに換気系、電気系及び計測制御系の化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること ・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること ・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計測制御用電源設備（無停電電源装置）及び非常用所内電気設備（所内低圧系統）の設置場所の非常用換気空調系は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること 	<p>a. 直接的影響に対する設計</p> <p>外部事象防護対象施設等は、直接的影響に対して、以下により安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること ・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること ・換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること ・水循環系の内部における摩耗並びに換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（摩耗）に対して摩耗しにくい設計とすること ・構造物の化学的影響（腐食）、水循環系の化学的影響（腐食）並びに換気系、電気系及び計測制御系の化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること ・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室空調装置は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること ・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する安全保護系計装盤、非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）の設置場所の換気空調設備は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること 	<p>【大飯】 記載方針の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>	
			<p>【女川】 名称の相違</p> <p>【女川】 評価対象設備の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、安全施設は、降下火砕物の除去や換気空調設備外気取入口のフィルタの点検、清掃や取替、ストレーナの洗浄、換気空調系の閉回路循環運転等、必要な保守管理等により安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（1.6:P 山-別添1-15）】</p> <p>b. 間接的影響に対する設計</p> <p>安全施設は、降下火砕物の間接的影響である7日間の外部電源喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、原子炉の停止、並びに停止後の原子炉及び使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が燃料油貯蔵タンク及び重油タンクからの燃料供給（タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給を含む。）、並びにディーゼル発電機により継続でき、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料（1.6:P 山-別添1-15）】</p> <p>1.13 参考文献</p> <ul style="list-style-type: none"> (14) 「静的地震力の見直し（建築編）に関する調査報告書（概要）」 (社) 日本電気協会 電気技術調査委員会原子力発電耐震設計特別調査委員会建築部会 平成6年3月 (13) 「原子力発電所の火災防護指針 JEAG4607-2010」 (社) 日本電気協会 2010 (15) 「チューブ式自動消火設備のケーブルトレイ火災への適用性評価」 電力中央研究所 N14008 2014年 (16) 「ケーブルトレイ自動消火設備の消火性能検証試験」 関西電力株式会社 2014年 (17) 「電気盤内機器の防火対策実証試験（その1）」 三菱重工業株式会社 MHI-NES-1061 平成25年5月 (18) 「電気盤内機器の防火対策実証試験（その2）」 三菱重工業株式会社 MHI-NES-1062 平成25年5月 (19) 「雷雨とメソ気象」 大野久雄 東京堂出版 2001年 (20) 「一般気象学」 小倉義光 東京大学出版会 1984年 (21) 「広域的な火山防災対策に係る検討会（第3回）」 （資料2）平成24年 	<p>・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して、降下火砕物の除去や非常用換気空調系外気取入口のバグフィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調系の停止若しくは事故時運転モードへの切替えの実施により安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>また、上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 間接的影響に対する設計</p> <p>降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合については、降下火砕物に対して非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却、並びに使用済燃料プールの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して、降下火砕物の除去や換気空調設備外気取入口の平型フィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調設備の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>また、上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 間接的影響に対する設計</p> <p>降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合については、降下火砕物に対してディーゼル発電機の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却、並びに使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給がディーゼル発電機により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <p>空調名称及び運転モードにおける名称の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違</p> <p>・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違（火山灰の除去の観点では同等の性能を有する）</p> <p>・運用の相違（泊はストレーナの洗浄及び保守管理について手順に定めている）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <p>・泊に該当設備なし</p> <p>【大飯】 運用の相違</p> <p>・大飯はディーゼル発電機の燃料が3.5日分しかないため、タンクローリーによる給油を行う</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・女川審査実績の反映</p> <p>（女川、泊は「1.8.8.3参考文献」（6(火山)-26）に記載）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(22) 「シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状」 <u>武若耕司, コンクリート工学, vol. 42, 2004</u></p> <p>(23) 「火山環境における金属材料の腐食」 <u>出雲茂人, 末吉秀一他, 防食技術 Vol. 39, 1990</u></p> <p>(24) 「建築火災のメカニズムと火災安全設計」 原田和典 財団法人日本建築センター 平成19年</p> <p>(1) Specific Safety Guide No. SSG-3 "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010</p> <p>(3) NUREG/CR-2300 "PRA PROCEDURES GUIDE", NRC, January 1983</p> <p>(5) ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications", February 2009</p> <p>(6) NEI 12-06[Rev. 0] "DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE", NEI, August 2012</p> <p>(7) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」 原子力規制委員会 制定 平成25年6月19日</p> <p>(8) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」 原子力規制委員会 制定 平成25年6月19日</p> <p>(9) 「日本の自然災害」 国会資料編纂会, 1998年</p> <p>(12) NEI 06-12 "B.5.b Phase 2 & 3 Submittal Guideline", NEI, December 2006</p> <p>(2) Safety Requirements No. NS-R-3 "Site Evaluation for Nuclear Installations", IAEA, November 2003</p> <p>(4) NUREG-1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities", NRC, June 1991</p> <p>(10) 「産業灾害全史」 日外アソシエーツ, 2010年1月</p> <p>(11) 「日本灾害史事典 1868-2009」 日外アソシエーツ, 2010年9月</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.3 気象等</p> <p>8. 火山</p> <p>8.1 検討の基本方針</p> <p>自然現象に対する設計上の考慮として、想定される自然現象が発生した場合においても原子炉施設が安全機能を損なわないことを確認するため、原子力発電所の運用期間における火山影響評価を実施した。初めに立地評価として設計対応が不可能な火山事象が発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価を行い、次に影響評価として発電所の安全性に影響を与える可能性のある火山事象について検討した。</p> <p>8.2 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出</p> <p>8.2.1 地理的領域内の第四紀火山</p> <p>発電所の地理的領域（発電所から半径160kmの範囲）に対して、『日本の火山（第3版）』（中野他編（2013）⁽¹⁾）、『第四紀火山岩体・貫入岩体データベース』（西来他編（2012）⁽²⁾）及び『日本の第四紀火山カタログ』（第四紀火山カタログ委員会編（1999）⁽³⁾）を参照して第四紀火山を抽出した。</p> <p>文献調査等の結果より、地理的領域内の第四紀火山を第8.2.1表に、第四紀火山の分布を第8.2.1図に、火山地質図を第8.2.2図に示す。また発電所周辺の地質を第3.2.2図に示す。</p> <p>地理的領域内には、発電所敷地（以下「敷地」という。）の北東側と西方側に24の第四紀火山が分布するが、敷地を中心とした半径約50km範囲には第四紀火山は分布しない。また、敷地周辺、近傍の地質調査の結果、少なくとも半径30km内には、降下火砕物を除く第四紀火山の噴出物は確認されていない。</p> <p>8.2.2 将來の火山活動の可能性</p> <p>地理的領域内に分布する第四紀火山について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より、将来的火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山を抽出した。</p> <p>8.2.2.1 完新世に活動を行った火山</p> <p>気象庁編（2013）⁽⁴⁾によれば、地理的領域内に分布する活火山（概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山）として、白山がある。</p> <p>よって、白山については、将来的活動可能性が否定できないため、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として抽出した。</p> <p>8.2.2.2 完新世に活動を行っていない火山</p>		<p>1.3 気象等</p> <p>8. 火山 (地震津波側で審査中)</p> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (「8. 火山」については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映 (地震津波側で審査中のため、別途反映)</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>完新世に活動を行っていない第四紀火山は、地理的領域内に23火山確認される。各火山の火山形式、体積、活動年代、活動期間内の最大休止期間等を第8.2.2表に示す。</p> <p>将来の活動可能性の有無については、文献調査結果を基に、当該火山の第四紀の噴火時期、噴火規模、活動の休止期間を示す階段ダイヤグラムを作成し、評価を行った。</p> <p>三朝、横原、郡家、佐坊、熊来、大屋・轟、上佐野・自坂、玄武洞、宝山、取立山、願教寺一三ノ峰、戸室山、銚子ヶ峰、毘沙門岳、両白丸山、大日ヶ岳、鳥帽子一鶴ヶ岳及び湯ヶ峰については、最後の活動からの経過期間が活動期間内の最大休止期間（活動期間を想定）よりも長い火山又は活動期間が非常に短く第四紀の期間を通じて繰り返しの活動が認められない火山であったことから、将来の活動可能性がない火山と評価した^{(5)～(10)}。</p> <p>一方、扇ノ山、美方火山群、神鍋火山群、上野火山群及び経ヶ岳は、最後の活動からの経過期間が活動期間内の最大休止期間よりも短い火山であったことから、将来の活動可能性が否定できないため、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として抽出した。完新世に活動を行っていない第四紀火山は、地理的領域内に24火山確認される。各火山の火山形式、体積、活動年代、活動期間内の最大休止期間等を第8.2.2表に示す。</p> <h3>8.3 運用期間における火山活動に関する個別評価</h3> <p>地理的領域内に分布する第四紀火山について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より、将来の火山活動の可能性を検討した結果、白山、扇ノ山、美方火山群、神鍋火山群、上野火山群及び経ヶ岳を「原子力発電所に影響を及ぼし得る6火山」として抽出し、文献調査に基づき、運用期間における火山活動に関する個別評価を行った。</p> <h4>8.3.1 白山</h4> <p>白山は、石川・岐阜県境に位置する第四紀火山であり、第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽¹⁰⁾によれば、火山体体積は17km³とされている。白山は、歴史時代に数回の噴火記録を有し、最新の噴火として1659年の噴火が認められる活火山である。なお、1935年にも噴気が確認されている。白山は、敷地の約122km北東に位置する。山崎他(1968)⁽¹⁷⁾及び長岡他(1985a)⁽¹⁸⁾によれば、白山は形成時代の異なる安山岩</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>質の成層火山として、加賀室火山、古白山火山、新白山火山、うぐいす平火山に区分されている。それぞれの活動時期について、酒寄他(1999)⁽¹⁹⁾、遠藤(1985)⁽²⁰⁾によれば、加賀室火山は30万年前～40万年前、古白山火山は10万年前～13万年前、新白山火山は2万年前～4万年前に活動を開始したとされている。各火山の活動履歴を以下に示す。</p> <p>加賀室火山について、長岡(1971)⁽²¹⁾、長岡他(1985b)⁽²²⁾によれば、加賀室火山の原地形はほとんど残されていないが、古白山火山の西方に溶岩流が分布するとされている。</p> <p>古白山火山について、長岡他(1985a)⁽¹⁸⁾によれば、古白山火山の活動は、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期の活動期に区分されるとしている。酒寄他(1997)⁽²³⁾によれば、Ⅰ期においては、小規模な山体を形成し、岩屑流と土石流が発生した。Ⅱ期においては、火砕流の噴出に始まり、古白山溶岩類の噴出に伴って成層火山体を形成した。この時期の噴出物が古白山火山の大部分を占めるとされている。</p> <p>Ⅲ期においては、清浄ヶ原溶岩類、大汝峰溶岩類等を噴出し、Ⅱ期に比べて溶岩流の原地形がよく残っているとされている。</p> <p>新白山火山について、守屋(2000)⁽²⁴⁾によれば、最高峰の御前峰や剣ヶ峰を中心に形成された小規模な火山体であるとされ、山崎他(1968)⁽¹⁷⁾及び長岡他(1985a)⁽¹⁸⁾は、成層火山体を形成した御前期と、山頂火口群を形成した翠ヶ池期に区分している。</p> <p>うぐいす平火山は、新白山火山と同時期に形成された2つの火山丘であり、古白山火山噴出物からなる緩斜面上に分布するとされている（長岡他(1985a)⁽¹⁸⁾）。</p> <p>新白山火山の活動については、遠藤(1985)⁽²⁰⁾によれば、弥陀ヶ原や南竜ヶ馬場に発達する湿原堆積物中の約1万年前以降のテフラの大半が山頂火口群の水蒸気噴火の堆積物と考えられている。守屋(2000)⁽²⁴⁾によれば、4,500年前に御前峰成層火山において山体崩壊が発生し、その崩壊物質が岩屑なだれとして大日川、庄川に流入し、砺波平野に火山泥流をもたらしたとされている。また、御前峰の馬蹄形火口内においては、約2,000年前にストロンボリ式及びブルカノ式噴火に伴い、南龍火山灰、白水滌溶岩流及び剣ヶ峰溶岩ドームが噴出した。1042年噴火においては、千蛇ヶ池火口を形成して千蛇ヶ池泥流を流出し、1554年噴火において</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>は、翠ヶ池火口から翠ヶ池火砕流を噴出し、その後も御前峰火口において噴火が発生したとされている。そして、1659年噴火では紺屋ヶ池火口において水蒸気噴火が発生したとされている。一方、田島他(2005)⁽²⁵⁾によれば、新白山火山では約1万年前以降の22層のテフラを認め、特に約2,000年前以降では200年に1回の噴火頻度を有することを示すとともに、溶岩ドーム等を形成する噴火が5回～6回発生したとされている。</p> <p>白山における各活動期における噴出物の分布を第8.3.1図（山崎他(1968)⁽¹⁷⁾、酒寄他(1999)⁽¹⁹⁾）に示す。いずれの活動期の噴出物も白山近傍に分布する。ただし、新白山火山における御前峰成層火山の山体崩壊に伴う岩屑なだれ及び火山泥流は、大白川・庄川に沿って砺波平野にかけて流下したと考えられる。</p> <p>高橋他(2004)⁽²⁶⁾によれば、白山下の深さ10km～14kmに顕著な低速度領域かつ高Vp/Vs領域が認められ、この領域を避けるように地震活動が認められることから、この低速度領域は火成活動に起因するマグマであるとされている。</p> <p>したがって、白山においては、火碎物密度流を含むマグマ噴火の発生可能性は否定できず、火碎物密度流による堆積物が白山近傍に分布することが確認されているが、当該堆積物が敷地周辺では確認されておらず、敷地まで十分に離隔距離がある。</p> <h4>8.3.2 扇ノ山</h4> <p>扇ノ山は、鳥取県と兵庫県の県境に位置する第四紀火山であり、約20個の単成火山で構成される。火山体積は4.70km³（第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽³⁾）、活動年代は約120万年前～約40万年前（中野他編(2013)⁽¹¹⁾）とされている。扇ノ山は、敷地の約111km西に位置する。</p> <p>扇ノ山の層序は、Furuyama(1981)⁽²⁷⁾によって示されており、Furuyama et al. (1993)⁽⁶⁾によるK-Ar年代測定等によれば、扇ノ山の活動は第1期と第2期に大別されている。</p> <p>Furuyama et al. (1993)⁽⁶⁾によれば、第1期の噴出物は、下位より、青下溶岩、大滝谷Ⅰ溶岩、大滝谷Ⅱ溶岩、屏風岩溶岩、大石溶岩、紫蘇輝石含有かんらん石安山岩、石井谷溶岩、霧籠溶岩、斑状普通輝石かんらん石玄武岩、富枝溶岩、かんらん石安山岩、上山溶岩、石井谷Ⅱ溶岩とされている。</p> <p>第2期の噴出物は、菅原溶岩、紫蘇輝石含有かんらん石安</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>山岩, 河合谷溶岩, 角閃石含有かんらん石安山岩, 広留野溶岩, 無斑晶かんらん石玄武岩, 煙ヶ平溶岩とされている。</p> <p>以上より、扇ノ山の噴出物は溶岩流及び降下火碎物からなり、その分布はそれぞれの火山近傍に限られる。したがって、扇ノ山は活動履歴より顕著な火碎物密度流の発生は認められないと評価した。</p> <p>8.3.3 美方火山群</p> <p>美方火山群は、鳥取県と兵庫県の県境付近に位置する第四紀火山であり、兵庫県美方郡香美町から養父市にかけて分布する単成火山で構成される。火山体体積は 0.46km³（第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽³⁾），活動年代は約 170 万年前～約 20 万年前（中野他編(2013)⁽¹⁾）とされている。美方火山群は、敷地の約 105km 西に位置する。美方火山群を構成する火山は、第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽³⁾によれば、和田火山, 春来火山, 犀岡火山, 貢田火山, 長板火山, 備葛火山, 葛畠火山, 味取火山とされ、それらの噴出物は、溶岩流及びスコリアで構成されている。</p> <p>以上より、美方火山群の噴出物は溶岩流及び降下火碎物からなり、その分布はそれぞれの火山近傍に限られる。</p> <p>したがって、美方火山群は活動履歴より顕著な火碎物密度流の発生は認められないと評価した。</p> <p>8.3.4 神鍋火山群</p> <p>神鍋火山群は、兵庫県豊岡市に位置する第四紀火山であり、稻葉川溪谷沿いの 1.5km×5km の帶状内に分布する 7 つの単成火山で構成される。火山体体積は 0.70km³（第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽³⁾），活動年代は約 70 万年前～約 1 万年前又は約 2 万年前（中野他編(2013)⁽¹⁾）とされている。神鍋火山群は、敷地の約 89km 西に位置する。</p> <p>古山他(1993)⁽²⁸⁾によれば、神鍋火山群は、西気火山、大机火山, 山宮火山, プリ火山, 太田火山, 清瀧火山及び神鍋火山で構成するとされている。</p> <p>古山他(1993)⁽²⁸⁾及び川本(1990)⁽²⁹⁾によれば、西気火山噴出物は下位より西気スコリア及び西気溶岩流、大机火山噴出物は下位より大机スコリア及び大机溶岩流、山宮火山噴出物は山宮スコリア、プリ火山噴出物は下位よりプリスコリア及びプリ溶岩流、太田火山噴出物は下位より太田スコリア及び太田溶岩流、清瀧火山噴出物は清瀧スコリア、神鍋火山噴出物は下位より神鍋スコリア及び神鍋溶岩流で構成される。</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上より、神鍋火山群の噴出物は溶岩流及び降下火砕物かならり、その分布はそれぞれの火山近傍に限られる。</p> <p>したがって、神鍋火山群は活動履歴より顕著な火砕物密度流の発生は認められないと評価した。</p> <p>8.3.5 上野火山群</p> <p>上野火山群は、長野・岐阜両県に分布する第四紀火山である。火山体積は 1.24km^3 (第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽⁹⁾)、活動年代は 280 万年前～90 万年前 (中野他編(2013)⁽¹⁰⁾) とされている。上野火山群は、敷地の約 167km 東に位置する。</p> <p>中野他(2000)⁽¹⁰⁾によれば、上野火山群は玄武岩ないし玄武岩質安山岩の溶岩・火砕岩から独立単成火山群の噴出物であり、高山岩体群、鈴蘭岩体、櫛谷岩体、上小川岩体、木曾岩体、柿其峠岩体群、摺鉢山岩体、坂下岩体及び櫛谷岩体に区別される。</p> <p>以上より、上野火山群の噴出物は主に溶岩流及び降下火砕物で構成され、その分布はそれぞれの火山近傍に限られる。</p> <p>したがって、上野火山群は活動履歴より顕著な火砕物密度流の発生は認められないと評価した。</p> <p>8.3.6 経ヶ岳</p> <p>経ヶ岳は、福井県大野市及び勝山市の東部から福井・石川県境にかけて分布する第四紀火山である。火山体積は 17.9km^3 (第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽⁹⁾)、活動年代は約 140 万年前～約 70 万年前 (中野他編(2013)⁽¹⁰⁾) とされている。経ヶ岳は、敷地の約 104km 北東に位置する。</p> <p>棚瀬他(2007)⁽¹⁰⁾によれば、経ヶ岳は狭義の経ヶ岳火山（以下「経ヶ岳火山（狭義）」という。）と法恩寺火山に区別されている。経ヶ岳火山（狭義）は、下位より、経ヶ岳下部火山岩類、六呂師高原火砕流堆積物及び経ヶ岳山頂火山岩類で構成される。経ヶ岳下部火山岩類は、安山岩～玄武岩質安山岩と同質の火砕岩から主に構成されるが、小規模なスコリア堆積物を伴う。経ヶ岳山頂火山岩類は、安山岩溶岩及び火砕岩で構成され、主に山頂付近から南方にかけて分布する。</p> <p>法恩寺火山は、下位より法恩寺山下部溶岩類及び法恩寺山上部溶岩類で構成され、比較的火山原面が保存されている。法恩寺山下部溶岩類は玄武岩質安山岩溶岩、法恩寺山上部溶岩類は安山岩溶岩及び火砕岩で構成されている。</p> <p>三村(2001)⁽⁹⁾によれば、経ヶ岳南西麓には経ヶ岳の山体</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>崩壊に伴う塚原野岩屑なだれ堆積物が分布するとされる。岩屑なだれ堆積物の体積は0.3km³であり、経ヶ岳から11kmの距離まで達し、流れ山が発達した塚原野台地を形成したとされている。その年代は、三村(2001)⁽³⁰⁾によれば6,700年前～5,000年前の間とされたが、吉澤(2010)⁽³¹⁾によれば、3万年前～4万年前頃の可能性が高いとされている。</p> <p>経ヶ岳の噴出物は主に溶岩流及び火碎物で構成されるが、約83万年前に発生した六呂師高原火碎流堆積物、並びに、約3万年前～約4万年前に発生した塚原野岩屑なだれ堆積物が山麓部にまで分布する。</p> <p>経ヶ岳については、棚瀬他(2007)⁽¹⁰⁾によれば、白山、経ヶ岳等を含む両白山地において、西南西～東北東方向に配列する九頭竜火山列（経ヶ岳が属する）とほぼ南北に配列する白山火山列（白山が属する）が存在するとされている。両白山地における火山活動の時空分布の特徴から、この地域の火山活動を3つのステージ（Ⅰ期～Ⅲ期）に区分できるとし、Ⅰ期（約3.6Ma～約1.5Ma）においては、顕著な火山列を形成しなかったが、Ⅱ期（約1.2Ma～約0.7Ma）になって九頭竜火山列の活動が発生し、その活動停止後、Ⅲ期（約0.4Ma～約0Ma）になって白山火山列の活動が発生したとされている。また、高橋他(2004)⁽²⁰⁾によれば、両白山地において、白山以外の火山ではマグマの存在を示唆するような構造は認められないとしており、経ヶ岳火山下においても顕著な低速度領域等は認められない。</p> <p>以上より、両白山地における火山活動履歴及び地球物理学的特徴より、経ヶ岳における火山活動可能性は十分に小さい。また、火碎物密度流による堆積物が経ヶ岳近傍に分布することが確認されているが、当該堆積物は敷地周辺では確認されておらず、敷地まで十分に離隔距離がある。</p> <p>8.4 設計対応が不可能な火山事象の評価 設計対応が不可能な火山事象は、火碎物密度流、溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊、新しい火口の開口及び地殻変動である。</p> <p>8.4.1 火碎物密度流 扇ノ山、美方火山群、神鍋火山群及び上野火山群については、活動履歴より顕著な火碎物密度流の発生は認められていない。 経ヶ岳については、両白山地における火山活動履歴及び地球物理学的特徴より、火山活動可能性は十分に小さい。また、火碎物密度流による堆積物が経ヶ岳近傍に分布することが確認されているが、当該堆積物は敷地周辺では確認されておらず、敷地まで十分に離隔距離がある。</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>白山については、火碎物密度流を含むマグマ噴火の発生可能性は否定できず、火碎物密度流による堆積物が白山近傍に分布することが確認されているが、当該堆積物は敷地周辺では確認されておらず、敷地まで十分に離隔距離がある。</p> <p>以上のことから、火碎物密度流が発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>8.4.2 溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊 溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊については、それぞれの火山と敷地との位置関係より、敷地まで十分離隔距離があることから、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>8.4.3 新しい火口の開口及び地殻変動 新しい火口の開口及び地殻変動については、敷地周辺は、過去の火山活動に伴う火口及びその近傍に位置しないことから、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>8.4.4 立地評価 以上の検討結果より、発電所の運用期間に設計対応が不可能な火山事象が、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。また、これらの火山活動は、既往最大規模の噴火を考慮しても、発電所に影響を及ぼさないと評価し、火山モニタリングは不要と判断した。</p> <p>8.5 火山事象の影響評価 設計対応が不可能な火山事象以外の、降下火碎物及び他の事象について検討した。</p> <p>8.5.1 降下火碎物 降下火碎物（降灰層厚、粒径及び密度）について、文献調査及び地質調査結果より検討した。</p> <p>8.5.1.1 降灰層厚に関する文献調査及び地質調査結果 「原子力発電所に影響を及ぼし得る6火山」及び地理的領域外の火山について、文献調査及び地質調査結果より、敷地及びその周辺において降灰層厚が比較的厚い降下火碎物を抽出した。</p> <p>文献調査を行った結果、噴出源を同定できる降下火碎物の分布を第8.5.1図及び第8.5.2図に示す⁽¹⁾⁽³²⁾。敷地付近への降下火碎物の分布としては、始良^{（あらわ）}テフラが層厚20cm程度、大山^{（だいさん）}倉吉^{（くらよし）}テフラが層厚10cm程度、恵比須^{（えびす）}峠^{（とうげ）}</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>福田テフラが層厚40cm程度、阿蘇4テフラが層厚15cm以上とされている⁽³²⁾。ただし、阿蘇4テフラについては、Smith et al. (2013)⁽³³⁾によると、敷地周辺の水月湖で実施されたボーリング調査結果より層厚が約4cm程度である。一方、噴出源を同定できない降下火碎物として、三方湖東岸においてNEXCO80が層厚20cmとされている⁽³⁴⁾。文献調査結果より、「原子力発電所に影響を及ぼし得る6火山」の降下火碎物については、敷地及びその周辺においては確認できなかった。</p> <p>地質調査を行った結果、敷地及びその周辺に分布する主な広域テフラとしては、鬼界萬原テフラ（約9.5万年前）、大山倉吉テフラ（約5.5万年前）、始良Tnテフラ（約2.9万年前～約2.6万年前）、鬼界アカホヤテフラ（約7,300年前）などが確認されているが、降下火碎物として厚く堆積する箇所は確認されていない。また、若狭湾沿岸における津波堆積物調査⁽³⁵⁾において、火山灰分析等を実施しており、その結果、鬼界アカホヤテフラ、鬱陵隕岐テフラ（約1.07万年前）、始良Tnテフラなどが認められ、始良Tnテフラの降灰層厚は10.5cmであるが、それ以外の降下火碎物の降灰層厚は10cm以下である。地質調査結果より、「原子力発電所に影響を及ぼし得る6火山」の降下火碎物については、敷地及びその周辺においては確認できなかった。</p> <p>以上より、噴出源が同定できる降下火碎物については、文献調査及び地質調査に加え位置関係も含めて検討した結果、敷地及びその周辺において降灰層厚が比較的厚い、始良Tnテフラ、大山倉吉テフラ及び恵比須畠福田テフラを対象に、当該火山の将来の噴火の可能性について噴火履歴及び地下構造から検討した。一方、噴出源が同定できない降下火碎物の降灰層厚については、その堆積状況及び堆積環境より検討した。</p> <p>(1) 噴出源が同定できる降下火碎物の降灰層厚に関する検討</p> <p>a. 始良Tnテフラ（始良カルデラ）^{(36)～(40)}</p> <p>始良Tnテフラの噴出源は始良カルデラであり、噴火履歴より、破局的噴火の活動間隔（約6万年以上）は、最新の破局的噴火（始良Tnテフラ）の経過時間（約3万年）に比べて十分長いこと、現在、破局的噴</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>火に先行して発生するブリニー式噴火ステージの兆候が認められないことから、破局的噴火までには十分時間的な余裕があると考えられ、発電所運用期間にこの規模の噴火の可能性は十分低いと考えられる。</p> <p>また、始良カルデラの地下構造による検討を行った結果、始良カルデラ中央部のマグマ溜まりは深度12kmに位置しており、破局的噴火を引き起こす珪長質マグマの浮力中立点の深度7kmより深い位置にある。</p> <p>以上より、始良カルデラについては、発電所運用期間に始良Tnテフラ規模相当の噴火の可能性は十分低いと評価する。したがって、運用期間の噴火規模として、後カルデラ火山噴火ステージである桜島での既往最大規模（桜島薩摩テフラ）程度の噴火を考慮した結果、降下火碎物が敷地に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>b. 大山倉吉テフラ（大山火山）^{(3) (41)～(55)}</p> <p>大山倉吉テフラの噴出源は大山火山であり、噴火履歴より、大山は、更新世中期に活動を開始し、少なくとも2万年前以降までその活動を続け、現在は第4期に整理されるが、その噴出量は第1期～第3期に比べて少なく、数km³とされている。また、40万年前以降、最も規模の大きな噴火は、大山倉吉テフラであったが、大山倉吉テフラ噴火に至る活動間隔は、大山倉吉テフラ噴火以降の経過時間に比べて十分長いことから、次の大山倉吉テフラ規模の噴火までには、十分時間的な余裕があると考えられ、発電所運用期間にこの規模の噴火の可能性は十分低いと考えられる。一方、数km³以下の規模の噴火については、大山倉吉テフラ噴火以前又はそれ以降においても繰り返し生じている。大山の噴火に関する階段ダイヤグラムを第8.5.3図に示す。</p> <p>また、Zhao et al(2011)⁽⁴⁰⁾によると、大山の地下深部に広がる低速度層と、大山の西で生じている低周波地震の存在から、地下深部のマグマ溜まりの存在する可能性を示唆している。一方で、大見(2002)⁽⁵⁰⁾によると、鳥取県西部地震震源域の深部低周波地震は、深部のマグマ活動に限定して考えるよりも、スラブから供給された流体の挙動に基づくものだと考えるほうが理解しやすいとしている。大山の地下構造を第8.5.4図に示す。これらより、大山の地下構造の検討を行った結果、大山の西で生じている低周波地震の存在を保守的に大山の地下深部の低速度層をマグマ溜まりとして評価した場合においても、これら低速度層は20km以深に位置しており、爆発的噴火を引き起こす</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>珪長質マグマの浮力中立点の深度 7km より深い位置にある。</p> <p>以上より、大山については、発電所運用期間に大山倉吉テフラ規模相当の噴火の可能性は十分低いと評価する。したがって、発電所運用期間の噴火規模として、繰り返し生じている数 km³以下の規模の噴火の中でも最大の 5km³を考慮し、米子の 1981 年～2009 年の風データを用いて、移流拡散モデルを用いた降下火砕物のシミュレーションを実施した結果、風速等のばらつきも含めても最大層厚としては約 9cm 程度であった。降下火砕物のシミュレーションの結果を第 8.5.5 図(1), (2)に示す。</p> <p>c. 恵比須岬福田テフラ（飛騨山脈）⁽⁵⁶⁾</p> <p>恵比須岬福田テフラは、飛騨山脈の中でもやや南方で穂高岳～乗鞍岳に噴出源があると推定されている⁽³²⁾。及川(2003)⁽⁵⁶⁾によると飛騨山脈での火成活動を 3 つのステージに分けている。</p> <p>stage I（約 2.5Ma～約 1.5Ma）は、伸張ないし中間的な地殻応力場の火山活動で、カルデラ形成を伴う大規模火砕流の噴出等があり、この内噴出量が詳細に推定されているものとして、恵比須岬福田テフラがある。噴出年代と噴出量については、約 1.75Ma, 250km³～350km³と推定されている。</p> <p>stage II（約 1.5Ma～約 0.8Ma）は、火山活動が低調な時代である。</p> <p>stage III（約 0.8Ma～約 0Ma）は、東西圧縮の地殻応力場での立山～御岳火山といった成層火山の形成で特徴づけられる時代である。この時代は、10km³程度かそれ以下の規模の活動が卓越し、stage I の活動に比べて噴出量が一桁以上小さい。</p> <p>以上より、発電所運用期間に鮮新世から中期更新世以前に活動した恵比須岬福田テフラ規模の噴火の可能性は十分低く、降下火砕物が敷地に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>(2) 噴出源が同定できない降下火砕物の降灰層厚に関する検討^{(44)(57)～(61)}</p> <p>文献調査を行った結果、降灰層厚が比較的厚く、噴出源が同定できない降下火砕物として、NEXC080 を抽出した。</p> <p>敷地近傍の三方湖東岸で確認された層厚 20cm の NEXC080 は、Upper と Lower の 2 つのユニットに区別さ</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>れており、UpperとLowerを比較すると、Upperは重鉱物が少なく、岩片やその他混入物も含む等の特徴から、再堆積を含んでいると考えられる。</p> <p>また、NEXCOボーリングコアの調査位置は、三方断層帯の活動に伴うイベントにより、急激な湖水位の相対的上昇と湖岸線の前進、その後の湖域の埋積と扇状地の前進という過程で堆積したと推定されており、降下火碎物の層厚を評価するには堆積環境が複雑であると考えられる。</p> <p>したがって、NEXCOボーリングコアだけで評価するのではなく、周辺地域の調査結果と合わせて総合的に評価する必要があるため、周辺地域の調査結果についても検討した。</p> <p>NEXC080は、主成分分析、屈折率等から、琵琶湖高島沖ボーリングのBT37（降灰年代12.7万年前：長橋他（2004）⁽⁶⁰⁾）、気山露頭の美浜テフラ等に対比される。これらの層厚を確認した結果、気山露頭で最大層厚10cm程度が確認されている。また、その他の地点でも複数確認されるが、いずれも1cm以下又は肉眼では判別できないものである。</p> <p>また、NEXC080が確認された三方湖東岸の近傍に位置している水月湖で実施されたSG06ボーリングコアは、堆積物の保存状態がよいこと、過去15万年間程度の古環境情報を連続的に得られていると推定されていること、詳細に火山灰層厚の分析もされていることから、降下火碎物の層厚の評価に適していると考えられる。しかしながら、SG06ボーリングコアにおいてNEXC080の対比まではなされていないが、NEXC080が約12.7万年前に降灰したと考えると、SG06ボーリングコアのAta（約10万年前）からコア底（約15万年前と推定）までの範囲内の7つの火山灰のうちのどれかに該当するが、いずれの火山灰の最大層厚も2cm以下である。</p> <p>以上より、NEXC080については、三方湖東岸においては層厚20cmであったが再堆積を含んでいると考えられること、またその他周辺調査を行った結果層厚10cmを超えるものはなかったことから、NEXC080の降灰層厚は10cm以下と評価した。</p> <p>8.5.1.2 粒径及び密度に関する文献及び地質調査結果 降下火碎物の粒径については、若狭湾沿岸における津波堆積物調査⁽³⁵⁾より、久々子湖、菅湖及び中山湿地で確認されている降下火碎物を顕微鏡写真で確認した結果、粒径</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>は約0.2mm程度であった。</p> <p>本調査の中山湿地で得られた始良Tnテフラの粒度試験結果より、粒径分布は1mm以下であった。粒度試験結果を第8.5.6図に示す。また、文献調査の結果、長橋他(2004)⁽⁶⁰⁾では、琵琶湖湖底堆積物のうち高島沖コアを用いて各種の分析がなされており、敷地周辺で確認される主なテフラの最大粒径については、鬼界アカホヤテフラ(0.66mm)、鬱陵隠岐テフラ(0.27mm)、始良Tnテフラ(0.95mm)、鬼界葛原テフラ(0.78mm)とされており、いずれの火山灰の最大粒径は1mm以下である。さらに、敷地における降下火砕物は地理的領域外(160km)からの降下火砕物が想定されるが、^{たまがさん}播磨前山から156km離れた地点での粒径分布を参照すると、約0.2mmから約1mm程度である⁽⁶²⁾。</p> <p>降下火砕物の密度については、若狭湾沿岸における津波堆積物調査⁽⁶³⁾より得られた菅湖で確認された鬼界アカホヤテフラ及び鬱陵隠岐テフラの火山灰の単位体積重量は、乾燥密度で約0.7g/cm³、湿潤密度で約1.3g/cm³程度であった。また、文献調査の結果、宇井(1997)⁽⁶³⁾によると、「乾燥した火山灰は密度が0.4～0.7程度であるが、湿ると1.2を超えることがある。」とされている。</p> <p>8.5.1.3 評価結果</p> <p>文献調査、地質調査及び降下火砕物シミュレーション結果から、発電所運用期間における敷地の降下火砕物の最大層厚は10cmと設定した。また、降下火砕物の粒径及び密度については、文献及び地質調査結果を踏まえ、粒径は1mm以下、乾燥密度を0.7g/cm³、湿潤密度を1.5g/cm³と設定した。</p> <p>以上を踏まえて、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響を確認することとする。</p> <p>8.5.2 その他火山事象</p> <p>その他火山事象として、火山性土石流・火山泥流及び洪水、火山から発生する飛来物(噴石)、火山ガス、津波及び静振、大気現象、火山性地震とこれに関連する事象、熱水系及び地下水の異常について、文献調査、地質調査等の結果より検討した。</p> <p>火山性土石流・火山泥流及び洪水、火山から発生する飛来物(噴石)については、敷地との位置関係等から、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。火山ガスについては、敷地は若狭湾に面しており、火山ガスが滞留するような地形ではないと考えられ、地理的領域内の火山噴出物が認められないことから、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>津波及び静振については、日本海で認められる活火山や</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第四紀火山について、津波堆積物調査結果⁽³⁵⁾、火山の活動に関する評価結果等から、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>大気現象、火山性地震とこれに関連する事象、熱水系及び地下水の異常については、敷地周辺は過去の火山活動に伴う火口及びその近傍に位置しないことから、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>8.6 参考文献</p> <p>(1) 中野俊・西来邦章・宝田晋治・星住英夫・石塚吉浩・伊藤順一・川辺慎久・及川輝樹・古川竜太・下司信夫・石塚治・山元孝弘・岸本清行編(2013)：日本の火山（第3版）概要及び付表、200万分の1地質編集図、no. 11、産業技術総合研究所地質調査総合センター</p> <p>(2) 西来邦章・伊藤順一・上野龍之編(2012)：第四紀火山岩体・貫入岩体データベース、地質調査総合センター速報、no. 60、産業技術総合研究所 地質調査総合センター</p> <p>(3) 第四紀火山カタログ委員会編(1999)：日本の第四紀火山カタログ ver. 1.0(CD-ROM)、日本火山学会</p> <p>(4) 気象庁編(2013)：日本活火山総覧（第4版）</p> <p>(5) Uto, K. (1989) : Neogene volcanism of Southwest Japan: Its time and space based on K-Ar dating. Unpub. Ph. D. thesis, The University of Tokyo, p. 184</p> <p>(6) Furuyama, K., Nagao, K., Mitsui, S. and Kasatani, K. (1993) : K-Ar ages of Late Neogene monogenetic volcanoes in the east San-in District, Southwest Japan. Earth Science (Chikyu Kagaku), 47, p. 519—p. 532</p> <p>(7) 先山徹・松田高明・森永速男・後藤篤・加藤茂弘(1995)：兵庫県北部の鮮新世～更新世火山岩類-K-Ar年代・古地磁気・主化学組成ー、人と自然、兵庫県立人と自然の博物館、6, p. 149-p. 170</p> <p>(8) 古山勝彦・長尾敬介(2004)：照来コールドロンのK-Ar年代、火山、49, 4, p. 181-p. 187</p> <p>(9) 古山勝彦(2000)：神鍋単成火山群ー近畿地方の代表的な第四紀火山ー、高橋正樹・小林哲夫編 フィールドガイド 日本の火山 6 中部・近畿・中国の火山、p. 83-p. 100</p> <p>(10) 棚瀬充史・及川輝樹・二ノ宮淳・林信太郎・梅田浩司(2007)：K-Ar年代測定に基づく両白山地の鮮新-更新世火山活動の時空分布、火山、52, p. 39-p. 61</p> <p>(11) 酒寄淳史・林信太郎・梅田浩司(2002)：石川県、戸室火山のK-Ar年代、日本火山学会講演予稿集</p> <p>(12) 清水智・山崎正男・板谷徹丸(1988)：両白-飛騨地域に分布する鮮新-更新世火山岩のK-Ar年代、蒜山研究所研究報告、14, p. 1-p. 36</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(13)酒寄淳史・飯田雅裕・森田健一・山口達弘(1996)：天狗・大日ヶ岳火山の地質とK-Ar年代（演旨），三鈍学会講演要旨集，日本岩石鉱物鉱床学会，資源地質学会，1996，p.79</p> <p>(14)東野外志男・長尾敬介・板谷徹丸・坂田章吉・山崎正男(1984)：白山火山及び大日ヶ岳火山のK-Ar年代，石川県白山自然保護センター研究報告，第10集，p.23-p.29</p> <p>(15)中野俊・宇都浩三・内海茂(2000)：上野玄武岩類および地蔵峠火山岩類のK-Ar年代と化学組成の時間変化，火山第2集，45，p.87-p.105</p> <p>(16)岩田修(1997)：岐阜県、湯ヶ峰火山の岩石学，日本地質学会104年学術大会講演要旨，P.283</p> <p>(17)山崎正男・中西信弘・松原幹男(1968)：白山火山の形成史，火山 第2集，13，p.32-p.43</p> <p>(18)長岡正利・清水智・山崎正男(1985a)：白山火山の地質と形成史，石川県白山自然保護センター研究報告，12，p.9-p.24</p> <p>(19)酒寄淳史・東野外志男・梅田浩司・棚瀬充史・林信太郎(1999)：古白山火山の溶岩のK-Ar年代，石川県白山自然保護センター研究報告，26，p.7-p.11</p> <p>(20)遠藤邦彦(1985)：白山火山地域の火山灰と泥炭層の形成過程，白山高山帯自然史調査報告書，石川県白山自然保護センター，p.11-p.30</p> <p>(21)長岡正利(1971)：白山火山の地質と形成史，火山 第2集，vol.16，p.53-p.54</p> <p>(22)長岡正利・清水智・山崎正男(1985b)：加賀室火山—白山火山にさきだつ火山—，石川県白山自然保護センター研究報告，12，p.1-p.7</p> <p>(23)酒寄淳史・小路香織・佐藤貴志(1997)：古白山火山の溶岩流層序と岩石記載，金沢大学教育学部紀要（自然科学編），46，p.45-p.50</p> <p>(24)守屋以智雄(2000)：白山火山—過去の噴火を記録する湿原と火口群をめぐる，高橋正樹・小林哲夫編フィールドガイド日本の火山6中部・近畿・中国の火山，p.65-p.82</p> <p>(25)田島靖久・井上公夫・守屋以智雄・長井大輔(2005)：白山火山の最近1万年間の噴火活動史，地球惑星科学関連学会合同大会予稿集，G017-P002</p> <p>(26)高橋直季・根岸弘明・平松良浩(2004)：白山火山周辺の三次元地震波速度構造，火山，49，p.355-p.365</p> <p>(27)Furuyama, K. (1981) : Geology of the Oginosen Volcano Group, Southwest Japan. J. Geosci. Osaka City Univ., 24, p.39-p.74</p> <p>(28)古山勝彦・長尾敬介・笠谷一弘・三井誠一郎(1993)：山陰東部、神鍋火山群及び近傍の玄武岩質單成火山のK-Ar年代，地球科学，47，p.377-p.390</p> <p>(29)川本竜彦(1990)：神鍋單成火山群の地質，火山，35，p.41</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>—p. 56</p> <p>(30)三村弘二(2001)：福井県経ヶ岳火山南西麓の覆瓦構造をもつ塚原野岩屑なだれ堆積物と¹⁴C年代、地質調査研究報告、52, p. 303—p. 307</p> <p>(31)吉澤康暢(2010)：経ヶ岳火山の岩屑なだれ岩塊の分布、流下機構、¹⁴C年代、福井市自然史博物館研究報告、57, p. 11—p. 20</p> <p>(32)町田洋・新井房夫(2003)：新編 火山灰アトラス[日本列島とその周辺]、東京大学出版会</p> <p>(33)Victoria C. Smith, Richard A. Staff, Simon P. E. Blockley, Christopher Bronk Ramsey, Takeshi Nakagawa, Darren F. Mark, Keiji Takemura, Toru Danhara, Suigetsu 2006 Project Members(2013) : Identification and correlation of visible tephras in the Lake Suigetsu SG06 sedimentary archive, Japan: chronostratigraphic markers for synchronising of east Asian/west Pacific palaeoclimatic records across the last 150 ka, Quaternary Science Reviews, 67, p. 121—p. 137</p> <p>(34)石村大輔・加藤茂弘・岡田篤正・竹村恵二(2010)：三方湖東岸のボーリングコアに記録された三方断層帯の活動に伴う後期更新世の沈降イベント、地学雑誌、119, p. 775—p. 793</p> <p>(35)関西電力（株）(2012)：平成23年東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた原子力施設への地震動及び津波の影響に関する安全性評価のうち完新世に関する津波堆積物調査の結果について</p> <p>(36)Shinji Nagaoka(1988) : The late quaternary tephra layers from the caldera volcanoes in and around kagoshima bay, southern kyushu, japan, Geographical Reports of Tokyo Metropolitan University, 23, p. 49—p. 122</p> <p>(37)兼岡一郎・井田善明(1997) : 火山とマグマ、東京大学出版会</p> <p>(38)東宮昭彦(1997) : 実験岩石学的手法で求まるマグマ溜まりの深さ、月刊地球、19, p. 720—p. 724</p> <p>(39)井口正人・太田雄策・中尾茂・園田忠臣・高山鐵朗・市川信夫(2011) : 桜島昭和火口噴火開始以降のGPS観測2010年～2011年、「桜島火山における多項目観測に基づく火山噴火準備過程解明のための研究」平成22年度報告書</p> <p>(40)小林哲夫・味喜大介・佐々木寿・井口正人・山元孝広・宇都浩三(2013) : 桜島火山地質図(第2版), 産業技術総合研究所地質調査総合センター</p> <p>(41)津久井雅志(1984) : 大山火山の地質、地質学会誌、90, p. 643—p. 658</p> <p>(42)津久井雅志・西戸裕嗣・長尾敬介(1985) : 蒜山火山群・大</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>山火山のK-Ar年代、地質学雑誌、91, p.279-p.288 (43)守屋以智雄(1983)：日本の火山地形、東京大学出版会、p.34 (44)米倉伸之・貝塚寛平・野上道男・鎮西清高(2001)：日本の地形I総説、東京大学出版会、p.183-p.184 (45)須藤茂・猪股隆行・佐々木寿・向山栄(2007)：わが国の降下火山灰データベース作成、地質調査研究報告書、58, p.261-p.321 (46)加藤茂弘・山下徹・檀原徹(2004)：大山テフラの岩石記載的特徴と大山最下部テフラ層中のテフラの対比、第四紀研究、43, p.435-p.445 (47)岡田昭明・石賀敏(2000)：大山テフラ、日本地質学会第107学術大会見学旅行案内書2000年松江、p.81-p.90 (48)浅森浩一・梅田浩司(2005)：地下深部のマグマ・高温流体等の地球物理学的調査技術—鬼首・鳴子火山地域および紀伊半島南部地域への適用—、原子力バックエンド研究、11, p.147-p.156 (49)Dapeng Zhao・Wei Wei・Yukihiisa Nishizono・Hiroyuki Inakura(2011) : Low frequency earthquakes and tomography in western Japan: Insight into fluid and magmatic activity, Journal of Asian Earth Sciences, 42, p.1381-p.1393 (50)大見士朗(2002) : 西南日本内陸の活断層に発生する深部低周波地震、京都大学防災研究所年報、45B, 平成14年4月, p.545-p.553 (51)産業技術総合研究所(2014) : 日本の主要第四紀火山の積算マグマ噴出量階段図 (52)University of Wyoming (http://weather.uwyo.edu/upperair/sounding.html) (53)Michigan Technological University : Forecasting Tephra Dispersion Using TEPHRA2 (54)University of South Florida(2011) : Tephra2 Users Manual Spring (55)萬年一剛(2013) : 降下火山灰シミュレーションコード Tephra2 の理論と現状—第四紀学での利用を視野に—、第四紀研究、52, p.173-p.187 (56)及川輝樹(2003) : 飛騨山脈の隆起と火成活動の時空的関連、第四紀研究、42, p.141-p.156 (57)日本原子力発電(株)(2014) : 原子力規制委員会開催による敦賀発電所敷地内破碎帯現地調査について(資料), 2014年1月24日 (58)日本原子力発電(株)(2014) : 敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 第2回追加調査評価会合(当社資料), 2014年6月21日 (59)竹村恵二・北川浩之・林田明・安田喜憲(1994) : 三方湖・水月湖・黒田低地の堆積物の層相と年代、地学雑誌,</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>103, p. 232-p. 242</p> <p>(60)長橋良隆・吉川周作・宮川ちひろ・内山高・井内美郎 (2004) : 近畿地方および八ヶ岳山麓における過去43万年 間の広域テフラの層序と編年, 第四紀研究, 43, p. 15- p. 35</p> <p>(61) Takeshi Nakagawa, Katsuya Gotanda, Tsuyoshi Haraguchi, Toru Danbara, Hitoshi Yonenobu, Achim Brauer, Yusuke Yokoyama, Ryuji Tada, Keiji Takemura, Richard A. Staff, Rebecca Payne, Christopher Bronk Ramsey, Charlotte Bryant, Fiona Brock, Gordon Schloegel, Michael Marshall, Pavel Tarasov, Henry Lamb, Suigetsu 2006 Project Members(2012) : SG06 a fully continuous and varved sediment core from Lake Suigetsu, Japan:stratigraphy and potential for improving the radiocarbon calibration model and understanding of late Quaternary climate changes, Quaternary Science Reviews, 36, p.164-p.176</p> <p>(62)鈴木建夫・勝井義雄・中村忠寿(1973) : 樽前降下軽石堆積 物 Ta-b層の粒度組成, 火山第2集, 18, p. 47-p. 63</p> <p>(63)宇井忠英(1997) : 火山噴火と災害, 東京大学出版会</p>			

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																									
第8.2.1表 地理的領域内の第四紀火山 (中野他編(2013) ⁽¹⁾ に基づき作成)																																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名称</th> <th colspan="3">位置情報</th> </tr> <tr> <th colspan="2">位置(世界測地系)</th> <th rowspan="2">県地からの距離(km)</th> </tr> <tr> <th>緯度</th> <th>経度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三朝 (みささ)</td><td>35° 21' 25" N</td><td>134° 01' 10" E</td><td>150</td></tr> <tr> <td>横原 (よこはら)</td><td>35° 25' 27" N</td><td>134° 06' 45" E</td><td>140</td></tr> <tr> <td>郡家 (こおげ)</td><td>35° 25' 42" N</td><td>134° 14' 33" E</td><td>129</td></tr> <tr> <td>扇ノ山 (おうぎのせん)</td><td>35° 26' 23" N</td><td>134° 26' 27" E</td><td>111</td></tr> <tr> <td>佐坊 (さぼう)</td><td>35° 25' 25" N</td><td>134° 28' 34" E</td><td>108</td></tr> <tr> <td>美方火山群 (みかた)</td><td>35° 25' 41" N</td><td>134° 30' 09" E</td><td>105</td></tr> <tr> <td>照来 (てらぎ)</td><td>35° 21' 13" N</td><td>134° 30' 50" E</td><td>106</td></tr> <tr> <td>大屋・轟 (おおや・とろき)</td><td>35° 20' 26" N</td><td>134° 35' 28" E</td><td>99</td></tr> <tr> <td>神鍋火山群 (かんなべ)</td><td>35° 30' 25" N</td><td>134° 40' 30" E</td><td>89</td></tr> <tr> <td>上佐野・目坂 (かみさの・めさか)</td><td>35° 31' 20" N</td><td>134° 43' 20" E</td><td>85</td></tr> <tr> <td>玄武洞 (げんぶどう)</td><td>35° 35' 08" N</td><td>134° 47' 11" E</td><td>79</td></tr> <tr> <td>宝山 (たからやま)</td><td>35° 20' 46" N</td><td>134° 55' 07" E</td><td>67</td></tr> <tr> <td>取立山 (とりたてやま)</td><td>36° 06' 25" N</td><td>136° 36' 31" E</td><td>107</td></tr> <tr> <td>絆ヶ岳 (きょうがたけ)</td><td>36° 02' 47" N</td><td>136° 37' 18" E</td><td>104</td></tr> <tr> <td>羅教寺・三ノ峰 (らうきょうじ・みのね)</td><td>36° 03' 24" N</td><td>136° 44' 23" E</td><td>114</td></tr> <tr> <td>戸室山 (とむろやま)</td><td>36° 31' 52" N</td><td>136° 44' 49" E</td><td>148</td></tr> <tr> <td>鏡子ヶ峰 (ちょうしがみね)</td><td>36° 03' 42" N</td><td>136° 45' 55" E</td><td>116</td></tr> <tr> <td>白山 (はくさん)</td><td>36° 09' 18" N</td><td>136° 46' 17" E</td><td>122</td></tr> <tr> <td>鬼沙門岳 (びしゃもんだけ)</td><td>35° 56' 20" N</td><td>136° 47' 32" E</td><td>112</td></tr> <tr> <td>両白丸山 (りょうはくまるやま)</td><td>36° 02' 58" N</td><td>136° 47' 49" E</td><td>118</td></tr> <tr> <td>火口ヶ岳 (だいにちがたけ)</td><td>36° 00' 04" N</td><td>136° 50' 16" E</td><td>119</td></tr> <tr> <td>鳥帽子・鶯ヶ岳 (えぼし・わしがたけ)</td><td>35° 56' 25" N</td><td>136° 58' 17" E</td><td>127</td></tr> <tr> <td>湯ヶ峰 (ゆがみね)</td><td>35° 48' 21" N</td><td>137° 16' 50" E</td><td>150</td></tr> <tr> <td>上野火山群 (うえの)</td><td>35° 35' 35" N</td><td>137° 30' 08" E</td><td>167*</td></tr> </tbody> </table>				名称	位置情報			位置(世界測地系)		県地からの距離(km)	緯度	経度	三朝 (みささ)	35° 21' 25" N	134° 01' 10" E	150	横原 (よこはら)	35° 25' 27" N	134° 06' 45" E	140	郡家 (こおげ)	35° 25' 42" N	134° 14' 33" E	129	扇ノ山 (おうぎのせん)	35° 26' 23" N	134° 26' 27" E	111	佐坊 (さぼう)	35° 25' 25" N	134° 28' 34" E	108	美方火山群 (みかた)	35° 25' 41" N	134° 30' 09" E	105	照来 (てらぎ)	35° 21' 13" N	134° 30' 50" E	106	大屋・轟 (おおや・とろき)	35° 20' 26" N	134° 35' 28" E	99	神鍋火山群 (かんなべ)	35° 30' 25" N	134° 40' 30" E	89	上佐野・目坂 (かみさの・めさか)	35° 31' 20" N	134° 43' 20" E	85	玄武洞 (げんぶどう)	35° 35' 08" N	134° 47' 11" E	79	宝山 (たからやま)	35° 20' 46" N	134° 55' 07" E	67	取立山 (とりたてやま)	36° 06' 25" N	136° 36' 31" E	107	絆ヶ岳 (きょうがたけ)	36° 02' 47" N	136° 37' 18" E	104	羅教寺・三ノ峰 (らうきょうじ・みのね)	36° 03' 24" N	136° 44' 23" E	114	戸室山 (とむろやま)	36° 31' 52" N	136° 44' 49" E	148	鏡子ヶ峰 (ちょうしがみね)	36° 03' 42" N	136° 45' 55" E	116	白山 (はくさん)	36° 09' 18" N	136° 46' 17" E	122	鬼沙門岳 (びしゃもんだけ)	35° 56' 20" N	136° 47' 32" E	112	両白丸山 (りょうはくまるやま)	36° 02' 58" N	136° 47' 49" E	118	火口ヶ岳 (だいにちがたけ)	36° 00' 04" N	136° 50' 16" E	119	鳥帽子・鶯ヶ岳 (えぼし・わしがたけ)	35° 56' 25" N	136° 58' 17" E	127	湯ヶ峰 (ゆがみね)	35° 48' 21" N	137° 16' 50" E	150	上野火山群 (うえの)	35° 35' 35" N	137° 30' 08" E	167*
名称	位置情報																																																																																																											
	位置(世界測地系)		県地からの距離(km)																																																																																																									
	緯度	経度																																																																																																										
三朝 (みささ)	35° 21' 25" N	134° 01' 10" E	150																																																																																																									
横原 (よこはら)	35° 25' 27" N	134° 06' 45" E	140																																																																																																									
郡家 (こおげ)	35° 25' 42" N	134° 14' 33" E	129																																																																																																									
扇ノ山 (おうぎのせん)	35° 26' 23" N	134° 26' 27" E	111																																																																																																									
佐坊 (さぼう)	35° 25' 25" N	134° 28' 34" E	108																																																																																																									
美方火山群 (みかた)	35° 25' 41" N	134° 30' 09" E	105																																																																																																									
照来 (てらぎ)	35° 21' 13" N	134° 30' 50" E	106																																																																																																									
大屋・轟 (おおや・とろき)	35° 20' 26" N	134° 35' 28" E	99																																																																																																									
神鍋火山群 (かんなべ)	35° 30' 25" N	134° 40' 30" E	89																																																																																																									
上佐野・目坂 (かみさの・めさか)	35° 31' 20" N	134° 43' 20" E	85																																																																																																									
玄武洞 (げんぶどう)	35° 35' 08" N	134° 47' 11" E	79																																																																																																									
宝山 (たからやま)	35° 20' 46" N	134° 55' 07" E	67																																																																																																									
取立山 (とりたてやま)	36° 06' 25" N	136° 36' 31" E	107																																																																																																									
絆ヶ岳 (きょうがたけ)	36° 02' 47" N	136° 37' 18" E	104																																																																																																									
羅教寺・三ノ峰 (らうきょうじ・みのね)	36° 03' 24" N	136° 44' 23" E	114																																																																																																									
戸室山 (とむろやま)	36° 31' 52" N	136° 44' 49" E	148																																																																																																									
鏡子ヶ峰 (ちょうしがみね)	36° 03' 42" N	136° 45' 55" E	116																																																																																																									
白山 (はくさん)	36° 09' 18" N	136° 46' 17" E	122																																																																																																									
鬼沙門岳 (びしゃもんだけ)	35° 56' 20" N	136° 47' 32" E	112																																																																																																									
両白丸山 (りょうはくまるやま)	36° 02' 58" N	136° 47' 49" E	118																																																																																																									
火口ヶ岳 (だいにちがたけ)	36° 00' 04" N	136° 50' 16" E	119																																																																																																									
鳥帽子・鶯ヶ岳 (えぼし・わしがたけ)	35° 56' 25" N	136° 58' 17" E	127																																																																																																									
湯ヶ峰 (ゆがみね)	35° 48' 21" N	137° 16' 50" E	150																																																																																																									
上野火山群 (うえの)	35° 35' 35" N	137° 30' 08" E	167*																																																																																																									

中野他編(2013)⁽¹⁾に基づく。貫入岩体・深成岩体については検討の対象から除く。

*：単成火山岩群の一部が160km範囲内にも分布することから、地理的領域内の火山に含めた。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

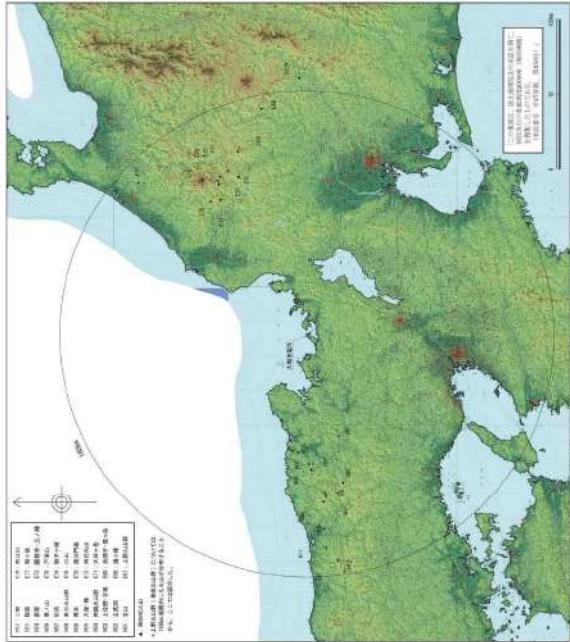
大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																			
第8.2.2表 地理的領域内の第四紀火山の特徴整理 (中野他編(2013) ⁽¹⁾ 、西来他編(2012) ⁽²⁾ 、 第四紀火山カタログ委員会編(1999) ⁽³⁾ に基づき作成)																																																																																																																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">火山の形式[#]</th> <th colspan="5">データベース等に基づく活動歴</th> </tr> <tr> <th>体積[※] (km³)</th> <th>活動年代 (千年前)</th> <th>活動期間 (千年)</th> <th>最新噴火 ～終了期間 (千年前)</th> <th>最大休止期間 ～活動期間 (千年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三瓶 (みさき)</td><td>複数窓 (複数ドーム)</td><td>—</td><td>1,400 ~ 1,300</td><td>100</td><td>1,300</td><td>100</td></tr> <tr> <td>御里 (みさはら)</td><td>単成火山 複数窓</td><td>—</td><td>800 ~ 700</td><td>100</td><td>700</td><td>100</td></tr> <tr> <td>郡家 (こねや)</td><td>単成火山 複数窓</td><td>—</td><td>2,100</td><td>—</td><td>2,100</td><td>—</td></tr> <tr> <td>福ノ山 (ふくのさん)</td><td>火碎丘・溶岩流</td><td>4.70</td><td>1,200 ~ 400</td><td>800</td><td>400</td><td>800</td></tr> <tr> <td>佐井 (さい)</td><td>溶岩流</td><td>—</td><td>1,700</td><td>—</td><td>1,700</td><td>—</td></tr> <tr> <td>美方火山群 (みかた)</td><td>火碎丘・溶岩流</td><td>0.48</td><td>1,700 ~ 200</td><td>1,400</td><td>200</td><td>1,500</td></tr> <tr> <td>栗東 (くりとう)</td><td>火砕丘・溶岩流 カルデラ</td><td>—</td><td>3,100 ~ 2,300</td><td>900</td><td>2,200</td><td>900</td></tr> <tr> <td>大隅・轟 (おほのと・とどろき)</td><td>複成火山 複数窓</td><td>—</td><td>2,800 ~ 2,400</td><td>400</td><td>2,400</td><td>400</td></tr> <tr> <td>伊勢大山群 (いせながやまぐん)</td><td>火碎丘・溶岩流</td><td>0.70</td><td>700 ~ 10-20</td><td>680-690</td><td>10-30</td><td>680-690</td></tr> <tr> <td>上野原・日坂 (じょうわら・ひざか)</td><td>複成火山群 火碎丘・溶岩流</td><td>0.077</td><td>230 ~ 130</td><td>100</td><td>130</td><td>100</td></tr> <tr> <td>天武州 (てんぶしゅう)</td><td>火碎丘・溶岩流</td><td>1.00</td><td>1,600</td><td>—</td><td>1,600</td><td>—</td></tr> <tr> <td>白山 (しらやま)</td><td>火碎丘・溶岩流</td><td>1.00</td><td>400 ~ 300</td><td>100</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr> <td>秋宮山 (あきのみや)</td><td>複成火山</td><td>10.2</td><td>1,000 ~ 800</td><td>200</td><td>800</td><td>200</td></tr> <tr> <td>譽ヶ岳 (きよみがたけ)</td><td>複成火山</td><td>17.9</td><td>1,400 ~ 700</td><td>700</td><td>700</td><td>700</td></tr> <tr> <td>御前寺・二ノ森 (ごぜんじ・にのもり)</td><td>複成火山</td><td>19.8</td><td>3,100 ~ 2,500</td><td>600</td><td>2,500</td><td>600</td></tr> <tr> <td>戸畠山 (とむらやま)</td><td>溶岩ドーム群</td><td>0.2</td><td>400 ~ 300</td><td>100</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr> <td>越子ヶ峰 (こしきみね)</td><td>溶岩ドーム</td><td>1.7</td><td>1,500</td><td>—</td><td>1,500</td><td>—</td></tr> <tr> <td>白山 (しらやま)</td><td>複成火山</td><td>17</td><td>400 ~</td><td>400</td><td>AD1,639</td><td>400</td></tr> <tr> <td>豊津門岳 (とよつもんだけ)</td><td>複成火山</td><td>3.5</td><td>300</td><td>—</td><td>300</td><td>—</td></tr> <tr> <td>西白丸山 (せいしらまるやま)</td><td>複成火山</td><td>6.24</td><td>400 ~ 300</td><td>100</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr> <td>八日月岳 (やつにちげつ)</td><td>複成火山</td><td>16</td><td>1,100 ~ 900</td><td>200</td><td>900</td><td>200</td></tr> <tr> <td>長崎手・雲ヶ岳 (ながさきて・くもがたけ)</td><td>複成火山</td><td>65.8</td><td>1,600 ~ 1,100</td><td>500</td><td>1,100</td><td>500</td></tr> <tr> <td>湯ヶ峰 (ゆのかね)</td><td>溶岩ドーム</td><td>0.07</td><td>100</td><td>—</td><td>100</td><td>—</td></tr> <tr> <td>土野火山群 (どの)</td><td>複成火山群 複数窓</td><td>1.24</td><td>2,800 ~ 900</td><td>1,900</td><td>900</td><td>1,900</td></tr> </tbody> </table>				名称	火山の形式 [#]	データベース等に基づく活動歴					体積 [※] (km ³)	活動年代 (千年前)	活動期間 (千年)	最新噴火 ～終了期間 (千年前)	最大休止期間 ～活動期間 (千年)	三瓶 (みさき)	複数窓 (複数ドーム)	—	1,400 ~ 1,300	100	1,300	100	御里 (みさはら)	単成火山 複数窓	—	800 ~ 700	100	700	100	郡家 (こねや)	単成火山 複数窓	—	2,100	—	2,100	—	福ノ山 (ふくのさん)	火碎丘・溶岩流	4.70	1,200 ~ 400	800	400	800	佐井 (さい)	溶岩流	—	1,700	—	1,700	—	美方火山群 (みかた)	火碎丘・溶岩流	0.48	1,700 ~ 200	1,400	200	1,500	栗東 (くりとう)	火砕丘・溶岩流 カルデラ	—	3,100 ~ 2,300	900	2,200	900	大隅・轟 (おほのと・とどろき)	複成火山 複数窓	—	2,800 ~ 2,400	400	2,400	400	伊勢大山群 (いせながやまぐん)	火碎丘・溶岩流	0.70	700 ~ 10-20	680-690	10-30	680-690	上野原・日坂 (じょうわら・ひざか)	複成火山群 火碎丘・溶岩流	0.077	230 ~ 130	100	130	100	天武州 (てんぶしゅう)	火碎丘・溶岩流	1.00	1,600	—	1,600	—	白山 (しらやま)	火碎丘・溶岩流	1.00	400 ~ 300	100	300	100	秋宮山 (あきのみや)	複成火山	10.2	1,000 ~ 800	200	800	200	譽ヶ岳 (きよみがたけ)	複成火山	17.9	1,400 ~ 700	700	700	700	御前寺・二ノ森 (ごぜんじ・にのもり)	複成火山	19.8	3,100 ~ 2,500	600	2,500	600	戸畠山 (とむらやま)	溶岩ドーム群	0.2	400 ~ 300	100	300	100	越子ヶ峰 (こしきみね)	溶岩ドーム	1.7	1,500	—	1,500	—	白山 (しらやま)	複成火山	17	400 ~	400	AD1,639	400	豊津門岳 (とよつもんだけ)	複成火山	3.5	300	—	300	—	西白丸山 (せいしらまるやま)	複成火山	6.24	400 ~ 300	100	300	100	八日月岳 (やつにちげつ)	複成火山	16	1,100 ~ 900	200	900	200	長崎手・雲ヶ岳 (ながさきて・くもがたけ)	複成火山	65.8	1,600 ~ 1,100	500	1,100	500	湯ヶ峰 (ゆのかね)	溶岩ドーム	0.07	100	—	100	—	土野火山群 (どの)	複成火山群 複数窓	1.24	2,800 ~ 900	1,900	900	1,900
名称	火山の形式 [#]	データベース等に基づく活動歴																																																																																																																																																																																					
		体積 [※] (km ³)	活動年代 (千年前)	活動期間 (千年)	最新噴火 ～終了期間 (千年前)	最大休止期間 ～活動期間 (千年)																																																																																																																																																																																	
三瓶 (みさき)	複数窓 (複数ドーム)	—	1,400 ~ 1,300	100	1,300	100																																																																																																																																																																																	
御里 (みさはら)	単成火山 複数窓	—	800 ~ 700	100	700	100																																																																																																																																																																																	
郡家 (こねや)	単成火山 複数窓	—	2,100	—	2,100	—																																																																																																																																																																																	
福ノ山 (ふくのさん)	火碎丘・溶岩流	4.70	1,200 ~ 400	800	400	800																																																																																																																																																																																	
佐井 (さい)	溶岩流	—	1,700	—	1,700	—																																																																																																																																																																																	
美方火山群 (みかた)	火碎丘・溶岩流	0.48	1,700 ~ 200	1,400	200	1,500																																																																																																																																																																																	
栗東 (くりとう)	火砕丘・溶岩流 カルデラ	—	3,100 ~ 2,300	900	2,200	900																																																																																																																																																																																	
大隅・轟 (おほのと・とどろき)	複成火山 複数窓	—	2,800 ~ 2,400	400	2,400	400																																																																																																																																																																																	
伊勢大山群 (いせながやまぐん)	火碎丘・溶岩流	0.70	700 ~ 10-20	680-690	10-30	680-690																																																																																																																																																																																	
上野原・日坂 (じょうわら・ひざか)	複成火山群 火碎丘・溶岩流	0.077	230 ~ 130	100	130	100																																																																																																																																																																																	
天武州 (てんぶしゅう)	火碎丘・溶岩流	1.00	1,600	—	1,600	—																																																																																																																																																																																	
白山 (しらやま)	火碎丘・溶岩流	1.00	400 ~ 300	100	300	100																																																																																																																																																																																	
秋宮山 (あきのみや)	複成火山	10.2	1,000 ~ 800	200	800	200																																																																																																																																																																																	
譽ヶ岳 (きよみがたけ)	複成火山	17.9	1,400 ~ 700	700	700	700																																																																																																																																																																																	
御前寺・二ノ森 (ごぜんじ・にのもり)	複成火山	19.8	3,100 ~ 2,500	600	2,500	600																																																																																																																																																																																	
戸畠山 (とむらやま)	溶岩ドーム群	0.2	400 ~ 300	100	300	100																																																																																																																																																																																	
越子ヶ峰 (こしきみね)	溶岩ドーム	1.7	1,500	—	1,500	—																																																																																																																																																																																	
白山 (しらやま)	複成火山	17	400 ~	400	AD1,639	400																																																																																																																																																																																	
豊津門岳 (とよつもんだけ)	複成火山	3.5	300	—	300	—																																																																																																																																																																																	
西白丸山 (せいしらまるやま)	複成火山	6.24	400 ~ 300	100	300	100																																																																																																																																																																																	
八日月岳 (やつにちげつ)	複成火山	16	1,100 ~ 900	200	900	200																																																																																																																																																																																	
長崎手・雲ヶ岳 (ながさきて・くもがたけ)	複成火山	65.8	1,600 ~ 1,100	500	1,100	500																																																																																																																																																																																	
湯ヶ峰 (ゆのかね)	溶岩ドーム	0.07	100	—	100	—																																																																																																																																																																																	
土野火山群 (どの)	複成火山群 複数窓	1.24	2,800 ~ 900	1,900	900	1,900																																																																																																																																																																																	

⁽¹⁾中野他編(2013)⁽¹⁾に基づく。貫入岩体・深成岩体については検討の対象から除く。⁽²⁾中野他編(2013)⁽¹⁾及び西来他編(2012)⁽²⁾の「形式・構造」に基づく。※：第四紀火山カタログ委員会編(1999)⁽³⁾に基づく。

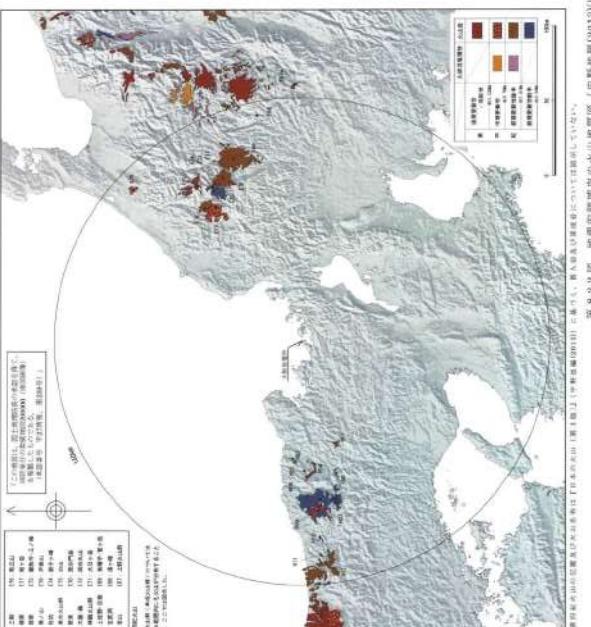
泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>図 8.2.1 図 地震的領域内の噴火記念山の分布（中野忠義2013）に基づき作成）</small>			

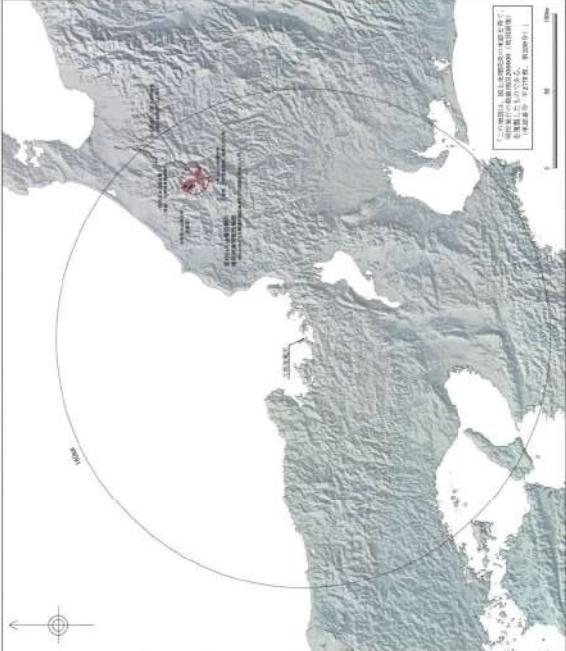
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図8.2.2 図 地理的範囲内の水辺実質区（中野世輔(2013)）に基づき作成</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

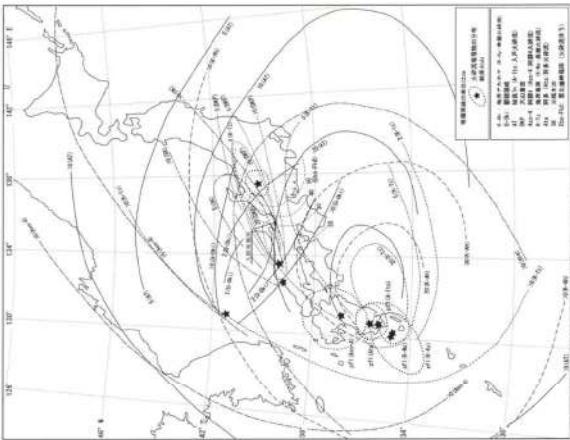
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>第 8.3.1 図 自然起因の噴出物の分布 (山麓地 (1968)cm、酒井地 (1999)cm)に基づき作成)</small>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

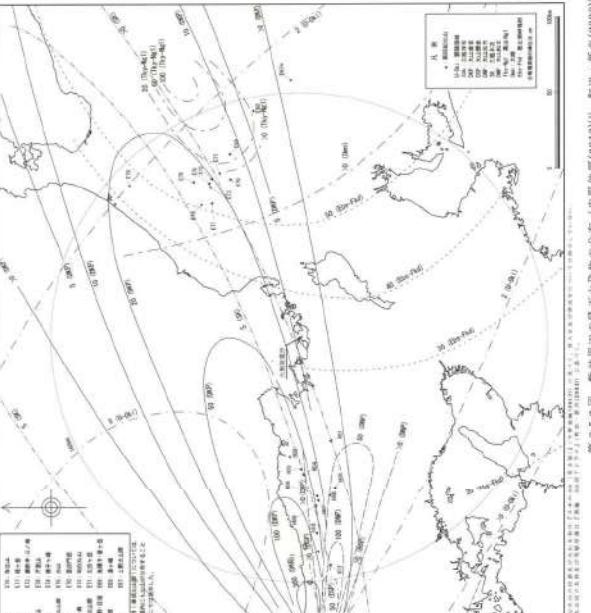
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図 8.6.1 図 緊急地震時に想定する島下水噴出物の給源火山とその分布（中野他編(2013)11、町田・斎木(2003)12)に基づき作成）			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第8-2 図 板塊周辺の消防施設の分布（中野他編(2013)10。町田・新井(2003)3/30に基づき作成）</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

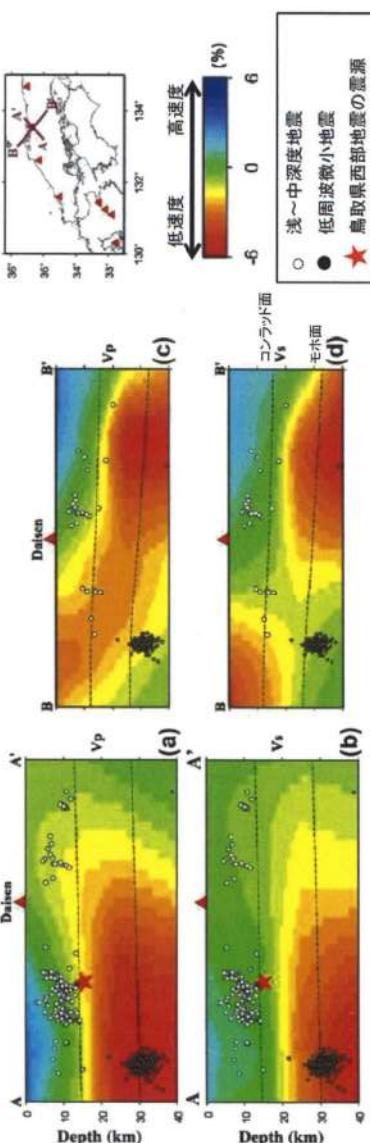
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>噴出物</th><th>噴出年代（万年）</th><th>噴出量（km³）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野坂山</td><td>96.0</td><td>0.10</td></tr> <tr> <td>下荒山</td><td>83.5</td><td>2.60</td></tr> <tr> <td>鬼怒山</td><td>68.0</td><td>0.40</td></tr> <tr> <td>一原山溶岩</td><td>60.0</td><td>5.00</td></tr> <tr> <td>瀬戸内海浜角礫岩</td><td>59.0</td><td>50.00</td></tr> <tr> <td>中御山溶岩</td><td>51.0</td><td>1.10</td></tr> <tr> <td>上荒山溶岩</td><td>49.0</td><td>2.80</td></tr> <tr> <td>0 cm</td><td>33.0</td><td>0.80</td></tr> <tr> <td>10 cm</td><td>23.0</td><td>0.76</td></tr> <tr> <td>馬世堆石（OKP）</td><td>19.0</td><td>4.29</td></tr> <tr> <td>鍋合堆石（HP）</td><td>17.0</td><td>1.87</td></tr> <tr> <td>10 cm</td><td>15.0</td><td>0.30</td></tr> <tr> <td>別所堆石（OBP）</td><td>15.0</td><td>0.23</td></tr> <tr> <td>荒山原堆石（OHP）</td><td>14.0</td><td>0.14</td></tr> <tr> <td>松上堆石（OBP）</td><td>13.0</td><td>2.19</td></tr> <tr> <td>名桜火砕流</td><td>9.5</td><td>1.00</td></tr> <tr> <td>荒庄堆石1（OAP1）</td><td>9.3</td><td>0.14</td></tr> <tr> <td>荒庄堆石2（OAP2）</td><td>8.3</td><td>0.26</td></tr> <tr> <td>生性堆石（OBP）</td><td>8.0</td><td>1.10</td></tr> <tr> <td>復金堆石（USP）</td><td>6.8</td><td>0.33</td></tr> <tr> <td>食吉堆石（OBP）</td><td>5.5</td><td>20.74</td></tr> <tr> <td>黒ヶ丘火山灰（km³）</td><td>5.0</td><td>0.94</td></tr> <tr> <td>下ガホニーキ（Sh）</td><td>2.4</td><td>0.37</td></tr> <tr> <td>上ガホニーキ（Ob）</td><td>2.3</td><td>0.44</td></tr> <tr> <td>荒庄堆石（HP）</td><td>2.1</td><td>0.54</td></tr> <tr> <td>御山一三斜輝</td><td>2.0</td><td>5.00</td></tr> </tbody> </table> <p>※1) 佐藤義典(2007). 女川原山ダムヨコマツ林立地の風化・剥離・侵食とその対策. 土木学会誌. 2007. 10月号. p. 10-14.</p> <p>※2) 佐久井信也(1986). 女川原山の火砕流. 地質学雑誌. 1986. 9月号. p. 101-104.</p> <p>解説ダイヤグラムではこの用語の範囲については、後述で記載。</p>	噴出物	噴出年代（万年）	噴出量（km ³ ）	野坂山	96.0	0.10	下荒山	83.5	2.60	鬼怒山	68.0	0.40	一原山溶岩	60.0	5.00	瀬戸内海浜角礫岩	59.0	50.00	中御山溶岩	51.0	1.10	上荒山溶岩	49.0	2.80	0 cm	33.0	0.80	10 cm	23.0	0.76	馬世堆石（OKP）	19.0	4.29	鍋合堆石（HP）	17.0	1.87	10 cm	15.0	0.30	別所堆石（OBP）	15.0	0.23	荒山原堆石（OHP）	14.0	0.14	松上堆石（OBP）	13.0	2.19	名桜火砕流	9.5	1.00	荒庄堆石1（OAP1）	9.3	0.14	荒庄堆石2（OAP2）	8.3	0.26	生性堆石（OBP）	8.0	1.10	復金堆石（USP）	6.8	0.33	食吉堆石（OBP）	5.5	20.74	黒ヶ丘火山灰（km ³ ）	5.0	0.94	下ガホニーキ（Sh）	2.4	0.37	上ガホニーキ（Ob）	2.3	0.44	荒庄堆石（HP）	2.1	0.54	御山一三斜輝	2.0	5.00
噴出物	噴出年代（万年）	噴出量（km ³ ）																																																																															
野坂山	96.0	0.10																																																																															
下荒山	83.5	2.60																																																																															
鬼怒山	68.0	0.40																																																																															
一原山溶岩	60.0	5.00																																																																															
瀬戸内海浜角礫岩	59.0	50.00																																																																															
中御山溶岩	51.0	1.10																																																																															
上荒山溶岩	49.0	2.80																																																																															
0 cm	33.0	0.80																																																																															
10 cm	23.0	0.76																																																																															
馬世堆石（OKP）	19.0	4.29																																																																															
鍋合堆石（HP）	17.0	1.87																																																																															
10 cm	15.0	0.30																																																																															
別所堆石（OBP）	15.0	0.23																																																																															
荒山原堆石（OHP）	14.0	0.14																																																																															
松上堆石（OBP）	13.0	2.19																																																																															
名桜火砕流	9.5	1.00																																																																															
荒庄堆石1（OAP1）	9.3	0.14																																																																															
荒庄堆石2（OAP2）	8.3	0.26																																																																															
生性堆石（OBP）	8.0	1.10																																																																															
復金堆石（USP）	6.8	0.33																																																																															
食吉堆石（OBP）	5.5	20.74																																																																															
黒ヶ丘火山灰（km ³ ）	5.0	0.94																																																																															
下ガホニーキ（Sh）	2.4	0.37																																																																															
上ガホニーキ（Ob）	2.3	0.44																																																																															
荒庄堆石（HP）	2.1	0.54																																																																															
御山一三斜輝	2.0	5.00																																																																															

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>第8.5.4図 大山の地下構造 (Zhao et al(2011)⁽⁴⁹⁾に加筆)</small>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>※アイソバグクは降下火荷物堆積量の分布図 上段：大飯発電所近傍での降下火荷物堆積量 下段：大飯発電所近傍での降下火荷物堆積量（堆積した粒径分布より空隙密度を算出し、崩壊を算出）</p> <p>第8.5.5図(1) 大山の降下火荷物シミュレーション結果（基本ケース）</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

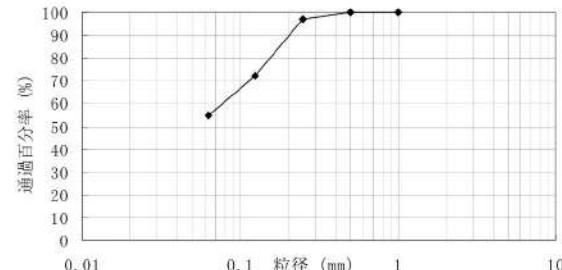
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>※アイコンバックは降下火砕物堆積量の分布図 上段：大飯発電所近傍での降下火砕物堆積量 下段：大飯発電所近傍での降下火砕物堆積量（削減した料添分布より等高線を算出し、断面を除外）</p> <p>第8.5.5 図(2) 大山の降下火砕物ミュレーション結果（基本ケース）</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>大飯発電所3／4号炉</p>  <table border="1"> <caption>粒度試験結果</caption> <thead> <tr> <th>粒径 (mm)</th> <th>通過百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.01</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>0.1</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>98</td> </tr> </tbody> </table> <p>津波堆積物調査⁽³⁵⁾で得られた姶良 Tn テフラ（中山湿地）を対象に実施 第 8.5.6 図 粒度試験結果</p> <p>1.4 設備等 該当なし</p>	粒径 (mm)	通過百分率 (%)	0.01	55	0.1	70	1	95	10	98		<p>1.4 設備等 該当なし</p> <p>【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映</p>	
粒径 (mm)	通過百分率 (%)												
0.01	55												
0.1	70												
1	95												
10	98												

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針 1.1 概要 1.2 評価条件の設定 1.3 防護対象施設の抽出 1.4 評価すべき影響因子の選定と評価手法 1.5 各防護対象施設の評価すべき影響因子の選定 1.6 評価結果</p> <p>(島根原子力発電所2号炉) <u>第六条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山)より引用</u></p> <p><目次></p> <p>1. 1 概要 1. 2 火山影響評価の流れ 1. 3 火山活動のモニタリングの流れ</p> <p>2. 立地評価 2. 1 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出 2. 2 運用期間における火山活動に関する個別評価</p> <p>3. 火山活動のモニタリング 3. 1 火山影響評価の根拠が維持されていることの確認を目的とした 火山活動のモニタリング</p> <p>4. 影響評価</p> <p>1.7 まとめ</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>火山影響評価について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 基本方針 1. 1 概要 1. 2 火山影響評価の流れ</p> <p>2. 立地評価 2. 1 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出 2. 2 運用期間における火山活動に関する個別評価</p> <p>3. 影響評価 3. 1 火山事象の影響評価 3. 2 火山事象(降下火砕物)に対する設計の基本方針 3. 3 火山事象(降下火砕物)から防護する施設 3. 4 降下火砕物による影響の選定 3. 4. 1 降下火砕物の特徴 3. 4. 2 直接的影響 3. 4. 3 間接的影響 3. 4. 4 評価対象施設等に対する影響因子の選定 3. 5 設計荷重の設定 3. 6 降下火砕物の直接的影響に対する設計方針 3. 6. 1 降下火砕物による荷重に対する設計方針 3. 6. 2 降下火砕物による荷重以外に対する設計方針 3. 6. 3 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計方針 3. 7 降下火砕物の除去等の対策 3. 7. 1 降下火砕物に対応するための運用管理 3. 7. 2 手順 3. 8 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針</p> <p>4. まとめ</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>火山影響評価について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 基本方針 1. 1 概要 1. 2 火山影響評価の流れ</p> <p>【地震津波側審査の反映】 □は追而とする(目次のみ記載)</p> <p>1. 3 火山活動のモニタリングの流れ</p> <p>2. 立地評価 2. 1 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出 2. 2 運用期間における火山活動に関する個別評価</p> <p>3. 火山活動のモニタリング 3. 1 火山影響評価の根拠が維持されていることの確認を目的とした 火山活動のモニタリング</p> <p>4. 影響評価 4. 1 火山事象の影響評価 4. 2 火山事象(降下火砕物)に対する設計の基本方針 4. 3 火山事象(降下火砕物)から防護する施設 4. 4 降下火砕物による影響の選定 4. 4. 1 降下火砕物の特徴 4. 4. 2 直接的影響 4. 4. 3 間接的影響 4. 4. 4 評価対象施設等に対する影響因子の選定 4. 5 設計荷重の設定 4. 6 降下火砕物の直接的影響に対する設計方針 4. 6. 1 降下火砕物による荷重に対する設計方針 4. 6. 2 降下火砕物による荷重以外に対する設計方針 4. 6. 3 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計方針 4. 7 降下火砕物の除去等の対策 4. 7. 1 降下火砕物に対応するための運用管理 4. 7. 2 手順 4. 8 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針</p> <p>5. まとめ</p>	<p>別添資料1</p> <p>別添1</p> <p>【大飯】 資料名称の相違 【女川】 プラント名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・地震津波側の審査結果を受けてモニタリングについて記載するため、目次にはモニタリングについて記載するが、内容は追而であるため、本文中には記載していない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較しやすいように順番を入れ替えた】	【女川まとめ資料に目次の記載なし】		
個別評価-1 建屋構築物に係る影響評価 個別評価-2 海水ポンプに係る影響評価 個別評価-10 海水ストレーナに係る影響評価	個別評価-1 建屋等に係る影響評価 個別評価-2 海水ポンプに係る影響評価 個別評価-3 海水ストレーナに係る影響評価	個別評価-1 建屋等に係る影響評価 個別評価-2 海水ポンプに係る影響評価 個別評価-3 海水ストレーナに係る影響評価	【大飯】 設備名称の相違
個別評価-6 ディーゼル発電機に係る影響評価	個別評価-4 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機含む) に係る影響評価 個別評価-5 非常用換気空調系に係る影響評価 個別評価-6 海水取水設備 (除塵装置) に係る影響評価 個別評価-7 計測制御用電源設備 (無停電電源装置) 及び非常用所内電源設備 (所内低圧系統) に係る影響評価 個別評価-8 復水貯蔵タンクに係る影響評価 個別評価-9 排気筒 及び非常用ガス処理系 (屋外配管) に係る影響評価	個別評価-4 ディーゼル発電機に係る影響評価 個別評価-5 換気空調設備 (外気取入口) に係る影響評価 個別評価-6 取水装置 (除塵設備) に係る影響評価 個別評価-7 安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ (無停電電源装置) に係る影響評価 個別評価-8 排気筒に係る影響評価	【女川】 記載表現の相違 ・設備名称の相違の他、設備の相違もあるが、評価方針に相違はない 【女川】 評価対象設備の相違 設備の相違 ・泊は評価対象となる屋外タンクがないため同様の評価は行っていない ・泊で抽出した評価対象施設について影響評価を実施
個別評価-8 排気筒に係る影響評価			【大飯】 設備名称の相違
個別評価-3 主蒸気逃がし弁消音器に係る影響評価 個別評価-4 主蒸気安全弁排気管に係る影響評価 個別評価-5 タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管に係る影響評価 個別評価-11 制御用空気圧縮機に係る影響評価		個別評価-9 主蒸気逃がし弁消音器に係る影響評価 個別評価-10 主蒸気安全弁排気管に係る影響評価 個別評価-11 タービン動補助給水ポンプ排気管に係る影響評価 個別評価-12 制御用空気圧縮機に係る影響評価	【大飯】 資料名称の相違
添付1: 大飯発電所3号炉及び4号炉 火山影響評価 補足資料 【大飯まとめ資料に目次の記載なし】 1. 評価ガイドとの整合性について 2. 火山灰の特徴から抽出される直接的影響因子と防護対象施設の組合せ 6. 火山灰による磨耗の影響 (破碎しやすさ・硬度) について 4. 塗装による火山灰の化学的影响 (腐食) について 10. ディーゼル発電機吸気消音器の吸気フィルタへの影響について 9. 火山灰侵入によるディーゼル機関空気冷却器への影響について 5. 火山灰の金属腐食研究について 14. 火山灰の除灰に要する時間について	補足資料 1. 原子力発電所の火山影響評価ガイドとの整合性について 2. 降下火砕物の特徴及び影響モードと、影響モードから選定された影響因子に対し影響を受ける評価対象施設等の組合せについて 3. 降下火砕物による摩耗について 4. 降下火砕物の化学的影响 (腐食) について 5. 降下火砕物による非常用ディーゼル発電機の吸気に係るバグフィルタの影響評価について 6. 降下火砕物の侵入による非常用ディーゼル機関空気冷却器への影響について 7. 降下火砕物の侵入による潤滑油への影響について 8. 降下火砕物の金属腐食研究について 9. 計測制御用電源設備及び非常用所内電気設備への降下火砕物の影響について 10. 建屋等の降灰除去について	補足資料 1. 原子力発電所の火山影響評価ガイドとの整合性について 2. 降下火砕物の特徴及び影響モードと、影響モードから選定された影響因子に対し影響を受ける評価対象施設等の組合せについて 3. 降下火砕物による摩耗について 4. 降下火砕物の化学的影响 (腐食) について 5. ディーゼル発電機吸気消音器の吸気フィルタの影響について 6. 降下火砕物の侵入によるディーゼル発電機機関空気冷却器への影響について 7. 降下火砕物の侵入による潤滑油への影響について 8. 降下火砕物の金属腐食研究について 9. 安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ (無停電電源装置) への降下火砕物の影響について 10. 建屋等の降灰除去について	【大飯】 資料名称の相違 【大飯】 資料名称の相違 【女川】 設備の相違 ・泊は当該フィルタを設置していないため、同様の評価は行っていない 【女川】 評価対象設備の相違 【大飯】 資料名称の相違 ・泊の「旧 27. 降下火砕物の除灰に要する時間について」は「10. 建屋等
追面【地震津波側審査の反映】 (補足資料のうち立地評価に関する事項については、地震津波側審査結果を受けて反映するが、降下火砕物に対して安全機能を損なわないことを確認する)			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
19. 火山灰降灰時の平型フィルタ取替の手順について 20. 観測された諸噴火の最盛期における噴煙柱の高度、噴出率と継続時間	11. 降下火砕物降灰時のバグフィルタ取替手順について 12. 観測された諸噴火の最盛期における噴出率と継続時間について 13. 重大事故等対処設備に対する考慮について 14. 水質汚染に対する補給水等への影響について 15. 気中降下火砕物の対策に係る検討状況について	11. 降下火砕物降灰時の平型フィルタ取替手順について 12. 観測された諸噴火の最盛期における噴出率と継続時間について 13. 重大事故等対処設備に対する考慮について 14. 水質汚染に対する補給水等への影響について 15. 気中降下火砕物の対策に係る検討状況について	の降灰除去について」で作成するため削除した 【大飯】記載表現の相違 【女川】設備の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違 (火山灰の除去の観点では同等の性能を有する) 【女川】 プラント名称の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映
7. 建屋及び屋外設備に対する荷重評価の基本的な考え方について 22. アクセスルートの復旧への影響について	16. 女川原子力発電所における気中降下火砕物濃度の算出について 17. 降下火砕物と積雪荷重との組合せについて 18. 降灰時の外部支援及び閉鎖所の除灰の成立性検討について 19. 降下火砕物による摩耗や融解の影響について 20. 外部事象に対する津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の防護方針について 21. 火山影響評価における監視カメラ及びモニタリングポストの扱いについて	16. 泊発電所における気中降下火砕物濃度の算出について 17. 降下火砕物と積雪荷重との組合せについて 18. 降灰時の外部支援及び閉鎖所の除灰の成立性検討について 19. 降下火砕物による摩耗や融解の影響について 20. 外部事象に対する津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の防護方針について 21. 火山影響評価における監視カメラ及びモニタリングポストの扱いについて	【女川】 【大飯】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映 (補足資料22、24~30) ・23.は泊の大粒径を考慮し作成した資料である 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違
12. 火山灰によるその他設備への影響について		22. 原子炉の高温停止及び低温停止に必要な設備に関する降下火砕物の降灰の影響評価について	【大飯】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映 (補足資料22、24~30) ・23.は泊の大粒径を考慮し作成した資料である 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違
3. 原子炉の高温停止及び低温停止に必要な設備に関する火山灰の影響評価について 8. ディーゼル機関の故障要因について		23. ディーゼル機関の故障要因について 24. 降下火砕物が降灰した際の対応手順について 25. 負圧管理箇所への降下火砕物の侵入影響について 26. 腐食による機能影響について 27. 腐食の長期的影響に対する保守管理について 28. 灰置場について	【大飯】設計方針の相違 ・大飯は間接的影響評価にてタンクローリーによる燃料補給を行うことから資料を作成
13. 火山灰が降下した際の対応手順について 15. 負圧管理箇所への火山灰の侵入影響について 16. 腐食による機能影響について 17. 腐食の長期的影響に対する保守管理について 18. 灰置場について 21. タンクローリーへの荷重による影響について		29. アイスランド火山を用いる基本的考え方とセントヘレンズ火山による影響評価について	
23. アイスランド火山を用いる基本的考え方とセントヘレンズ火山による影響評価			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 概要</p> <p>原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第五号）」第6条において、外部からの衝撃による損傷防止として、「安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないのでなければならない」としており、敷地周辺の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、火山の影響を挙げている。</p> <p>火山の影響により原子炉施設の安全性を損なうことのない設計であることを評価するための「原子力発電所の火山影響評価ガイド」を参照し、図1.1のフローにしたがい火山影響評価を行い、安全機能が維持されることを確認する。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 概要</p> <p>原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第五号）」第6条において、外部からの衝撃による損傷防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないのでなければならないとしており、敷地周辺の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、火山の影響を挙げている。</p> <p>火山の影響により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計であることを評価するため、火山影響評価を行い、発電用原子炉施設へ影響を与えないことを評価する。</p> <p>1.2 火山影響評価の流れ</p> <p>火山影響評価は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」を参照し、図1.2-1のフローに従い立地評価と影響評価の2段階で行う。</p> <p>立地評価では、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行い、抽出された火山の火山活動に関する個別評価を行う。具体的には設計対応不可能な火山事象が女川原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価を行う。</p> <p>設計対応不可能な火山事象が影響を及ぼす可能性が十分低いと評価された場合は、原子力発電所に影響を与える可能性のある火山事象の抽出とその影響評価を行う。</p> <p>影響評価では、個々の火山事象への設計対応及び運転対応の妥当性について「3.1 火山事象の影響評価」にて評価を行う。（図1.2-2）</p> <p>なお、立地評価及び原子力発電所に影響を与える可能性のある火山事象の抽出とその影響評価については、「添付書類六 7.火山」にて示す。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 概要</p> <p>原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第五号）」第6条において、外部からの衝撃による損傷防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないのでなければならないとしており、敷地周辺の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、火山の影響を挙げている。</p> <p>火山の影響により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計であることを評価するため、火山影響評価を行い、発電用原子炉施設へ影響を与えないことを評価する。</p> <p>1.2 火山影響評価の流れ</p> <p>火山影響評価は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」を参照し、図1.2-1のフローに従い立地評価と影響評価の2段階で行う。</p> <p>立地評価では、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行い、抽出された火山の火山活動に関する個別評価を行う。具体的には設計対応不可能な火山事象が泊発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価を行う。</p> <p>設計対応不可能な火山事象が影響を及ぼす可能性が十分低いと評価された場合は、原子力発電所に影響を与える可能性のある火山事象の抽出とその影響評価を行う。</p> <p>影響評価では、個々の火山事象への設計対応及び運転対応の妥当性について「4.1 火山事象の影響評価」にて評価を行う。（図1.2-2）</p> <p>なお、立地評価及び原子力発電所に影響を与える可能性のある火山事象の抽出とその影響評価については、「添付書類六 8.火山」にて示す。</p>	<p>【大飯、女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 ・女川、泊は「1.2 火山影響評価の流れ」に記載</p> <p>【女川】プラント名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			【大飯、女川】 記載内容の相違 • 泊は火山影響評価ガイド最新版を反映

図 1.1 原子力発電所に影響を及ぼす火山影響評価の基本フロー

図 1.2-1 火山影響評価の基本フロー「原子力発電所の火山影響評価ガイド」から抜粋

第1.2-1 図 火山影響評価の基本フロー
 「原子力発電所の火山影響評価ガイド」から抜粋

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<pre> graph TD A[3.1 火山事象の影響評価] --> B[3.2 火山事象（降下火砕物）に対する設計の基本方針] B --> C[3.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設] C --> D[3.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設] D --> E[3.4.1 降下火砕物の特徴] D --> F[3.4.2 直接的影響 ・構造物への静的負荷 ・構造物への化学的影響 ・水循環系の閉塞・摩耗 ・水循環系の化学的影響 ・換気系・電気系及び計測制御系に対する機械的影響及び化学的影響 ・発電所の大気汚染 ・絶縁低下] D --> G[3.4.3 間接的影響 ・外部電源喪失 ・アクセス制限] E --> H[3.5 設計荷重の設定] E --> I[3.1 火山事象の影響評価 ・堆積厚さ、密度、粒径] H --> J[3.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設] I --> J J --> K[3.6 降下火砕物の直接的影響に対する設計方針] J --> L[3.8 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針] K --> M[3.7 降下火砕物の撤去等の対策] L --> M </pre> <p>図1.2-2 影響評価の詳細フロー</p>	<pre> graph TD A[4.1 火山事象の影響評価] --> B[4.2 火山事象（降下火砕物）に対する設計の基本方針] B --> C[4.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設] C --> D[4.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設] D --> E[4.4.1 降下火砕物の特徴] D --> F[4.4.2 直接的影響 ・構造物への静的負荷 ・構造物への化学的影響 ・水循環系の閉塞・摩耗 ・水循環系の化学的影響 ・換気系・電気系及び計測制御系に対する機械的影響及び化学的影響 ・発電所の大気汚染 ・絶縁低下] D --> G[4.4.3 間接的影響 ・外部電源喪失 ・アクセス制限] E --> H[4.5 設計荷重の設定] E --> I[4.1 火山事象の影響評価 ・堆積厚さ、密度、粒径] H --> J[4.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設] I --> J J --> K[4.6 降下火砕物の直接的影響に対する設計方針] J --> L[4.8 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針] K --> M[4.7 降下火砕物の除去等の対策] L --> M </pre> <p>第1.2-2図 影響評価の詳細フロー</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>地理的領域内における将来の活動可能性が否定できない火山（白山、扇ノ山、美方火山群、神鍋火山群、上野火山群、経ヶ岳）について評価した結果、大飯発電所敷地との位置関係や火成活動の状況より、設計対応不可能な火山事象のうち、溶岩流、岩屑なだれ、新しい火口の開口、地殻変動については問題ない。また、火碎物密度流についても、大飯発電所に到達する可能性が十分小さいことを評価しており、発電所の立地評価上の問題はない。</p> <p>したがって、発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象は、降下火碎物（以下「火山灰」という。）のみであることから、火山灰による原子炉施設及び附属設備への影響評価を行う。</p>	<p>2. 立地評価</p> <p>2.1 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出</p> <p>地理的領域内に分布する第四紀火山（31 火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山を抽出した。</p> <p>その結果、焼石岳、鳥海山、栗駒山、鳴子カルデラ、肘折カルデラ、月山、藏王山、笹森山、吾妻山、安達太良山及び磐梯山の11 火山を将来の活動可能性のある火山又は将来の活動可能性を否定できない火山として抽出した。</p> <p>2.2 運用期間における火山活動に関する個別評価</p> <p>将来の活動可能性のある火山又は将来の活動可能性を否定できない火山として抽出した 11 火山を対象として、文献調査に基づき、女川原子力発電所2号炉の運用期間中における火山活動に関する設計対応不可能事象（火碎物密度流、溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊、新しい火口の開口、地殻変動）の個別評価を行った。</p> <p>火碎物密度流による堆積物が敷地及び敷地周辺では確認されておらず、敷地まで十分な離隔距離があることから、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に低いと評価した。</p> <p>溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊については、それぞれの火山と敷地との位置関係より、敷地まで十分な離隔距離があることから、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に低いと評価した。</p> <p>新しい火口の開口及び地殻変動については、敷地が火山フロントより前弧側に 50km 以上離れていること、敷地周辺では火成活動が確認されていないことから、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に低いと評価した。</p> <p>以上の検討結果より、発電所の運用期間中に設計対応不可能な火山事象が、発電所に影響を及ぼす可能性は十分に低いと評価した。また、これらの火山事象は、既往最大規模の噴火を考慮しても、発電所に影響を及ぼさないと評価し、火山モニタリングは不要と判断した。</p>	<p>2. 立地評価</p> <p>2.1 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出</p> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (立地評価について、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p> <p>2.2 運用期間における火山活動に関する個別評価</p> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (立地評価について、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【大飯、女川】評価対象の相違 ・立地条件の違いによる対象火山の相違</p> <p>【大飯、女川】評価対象の相違 ・立地条件の違いによる対象火山の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 影響評価</p> <p>3.1 火山事象の影響評価</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、女川原子力発電所2号炉の運用期間中の噴火規模を考慮し、それが噴火した場合、原子力発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、降下火碎物（火山灰）（以下「降下火碎物」という。）のみが女川原子力発電所に影響を及ぼし得る火山事象であるという結果となった。</p> <p>原子力発電所敷地内の地質調査において確認した降下火碎物の最大層厚は10cmであり、肘折カルデラを給源とする降下火碎物（肘折尾花沢テフラ）であることを確認している。なお、原子力発電所敷地内では沖積層がジュラ系の地層を不整合に覆っており、更新世の地層が確認されないことを確認している。</p> <p>一方、女川原子力発電所2号炉の運用期間中に、このような規模の降下火碎物が敷地周辺に生じる蓋然性を確認するため、文献調査結果、敷地周辺で実施した露頭調査の結果及び降下火碎物シミュレーション結果を用い評価した。降下火碎物シミュレーションの対象火山は、網羅的に抽出するため、原子力発電所敷地周辺で確認されている降下火碎物の給源火山、過去の噴出物のタイプを考慮して鳴子カルデラ、藏王山、肘折カルデラ及び十和田とし、風速や風向の不確かさを考慮して、約12.5cm（鳴子カルデラ）という層厚を導いた。想定する降下火碎物堆積量は、この評価結果（約12.5cm）を基に設定するが、原子力発電所敷地内では更新世の地層が確認されないことも踏まえ、さらに、堆積量評価結果に保守性を考慮することとし、基準降下火碎物堆積量を15cmと設定した。</p> <p>そのほか得られた降下火碎物の特性を表3.1-1及び表3.1-2に示す。なお、鉛直荷重については、湿润状態の降下火碎物に、建築基準法等の関連する規格・基準類の考え方に基づいた石巻地域における平均的な積雪量を考慮し設定する。また粒径及び密度については、文献調査、地質調査及び降下火碎物シミュレーションの結果を踏まえ、粒径2mm以下、密度0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿润状態）と設定した。</p>	<p>4. 影響評価</p> <p>4.1 火山事象の影響評価</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、泊発電所3号炉の運用期間中の噴火規模を考慮し、それが噴火した場合、発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、降下火碎物（火山灰）（以下「降下火碎物」という。）のみが泊発電所に影響を及ぼし得る火山事象であるという結果となった。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> 追而【地震津波側審査の反映】 （立地評価について、地震津波側審査結果を受けて反映のため） </p> <p>想定する降下火碎物堆積量は、敷地周辺の層厚等を考慮し、降下火碎物堆積量を20cmと設定した。</p>	<p>【女川】 記載表現の相違 【女川】 プラント名称の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 • 立地条件の違いによる敷地調査結果の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 • 発電所立地条件の違いによる、文献、地質調査及びシミュレーション結果等を踏まえた</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違 【女川】 泊は積雪を主荷重、降下火碎物を從荷重としている</p> <p>【大飯、女川】 設計基準値の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由																																																															
表 1.1 火山灰の特性																																																																								
項目	条件	設定根拠	項目	設定	備考	項目	条件	備考	【大飯、女川】 設計方針の相違 ・発電所立地条件の相違による敷地調査結果の相違																																																															
堆積厚さ	10cm	津波堆積物調査結果、文献調査結果から設定	層度	15cm	「構造物への静的負荷」の評価に使用	層厚	20cm	「構造物への静的負荷」の評価に使用	【大飯、女川】 設計方針の相違 ・発電所立地条件の相違による敷地調査結果の相違																																																															
粒径	1mm以下	津波堆積物調査で得られた火山灰の粒度試験結果から設定	密度	0.7g/cm ³ ～1.5g/cm ³	「水循環系の閉塞」及び「換気、電気系及び計測制御系に対する機械的影響」の評価に使用	密度	0.7g/cm ³ ～1.5g/cm ³ (乾燥状態) (湿潤状態)	「構造物への静的負荷」の評価に使用	【大飯、女川】 設計方針の相違 ・発電所立地条件の相違による敷地調査結果の相違																																																															
密度	乾燥状態 湿潤状態 0.7g/cm ³ ～1.5g/cm ³	津波堆積物調査結果、文献調査結果から設定	堆積荷重 ^{※1}	2547N/m ²	化学的特性	火山ガス成分が付着	堆積荷重 ^{※1}	5,970N/m ²	【大飯、女川】 設計方針の相違 ・発電所立地条件の相違による敷地調査結果の相違																																																															
<p>なお、火山灰と火山以外の自然現象の組合せについては、荷重の影響において、火山灰、風（台風）及び積雪による組合せを考慮する。</p>																																																																								
<p>表 3.1-1 降下火砕物特性の設定結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設定</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>層度</td><td>15cm</td><td>「構造物への静的負荷」の評価に使用</td></tr> <tr> <td>密度</td><td>0.7g/cm³～1.5g/cm³ (乾燥状態) (湿潤状態)</td><td></td></tr> <tr> <td>堆積荷重^{※1}</td><td>2547N/m²</td><td></td></tr> <tr> <td>粒径</td><td>2mm以下</td><td>「水循環系の閉塞」及び「換気、電気系及び計測制御系に対する機械的影響」の評価に使用</td></tr> <tr> <td>化学的特性</td><td>火山ガス成分が付着</td><td>火山ガス成分には、化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分（塩素イオン、フッ素イオン、硫化物イオン等）が含まれる。</td></tr> </tbody> </table> <p>表 3.1-2 火山影響評価ガイド添付1の手法により算出した地中降下火砕物の特性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>φ</th><th>-1～0</th><th>0～1</th><th>1～2</th><th>2～3</th><th>3～4</th><th>4～5</th><th>5～6</th><th>6～7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粒径 i (mm)^{※4}</td><td>1.4</td><td>7.1×10¹</td><td>3.5×10¹</td><td>1.8×10¹</td><td>8.8×10⁰</td><td>4.4×10⁰</td><td>2.2×10⁰</td><td>1.1×10⁰</td></tr> <tr> <td>粒径 i の割合 p_i (wt%)</td><td>2.9×10⁶</td><td>14.0</td><td>59.0</td><td>17.0</td><td>7.9</td><td>2.2</td><td>0.26</td><td>0.032</td></tr> <tr> <td>堆積密度 v_i (g/s·m²)</td><td>5.1×10³</td><td>0.24</td><td>1.0</td><td>0.30</td><td>0.14</td><td>3.8×10⁰</td><td>4.5×10⁰</td><td>5.6×10⁰</td></tr> <tr> <td>堆積時間 t (h)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>24</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※1：湿潤状態の降下火砕物の荷重 ($0.15\text{m} \times 1500\text{kg/m}^3 \times 9.80665\text{m/s}^2$) + 降下火砕物による荷重と組み合わせる積雪荷重 ($17\text{cm}^{※2} \times 20\text{N/(m}^2\cdot\text{cm})^{※3} = 2,547\text{N/m}^2$) ※2：降下火砕物による荷重と組み合わせる積雪荷重は石巻地域における年最大積雪深さの平均値とする。 ※3：建築基準法施行令に基づく積雪の単位荷重（積雪1cm当たり 20N/m^2） ※4：φスケール ($i=2^{-\phi}(\text{mm})$)による中央粒径を示す</p>										項目	設定	備考	層度	15cm	「構造物への静的負荷」の評価に使用	密度	0.7g/cm ³ ～1.5g/cm ³ (乾燥状態) (湿潤状態)		堆積荷重 ^{※1}	2547N/m ²		粒径	2mm以下	「水循環系の閉塞」及び「換気、電気系及び計測制御系に対する機械的影響」の評価に使用	化学的特性	火山ガス成分が付着	火山ガス成分には、化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分（塩素イオン、フッ素イオン、硫化物イオン等）が含まれる。	φ	-1～0	0～1	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～7	粒径 i (mm) ^{※4}	1.4	7.1×10 ¹	3.5×10 ¹	1.8×10 ¹	8.8×10 ⁰	4.4×10 ⁰	2.2×10 ⁰	1.1×10 ⁰	粒径 i の割合 p _i (wt%)	2.9×10 ⁶	14.0	59.0	17.0	7.9	2.2	0.26	0.032	堆積密度 v _i (g/s·m ²)	5.1×10 ³	0.24	1.0	0.30	0.14	3.8×10 ⁰	4.5×10 ⁰	5.6×10 ⁰	堆積時間 t (h)						24		
項目	設定	備考																																																																						
層度	15cm	「構造物への静的負荷」の評価に使用																																																																						
密度	0.7g/cm ³ ～1.5g/cm ³ (乾燥状態) (湿潤状態)																																																																							
堆積荷重 ^{※1}	2547N/m ²																																																																							
粒径	2mm以下	「水循環系の閉塞」及び「換気、電気系及び計測制御系に対する機械的影響」の評価に使用																																																																						
化学的特性	火山ガス成分が付着	火山ガス成分には、化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分（塩素イオン、フッ素イオン、硫化物イオン等）が含まれる。																																																																						
φ	-1～0	0～1	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～7																																																																
粒径 i (mm) ^{※4}	1.4	7.1×10 ¹	3.5×10 ¹	1.8×10 ¹	8.8×10 ⁰	4.4×10 ⁰	2.2×10 ⁰	1.1×10 ⁰																																																																
粒径 i の割合 p _i (wt%)	2.9×10 ⁶	14.0	59.0	17.0	7.9	2.2	0.26	0.032																																																																
堆積密度 v _i (g/s·m ²)	5.1×10 ³	0.24	1.0	0.30	0.14	3.8×10 ⁰	4.5×10 ⁰	5.6×10 ⁰																																																																
堆積時間 t (h)						24																																																																		
<p>表 4.1-1 表 降下火砕物の特性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>条件</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>層厚</td><td>20cm</td><td>「構造物への静的負荷」の評価に使用</td></tr> <tr> <td>密度</td><td>0.7g/cm³～1.5g/cm³ (乾燥状態) (湿潤状態)</td><td></td></tr> <tr> <td>堆積荷重^{※1}</td><td>5,970N/m²</td><td></td></tr> <tr> <td>粒径</td><td>4mm以下</td><td>「水循環系の閉塞」及び「換気、電気系及び計測制御系に対する機械的影響」の評価に使用</td></tr> <tr> <td>化学的特性</td><td>火山ガス成分が付着</td><td>火山ガス成分には、化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分（塩素イオン、フッ素イオン、硫化物イオン等）が含まれる。</td></tr> </tbody> </table> <p>表 4.1-2 表 火山影響評価ガイド添付1の手法により算出した地中降下火砕物の特性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>φ</th><th>-1～0</th><th>0～1</th><th>1～2</th><th>2～3</th><th>3～4</th><th>4～5</th><th>5～6</th><th>6～7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粒径 i (mm)^{※4}</td><td>1.4</td><td>7.1×10¹</td><td>3.5×10¹</td><td>1.8×10¹</td><td>8.8×10⁰</td><td>4.4×10⁰</td><td>2.2×10⁰</td><td>1.1×10⁰</td></tr> <tr> <td>粒径 i の割合 p_i (wt%)</td><td>2.5×10¹²</td><td>0.80</td><td>49.7</td><td>42.8</td><td>6.6</td><td>0.18</td><td>4.0×10⁴</td><td>1.0×10²</td></tr> <tr> <td>堆積密度 v_i (g/s·m²)</td><td>5.8×10³</td><td>0.02</td><td>1.2</td><td>0.99</td><td>0.15</td><td>4.1×10³</td><td>9.3×10⁴</td><td>2.3×10⁴</td></tr> <tr> <td>堆積時間 t (h)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>24</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※1：積雪条件に湿潤状態の降下火砕物を踏まえた鉛直荷重 積雪荷重+湿潤状態の降下火砕物の荷重 $= (189\text{cm} \times 30\text{N/(m}^2\cdot\text{cm})^{※2} + (2\text{cm}^{※3} \times 150\text{N/(m}^2\cdot\text{cm}))$ $= 5,970\text{N/m}^2$ ※2：北海道 建築基準法施行細則に基づく積雪の単位荷重（多雪地域）（積雪の単位荷重は、1cm当たり 30N/m^2） ※3：基準降下火砕物堆積量の設定において想定する噴火規模から1段階下げた噴火規模を考慮した層厚 ※4：φスケール ($i=2^{-\phi}(\text{mm})$)による中央粒径を示す</p>										項目	条件	備考	層厚	20cm	「構造物への静的負荷」の評価に使用	密度	0.7g/cm ³ ～1.5g/cm ³ (乾燥状態) (湿潤状態)		堆積荷重 ^{※1}	5,970N/m ²		粒径	4mm以下	「水循環系の閉塞」及び「換気、電気系及び計測制御系に対する機械的影響」の評価に使用	化学的特性	火山ガス成分が付着	火山ガス成分には、化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分（塩素イオン、フッ素イオン、硫化物イオン等）が含まれる。	φ	-1～0	0～1	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～7	粒径 i (mm) ^{※4}	1.4	7.1×10 ¹	3.5×10 ¹	1.8×10 ¹	8.8×10 ⁰	4.4×10 ⁰	2.2×10 ⁰	1.1×10 ⁰	粒径 i の割合 p _i (wt%)	2.5×10 ¹²	0.80	49.7	42.8	6.6	0.18	4.0×10 ⁴	1.0×10 ²	堆積密度 v _i (g/s·m ²)	5.8×10 ³	0.02	1.2	0.99	0.15	4.1×10 ³	9.3×10 ⁴	2.3×10 ⁴	堆積時間 t (h)							24	
項目	条件	備考																																																																						
層厚	20cm	「構造物への静的負荷」の評価に使用																																																																						
密度	0.7g/cm ³ ～1.5g/cm ³ (乾燥状態) (湿潤状態)																																																																							
堆積荷重 ^{※1}	5,970N/m ²																																																																							
粒径	4mm以下	「水循環系の閉塞」及び「換気、電気系及び計測制御系に対する機械的影響」の評価に使用																																																																						
化学的特性	火山ガス成分が付着	火山ガス成分には、化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分（塩素イオン、フッ素イオン、硫化物イオン等）が含まれる。																																																																						
φ	-1～0	0～1	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～7																																																																
粒径 i (mm) ^{※4}	1.4	7.1×10 ¹	3.5×10 ¹	1.8×10 ¹	8.8×10 ⁰	4.4×10 ⁰	2.2×10 ⁰	1.1×10 ⁰																																																																
粒径 i の割合 p _i (wt%)	2.5×10 ¹²	0.80	49.7	42.8	6.6	0.18	4.0×10 ⁴	1.0×10 ²																																																																
堆積密度 v _i (g/s·m ²)	5.8×10 ³	0.02	1.2	0.99	0.15	4.1×10 ³	9.3×10 ⁴	2.3×10 ⁴																																																																
堆積時間 t (h)							24																																																																	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.3 防護対象施設の抽出</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第五号）」第6条において、「安全施設は、想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。」とされている。</p> <p>また、「発電用軽水炉型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）において安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する設計上の考慮として、「クラス1では、合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること。クラス2では、高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること。クラス3では、一般産業施設と同等以上の安全性を確保し、かつ、維持すること。」が定められている。</p> <p>以上のことから、図1.2の抽出フローより、一般産業施設を超える機能維持を要求しているクラス1及びクラス2に属する構築物、系統及び機器のうち火山灰の影響により、安全機能を損なうおそれがある施設を抽出する。</p> <p>また、クラス1及びクラス2に属する構築物、系統及び機器を内包している建屋についても防護対象施設として抽出するとともに、安全重要度の低い構築物、系統及び機器であっても、火山灰の影響を受けやすく、当該施設の停止等により、上位の安全重要度の施設の運転に影響を及ぼす可能性がある場合は防護対象施設として抽出する。</p>	<p>3.2 火山事象（降下火砕物）に対する設計の基本方針</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、発電所の運用期間中の噴火規模を考慮し、発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、「3.1 火山事象の影響評価」に示すとおり該当する火山事象は降下火砕物のみであり、地理的領域（160km）の広範囲に影響を及ぼす降下火砕物に対し、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。以下に火山事象（降下火砕物）に対する設計の基本方針を示す。</p> <p>(1) 降下火砕物による直接的な影響（荷重、閉塞、摩耗、腐食等）に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 原子力発電所内の構築物、系統及び機器における降下火砕物の除去等の対応が可能な設計とする。</p> <p>(3) 降下火砕物による間接的な影響である7日間の外部電源の喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続でき、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>3.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第五号）」第6条において、「安全施設は、想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。」とされていることから、降下火砕物の影響から防護する施設は、発電用原子炉施設の安全性を確保するため、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている安全重要度分類クラス1、クラス2及びクラス3に該当する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>また、以下の点を踏まえ、外部事象防護対象施設は、発電用原子炉を停止するため又は停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。また、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて外部事象防護対象施設等という。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物襲来時の状況を踏まえ、必要に応じプラント停止の措置をとること ・プラント停止後は、その状態を維持することが重要であること 	<p>4.2 火山事象（降下火砕物）に対する設計の基本方針</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、発電所の運用期間中の噴火規模を考慮し、発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、「4.1 火山事象の影響評価」に示すとおり該当する火山事象は降下火砕物のみであり、地理的領域（160km）の広範囲に影響を及ぼす降下火砕物に対し、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。以下に火山事象（降下火砕物）に対する設計の基本方針を示す。</p> <p>(1) 降下火砕物による直接的な影響（荷重、閉塞、摩耗、腐食等）に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 原子力発電所内の構築物、系統及び機器における降下火砕物の除去等の対応が可能な設計とする。</p> <p>(3) 降下火砕物による間接的な影響である7日間の外部電源の喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続でき、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>4.3 火山事象（降下火砕物）から防護する施設</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第五号）」第6条において、「安全施設（兼用キャスクを除く）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。」とされていることから、降下火砕物の影響から防護する施設は、発電用原子炉施設の安全性を確保するため、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている安全重要度分類クラス1、クラス2及びクラス3に該当する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>また、以下の点を踏まえ、外部事象防護対象施設は、発電用原子炉を停止するため又は停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。また、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて外部事象防護対象施設等という。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物襲来時の状況を踏まえ、必要に応じプラント停止の措置をとること ・プラント停止後は、その状態を維持することが重要であること 	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可基準規則第6条の最新版を反映 <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>【女川】 設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、他のクラス3に属する施設については、火山灰による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保できること、又は安全上支障が生じない期間に除灰あるいは修復等による対応も可能である。</p> <p>防護対象施設の抽出結果を表1.2に示すとともに、防護対象施設の設置場所を図1.3に示す。</p>	<p>その上で、外部事象防護対象施設等のうち、屋内設備は内包する建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外に設置されている施設、降下火砕物を含む海水の流路となる施設、降下火砕物を含む空気の流路となる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する。また、評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を評価対象施設等という。</p> <p>上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での除灰、修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>以上を踏まえた抽出フローを図3.3-1、図3.3-2に示す。抽出フローに基づき抽出した評価対象施設等を表3.3-1、表3.3-2に示すとともに、評価対象施設等の設置場所を図3.3-3に示す。</p> <p>なお、津波防護施設は重要度分類指針におけるクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器に該当しないが、基準津波の高さや防護範囲の広さ等の重要性を鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。</p>	<p>その上で、外部事象防護対象施設等のうち、屋内設備は内包する建屋により防護する設計とし、評価対象施設を建屋、屋外に設置されている施設、降下火砕物を含む海水の流路となる施設、降下火砕物を含む空気の流路となる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する。また、評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を評価対象施設等という。</p> <p>上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での除灰、修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>以上を踏まえた抽出フローを第4.3-1図、第4.3-2図に示す。抽出フローに基づき抽出した評価対象施設等を第4.3-1表、第4.3-2表に示すとともに、評価対象施設等の設置場所を第4.3-3図に示す。</p> <p>なお、津波防護施設は重要度分類指針におけるクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器に該当しないが、基準津波の高さや防護範囲の広さ等の重要性を鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。</p>	<p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

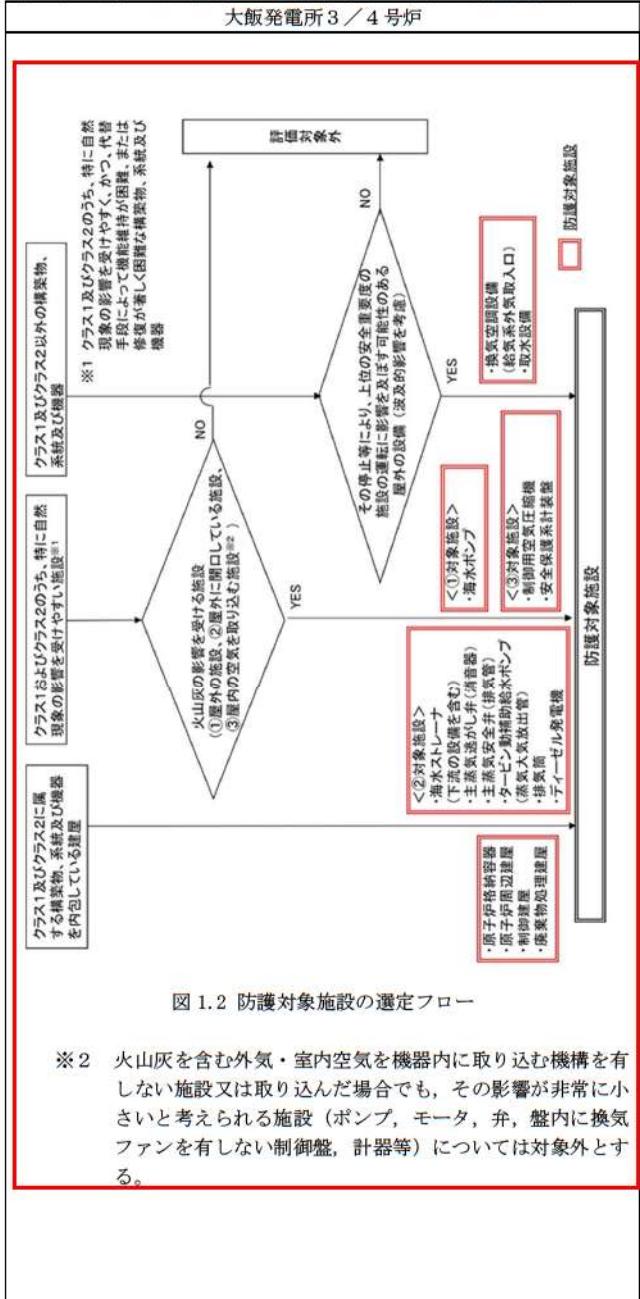
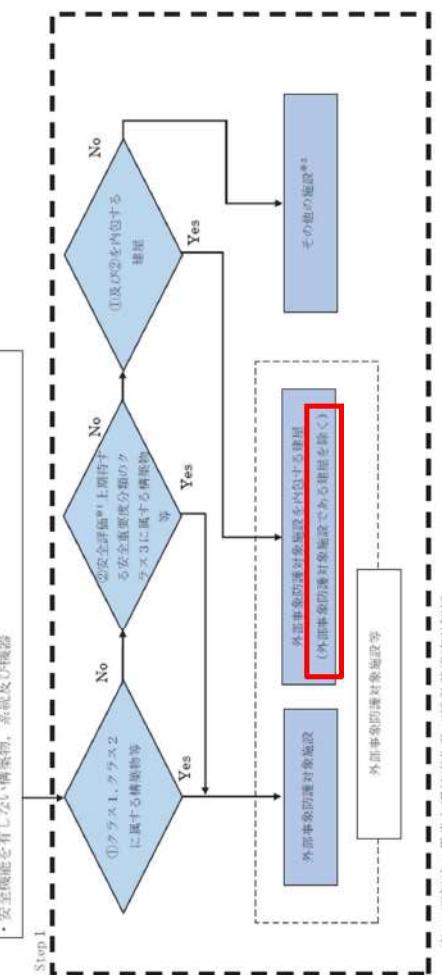


図 1.2 防護対象施設の選定フロー

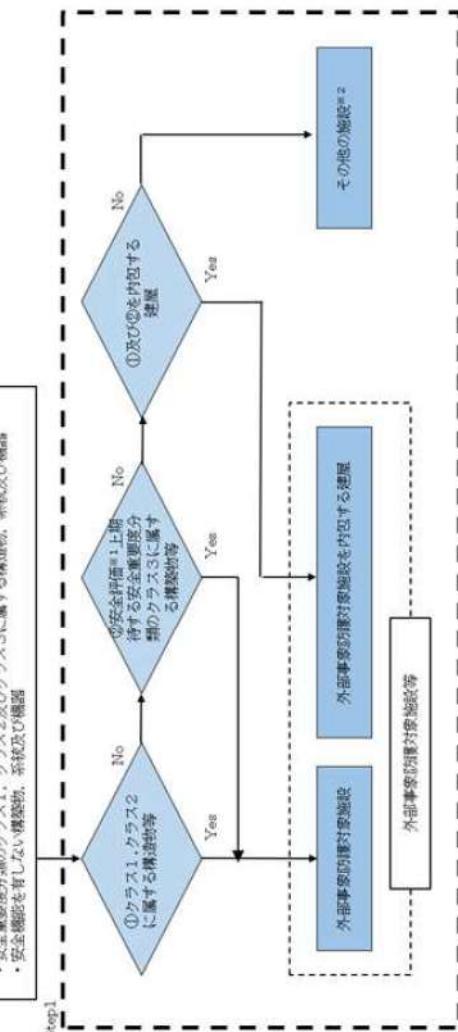
※2 火山灰を含む外気・室内空気を機器内に取り込む機構を有しない施設又は取り込んだ場合でも、その影響が非常に小さいと考えられる施設（ポンプ、モータ、弁、盤内に換気ファンを有しない制御盤、計器等）については対象外とする。

女川原子力発電所 2号炉



3.3-1 外部事象防護対策施設等の抽出フロー

泊発電所 3号炉



第4.3-1図 外部事象防護対象施設等の抽出フロー

【大飯】設計方針の相違
・設備の相違による評
価対象施設の相違

【女川】記載方針の相違
・記載の適正化（防護対象範囲を明確化した）

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

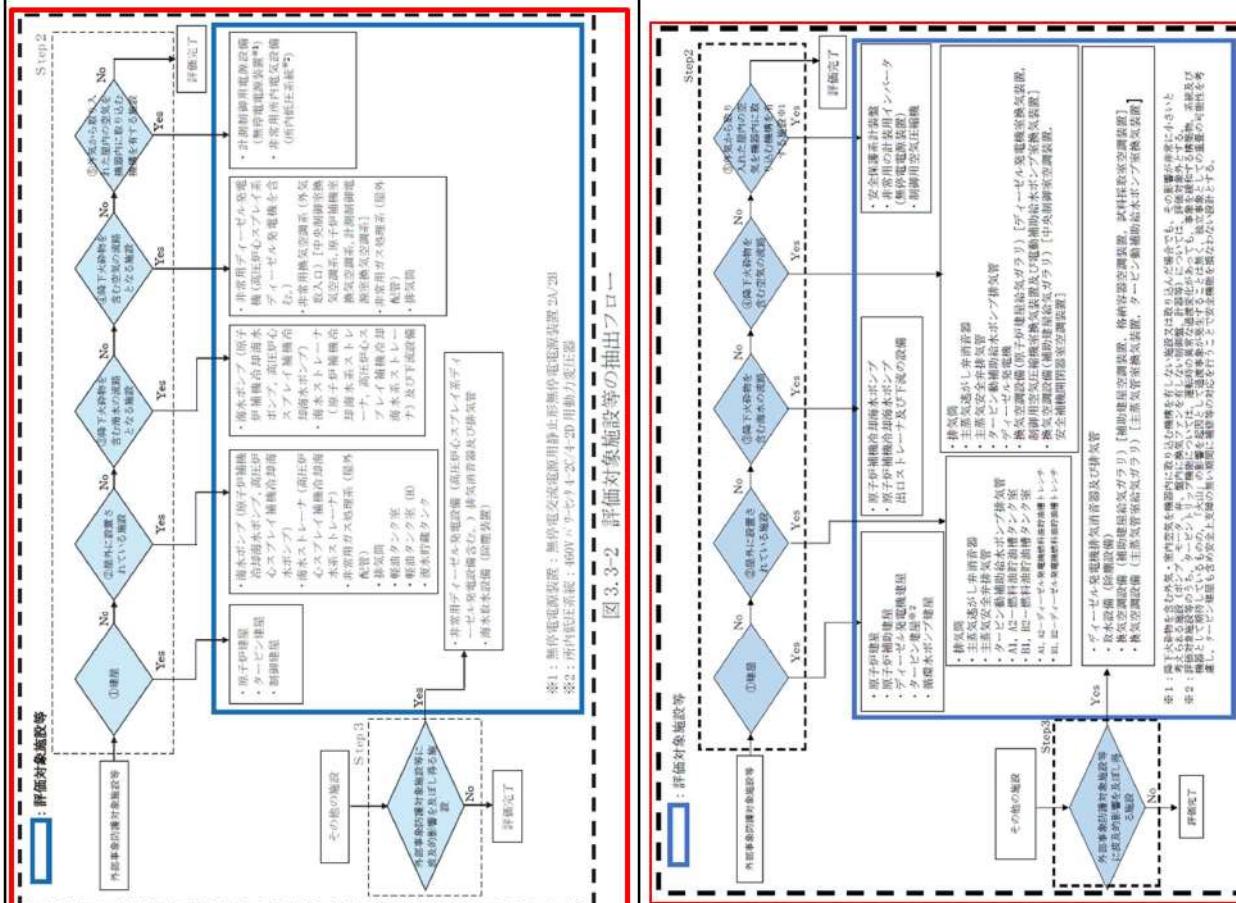


図 4.3-2 評価対象施設等の抽出フロー

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p style="text-align: center;">表 3.3-1 評価対象施設等の抽出結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">設備区分</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">評価対象施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">建屋</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・制御建屋 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">屋外に設置されている施設</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） ・海水ストレーナ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ） ・非常用ガス処理系（屋外配管） ・排気筒 ・復水貯蔵タンク ・軽油タンク室、軽油タンク室（H） </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">降下火砕物を含む海水の流路となる施設</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） ・海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">降下火砕物を含む空気の流路となる施設</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） ・非常用換気空調系（外気取入口）【中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系】 ・非常用ガス処理系（屋外配管） ・排気筒 ・計測制御用電源設備（無停電電源装置） ・非常用所内電気設備（所内低圧系統） </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管 ・海水取水設備（除塵装置） </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">外部事象防護対象施設等に及ぼし得る施設</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> </tbody> </table>	設備区分	評価対象施設等	建屋	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・制御建屋 	屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） ・海水ストレーナ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ） ・非常用ガス処理系（屋外配管） ・排気筒 ・復水貯蔵タンク ・軽油タンク室、軽油タンク室（H） 	降下火砕物を含む海水の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） ・海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備 	降下火砕物を含む空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） ・非常用換気空調系（外気取入口）【中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系】 ・非常用ガス処理系（屋外配管） ・排気筒 ・計測制御用電源設備（無停電電源装置） ・非常用所内電気設備（所内低圧系統） 	外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管 ・海水取水設備（除塵装置） 	外部事象防護対象施設等に及ぼし得る施設		<p style="text-align: center;">第 4.3-1 表 評価対象施設等の抽出結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">設備区分</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">評価対象施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">建屋</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋 ・タービン建屋^{※1} ・循環水ポンプ建屋 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">屋外に設置されている施設</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒 ・A1, A2—燃料油貯槽タンク室 ・B1, B2—燃料油貯槽タンク室 ・A1, A2—ディーゼル発電機燃料油貯槽トレンチ ・B1, B2—ディーゼル発電機燃料油貯槽トレンチ ・主蒸気迷斗^{※2}排気音器 ・主蒸気安全弁^{※3}排気管 ・タービン動輪用海水ポンプ^{※4}排気管 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">降下火砕物を含む海水の流路となる施設</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">降下火砕物を含む空気の流路となる施設</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒 ・主蒸気迷斗^{※2}排気音器 ・主蒸気安全弁^{※3}排気管 ・タービン動輪用海水ポンプ^{※4}排気管 ・ディーゼル発電機 ・換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）【ディーゼル発電機室換気装置、制御用空気圧縮機常換気装置及び電動補助給水ポンプ室換気装置】 ・換気空調設備（補助機建屋給気ガラリ）【中央制御室空調装置、安全制機間閥器室空調装置】 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・安全保護系計装 ・非常用の計測用インバータ（無停電電源装置） ・制御用空気圧縮機 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">外部事象防護対象施設等に及ぼし得る影響を及ぼし得る施設</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 ・取水装置（除塵装置） ・換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）【補助建屋空調装置、格納容器空調装置、試料採取室空調装置】 ・換気空調設備（主蒸気管室給気ガラリ）【主蒸気管室換気装置、タービン動輪用海水ポンプ室換気装置】 </td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※1 タービン建屋については、安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、タービン保安装置及び主蒸気止め弁が安全機能を損なわない設計とすることから、降下火砕物の直接的影響評価は実施しない。</p>	設備区分	評価対象施設等	建屋	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋 ・タービン建屋^{※1} ・循環水ポンプ建屋 	屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・排気筒 ・A1, A2—燃料油貯槽タンク室 ・B1, B2—燃料油貯槽タンク室 ・A1, A2—ディーゼル発電機燃料油貯槽トレンチ ・B1, B2—ディーゼル発電機燃料油貯槽トレンチ ・主蒸気迷斗^{※2}排気音器 ・主蒸気安全弁^{※3}排気管 ・タービン動輪用海水ポンプ^{※4}排気管 	降下火砕物を含む海水の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 	降下火砕物を含む空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・排気筒 ・主蒸気迷斗^{※2}排気音器 ・主蒸気安全弁^{※3}排気管 ・タービン動輪用海水ポンプ^{※4}排気管 ・ディーゼル発電機 ・換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）【ディーゼル発電機室換気装置、制御用空気圧縮機常換気装置及び電動補助給水ポンプ室換気装置】 ・換気空調設備（補助機建屋給気ガラリ）【中央制御室空調装置、安全制機間閥器室空調装置】 	外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・安全保護系計装 ・非常用の計測用インバータ（無停電電源装置） ・制御用空気圧縮機 	外部事象防護対象施設等に及ぼし得る影響を及ぼし得る施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 ・取水装置（除塵装置） ・換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）【補助建屋空調装置、格納容器空調装置、試料採取室空調装置】 ・換気空調設備（主蒸気管室給気ガラリ）【主蒸気管室換気装置、タービン動輪用海水ポンプ室換気装置】 	<p style="color: green; font-weight: bold;">【大飯】</p> <p>記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">【大飯、女川】</p> <p>設計方針の相違 ・設備の相違による評価対象施設の相違</p>
設備区分	評価対象施設等																														
建屋	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・制御建屋 																														
屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） ・海水ストレーナ（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ） ・非常用ガス処理系（屋外配管） ・排気筒 ・復水貯蔵タンク ・軽油タンク室、軽油タンク室（H） 																														
降下火砕物を含む海水の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） ・海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備 																														
降下火砕物を含む空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） ・非常用換気空調系（外気取入口）【中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系】 ・非常用ガス処理系（屋外配管） ・排気筒 ・計測制御用電源設備（無停電電源装置） ・非常用所内電気設備（所内低圧系統） 																														
外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管 ・海水取水設備（除塵装置） 																														
外部事象防護対象施設等に及ぼし得る施設																															
設備区分	評価対象施設等																														
建屋	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋 ・タービン建屋^{※1} ・循環水ポンプ建屋 																														
屋外に設置されている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・排気筒 ・A1, A2—燃料油貯槽タンク室 ・B1, B2—燃料油貯槽タンク室 ・A1, A2—ディーゼル発電機燃料油貯槽トレンチ ・B1, B2—ディーゼル発電機燃料油貯槽トレンチ ・主蒸気迷斗^{※2}排気音器 ・主蒸気安全弁^{※3}排気管 ・タービン動輪用海水ポンプ^{※4}排気管 																														
降下火砕物を含む海水の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備 																														
降下火砕物を含む空気の流路となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・排気筒 ・主蒸気迷斗^{※2}排気音器 ・主蒸気安全弁^{※3}排気管 ・タービン動輪用海水ポンプ^{※4}排気管 ・ディーゼル発電機 ・換気空調設備（原子炉建屋給気ガラリ）【ディーゼル発電機室換気装置、制御用空気圧縮機常換気装置及び電動補助給水ポンプ室換気装置】 ・換気空調設備（補助機建屋給気ガラリ）【中央制御室空調装置、安全制機間閥器室空調装置】 																														
外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・安全保護系計装 ・非常用の計測用インバータ（無停電電源装置） ・制御用空気圧縮機 																														
外部事象防護対象施設等に及ぼし得る影響を及ぼし得る施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機排気消音器及び排気管 ・取水装置（除塵装置） ・換気空調設備（補助建屋給気ガラリ）【補助建屋空調装置、格納容器空調装置、試料採取室空調装置】 ・換気空調設備（主蒸気管室給気ガラリ）【主蒸気管室換気装置、タービン動輪用海水ポンプ室換気装置】 																														

発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

表 1.2 防護対象施設の抽出(1/3)

順位	名前	施設名		用途、主な利用者	防護対象施設に該当するかの判断基準	該当する理由	該当する理由
		施設名	該当する理由				
P=1	1) 水害による倒壊危険性の高い建物	① 既存の建物に於ける構造的不具合による倒壊危険性の高い建物	既存の建物に於ける構造的不具合による倒壊危険性の高い建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物
	2) 延命期間が短い建物	② 延命期間が短い建物	延命期間が短い建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物
	3) いたずらに倒壊危険	③ いたずらに倒壊危険	いたずらに倒壊危険	既存の建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物
	4) 他の災害による倒壊危険	④ 他の災害による倒壊危険	他の災害による倒壊危険	既存の建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物
T=1	1) 家庭用燃焼機器	① 家庭用燃焼機器	家庭用燃焼機器	家庭用燃焼機器	家庭用燃焼機器	家庭用燃焼機器	家庭用燃焼機器
	2) 家庭用電気機器	② 家庭用電気機器	家庭用電気機器	家庭用電気機器	家庭用電気機器	家庭用電気機器	家庭用電気機器
	3) 家庭用ガス機器	③ 家庭用ガス機器	家庭用ガス機器	家庭用ガス機器	家庭用ガス機器	家庭用ガス機器	家庭用ガス機器
	4) 家庭用暖房機器	④ 家庭用暖房機器	家庭用暖房機器	家庭用暖房機器	家庭用暖房機器	家庭用暖房機器	家庭用暖房機器
M=1	1) 既存の建物の倒壊危険性	① 既存の建物の倒壊危険性	既存の建物の倒壊危険性	既存の建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物
	2) 延命期間が短い建物	② 延命期間が短い建物	延命期間が短い建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物
	3) いたずらに倒壊危険	③ いたずらに倒壊危険	いたずらに倒壊危険	既存の建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物
	4) 他の災害による倒壊危険	④ 他の災害による倒壊危険	他の災害による倒壊危険	既存の建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物
S=1	1) 家庭用燃焼機器	① 家庭用燃焼機器	家庭用燃焼機器	家庭用燃焼機器	家庭用燃焼機器	家庭用燃焼機器	家庭用燃焼機器
	2) 家庭用電気機器	② 家庭用電気機器	家庭用電気機器	家庭用電気機器	家庭用電気機器	家庭用電気機器	家庭用電気機器
	3) 家庭用ガス機器	③ 家庭用ガス機器	家庭用ガス機器	家庭用ガス機器	家庭用ガス機器	家庭用ガス機器	家庭用ガス機器
	4) 家庭用暖房機器	④ 家庭用暖房機器	家庭用暖房機器	家庭用暖房機器	家庭用暖房機器	家庭用暖房機器	家庭用暖房機器
O=1	1) 既存の建物の倒壊危険性	① 既存の建物の倒壊危険性	既存の建物の倒壊危険性	既存の建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物
	2) 延命期間が短い建物	② 延命期間が短い建物	延命期間が短い建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物
	3) いたずらに倒壊危険	③ いたずらに倒壊危険	いたずらに倒壊危険	既存の建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物
	4) 他の災害による倒壊危険	④ 他の災害による倒壊危険	他の災害による倒壊危険	既存の建物	既存の建物	既存の建物	既存の建物

表 3.3-2 評価対象施設等の抽出結果 (1/7)

抽出の極点	抽出条件	抽出結果
沿延電所3号炉	沿延電所3号炉	沿延電所3号炉

【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績反映

【女川】
設計方針の相違
・「重要度分類審査指
針」の「構築物、系統
又は機器」の欄は、PWR
と BWR で異なる場合
ある。

- ・女川 2 号と泊 3 号の「構築物、系統又は機器」の欄は、同じような設備であっても名称が異なる設備、PWR 又は BWR に特有の設備がある。

- ・抽出の観点、評価対象施設等の欄は、設備の相違や設置場所の相違によって異なる。

(以下同様のため相違
理由省略)

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉

分類	記述	元2006年版規制基準		規制、改訂規制		規制基準適合性
		規制	改訂規制	規制	改訂規制	
M-n-1	1) 安定した状態での防護 2) 安定した状態での防護	1) 防護対象施設に係る 安全装置の運転停止のための 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 安全装置の運転停止のための 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 安全装置の運転停止のための 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 安全装置の運転停止のための 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	-
M-n-2	1) 安定した状態での防護 2) 安定した状態での防護	1) 防護対象施設に係る 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	-
Y-n-1	1) 安定した状態での防護 2) 安定した状態での防護	1) 防護対象施設に係る 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	-
Y-n-2	1) 安定した状態での防護 2) 安定した状態での防護	1) 防護対象施設に係る 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 操作手順等 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	-

女川原子力発電所2号炉

分類	記述	防護対象施設		規制		規制基準適合性
		規制	改訂規制	規制	改訂規制	
1) 防護対象施設 1) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 操作手順等	○	○	○	○	-
2) 防護対象施設 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	2) 防護対象施設に係る 操作手順等	○	○	○	○	-
3) 防護対象施設に係る 操作手順等	3) 防護対象施設に係る 操作手順等	○	○	○	○	-

※1：防護対象施設等の抽出結果、
※2：R=原子炉塗装、ST=外部事象評価規制、C=制御建屋、T=タービン建屋、I0=鉛封ランダム、I0H=鉛封ランダム、I0B=鉛封ランダム、I0B-H=鉛封ランダム

分類	定義	無害化分類を基づけ 種別		機械物、非機械物		規制基準適合性
		機械物、非機械物	又は機械物	原子炉停止の際 運転停止の際	原子炉停止の際 運転停止の際	
1) 防護対象施設 1) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 操作手順等	○	○	○	○	-
2) 防護対象施設 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	2) 防護対象施設に係る 操作手順等	○	○	○	○	-
3) 防護対象施設に係る 操作手順等	3) 防護対象施設に係る 操作手順等	○	○	○	○	-

※1：防護対象施設等の抽出結果、
※2：R=原子炉塗装、ST=外部事象評価規制、C=制御建屋、T=タービン建屋、I0=鉛封ランダム、I0B=鉛封ランダム、I0B-H=鉛封ランダム

分類	記述	規制		規制		規制基準適合性
		規制	改訂規制	規制	改訂規制	
1) 防護対象施設 1) 防護対象施設に係る 操作手順等	1) 防護対象施設に係る 操作手順等	○	○	○	○	-
2) 防護対象施設 2) 防護対象施設に係る 操作手順等	2) 防護対象施設に係る 操作手順等	○	○	○	○	-
3) 防護対象施設に係る 操作手順等	3) 防護対象施設に係る 操作手順等	○	○	○	○	-

※1：防護対象施設等の抽出結果、
※2：R=原子炉塗装、ST=外部事象評価規制、C=制御建屋、T=タービン建屋、I0=鉛封ランダム、I0B=鉛封ランダム、I0B-H=鉛封ランダム

相違理由

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.1	2号 炉	評価対象施設番号 No.1 評価対象施設番号 No.2 評価対象施設番号 No.3	評価対象施設番号 No.1 評価対象施設番号 No.2 評価対象施設番号 No.3	評価対象施設番号 No.1 評価対象施設番号 No.2 評価対象施設番号 No.3	評価対象施設番号 No.1 評価対象施設番号 No.2 評価対象施設番号 No.3	
		表1.2 防護対象施設の抽出(3/3)	表3.3-2 評価対象施設等の抽出結果 (2/7)	表4.3-2 表 外部対象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果 (3/16)		

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

分類	定義	構造	構成物、系統又は機器	抽出の範囲 ^a	抽出の範囲 ^b	評価	対象	備考	
				STEP1	STEP2	STEP3	STEP4	STEP5	
				①	②	③	④	⑤	
5) がん心冷却機能	5) がん心冷却機能								
1) 異常状態発生時	1) 異常状態発生時								
MS-1	(原子炉を緊急に停止し、残留熱を除し、原子炉水位を監視する手段)の油圧を防歷し、軽便回路への放射線の影響を防止する構成物、系統及び機器。	通常開通系 (自動遮断系) (高圧遮断系) 通常開通系 (手動遮断系) 通常開通系 (高圧遮断系) 通常開通系 (高圧遮断系) 通常開通系 (高圧遮断系) 通常開通系 (高圧遮断系) 通常開通系 (高圧遮断系) 通常開通系 (高圧遮断系) 通常開通系 (高圧遮断系) 通常開通系 (高圧遮断系) 通常開通系 (高圧遮断系) 通常開通系 (高圧遮断系) 通常開通系 (高圧遮断系) 通常開通系 (高圧遮断系)	通常開通系 (低圧遮断系) (中圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系)	通常開通系 (低圧遮断系) (中圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系)	通常開通系 (低圧遮断系) (中圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系)	通常開通系 (低圧遮断系)	X	X	X
MS-1									

第3.3-2 表 評価対象施設等のうち評価対象施設等の抽出結果 (3/7)								
分類	定義	構造	構成物、系統又は機器	抽出の範囲 ^a	抽出の範囲 ^b	評価	対象	備考
				STEP1	STEP2	STEP3	STEP4	STEP5
				①	②	③	④	⑤
MS-1	5) がん心冷却機能							
	1) 異常状態発生時							
MS-1	MS-1	5) がん心冷却機能	通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系)	通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系)	通常開通系 (低圧遮断系)	X	X	X

第4.3-2 表 外部防護対象施設等のうち評価対象施設等の抽出結果 (4/16)								
分類	定義	構造	構成物、系統又は機器	抽出の範囲 ^a	抽出の範囲 ^b	評価	対象	備考
				STEP1	STEP2	STEP3	STEP4	STEP5
				①	②	③	④	⑤
MS-1	1) 異常状態発生時	5) がん心冷却機能	通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系)	通常開通系 (低圧遮断系) 通常開通系 (低圧遮断系)	X	X	X	X

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

評価対象施設等の抽出結果 (4/7)													泊発電所3号炉	相違理由			
区分	電源	種別	構造、形状	構造、形状	STEP1			STEP2			HTR-GRAN			備考	Yes	No	△(相違)
					1	2	3	4	5	6	7	8	9				
NG-1	大飯	新規	構造、形状	構造、形状	○	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
女川原子力発電所2号炉	大飯	既存	構造、形状	構造、形状	○	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
泊発電所3号炉	大飯	既存	構造、形状	構造、形状	○	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
評価対象施設等の抽出結果 (6/16)	大飯	新規	構造、形状	構造、形状	○	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
評価対象施設等の抽出結果 (6/16)	女川原子力発電所2号炉	大飯	既存	構造、形状	○	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
評価対象施設等の抽出結果 (6/16)	泊発電所3号炉	大飯	既存	構造、形状	○	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○

図3-3-2 評価対象施設等の抽出結果 (4/7)

図4-3-2 表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設等の抽出結果 (6/16)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

女川原子力発電所2号炉

相違理由

(○) Yes (×) No (= 特別対応)

表3.3-2 評価対象施設等の抽出結果（5/7）

分類	定義	属性	備考	評価方針								抽出結果							
				STEP1								STEP2							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
NS-1	2) 安全上特に重要な設備 ②、緊急遮蔽設備	構造物、施設物、系統	構造物、施設物、系統	〇	×	×	×	×	×	×	×	〇	×	×	×	×	×	○	○

第4.3-2表 外部災害防護対象施設等の抽出結果 (7/16)

分類	定義	属性	備考	泊発電所3号炉								泊発電所3号炉							
				抽出の履歴								抽出の履歴							
				STEP1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	STEP2	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
NS-1	2) 安全上非常に重要な施設 ②、緊急遮蔽施設	構造物、施設物、系統	構造物、施設物、系統	〇	×	×	×	〇	×	○	×	〇	×	×	×	×	×	○	○

注1：評価対象施設等の抽出の履歴：STEP1→外部災害防護対象地図、STEP2→外部対象施設等。①～④は評価方針の合意、⑤～⑧は実施方針

注2：R/B=「原子炉建屋」(原子炉建屋内)又は新幹線路(新幹線路内)、A/D=「原子炉建屋内」又は新幹線路内

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

1) その相場又は波浪により生ずる飛沫に対する防護構造等、原子炉建屋外壁に於ける外壁材の部分	1) 原子炉建屋外壁に於ける外壁材の部分	原子炉建屋外壁に於ける外壁材の部分
2) 安全上特に重要な安全装置の構造、系統及び運転手順	2) 安全上特に重要な安全装置の構造、系統及び運転手順	安全上特に重要な安全装置の構造、系統及び運転手順
3) その他の構造は概ね同様である。	3) その他の構造は概ね同様である。	その他の構造は概ね同様である。
※1：原子炉建屋外壁に於ける外壁材の部分	※1：原子炉建屋外壁に於ける外壁材の部分	※1：原子炉建屋外壁に於ける外壁材の部分

※2：R=原子炉建屋、T=制御室等、I=副操縦室、D=タービン建屋、L=炉内タンク室、B=炉内タンク室、P=回転ターピン室、H=回転ターピン室、TS=炉内冷却水系、TSC=炉内冷却水系、TSC=炉内冷却水系

第4.3-2 表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果 (8/16)

分類	定義	重要度評価基準別	構造、系統及び運転手順	通常運転時			非常用運転時			通常運転時			非常用運転時		
				STEP1	STEP2	STEP3	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
ME-1	1) 安全上特に重要な安全装置の構造、系統及び運転手順	1) 安全上特に重要な安全装置の構造、系統及び運転手順	原子炉建屋外壁に於ける外壁材の部分 新電池から外部負荷までの配電設備及び電路 (ME-1 開閉) 「安全自動操作装置空調装置」 計画用外電源機器 新電池から外部負荷までの配電設備及び電路 (ME-1 開閉) 新電池から外部負荷までの配電設備及び電路 (ME-1 開閉) 新電池から外部負荷までの配電設備及び電路 (ME-1 開閉) 新電池から外部負荷までの配電設備及び電路 (ME-1 開閉)	○	×	×	×	×	×	×	×	×	AB	—	
PE-2	1) その他の構造は概ね同様である。 2) 安全上特に重要な安全装置の構造、系統及び運転手順	1) その他の構造は概ね同様である。 2) 安全上特に重要な安全装置の構造、系統及び運転手順	原子炉建屋外壁に於ける外壁材の部分 新電池から外部負荷までの配電設備及び電路 (ME-1 開閉) 新電池から外部負荷までの配電設備及び電路 (ME-1 開閉) 新電池から外部負荷までの配電設備及び電路 (ME-1 開閉) 新電池から外部負荷までの配電設備及び電路 (ME-1 開閉) 新電池から外部負荷までの配電設備及び電路 (ME-1 開閉)	○	×	×	○	×	○	×	○	AB	○		

※1：原子炉建屋外壁に於ける外壁材の部分
※2：R=原子炉建屋、T=制御室等、I=副操縦室、D=タービン建屋、L=炉内タンク室、B=炉内タンク室、P=回転ターピン室、H=回転ターピン室、TS=炉内冷却水系、TSC=炉内冷却水系、TSC=炉内冷却水系
※3：内部対象施設の抽出に於ける場合、①～⑩は各対象施設を有する機器となる施設、⑪～⑬は各対象施設を有する機器となる施設、⑭～⑮は各対象施設を有する機器となる施設

※4：R=原子炉建屋、T=制御室等、I=副操縦室等、D=タービン建屋等、TS=炉内冷却水系、TSC=炉内冷却水系、TSC=炉内冷却水系

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

相違理由

○：Yes ✕：No —：該当なし

表3.3-2 評価対象施設等の抽出結果（6/7）

分類	定義	機能	構造物、設備及び機器	場所別評価指標	抽出結果							
					STEP1	STEP2	STEP3	STEP4	STEP5	STEP6	STEP7	STEP8
Ps-2	1)その他の2.1.1.3.3に 示すように直接接続 され、かつ、他の機器 との相間又は他の方 向への影響が少く、 また、供給物質の全 量を輸送する機能 を有する機器	2)既存炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 3)燃料と安全にEC規 格基準	既存炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 既存炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 既存炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む）	既存炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 既存炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 既存炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む）	○	○	○	○	○	○	○	—
Ps-2	2)通常運転及び緊急 時に供給する機器	1)安全に及ぼす影響 の度合いにより、炉心 冷却水の供給を主とする 機器	透かし型安全栓（既存 炉内用機器に付属する部 分）	既存炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む）	○	○	○	○	○	○	○	—

第4.3-2表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果（9/16）

分類	定義	重要度分類最高時計	構造物、系統	構造物、系統	抽出結果							
					STEP1	STEP2	STEP3	STEP4	STEP5	STEP6	評価 対象 施設	備考
Ps-2	1)その他の2.1.1.3.3に 示すように直接接続 され、かつ、他の機器 との相間又は他の方 向への影響が少く、 また、供給物質の全 量を輸送する機能 を有する機器	2)男子炉内用機器	放射性物質照射 防止装置	放射性物質照射 防止装置	○	○	○	○	○	○	R/B	○
Ps-2	2)通常運転及び 過渡運転の真實な 変遷化時に作用 するものであって、そ の故障により、炉 心冷却が阻害さ れる可能性のある 機器	3)燃料を完全に取り 扱う機器	ガス炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 新燃料炉	ガス炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 新燃料炉	○	○	○	○	○	○	R/B	○
Ps-2	1)安全に及ぼす影響 の度合いにより、炉心 冷却水の供給を主とする 機器	4)炉心冷却水の供給 装置	燃科炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 燃科炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 加圧給水装置（既存 炉内用機器のうち、 既存炉内用機器の構 成要素を含む）	燃科炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 燃科炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 加圧給水装置（既存 炉内用機器のうち、 既存炉内用機器の構 成要素を含む）	○	○	○	○	○	○	R/B	—
Ps-2	2)通常運転及び 過渡運転の真實な 変遷化時に作用 するものであって、そ の故障により、炉 心冷却が阻害さ れる可能性のある 機器	5)炉心冷却水の供給 装置	既存炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 既存炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 加圧給水装置（既存 炉内用機器のうち、 既存炉内用機器の構 成要素を含む）	既存炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 既存炉内用機器 （既存炉内用機器の うち、既存炉内用機 器の構成要素を含む） 加圧給水装置（既存 炉内用機器のうち、 既存炉内用機器の構 成要素を含む）	○	○	○	○	○	○	R/B	—

※1：評価対象施設の抽出の際、STEP1～4が外部事象の影響を受けた機器を抽出する。STEP5～8が外部事象の影響を受けた機器を抽出する。即ち、既存炉内用機器のうち、既存炉内用機器の構成要素を含む機器を抽出する。

※2：炉心冷却水の供給装置（既存炉内用機器のうち、既存炉内用機器の構成要素を含む）のうち、既存炉内用機器の構成要素を含む機器を抽出する。

※3：炉心冷却水の供給装置（既存炉内用機器のうち、既存炉内用機器の構成要素を含む）のうち、既存炉内用機器の構成要素を含む機器を抽出する。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

NPS-2 1) PS-2の構造及び、系統 及び外部からの衝撃に対する 対応等を示す。 2) 特殊生物資材貯蔵庫 止損止 止損止	1) 非常用給水ポンプ 機能 非常用給水ポンプ の運転操作が 物理的原理 を用いており、 高圧ガスによる 熱交換器と 熱交換器と の間に、 冷却水の供給 するよう、 止損止 止損止	非常用給水ポンプ の運転操作が 物理的原理 を用いており、 高圧ガスによる 熱交換器と 熱交換器と の間に、 冷却水の供給 するよう、 止損止 止損止	非常用給水ポンプ の運転操作が 物理的原理 を用いており、 高圧ガスによる 熱交換器と 熱交換器と の間に、 冷却水の供給 するよう、 止損止 止損止	非常用給水ポンプ の運転操作が 物理的原理 を用いており、 高圧ガスによる 熱交換器と 熱交換器と の間に、 冷却水の供給 するよう、 止損止 止損止
		非常用給水ポンプ の運転操作が 物理的原理 を用いており、 高圧ガスによる 熱交換器と 熱交換器と の間に、 冷却水の供給 するよう、 止損止 止損止	非常用給水ポンプ の運転操作が 物理的原理 を用いており、 高圧ガスによる 熱交換器と 熱交換器と の間に、 冷却水の供給 するよう、 止損止 止損止	非常用給水ポンプ の運転操作が 物理的原理 を用いており、 高圧ガスによる 熱交換器と 熱交換器と の間に、 冷却水の供給 するよう、 止損止 止損止

※1：評価対象施設等の項目: STEP1=外部事象防護対象施設等、STEP2=設備、部品、子部品等の組合せ、①=既存設備、②=新規設備、③=下大雨時合意の範囲となる危険度、④=既存設備等に適用の影響を及ぼす場合の範囲

※2：R=R=弱、P=P=強、C=C=耐震性、T=T=耐震性、I=火災・津波・地震、D=D=耐震曲線、K=健全性、W=W=耐震曲線、L=L=耐震曲線、M=M=耐震曲線、S=S=耐震曲線、TS=耐震曲線、BS=耐震曲線

第4.3-2表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果 (10/16)

分類	定義	細則	構造物、系統 又は機器	構造物、系統 又は機器 の運転操作が 物理的原理 を用いており、 高圧ガスによる 熱交換器 と熱交換器 との間に、 冷却水の供給 するよう、 止損止 止損止	抽出の履歴				
					STEP1	STEP2	STEP3	STEP4	STEP5
泊発電所3号炉									
NPS-2	1) PS-2の構造及び、系統 及び外部からの衝撃に対する 対応等を示す。 2) 特殊生物資材貯蔵庫 止損止 止損止	1) 基本的機能 及び機器の 構成等に於ける より厳密な公 開の私権等十 二種生物資材貯 蔵庫の私権等 に付ける機器、 止損止	1) 基本的機能 及び機器の 構成等に於ける より厳密な公 開の私権等十 二種生物資材貯 蔵庫の私権等 に付ける機器、 止損止	1) 基本的機能 及び機器の 構成等に於ける より厳密な公 開の私権等十 二種生物資材貯 蔵庫の私権等 に付ける機器、 止損止	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
泊発電所3号炉									
NPS-2	2) 異常状態の 上昇等の 構成物、系 統及び機 器	1) 異常状態の 構成物、系 統及び機 器	1) 基本的機能 及び機器の 構成等に於ける より厳密な公 開の私権等十 二種生物資材貯 蔵庫の私権等 に付ける機器、 止損止	1) 基本的機能 及び機器の 構成等に於ける より厳密な公 開の私権等十 二種生物資材貯 蔵庫の私権等 に付ける機器、 止損止	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

※1：評価対象施設等の抽出の履歴: STEP1=外部事象防護対象施設等、STEP2=各事象の対応、STEP3=各事象の対応を含む他の施設等、STEP4=各事象の対応を含む他の施設等、STEP5=各事象の対応を含む他の施設等
※2：R=R=弱、P=P=強、C=C=耐震性、T=T=耐震性、I=火災・津波・地震、D=D=耐震曲線、K=健全性、W=W=耐震曲線、TS=耐震曲線、BS=耐震曲線

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

第二節 算子和算量、 ψ -波動方程、 $T=3-15\times 10^{-16}$ 秒、 10^3 =極點半徑、 $0=平行於時間軸、0=垂直於時間軸$

実施計画	実施場所	担当者名	担当課名	提出の範囲
定期巡回	機器物、系統	○	○	STEP1 STEP2

【女川】
記載方針の相違
・女川ではクラス3の一部しか記載していないが、泊ではクラス3をすべて記載しているため。
(以下同様なので相違理由省略)

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

第4.3-2表 外部事象防護対象施設等のうち評価結果抽出結果（12/16）

分類	定義	細則	構造物、系統 又は施設	既存施設等の構成 機能物、系統又は施設	抽出の結果					評価 基準 規制等	備考
					STEP1 ①	STEP2 ②③	STEP3 ④⑤	STEP4 ⑥	STEP5 ⑦		
②放射性物質の貯蔵 機能	放射性物質の貯蔵 施設（放射性イオンベントリの小さいもの）	放射性物質貯蔵 施設（放射性イオンベントリの小さいもの）	放射性物質貯蔵 施設（放射性イオンベントリの小さいもの）	放射性物質貯蔵 施設（放射性イオンベントリの小さいもの）	×	-	-	-	-	-	-
P-3	1)異常状態の原因 事象となるもの であって、PS-1及び PS-2以外の機 器物、系統及び構 造物、系統等を除く る。常用を除く。	主電気系統（供給井以 前）、給水系統（供給 井以後）、送電線、受 電、開閉所	タービン発電機定子冷却水循環系 タービン発電機冷却水循環系 給排水装置	タービン発電機定子冷却水循環系 タービン発電機冷却水循環系 給排水装置	×	-	-	-	-	-	-
	2)電気設備（供給井 以前）、給水系（供給 井以後）、送電線、受 電、開閉所	主電気設備（主送電、輸電網） タービン発電機 タービン発電機冷却水循環系	主電気設備（主送電、輸電網） タービン発電機 タービン発電機冷却水循環系	主電気設備（主送電、輸電網） タービン発電機 タービン発電機冷却水循環系	×	-	-	-	-	-	-
	3)水路	海水ポンプ 給水ポンプ	海水ポンプ 海水ポンプ	海水ポンプ 海水ポンプ	×	-	-	-	-	-	-
	4)開閉装置（海水系）	海水開閉装置（海水系）	海水開閉装置（海水系）	海水開閉装置（海水系）	×	-	-	-	-	-	-

※1: 計画対象施設等の抽出の結果：STEP1=外部事象防護対象施設等、STEP2=外部事象防護対象施設等、STEP3=外部事象防護対象施設等、STEP4=外部事象防護対象施設等、STEP5=外部事象防護対象施設等、①=外へ漏れさせている施設、②=地下下水漏れ等を引き起す施設とする施設、③=外へ漏れさせない施設、④=外へ漏れさせない施設、⑤=外へ漏れさせない施設、⑥=外へ漏れさせない施設、⑦=外へ漏れさせない施設。
 ※2: 本表は屋内の空き機器室に取り込まれた機器等に対する評価。R=炉内評価、W=炉外評価、O=オートセーフ評価、D=データセーフ評価、I/B=カーボン評価

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

重要区分監査合計			泊発電所3号炉										泊発電所3号炉											
分類	定義	備註	構造物、系統 又は機器			機器部、 汽水系																		
			STEP ①	STEP ②	STEP ③	STEP ④	STEP ⑤	STEP ⑥	STEP ⑦	STEP ⑧	STEP ⑨	STEP ⑩	STEP ⑪	STEP ⑫	STEP ⑬	STEP ⑭	STEP ⑮	STEP ⑯	STEP ⑰	STEP ⑱	STEP ⑲	STEP ㉑	STEP ㉒	
1) 現状状態の範囲 ※条件となるもの （P=1～P=3以外の機器、汽水系及び機器、汽水系及び機器）	P=3	土壌灰水（供給部は 直接地盤に接する部 位）、給水（供給部 は、送水管、支管、支 路、開閉装置、 給水、汽水系及び機 器、汽水系及び機 器）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2) 計画的防護対象設備等の抽出結果 ※条件となるもの （P=1～P=3以外の機器、汽水系及び機器）	P=3	土壌灰水（供給部は 直接地盤に接する部 位）、給水（供給部 は、送水管、支管、支 路、開閉装置、 給水、汽水系及び機 器、汽水系及び機 器）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第4.3-2表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果 (13/16)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第4.3-2表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果 (14/16)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">定義</th> <th rowspan="2">重要度分類番号計 総数</th> <th rowspan="2">機器</th> <th rowspan="2">機器、系統 または機器</th> <th rowspan="2">機器、系統又は機器</th> <th rowspan="2">機器、系統又は機器</th> <th colspan="5">抽出の範囲^{a)}</th> <th rowspan="2">備考 評価 既存物</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>STEP1</th> <th>STEP2^{b)}</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">P-3</td> <td>④ 電気供給施設 (非常用を除く)</td> <td>1</td> <td>自衛</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>⑤ プラント・作動・制 御装置、予防措置、應 急措置 (安全保護 機能を除く)</td> <td>1</td> <td>自衛</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>⑥ プラント・運転・操 作装置、予防措置、應 急措置</td> <td>1</td> <td>自衛</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>⑦ 基本的防護施設</td> <td>1</td> <td>自衛</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>⑧ 基本的防護施設</td> <td>1</td> <td>自衛</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>⑨ 基本的防護施設</td> <td>1</td> <td>自衛</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>⑩ 基本的防護施設</td> <td>1</td> <td>自衛</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>⑪ 基本的防護施設</td> <td>1</td> <td>自衛</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>⑫ 基本的防護施設</td> <td>1</td> <td>自衛</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>⑬ 基本的防護施設</td> <td>1</td> <td>自衛</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)</td> <td>X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td colspan="13" style="text-align: right; padding-right: 10px;"> <small>^{a)}評価対象施設の抽出が可能な限り、STEP1～STEP4まで評価対象施設等、STEP5～7は評価対象施設等、STEP8～10は評価対象施設等、STEP11～13は評価対象施設等、STEP14～16は評価対象施設等。 <small>^{b)}評価対象施設のうち、評価対象施設等に取り扱う機器等を有する施設、SFP=外車両等の機器、A/B=原子炉操作装置、DC/B=データ・ゼン送電機器、CR/B=蓄電池装置、T/B=データ・ビン種回路</small> </small></td></tr> </tbody> </table>	分類	定義	重要度分類番号計 総数	機器	機器、系統 または機器	機器、系統又は機器	機器、系統又は機器	抽出の範囲 ^{a)}					備考 評価 既存物	備考	STEP1	STEP2 ^{b)}	①	②	③	④	P-3	④ 電気供給施設 (非常用を除く)	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X	⑤ プラント・作動・制 御装置、予防措置、應 急措置 (安全保護 機能を除く)	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X	⑥ プラント・運転・操 作装置、予防措置、應 急措置	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X	⑦ 基本的防護施設	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X	⑧ 基本的防護施設	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X	⑨ 基本的防護施設	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X	⑩ 基本的防護施設	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X	⑪ 基本的防護施設	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X	⑫ 基本的防護施設	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X	⑬ 基本的防護施設	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X	<small>^{a)}評価対象施設の抽出が可能な限り、STEP1～STEP4まで評価対象施設等、STEP5～7は評価対象施設等、STEP8～10は評価対象施設等、STEP11～13は評価対象施設等、STEP14～16は評価対象施設等。 <small>^{b)}評価対象施設のうち、評価対象施設等に取り扱う機器等を有する施設、SFP=外車両等の機器、A/B=原子炉操作装置、DC/B=データ・ゼン送電機器、CR/B=蓄電池装置、T/B=データ・ビン種回路</small> </small>												
分類								定義	重要度分類番号計 総数	機器	機器、系統 または機器	機器、系統又は機器			機器、系統又は機器	抽出の範囲 ^{a)}						備考 評価 既存物	備考																																																																																																																																			
	STEP1	STEP2 ^{b)}	①	②	③	④																																																																																																																																																				
P-3	④ 電気供給施設 (非常用を除く)	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X																																																																																																																																														
	⑤ プラント・作動・制 御装置、予防措置、應 急措置 (安全保護 機能を除く)	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X																																																																																																																																														
	⑥ プラント・運転・操 作装置、予防措置、應 急措置	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X																																																																																																																																														
	⑦ 基本的防護施設	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X																																																																																																																																														
	⑧ 基本的防護施設	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X																																																																																																																																														
	⑨ 基本的防護施設	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X																																																																																																																																														
	⑩ 基本的防護施設	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X																																																																																																																																														
	⑪ 基本的防護施設	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X																																																																																																																																														
	⑫ 基本的防護施設	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X																																																																																																																																														
	⑬ 基本的防護施設	1	自衛	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	主送気系統 (送風機及び 空気系、排水系 (排水井 以前)、送電機、変圧 器、開閉所)	X	-	-	-	-	X																																																																																																																																														
<small>^{a)}評価対象施設の抽出が可能な限り、STEP1～STEP4まで評価対象施設等、STEP5～7は評価対象施設等、STEP8～10は評価対象施設等、STEP11～13は評価対象施設等、STEP14～16は評価対象施設等。 <small>^{b)}評価対象施設のうち、評価対象施設等に取り扱う機器等を有する施設、SFP=外車両等の機器、A/B=原子炉操作装置、DC/B=データ・ゼン送電機器、CR/B=蓄電池装置、T/B=データ・ビン種回路</small> </small>																																																																																																																																																										

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
第4.3.2 表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果 (15/16)																					
規制元立候補施設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器																					
PR-3	PR-3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">規制元立候補施設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left; padding-top: 5px;">規制元立候補施設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器</td></tr> </tbody> </table>				規制元立候補施設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器	規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器														
規制元立候補施設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器	規制元立候補施設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器	規制元立候補施設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器	規制元立候補施設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器																		
規制元立候補施設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器	規制元立候補施設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器	規制元立候補施設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器	規制元立候補施設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器																		
規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器	規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器	規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器	規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器																		
規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器	規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器	規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器	規制元立候補施 設 1)既存の施設の現 状や改修計画中の現 状から外れずのもの に付する場合 2)原子炉冷却材中子 放出物質質換水を 主導する場合に、主 導しない程度に 低く抑えられた構 造、系統及び機器 物、系統及び機器																		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
第4.3-2表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果 (16/16)														
分類	定義	重要分野参考計 算結果	泊発電所3号炉 抽出対象品目 STEP1 ① ② ③ ④ ⑤ STEP2 ⑥ ⑦ ⑧ 評価 方針 実施 状況 備考											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">重要分野参考計 算結果</th><th>泊発電所3号炉 抽出対象品目 STEP1 ① ② ③ ④ ⑤ STEP2 ⑥ ⑦ ⑧ 評価 方針 実施 状況 備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 地震や水害への対 応能力の確保上重視 されるべき対象施設 等</td><td style="text-align: center;">(2) 地震や水害への対 応能力の確保上重視 されるべき対象施設 等</td><td style="text-align: center;">(3) 地震や水害への対 応能力の確保上重視 されるべき対象施設 等</td><td style="text-align: center;">(4) 地震や水害への対 応能力の確保上重視 されるべき対象施設 等</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">RC-3</td><td style="text-align: center;">RC-3</td><td style="text-align: center;">RC-3</td><td style="text-align: center;">RC-3</td></tr> </tbody> </table>				重要分野参考計 算結果		泊発電所3号炉 抽出対象品目 STEP1 ① ② ③ ④ ⑤ STEP2 ⑥ ⑦ ⑧ 評価 方針 実施 状況 備考	(1) 地震や水害への対 応能力の確保上重視 されるべき対象施設 等	(2) 地震や水害への対 応能力の確保上重視 されるべき対象施設 等	(3) 地震や水害への対 応能力の確保上重視 されるべき対象施設 等	(4) 地震や水害への対 応能力の確保上重視 されるべき対象施設 等	RC-3	RC-3	RC-3	RC-3
重要分野参考計 算結果		泊発電所3号炉 抽出対象品目 STEP1 ① ② ③ ④ ⑤ STEP2 ⑥ ⑦ ⑧ 評価 方針 実施 状況 備考												
(1) 地震や水害への対 応能力の確保上重視 されるべき対象施設 等	(2) 地震や水害への対 応能力の確保上重視 されるべき対象施設 等	(3) 地震や水害への対 応能力の確保上重視 されるべき対象施設 等	(4) 地震や水害への対 応能力の確保上重視 されるべき対象施設 等											
RC-3	RC-3	RC-3	RC-3											

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

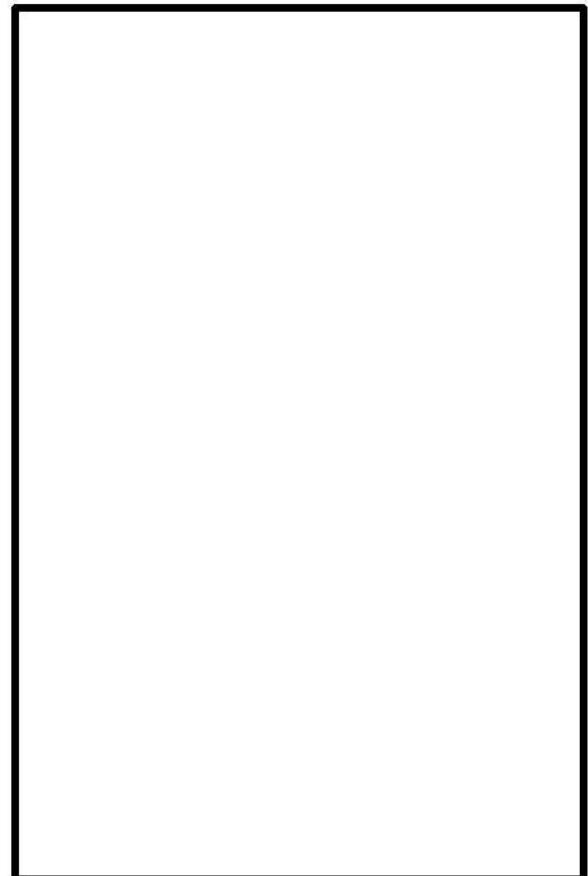


図 1.3 防護対象施設(1/2)

女川原子力発電所 2号炉

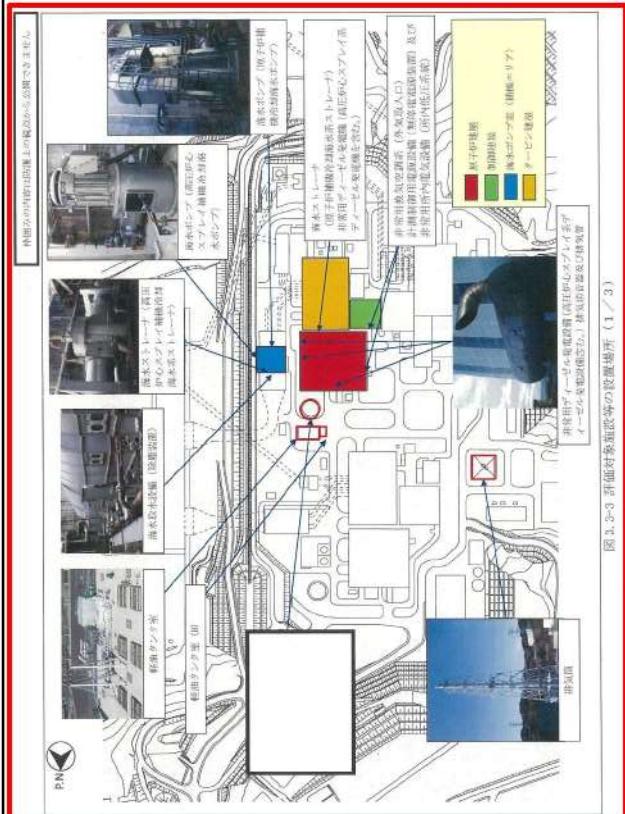


図 1.3-3 施設対象施設等の設置場所 (1 / 3)

泊発電所 3号炉

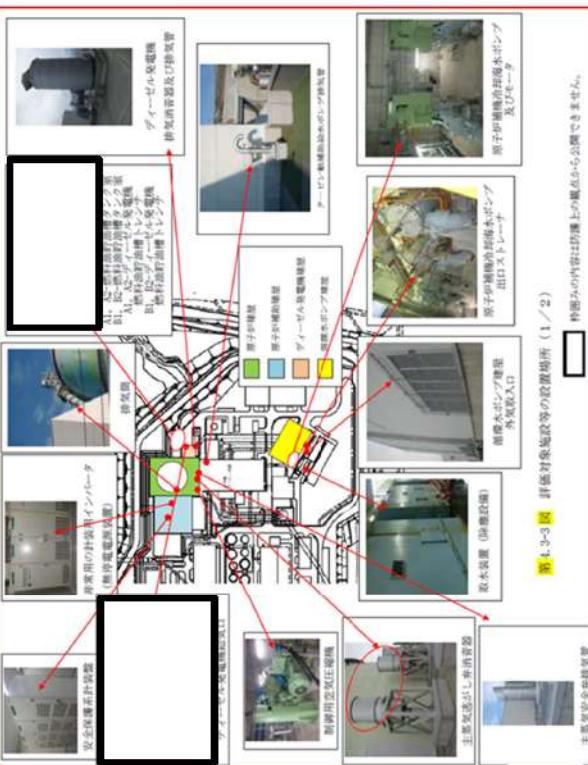


図 1.3-3 図 施設対象施設等の設置場所 (1 / 2)

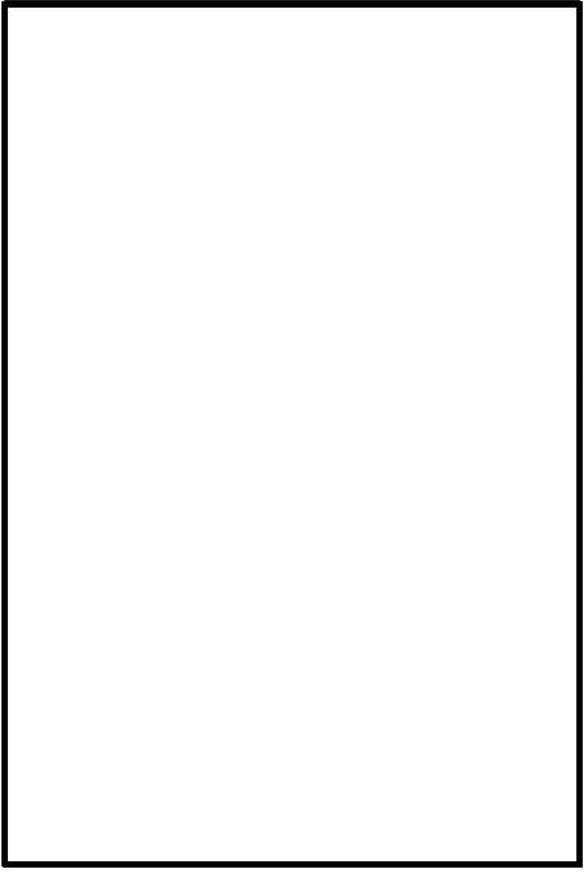
相違理由

【大飯、女川】
 設計方針の相違
 ・設備の相違による評価対象施設の相違

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1.3 防護対象施設(2/2)</p> <p>図1.3 防護対象施設(2/2)</p>	<p>図3.3-3 評価対象施設等の設置場所 (2 / 3)</p>	<p>図3.3-3 評価対象施設等の設置場所 (2 / 2)</p>	<p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・設備の相違による評価対象施設の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

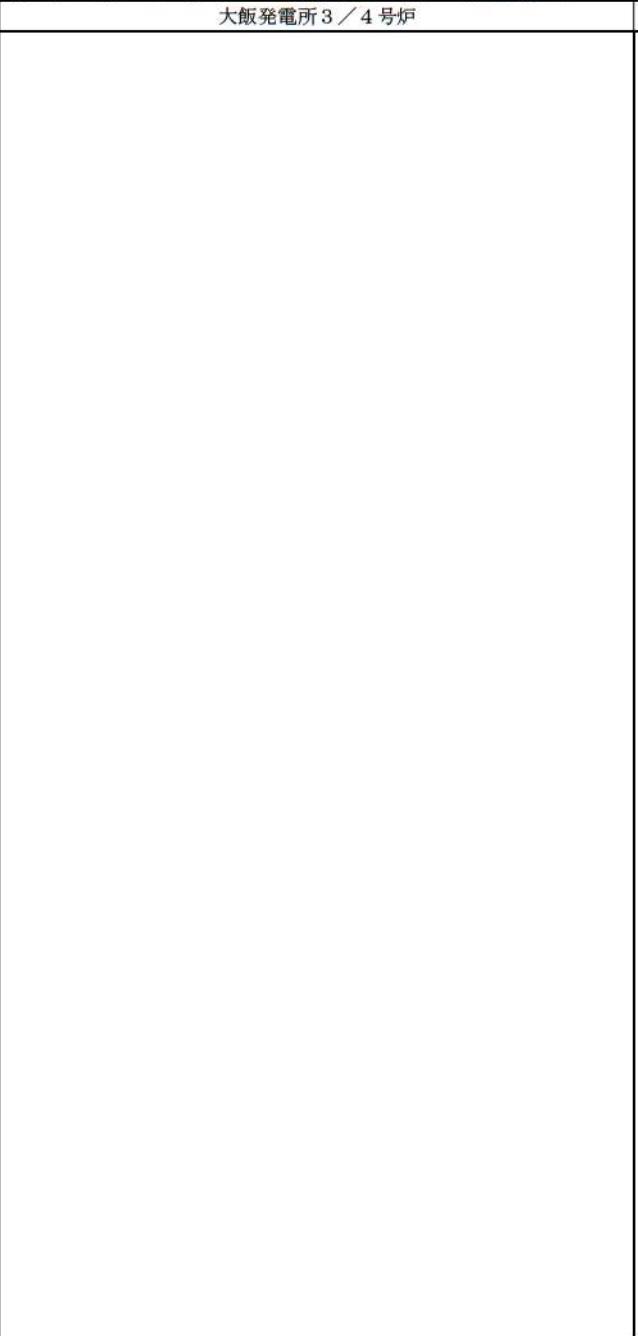
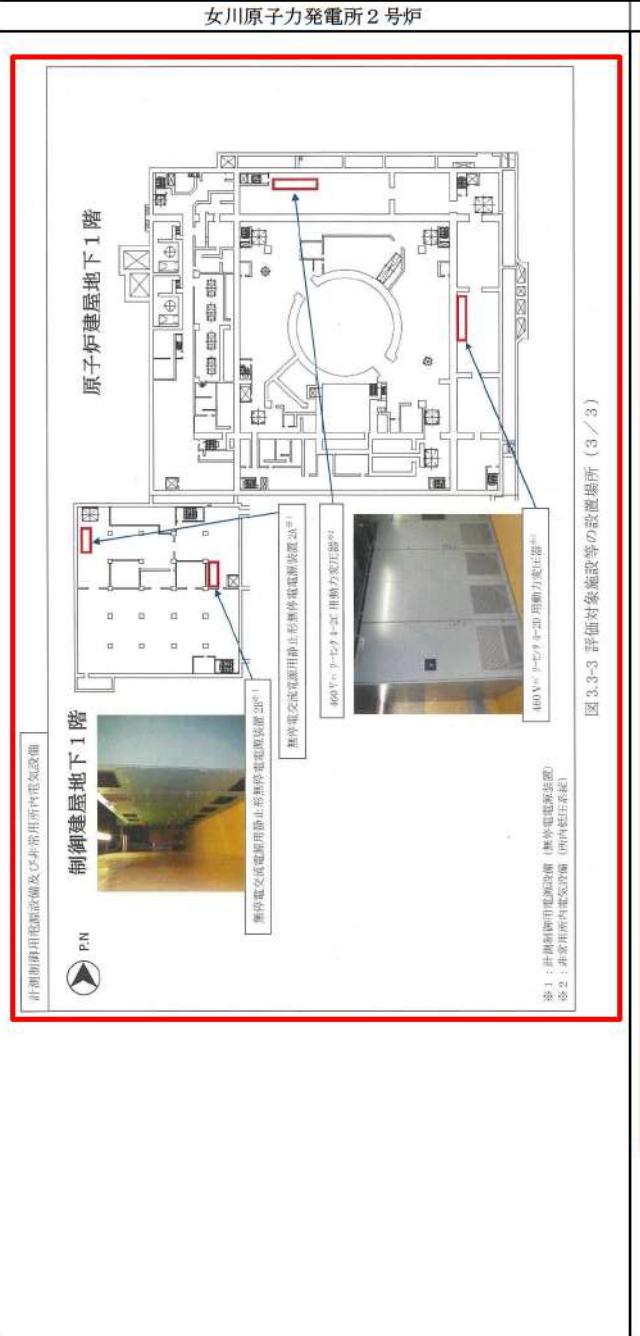
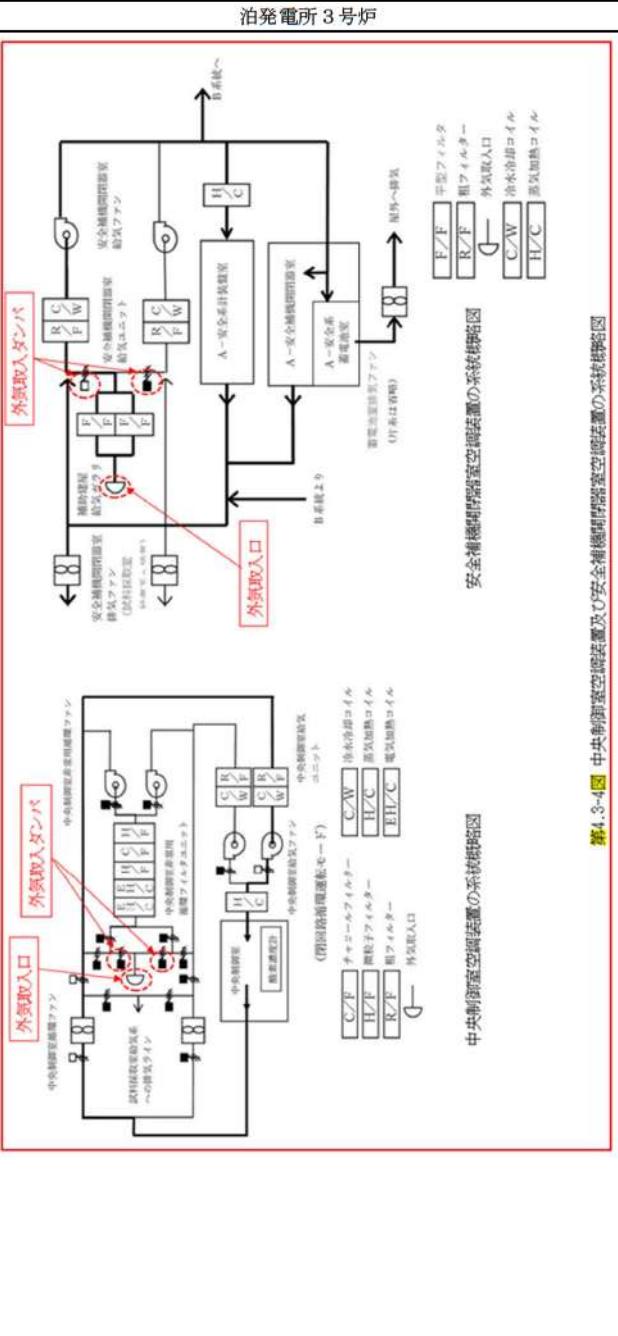
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

	 <p>図3-3-3 評価対象施設等の設置場所（3／3）</p>	 <p>第4-3-4図 中央制御室空調装置の系統概念図 中央制御室空調装置及び安全機能間隔室空調装置の系統概念図</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違による評価対象施設の相違 ・泊では、外気取入口及び外気取入ダンバを説明しやすいよう、系統概略図を示した。
---	---	--	--

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 評価すべき影響因子の選定と評価手法</p> <p>(1) 直接的影響</p> <p>火山灰による直接的な影響因子については、原子力発電所の構造物への静的負荷や化学的影響、粒子の衝突、水循環系の閉塞及びその内部における磨耗、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的及び化学的影響、原子力発電所周辺の大気汚染等の影響が考えられるが、大飯発電所3、4号炉で想定される火山灰の条件を考慮し、表1.3に示す項目について評価を実施する。</p> <p>①構造物への静的負荷（降雨等の影響を含む）</p> <p>建屋・構築物、屋外機器において、火山灰の堆積荷重として影響を考慮すべき要因である。火山灰の堆積を想定し、構造物の許容力値以下であることを確認する。荷重条件としては、降雨・降雪を考慮し、湿潤状態の火山灰荷重と積雪荷重の組み合わせについて考慮する。なお、構造物の形状等により火山灰が堆積しにくい場合は、火山灰の影響はない判断する。</p> <p>また、火山灰の降灰と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいことから、設計基準事故荷重と火山灰による荷重との組合せは考慮しない。</p> <p>仮に、防護対象施設への影響が小さく発生頻度が高い少量の火山灰の降灰と設計基準事故が同時に発生する場合、防護対象施設のうち設計基準事故時荷重が生じる施設としては動的機器である海水ポンプが考えられるが、設計基準事故時ににおいても海水ポンプの圧力、温度が変わらず、機械的荷重が変化することはないため、設計基準事故時に生じる荷重の組合せは考慮しない。</p>	<p>3.4 降下火砕物による影響の選定</p> <p>降下火砕物の特徴及び評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して、降下火砕物が直接及ぼす影響（以下「直接的影響」という。）とそれ以外の影響（以下「間接的影響」という。）を選定する。</p> <p>3.4.1 降下火砕物の特徴</p> <p>各種文献の調査結果より、降下火砕物は以下の特徴を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 火山ガラス片、鉱物結晶片から成る。ただし、火山ガラス片は砂よりもろく硬度は低く、主要な鉱物結晶片の硬度は砂と同等、又はそれ以下である。 (2) 硫酸等を含む腐食性のガス（以下「腐食性ガス」という。）が付着している。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない。 (3) 水に濡れると導電性を生じる。 (4) 湿った降下火砕物は乾燥すると固結する。 (5) 降下火砕物粒子の融点は約1,000°Cであり、一般的な砂に比べ低い。 <p style="text-align: right;">(補足資料-2, 3, 8, 19)</p> <p>3.4.2 直接的影響</p> <p>降下火砕物の特徴から直接的影響の要因となる荷重、閉塞、摩耗、腐食、大気汚染、水質汚染及び絶縁影響を抽出し、評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して直接的な影響因子を以下のとおり選定する。なお、女川原子力発電所2号炉で想定される降下火砕物の条件を考慮し、表3.4.2-1に示す項目について評価を実施する。</p> <p>(1) 直接的影響の要因の選定と評価手法</p> <p>(a) 荷重</p> <p>「荷重」について考慮すべき影響因子は、建屋及び屋外施設の上に堆積し静的な負荷を与える「構造物への静的負荷」、並びに建屋及び屋外施設に対し降灰時に衝撃を与える「粒子の衝突」である。</p> <p>粒子の衝突による影響については、「外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）」に包絡される。</p>	<p>4.4 降下火砕物による影響の選定</p> <p>降下火砕物の特徴及び評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して、降下火砕物が直接及ぼす影響（以下「直接的影響」という。）とそれ以外の影響（以下「間接的影響」という。）を選定する。</p> <p>4.4.1 降下火砕物の特徴</p> <p>各種文献の調査結果より、降下火砕物は以下の特徴を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 火山ガラス片、鉱物結晶片から成る。ただし、火山ガラス片は砂よりもろく硬度は低く、主要な鉱物結晶片の硬度は砂と同等、又はそれ以下である。 (2) 硫酸等を含む腐食性のガス（以下「腐食性ガス」という。）が付着している。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない。 (3) 水に濡れると導電性を生じる。 (4) 湿った降下火砕物は乾燥すると固結する。 (5) 降下火砕物粒子の融点は約1,000°Cであり、一般的な砂に比べ低い。 <p style="text-align: right;">(補足資料-2, 3, 8, 19)</p> <p>4.4.2 直接的影響</p> <p>降下火砕物の特徴から直接的影響の要因となる荷重、閉塞、摩耗、腐食、大気汚染、水質汚染及び絶縁影響を抽出し、評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して直接的な影響因子を以下のとおり選定する。なお、泊発電所3号炉で想定される降下火砕物の条件を考慮し、第4.4.2-1表に示す項目について評価を実施する。</p> <p>(1) 直接的影響の要因の選定と評価手法</p> <p>(a) 荷重</p> <p>「荷重」について考慮すべき影響因子は、建屋及び屋外施設の上に堆積し静的な負荷を与える「構造物への静的負荷」、並びに建屋及び屋外施設に対し降灰時に衝撃を与える「粒子の衝突」である。</p> <p>粒子の衝突による影響については、「外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）」に包絡される。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯、女川】 プラント名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(比較のため、6(火山)-別1-36ページより再掲) ③粒子の衝突 想定する火山灰は微小な粒子であり重量も小さく（粒径約1mm以下、密度1.5g/cm ³ ）、竜巻の影響評価にて包絡されることから、衝突により建屋・構築物、屋外機器に影響を与える可能性はない。個別の評価は不要である。 (比較のため、6(火山)-別1-37ページより再掲) ④水循環系の閉塞 火山灰が内部流体中に混入する可能性を検討し、海水系のような混入の可能性のある機器の狭隘部に対して、火山灰の粒径との関係から流路閉塞の可能性を評価する。 また、必要に応じて、海水を供給し (比較のため、6(火山)-別1-37ページより再掲) ⑦換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（降雨等の影響を含む） 屋外設備、屋外に開口部を有する設備について、屋外に連通する開口部の形状等から、火山灰が侵入する可能性と侵入した場合の影響を評価する。 換気空調設備については、フィルタが清掃又は取替可能な構造となっていること、また閉塞の有無を点検できることを確認する。 さらに、必要に応じて換気系からの給気を供給している範囲への影響についても考慮する。 (比較のため、6(火山)-別1-37ページより再掲) ⑤水循環系の内部における磨耗 水循環系において最も磨耗の影響を受けやすい箇所はライニングが施されていない各冷却器の伝熱管と考えられるが、プラントの運用期間中において海水取水中に含まれる砂等の磨耗によるトラブルは発生していないこと、また火山灰は砂等に比べて破碎し易く ^{※1} 硬度が小さい ^{※2} ことから、火山灰粒子による磨耗が設備に影響を与える可能性は小さいため、個別の評価は不要である。	(b) 閉塞 「閉塞」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路の狭隘部等を閉塞させる「水循環系の閉塞」、及び降下火砕物を含む空気が機器の狭隘部や換気系の流路を閉塞させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）」である。	(b) 閉塞 「閉塞」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路の狭隘部等を閉塞させる「水循環系の閉塞」、及び降下火砕物を含む空気が機器の狭隘部や換気系の流路を閉塞させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）」である。	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-36ページより再掲）
(c) 摩耗 「摩耗」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路に接触することにより配管等を摩耗させる「水循環系の内部における摩耗」、並びに降下火砕物を含む空気が動的機器の摺動部に侵入し摩耗させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（摩耗）」である。	(c) 摩耗 「摩耗」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路に接触することにより配管等を摩耗させる「水循環系の内部における摩耗」、並びに降下火砕物を含む空気が動的機器の摺動部に侵入し摩耗させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（摩耗）」である。	(c) 摩耗 「摩耗」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む海水が流路に接触することにより配管等を摩耗させる「水循環系の内部における摩耗」、並びに降下火砕物を含む空気が動的機器の摺動部に侵入し摩耗させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（摩耗）」である。	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-37ページより再掲）
(d) 腐食 「腐食」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構築物への化学的影響（腐食）」、換気系、電気系及び計測制御系において降下火砕物を含む空気の流路等を腐食させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）」、及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響（腐食）」である。	(d) 腐食 「腐食」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構築物への化学的影響（腐食）」、換気系、電気系及び計測制御系において降下火砕物を含む空気の流路等を腐食させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）」、及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響（腐食）」である。	(d) 腐食 「腐食」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外面を腐食させる「構築物への化学的影響（腐食）」、換気系、電気系及び計測制御系において降下火砕物を含む空気の流路等を腐食させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）」、及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響（腐食）」である。	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映

※1 武若耕司（2004）：シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状、コンクリート工学、vol. 42, No. 3, p. 38-47

※2 恒松修二・井上耕三・松田応作（1976）：シラスを主原料とする結晶化ガラス、窯業協会誌84[6], p. 32-40

②構築物の化学的影響（腐食）

建屋・構築物、屋外機器について、火山灰が付着接触し、火山灰から溶出した成分によって腐食が発生しないことを機器表面の塗装の有無等によって評価する。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(比較のため、6(火山)-別1-37ページより再掲) ⑥水循環系の化学的影响（腐食） 火山灰成分が海水中に溶出した場合に懸念される化学的影响（腐食）について、短期的に影响がないことを防汚塗装の有無等により評価する。 また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備への影响についても考慮する。 (比較のため、6(火山)-別1-37ページより再掲) ⑧換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影响（腐食） 屋外設備について、火山灰の付着に伴う腐食により、その機能に影响がないことを塗装の有無等によって評価する。			【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-37ページより再掲)
(比較のため、6(火山)-別1-38ページより再掲) ⑨発電所周辺の大気汚染 汚染された大気が換気空調系を通じて中央制御室に侵入し、居住性に影响を与えないことを確認する。	(e) 大気汚染 「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が運転員の常駐する中央制御室内に侵入することによる居住性の劣化、並びに降下火砕物の除去、屋外施設の点検等、屋外における作業環境を劣化させる「発電所周辺の大気汚染」である。	(e) 大気汚染 「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が運転員の常駐する中央制御室内に侵入することによる居住性の劣化、並びに降下火砕物の除去、屋外施設の点検等、屋外における作業環境を劣化させる「発電所周辺の大気汚染」である。	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-38ページより再掲)
(比較のため、6(火山)-別1-38ページより再掲) ⑩水質汚染（給水の汚染） 発電所では純水装置により水処理した給水を使用しており、火山灰の影响を受ける可能性のある海水や淡水を直接給水として使用していない。また、給水は水質管理を行っており、給水の汚染が設備に影响を与える可能性はないことから、個別の評価は不要である。	(f) 水質汚染 「水質汚染」については、給水源である河川水に降下火砕物が混入することによる汚染が考えられるが、発電所では給水処理設備により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けた河川水を直接給水として使用しないこと、また水質管理を行っていることから、安全施設の安全機能には影響しない。 (補足資料-14)	(f) 水質汚染 「水質汚染」については、給水源である海水に降下火砕物が混入することによる汚染が考えられるが、発電所では給水処理設備により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けた海水を直接給水として使用しないこと、また水質管理を行っていることから、安全施設の安全機能には影響しない。 (補足資料-14)	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-38ページより再掲) 【大飯、女川】 設計方針の相違 ・給水源の相違。ただし、水処理した給水を使用する点は同じ
(比較のため、6(火山)-別1-38ページより再掲) ⑪絶縁低下 大飯発電所の開閉所は、ガス絶縁開閉装置を使用しており、開閉装置本体に充電露出部はない。また、開閉装置の送電線側は、送電線引出ブッシングを経て碍子により支持している送電線路となっているが、降灰時には巡回を強化し、必要により碍子洗浄装置により洗浄を実施する等の対応が可能である。さらに、絶縁破壊により外部電源が喪失した場合でも非常用発電機等により電源の供給が可能であることから、個別の評価は不要である。 なお、屋内の施設であっても、屋内の空気を取り込む機構を有する計装盤については、影響がないことを確認する。	(g) 絶縁影響 「絶縁影響」について考慮すべき影響因子は、湿った降下火砕物が電気系及び計測制御系絶縁部に導電性を生じさせることによる盤の「絶縁低下」である。	(g) 絶縁影響 「絶縁影響」について考慮すべき影響因子は、湿った降下火砕物が電気系及び計測制御系絶縁部に導電性を生じさせることによる盤の「絶縁低下」である。	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-38ページより再掲)
(比較のため、6(火山)-別1-35ページに記載) ⑫粒子の衝突 想定する火山灰は微小な粒子であり重量も小さく（粒径約1mm以下、密度1.5g/cm ³ ）、竜巻の影響評価にて包絡されることから、衝突により建屋・構築物、屋外機器に影響を与える可能性はなく、個別の評価は不要である。			【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-35ページに記載)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(比較のため、6(火山)-別1-35ページに記載) ④水循環系の閉塞 火山灰が内部流体中に混入する可能性を検討し、海水系のような混入の可能性のある機器の狭隘部に対して、火山灰の粒径との関係から流路閉塞の可能性を評価する。 また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備への影響についても考慮する。 (比較のため、6(火山)-別1-35ページに記載) ⑤水循環系の内部における磨耗 水循環系において最も磨耗の影響を受けやすい箇所はライニングが施されていない各冷却器の伝熱管と考えられるが、プラントの運用期間中において海水取水中に含まれる砂等の磨耗によるトラブルは発生していないこと、また火山灰は砂等に比べて破碎し易く ^{※1} 硬度が小さい ^{※2} ことから、火山灰粒子による磨耗が設備に影響を与える可能性は小さいため、個別の評価は不要である。 ※1 武若耕司 (2004) : シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状、コンクリート工学、vol. 42, No. 3, p. 38-47 ※2 恒松修二・井上耕三・松田応作 (1976) : シラスを主原料とする結晶化ガラス、窯業協会誌 84[6], p. 32-40			【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-35ページに記載)
(比較のため、6(火山)-別1-36ページに記載) ⑥水循環系の化学的影響（腐食） 火山灰成分が海水中に溶出した場合に懸念される化学的影响（腐食）について、短期的に影響がないことを防汚塗装の有無等により評価する。 また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備への影響についても考慮する。 (比較のため、6(火山)-別1-35ページに記載) ⑦換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影响（降雨等の影響を含む） 屋外設備、屋外に開口部を有する設備について、屋外に連通する開口部の形状等から、火山灰が侵入する可能性と侵入した場合の影響を評価する。 換気空調設備については、フィルタが清掃又は取替可能な構造となっていること、また閉塞の有無を点検できることを確認する。 さらに、必要に応じて換気系からの給気を供給している範囲への影響についても考慮する。 (比較のため、6(火山)-別1-36ページに記載) ⑧換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食） 屋外設備について、火山灰の付着に伴う腐食により、その機能に影響がないことを塗装の有無等によって評価する。			【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-35ページに記載)
			【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-36ページに記載)
			【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-35ページに記載)
			【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-36ページに記載)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため、6(火山)-別1-36ページに記載)</p> <p>⑨発電所周辺の大気汚染 汚染された大気が換気空調系を通じて中央制御室に侵入し、居住性に影響を与えないことを確認する。</p> <p>(比較のため、6(火山)-別1-36ページに記載)</p> <p>⑩水質汚染（給水の汚染） 発電所では純水装置により水処理した給水を使用しており、火山灰の影響を受ける可能性のある海水や淡水を直接給水として使用していない。また、給水は水質管理を行っており、給水の汚染が設備に影響を与える可能性はないことから、個別の評価は不要である。</p> <p>(比較のため、6(火山)-別1-36ページに記載)</p> <p>⑪絶縁低下 大飯発電所の開閉所は、ガス絶縁開閉装置を使用しており、開閉装置本体に充電露出部はない。また、開閉装置の送電線側は、送電線引出ブッシングを経て碍子により支持している送電線路となっているが、降灰時には巡回を強化し、必要により碍子洗浄装置により洗浄を実施する等の対応が可能である。さらに、絶縁破壊により外部電源が喪失した場合でも非常用発電機等により電源の供給が可能であることから、個別の評価は不要である。 なお、屋内の施設であっても、屋内の空気を取り込む機構を有する計装盤については、影響がないことを確認する。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-36ページに記載)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-36ページに記載)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 (女川、泊との比較のため、6(火山)-別1-36ページに記載)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉

表 1.3 直接的影響因子の選定結果		評価方針	泊発電所3号炉	相違理由
影響を与える可能性のある因子	選定結果	評価方針	泊発電所3号炉	
構造物への静的負荷（降雨等の影響を含む）	影響により水を含むことにより負荷が増大するため、屋根状態における負荷を考慮する。 ○	評価方針 +べきもの	影響により水を含むことにより負荷が増大するため、屋根状態における負荷を考慮する。 ○	
構造物の化学的影响（腐食）	外部施設において影響を考慮すべき因子である。短期間に影響がないことを確認する。 ○	評価方針 +べきもの	影響により水を含むことにより負荷が増大するため、屋根状態における負荷を考慮する。 ○	
粒子の衝突	海水中に漂う火山灰は微小な粒子であり、衝突負荷により施設に影響を与える可能性があることを確認する。 ○	評価方針 +べきもの	影響により水を含むことにより負荷が増大するため、屋根状態における負荷を考慮する。 ○	
水循環系の閉塞	海水循環系における摩耗による影響を考慮する。また、必要に応じて、海水を下水管線へ供給する「下水管」の設備についても考慮する。 ○	評価方針 +べきもの	影響により水を含むことにより負荷が増大するため、屋根状態における負荷を考慮する。 ○	
水循環系の外面部における摩耗	海水循環系において機械的影響（降雨等の影響を含む）による影響を考慮するが、火山灰は砂等によって被覆し易く、硬度が低いことから、火山灰による摩耗が設備に影響を及ぼす可能性は小さい。 ○	評価方針 +べきもの	影響により水を含むことにより負荷が増大するため、屋根状態における負荷を考慮する。 ○	
水循環系の化学的影响（腐食）	海水循環系において影響を考慮すべき因子であることを確認する。また、必要に応じて、海水を供給する設備についても考慮する。 ○	評価方針 +べきもの	影響により水を含むことにより負荷が増大するが、火山灰は砂等によって被覆し易く、硬度が低いことから、火山灰による摩耗が設備に影響を及ぼす可能性は小さい。 ○	
燃気系、電気系及び計測制御系の影響（降雨等の影響を含む）	屋外施設等において影響を考慮すべき因子である。なお、必要に応じて、換気系の給気を停止する。 ○	評価方針 +べきもの	影響により水を含むことにより負荷が増大するが、火山灰は砂等によって被覆し易く、硬度が低いことから、火山灰による摩耗が設備に影響を及ぼす可能性は小さい。 ○	
燃焼器、電気系統及び計測制御系による影響を考慮する場合	屋外施設等において影響を考慮すべき因子である。 ○	評価方針 +べきもの	影響により水を含むことにより負荷が増大するが、火山灰は砂等によって被覆し易く、硬度が低いことから、火山灰による摩耗が設備に影響を及ぼす可能性は小さい。 ○	
燃焼器の大気汚染	本件を採り入れている「下水管」の設備による影響を考慮すべき因子である。 ○	評価方針 +べきもの	影響により水を含むことにより負荷が増大するが、火山灰は砂等によって被覆し易く、硬度が低いことから、火山灰による摩耗が設備に影響を及ぼす可能性は小さい。 ○	
発電所周辺の大気汚染	海水循環系において影響を考慮すべきある場合や淡水を給水として直接使用しておらず、外側循環水が設備へ供給する可能性はない。 ○	評価方針 +べきもの	影響により水を含むことにより負荷が増大するが、火山灰は砂等によって被覆し易く、硬度が低いことから、火山灰による摩耗が設備に影響を及ぼす可能性は小さい。 ○	
水質汚染（海水の汚染）	海水循環系により直結が可能である。また、機械底下により電源の供給が可能である。なお、屋内の空気を取り込む機器を設置する。 ○	評価方針 +べきもの	影響により水を含むことにより負荷が増大するが、火山灰は砂等によって被覆し易く、硬度が低いことから、火山灰による摩耗が設備に影響を及ぼす可能性は小さい。 ○	
地盤低下	海水循環系により直結が可能である。影響がないことを確認する。 ○	評価方針 +べきもの	影響により水を含むことにより負荷が増大するが、火山灰は砂等によって被覆し易く、硬度が低いことから、火山灰による摩耗が設備に影響を及ぼす可能性は小さい。 ○	

※1 武若総合司(2001)シラスコ・クリートの特徴その実用化の現状、コンクリート学会誌 No.3, p.38-47
 ※2 佐佐木二・井上耕三・松田忠作(1976)ガラスを主原料とする粘土化ガラス、熟成協会誌 8(6), p.29-40

表 3.4.2-1 降下火砕物が設備に影響を与える可能性のある因子

影響を与える可能性のある因子	評価方法	評価方針	泊発電所3号炉
構造物への静的負荷	屋外の構築物において降下火砕物堆積荷重による影響を評価する。なお、荷重条件は水を含んだ場合の重量が大きくなるため、降雨条件及び積雪との重畠を考慮する。 ○	評価方針 +べきもの	屋外の構築物において降下火砕物堆積荷重による影響を評価する。なお、荷重条件は水を含んだ場合の重量が大きくなるため、降雨条件及び積雪との重畠を考慮する。 ○
構造物への化学的影响（腐食）	屋外施設等は外装する。海水循環系等や金属材料の使用によつて、短期での腐食による影響が小ささいことを評価する。	評価方針 +べきもの	屋外施設等は外装する。海水循環系等や金属材料の使用によつて、短期での腐食による影響が小ささいことを評価する。
粒子の衝突	降下火砕物は微小な粒子であり、「外部からの衝撃による損傷の防止（電巻）」で設定している設計飛来物の衝突に包絡されるることを確認していることから、詳細評価は不要。 ○	評価方針 +べきもの	降下火砕物は微小な粒子であり、「外部からの衝撃による損傷の防止（電巻）」で設定している設計飛来物の衝突に包絡されるることを確認していることから、詳細評価は不要。 ○
水循環系の閉塞	海水中に漂う降下火砕物の実験部等における開塞の影響を評価する。また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備への影響についても考慮する。 ○	評価方針 +べきもの	海水中に漂う降下火砕物の実験部等における開塞の影響を評価する。また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備への影響についても考慮する。
水循環系の内部における摩耗	海水循環系の内部による影響を評価する。また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備等による影響についても考慮する。 ○	評価方針 +べきもの	海水循環系の内部による影響を評価する。また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備等による影響についても考慮する。
水循環系の化学的影响（腐食）	海水循環系の内部の施設等における摩耗に対する可能性がある場合、直接給水として使用しないことから、海水は水質管理を行つており、海水処理設備により海水を直接給水しておらず、また、海水は水質管理を行つており、海水処理設備が品目資料-14)に記載されている。 ○	評価方針 +べきもの	海水循環系の内部の施設等における摩耗に対する可能性がある場合、直接給水として使用しないことから、海水は水質管理を行つており、海水処理設備が品目資料-14)に記載されている。
換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（摩耗・閉塞）	屋外施設等において影響を考慮すべき要因である。なお、必要に応じて、換気系の給気を供給している範囲についても考慮する。 ○	評価方針 +べきもの	屋外施設等において影響を考慮すべき要因である。なお、必要に応じて、換気系の給気を供給している範囲についても考慮する。
換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影响（腐食）	屋外施設等において影響を考慮すべき要因である。なお、必要に応じて、換気系の給気を供給している範囲についても考慮する。 ○	評価方針 +べきもの	屋外施設等において影響を考慮すべき要因である。なお、必要に応じて、換気系の給気を供給している範囲についても考慮する。
発電所周辺の大気汚染	降下火砕物により直結が可能である。また、機械底下により電源の供給が可能である。なお、屋内の空気を取り込む機器を有する電源装置については、影響がないことを評価する。 ○	評価方針 +べきもの	降下火砕物により直結が可能である。また、機械底下により電源の供給が可能である。なお、屋内の空気を取り込む機器を有する電源装置については、影響がないことを評価する。
水質汚染			
絶縁低下			

3.4.3 間接的影響

降下火砕物によって発電所に間接的な影響を及ぼす因子は、湿った降下火砕物が送電線の碍子、開閉所の充電露出部等に付着し絶縁低下を生じさせることによる広範囲にわたる送電網の損傷に伴う「外部電源喪失」、及び降下火砕物が道路に堆積することによる交通の途絶に伴う「アクセス制限」である。

4.4.3 間接的影響

降下火砕物によって発電所に間接的な影響を及ぼす因子は、湿った降下火砕物が送電線の碍子、開閉所の充電露出部等に付着し絶縁低下を生じさせることによる広範囲にわたる送電網の損傷に伴う「外部電源喪失」、及び降下火砕物が道路に堆積することによる交通の途絶に伴う「アクセス制限」である。

第4.4.2-1表 降下火砕物が設備に影響を与える可能性のある因子

影響を与える因子	評価方法	評価方針	泊発電所3号炉
構造物への静的負荷	屋外の構築物において降下火砕物堆積荷重による影響を評価する。なお、荷重条件は水を含んだ場合の重量が大きくなるため、降雨条件及び積雪との重畠を考慮する。 ○	評価方針 +べきもの	屋外の構築物において降下火砕物堆積荷重による影響を評価する。なお、荷重条件は水を含んだ場合の重量が大きくなるため、降雨条件及び積雪との重畠を考慮する。 ○
構造物への化学的影响（腐食）	屋外施設等は外装する。海水循環系等や金属材料の使用によつて、短期での腐食による影響が小ささいことを評価する。	評価方針 +べきもの	屋外施設等は外装する。海水循環系等や金属材料の使用によつて、短期での腐食による影響が小ささいことを評価する。
粒子の衝突	降下火砕物は微小な粒子であり、「外部からの衝撃による損傷の防止（電巻）」で設定している設計飛来物の衝突に包絡されるることを確認していることから、詳細評価は不要。 ○	評価方針 +べきもの	降下火砕物は微小な粒子であり、「外部からの衝撃による損傷の防止（電巻）」で設定している設計飛来物の衝突に包絡されるることを確認していることから、詳細評価は不要。 ○
水循環系の閉塞	海水中に漂う降下火砕物の実験部等における開塞の影響を評価する。また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備への影響についても考慮する。 ○	評価方針 +べきもの	海水中に漂う降下火砕物の実験部等における開塞の影響を評価する。また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備への影響についても考慮する。
水循環系の内部における摩耗	海水循環系の内部による影響を評価する。また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備等による影響についても考慮する。 ○	評価方針 +べきもの	海水循環系の内部による影響を評価する。また、必要に応じて、海水を供給している下流の設備等による影響についても考慮する。
水循環系の化学的影响（腐食）	海水循環系の内部の施設等における摩耗に対する可能性がある場合、直接給水として使用しないことから、海水は水質管理を行つており、海水処理設備が品目資料-14)に記載されている。 ○	評価方針 +べきもの	海水循環系の内部の施設等における摩耗に対する可能性がある場合、直接給水として使用しないことから、海水は水質管理を行つており、海水処理設備が品目資料-14)に記載されている。
換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（摩耗・閉塞）	屋外施設等において影響を考慮すべき要因である。なお、必要に応じて、換気系の給気を供給している範囲についても考慮する。 ○	評価方針 +べきもの	屋外施設等において影響を考慮すべき要因である。なお、必要に応じて、換気系の給気を供給している範囲についても考慮する。
換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影响（腐食）	屋外施設等において影響を考慮すべき要因である。なお、必要に応じて、換気系の給気を供給している範囲についても考慮する。 ○	評価方針 +べきもの	屋外施設等において影響を考慮すべき要因である。なお、必要に応じて、換気系の給気を供給している範囲についても考慮する。
発電所周辺の大気汚染			
水質汚染			
絶縁低下			

【大飯】記載表現の相違

- 【大飯】記載方針の相違
- 【大飯】女川審査実績の反映
- 【大飯】設計方針の相違
- 【大飯】大飯は降下火砕物の硬度が小さいため摩耗の影響はなく評価対象外としているが、女川、泊は立地地域の降下火砕物の特性を踏まえ、硬度を確認し、評価を行うこととした
- 【女川】
- 設計方針の相違
- 評価対象機器の相違

【大飯】記載方針の相違

- 【大飯】設計方針の相違
- 【大飯】大飯は降下火砕物の硬度が小さいため摩耗の影響はなく評価対象外としているが、女川、泊は立地地域の降下火砕物の特性を踏まえ、硬度を確認し、評価を行うこととした

- 【女川】
- 設計方針の相違
- 給水源の相違

(2) 間接的影響

火山灰は広範囲に及ぶことから、広範囲に亘る送電網の損傷による長期の外部電源喪失の可能性、原子力発電所へのアクセス制限事象が発生する可能性も考慮し、間接的影響を評価する。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.5 各防護対象施設の評価すべき影響因子の選定 評価すべき影響因子については、各防護対象施設ごとにそれぞれ異なるため、火山灰が影響を与える防護対象施設と影響因子の組合せを表1.4に整理し、各防護対象施設の特性（構造や設置状況等）を踏まえて評価に必要な影響因子を選定する。</p>	<p>3.4.4 評価対象施設等に対する影響因子の選定 評価すべき直接的影響の要因については、その内容によりすべての評価対象施設等に対して評価する必要がない項目もあることから、各評価対象施設等と評価すべき直接的影響の要因について整理し、評価対象施設等の特性を踏まえて必要な評価項目を表3.4.4-1のとおり選定した。</p> <p>3.5 設計荷重の設定 設計荷重は、以下のとおり設定する。 (1) 評価対象施設等に常時作用する荷重、運転時荷重 評価対象施設等に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、内圧等の運転時荷重であり、降下火砕物との荷重と適切に組み合わせる。 (2) 設計基準事故時荷重 評価対象施設等は、当該評価対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該評価対象施設等に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。 評価対象施設等は、降下火砕物によって安全機能を損なわない設計とするため、降下火砕物の影響が原子炉冷却材喪失事故等の設計基準事故の起因とはならないことから、設計基準事故とは独立事象であり、因果関係はない。時間的变化の観点からは、事故の影響が長期に及ぶことが考えられる設計基準事故である原子炉冷却材喪失の発生頻度は小さく、また、評価対象施設等に大きな影響を及ぼす降下火砕物の発生頻度も小さいことから、降下火砕物と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さい。よって設計基準事故時荷重と降下火砕物の荷重を組み合わせる必要はなく、降下火砕物により評価対象施設等に作用する衝撃による応力評価と変わらない。 また、降下火砕物の影響が小さく発生頻度が高い火山事象と設計基準事故が同時に発生する場合、評価対象施設等のうち設計基準事故時荷重が生じ、降下火砕物の影響を受ける屋外施設としては原子炉補機冷却海水ポンプ等が考えられるが、設計基準事故時においても原子炉補機冷却海水ポンプ等の圧力及び温度は変わらないため、設計基準事故により考慮すべき荷重ではなく、降下火砕物による荷重と設計基準事故時荷重を組み合わせる必要はないため、降下火砕物により評価対象施設等に作用する衝撃による応力評価と変わらない。このため、降下火砕物の荷重と設計基準事故時荷重との組合せは考慮しない。 (3) その他の自然現象の影響を考慮した荷重の組合せ 降下火砕物と組合せを考慮すべき火山以外の自然現象は、荷重の影響において風（台風）及び積雪であり、降下火砕物との荷重と適切に組み合わせる。</p>	<p>4.4.4 評価対象施設等に対する影響因子の選定 評価すべき直接的影響の要因については、その内容によりすべての評価対象施設等に対して評価する必要がない項目もあることから、各評価対象施設等と評価すべき直接的影響の要因について整理し、評価対象施設等の特性を踏まえて必要な評価項目を第4.4.4-1表のとおり選定した。</p> <p>4.5 設計荷重の設定 設計荷重は、以下のとおり設定する。 (1) 評価対象施設等に常時作用する荷重、運転時荷重 評価対象施設等に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、内圧等の運転時荷重であり、降下火砕物との荷重と適切に組み合わせる。 (2) 設計基準事故時荷重 評価対象施設等は、当該評価対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該評価対象施設等に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力をそれぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。 評価対象施設等は、降下火砕物によって安全機能を損なわない設計とするため、降下火砕物の影響が原子炉冷却材喪失事故等の設計基準事故の起因とはならないことから、設計基準事故とは独立事象であり、因果関係はない。時間的变化の観点からは、事故の影響が長期に及ぶことが考えられる設計基準事故である原子炉冷却材喪失の発生頻度は小さく、また、評価対象施設等に大きな影響を及ぼす降下火砕物の発生頻度も小さいことから、降下火砕物と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さい。よって設計基準事故時荷重と降下火砕物の荷重を組み合わせる必要はなく、降下火砕物により評価対象施設等に作用する衝撃による応力評価と変わらない。 また、降下火砕物の影響が小さく発生頻度が高い火山事象と設計基準事故が同時に発生する場合、評価対象施設等のうち設計基準事故時荷重が生じ、降下火砕物の影響を受ける屋外施設はない。このため、降下火砕物の荷重と設計基準事故時荷重との組合せは考慮しない。</p> <p>(3) その他の自然現象の影響を考慮した荷重の組合せ 降下火砕物と組合せを考慮すべき火山以外の自然現象は、荷重の影響において風（台風）及び積雪であり、降下火砕物との荷重と適切に組み合わせる。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊の原子炉補機冷却海水ポンプは屋内施設であり、降下火砕物の影響を受ける屋外施設はないため。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.6 降下火砕物の直接的影響に対する設計方針 直接的影響については、評価対象施設等の構造や設置状況等(形状、機能、外気吸入や海水通水の有無等)を考慮し、想定される各影響因子に対して、影響を受ける各評価対象施設等が安全機能を損なわない以下の設計とする。評価が必要となる設備については、表3.4.4-1の影響因子を踏まえて評価を実施した。評価結果を表3.6.1-1に示す。 (個別評価-1～9 参照)</p> <p>3.6.1 降下火砕物による荷重に対する設計方針 (1) 構造物への静的負荷 評価対象施設等のうち、降下火砕物が堆積する建屋及び屋外施設は、以下の施設である。</p> <p>a. 建屋 原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋</p> <p>b. 屋外に設置されている施設 海水ポンプ (原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ)、海水ストレーナ (高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ)、復水貯蔵タンク、軽油タンク室、軽油タンク室(H)</p> <p>c. 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、上位の安全重要度の施設の運転に影響を及ぼす可能性のある屋外の施設 非常用ディーゼル発電設備 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む) 排気消音器及び排気管</p> <p>当該施設の許容荷重が、降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより、構造健全性を失わず安全機能を損なわない設計とする。若しくは、降下火砕物が堆積しにくい又は直接堆積しない構造とすることで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>評価対象施設等の建屋においては、建築基準法における一般地域の積雪の荷重の考え方方に準拠し、降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として扱う。また、降下火砕物による荷重と他の荷重を組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋 	<p>4.6 降下火砕物の直接的影響に対する設計方針 直接的影響については、評価対象施設等の構造や設置状況等(形状、機能、外気吸入や海水通水の有無等)を考慮し、想定される各影響因子に対して、影響を受ける各評価対象施設等が安全機能を損なわない以下の設計とする。評価が必要となる設備については、第4.4.4-1表の影響因子を踏まえて評価を実施した。評価結果を第4.6.1-1表に示す。(個別評価-1～12 参照)</p> <p>4.6.1 降下火砕物による荷重に対する設計方針 (1) 構造物への静的負荷 評価対象施設等のうち、降下火砕物が堆積する建屋及び屋外施設は、以下の施設である。</p> <p>a. 建屋 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋</p> <p>b. 屋外に設置されている施設 A1, A2—燃料油貯油槽タンク室, B1, B2—燃料油貯油槽タンク室 A1, A2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ, B1, B2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ</p> <p>c. 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、上位の安全重要度の施設の運転に影響を及ぼす可能性のある屋外の施設 ディーゼル発電機排気消音器及び排気管</p> <p>当該施設の許容荷重が、降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより、構造健全性を失わず安全機能を損なわない設計とする。若しくは、降下火砕物が堆積しにくい又は直接堆積しない構造とすることで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>評価対象施設等の建屋においては、建築基準法における多雪区域の積雪の荷重の考え方方に準拠し、降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として扱う。また、降下火砕物による荷重と他の荷重を組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋 	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・外部事象防護対象施設を内包する建屋の相違であり、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】 設備の相違 ・評価対象施設の相違 ・泊の原子炉補機冷却海水ポンプは屋内設置であり、原子炉補機冷却海水ポンプ以外は泊に該当する設備はない</p> <p>【女川】 設備名称の相違 【女川】 設備の相違 ・泊に該当する設備はない</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川は多雪区域ではないため、一般地域と記載しているが、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】 建屋名称の相違 ・外部事象防護対象施設を内包する建屋の相違であり、評価方針に相違はない</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>原子炉建屋、タービン建屋および制御建屋は、各建屋の屋根スラブにおける建築基準法の短期許容力度を許容限界とする。</p> <p>・建屋を除く評価対象施設等 許容応力を「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987(日本電気協会)」等に準拠する。</p> <p>(2) 粒子の衝突 評価対象施設等のうち、建屋及び屋外施設は、「粒子の衝突」に対して、「1.8.2 竜巻防護に関する基本方針」に基づく設計によって、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>3.6.2 降下火砕物による荷重以外に対する設計方針 降下火砕物による荷重以外の影響は、構造物への化学的影響(腐食)、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響(腐食)、換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響(閉塞)及び化学的影響(腐食)等により外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計については、「3.6.3 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計方針」に示す。</p> <p>(1) 構造物への化学的影響(腐食) 評価対象施設等のうち、構造物への化学的影響(腐食)を考慮すべき施設は、降下火砕物の直接的な付着による影響が考えられる以下の施設である。</p> <p>a. 建屋 原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋</p> <p>b. 屋外に設置されている施設 海水ポンプ(原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ)、海水ストレーナ(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ)、非常用ガス処理系(屋外配管)、排気筒、復水貯蔵タンク、軽油タンク室、軽油タンク室(H)</p> <p>c. 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、上位の安全重要度の施設の運転に影響を及ぼす可能性のある屋外の施設 非常用ディーゼル発電設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む)、排気消音器及び排気管</p>	<p>原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋は、各建屋の屋根スラブにおける建築基準法の短期許容応力度を許容限界とする。</p> <p>・建屋を除く評価対象施設等 許容応力を「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987(日本電気協会)」等に準拠する。</p> <p>(2) 粒子の衝突 評価対象施設等のうち、建屋及び屋外施設は、「粒子の衝突」に対して、「1.8.2 竜巻防護に関する基本方針」に基づく設計によって、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>4.6.2 降下火砕物による荷重以外に対する設計方針 降下火砕物による荷重以外の影響は、構造物への化学的影響(腐食)、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響(腐食)、換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響(閉塞)及び化学的影響(腐食)等により外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計については、「4.6.3 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計方針」に示す。</p> <p>(1) 構造物への化学的影響(腐食) 評価対象施設等のうち、構造物への化学的影響(腐食)を考慮すべき施設は、降下火砕物の直接的な付着による影響が考えられる以下の施設である。</p> <p>a. 建屋 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋</p> <p>b. 屋外に設置されている施設 排気筒、A1、A2—燃料油貯油槽タンク室、B1、B2—燃料油貯油槽タンク室、A1、A2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ、B1、B2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ</p> <p>c. 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、上位の安全重要度の施設の運転に影響を及ぼす可能性のある屋外の施設 ディーゼル発電機排気消音器及び排気管</p>	<p>【女川】建屋名称の相違 ・評価方針に相違なし</p> <p>【女川】建屋名称の相違 ・外部事象防護対象施設を内包する建屋の相違であり、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】設備の相違 ・評価対象施設の相違 ・泊の原子炉補機冷却海水ポンプは屋内設置であり、原子炉補機冷却海水ポンプ以外は泊に該当する設備はない。</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違・泊に該当する設備はない</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによって直ちに金属腐食を生じないが、外装の塗装等によって短期での腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(2) 水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む海水の流路となる以下の施設である。</p> <p>a. 降下火砕物を含む海水の流路となる施設 海水ポンプ (原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ)、海水ストレーナ (原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ) 及び下流設備</p> <p>b. 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、上位の安全重要度の施設の運転に影響を及ぼす可能性のある屋外の施設 海水取水設備 (除塵装置)</p> <p>降下火砕物は粘土質ではないことから水中で固まり閉塞することはないが、当該施設については、降下火砕物の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、海水の流路となる施設が閉塞しない設計とする。</p> <p>内部における摩耗については、主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>化学的影響（腐食）については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(3) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。 a. 屋外に設置されている施設</p>	<p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによって直ちに金属腐食を生じないが、外装の塗装等によって短期での腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(2) 水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む海水の流路となる以下の施設である。</p> <p>a. 降下火砕物を含む海水の流路となる施設 原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び下流設備</p> <p>b. 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、上位の安全重要度の施設の運転に影響を及ぼす可能性のある屋外の施設 取水装置 (除塵設備)</p> <p>降下火砕物は粘土質ではないことから水中で固まり閉塞することはないが、当該施設については、降下火砕物の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、海水の流路となる施設が閉塞しない設計とする。</p> <p>内部における摩耗については、主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>化学的影響（腐食）については、金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(3) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）及び化学的影響（腐食）を考慮すべき屋外施設はない。</p>	<p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当する設備はない</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>海水ポンプ (原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ)</p> <p>機械的影響 (閉塞) については、海水ポンプ (原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ) の電動機本体は外気と遮断された全閉構造、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の空気冷却器の冷却管内径及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機の冷却流路は降下火碎物粒径以上の幅を設ける構造とすることにより、機械的影響 (閉塞) により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>化学的影響 (腐食) については、金属腐食研究の結果より、降下火碎物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(4) 絶縁低下及び化学的影響 (腐食)</p> <p>評価対象施設等のうち、絶縁低下及び化学的影響 (腐食) を考慮すべき施設は、電気系及び計測制御系のうち外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する以下の施設である。</p> <p>a. 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</p> <p>計測制御用電源設備(無停電電源装置)、非常用所内電気設備(所内低圧系統)</p> <p>当該施設の設置場所は原子炉補機室換気空調系及び計測制御電源室換気空調系にて空調管理されており、本換気空調系の外気取入口にはバグフィルタを設置していることから、仮に室内に侵入した場合でも降下火碎物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>バグフィルタの設置により降下火碎物の侵入に対する高い防護性能を有することにより、降下火碎物の付着に伴う絶縁低下及び化学的影響 (腐食) による影響を防止し、計測制御用電源設備(無停電電源装置)、非常用所内電気設備(所内低圧系統)の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>3.6.3 外気取入口からの降下火碎物の侵入に対する設計方針 外気取入口からの降下火碎物の侵入に対して、以下のとおり安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>仮に、原子炉補機冷却海水ポンプが自然換気による外気の流入により、微細な降下火碎物の影響を考慮しても、機械的影響 (閉塞) については、原子炉補機冷却海水ポンプの電動機本体は外気と遮断された全閉構造、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の空気冷却器の冷却管内径は降下火碎物粒径以上の幅を設ける構造とすることにより、機械的影響 (閉塞) により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>化学的影響 (腐食) については、金属腐食研究の結果より、降下火碎物によって直ちに金属腐食を生じないが、耐食性のある材料の使用や塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(4) 絶縁低下及び化学的影響 (腐食)</p> <p>評価対象施設等のうち、絶縁低下及び化学的影響 (腐食) を考慮すべき施設は、電気系及び計測制御系のうち外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する以下の施設である。</p> <p>a. 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設</p> <p>安全保護系計装盤、非常用の計装用インバータ(無停電電源装置)</p> <p>当該施設の設置場所は安全補機開閉器室空調装置及び原子炉補助建屋空調装置にて空調管理されており、本換気空調設備の外気取入口には平型フィルタを設置し、これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、仮に室内に侵入した場合でも降下火碎物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、安全補機開閉器室空調装置については、外気取入ダンパーの閉止及び閉回路循環運転を可能とすることで、安全補機開閉器室内への降下火碎物の侵入を防止することが可能である。</p> <p>これらフィルタの設置により降下火碎物の侵入に対する高い防護性能を有することにより、降下火碎物の付着に伴う絶縁低下及び化学的影響 (腐食) による影響を防止し、安全保護系計装盤、非常用の計装用インバータ(無停電電源装置)の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>4.6.3 外気取入口からの降下火碎物の侵入に対する設計方針 外気取入口からの降下火碎物の侵入に対して、以下のとおり安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は自然換気による降下火碎物の流入を考慮した場合を記載</p> <p>設備名称の相違 ・泊の該当する設備はない</p> <p>【女川】 評価対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・換気空調系統の相違であり、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違(火山灰の除去の観点では同等の性能を有する)</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊の運用を明記した</p> <p>【女川】 評価対象設備の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 機械的影響 (閉塞)</p> <p>評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響 (閉塞) を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気の流路となる以下の施設である。</p> <p>a. 降下火砕物を含む空気の流路となる施設</p> <p>非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。),</p> <p>非常用換気空調系 (外気取入口), 排気筒,</p> <p>非常用ガス処理系 (屋外配管)</p> <p>各施設の構造上の対応として、非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) は、吸気口上流側の外気取入口にルーバーが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計とする。</p> <p>排気筒及び非常用ガス処理系 (屋外配管) は、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒及び非常用ガス処理系 (屋外配管) の構造から排気流路が閉塞しない設計とすることにより、降下火砕物の影響に対して機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外気を取り入れる非常用換気空調系 (外気取入口) 及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) の空気の流路にそれぞれバグフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、さらに降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取替又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備ディーゼル機関は、フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>(2) 機械的影響 (摩耗)</p> <p>評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響 (摩耗) を考慮すべき施設は、外気から取り入れた屋</p>	<p>(1) 機械的影響 (閉塞)</p> <p>評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響 (閉塞) を考慮すべき施設は、降下火砕物を含む空気の流路となる以下の施設である。</p> <p>a. 降下火砕物を含む空気の流路となる施設</p> <p>ディーゼル発電機機関、ディーゼル発電機吸気消音器</p> <p>換気空調設備 (原子炉建屋給気ガラリ), 換気空調設備 (補助建屋給気ガラリ), 排気筒,</p> <p>主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管、タービン動補助給水ポンプ排気管</p> <p>各施設の構造上の対応として、ディーゼル発電機機関及び換気空調設備 (原子炉建屋給気ガラリ及び補助建屋給気ガラリ) は、吸気口上流側の外気取入口にガラリフードが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵入しにくい設計とする。</p> <p>排気筒、主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管及びタービン動補助給水ポンプ排気管は、降下火砕物が侵入した場合でも、排気筒、主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管及びタービン動補助給水ポンプ排気管の構造から排気流路が閉塞しない設計とすることにより、降下火砕物の影響に対して機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外気を取り入れる換気空調設備 (原子炉建屋給気ガラリ及び補助建屋給気ガラリ) 及びディーゼル発電機吸気消音器の空気の流路にそれぞれフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、さらに降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取替又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機機関は、ディーゼル発電機吸気消音器吸気フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>(2) 機械的影響 (摩耗)</p> <p>評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火砕物の侵入による機械的影響 (摩耗) を考慮すべき施設は、外気から取り入れた屋</p>	<p>【女川】設備名称の相違 ・泊はディーゼル発電機のうち、機関とフィルタが設置されている吸気消音器に分けて記載</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【女川】設備名称の相違 ・換気空調系統の相違であり、評価方針に相違はない</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし ・プラント設計の相違により泊の外気取入口はガラリフードを設置</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>内の空気を機器内に取り込む機構及び摺動部を有する以下の施設である。</p> <p>a. 降下火碎物を含む空気の流路となる施設のうち摺動部を有する施設 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)</p> <p>降下火碎物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗の影響は小さい。 構造上の対応として、非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)は、吸気口上流側の外気取入口にルーバーが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより非常用ディーゼル発電設備ディーゼル機関に降下火碎物が侵入しにくい設計とする。</p> <p>また、仮に非常用ディーゼル発電設備ディーゼル機関の内部に降下火碎物が侵入した場合でも耐摩耗性のある材料を使用することで、摩耗により非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外気を取り入れる非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の空気の流路にバグフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火碎物が内部に侵入しにくい設計とし、摩耗により非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(3) 化学的影響 (腐食) 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火碎物の侵入による化学的影響 (腐食) を考慮すべき施設は、降下火碎物を含む空気の流路となる以下の施設である。</p> <p>a. 降下火碎物を含む空気の流路となる施設 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。), 非常用換気空調系 (外気取入口), 排気筒,</p>	<p>内の空気を機器内に取り込む機構及び摺動部を有する以下の施設である。</p> <p>a. 降下火碎物を含む空気の流路となる施設のうち摺動部を有する施設 ディーゼル発電機機関</p> <p>b. 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設のうち摺動部を有する施設 制御用空気圧縮機</p> <p>降下火碎物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗の影響は小さい。 構造上の対応として、ディーゼル発電機機関及び屋内の空気を取り込む機構を有する制御用空気圧縮機は、吸気口上流側の外気取入口にガラリフードが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることによりディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機に降下火碎物が侵入しにくい設計とする。</p> <p>また、仮にディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機の内部に降下火碎物が侵入した場合でも耐摩耗性のある材料を使用することで、摩耗によりディーゼル発電機及び制御用空気圧縮機の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外気を取り入れるディーゼル発電機及び制御用空気圧縮機が空気を取り込む制御用空気圧縮機室換気装置の空気の流路にフィルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火碎物が内部に侵入しにくい設計とし、摩耗によりディーゼル発電機機関及び制御用空気圧縮機の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(3) 化学的影響 (腐食) 評価対象施設等のうち、外気取入口からの降下火碎物の侵入による化学的影響 (腐食) を考慮すべき施設は、降下火碎物を含む空気の流路となる以下の施設である。</p> <p>a. 降下火碎物を含む空気の流路となる施設 ディーゼル発電機機関, ディーゼル発電機消音器, 換気空調設備 (原子炉建屋給気ガラリ), 換気空調設備 (補助建屋給気ガラリ), 排気筒,</p>	<p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊は屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設のうち摺動部を有する施設として抽出した</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 ・プラント設計の相違により泊の外気取入口はガラリフードを設置</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="color:red;">非常用ガス処理系（屋外配管）</p> <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(4) 大気汚染（発電所周辺の大気汚染）</p> <p>大気汚染を考慮すべき中央制御室は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が、中央制御室換気空調系の外気取入口を通じて中央制御室に侵入しないようバグフィルタを設置することにより、降下火砕物が外気取入口に到達した場合であってもフィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とする。</p> <p>また、中央制御室換気空調系については、外気取入ダンバの閉止及び外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードとすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。さらに外気取入遮断時において、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内的居住性を確保する設計とする。</p>	<p>主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管、タービン動補助給水ポンプ排気管</p> <p>金属腐食研究の結果より、降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、塗装の実施等によって、腐食により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(4) 大気汚染（発電所周辺の大気汚染）</p> <p>大気汚染を考慮すべき中央制御室は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が、中央制御室空調装置の外気取入口を通じて中央制御室に侵入しないよう平型フィルタを設置することにより、降下火砕物が外気取入口に到達した場合であってもフィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とする。</p> <p>これに加えて、下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタを設置していることから、降下火砕物の侵入に対して他の換気空調設備に比べて高い防護性能を有しているが、仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>また、中央制御室空調装置については、外気取入ダンバの閉止及び外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転とすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。さらに外気取入遮断時において、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内的居住性を確保する設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備の相違 であり、評価方針に相違はない <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設計の相違 <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】運用の相違</p> <p>火山対応としては、放射性物質除去のためのフィルタを通さない閉回路循環運転が考えられるため</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称及び運転モードの名称の相違

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

影響因子		表 1.4 火山灰が影響を与える防護対象施設と影響因子の組合せ(1/2)					
防護対象施設	影響因子	構造物への 静的荷重 等の影響を含む)	構造物の 化学的影響 (腐食)	水質機系の 機械的影響 (阻塞・磨耗)	水質機系の 化学的影響 (腐食)	換気系、電気系 及び計制御系 に対する 影響(阻害・磨耗)	換気系、電気系 及び計制御系 に対する 影響(腐食)
原子炉格納容器、 原子炉筒壁、 側鋼壁、 薬物処理装置	○	○	—	③	—	②	—
海水ポンプ	○	○	○	ポンプ ポンプ	○	モータ モータ	—
主蒸気逃がし弁 (消音器)	— ①	— ③	— ③	— ③	○	— ②	— ③
主蒸気安全弁 (排気管)	— ①	— ③	— ③	— ③	○	— ②	— ③
タービン動輪助給水ポンプ (蒸気大気排出管)	— ①	— ③	— ③	— ③	○	— ②	— ③

○: 影響因子に対する個別評価を実施

(個別評価を実施しない理由)
 ① 静的荷重の影響を受けにくい構造(堆積しにくい)、堆積しても機能に有意な影響を受けにくい等)

(② 廉食があつても、機能に有意な影響を受けにくい、

(③ 影響因子と直接関連しない)

影響因子		表 3.4-4-1 降下火砕物が影響を与える評価と影響因子の組合せ					
評価対象施設等	影響因子	構造物への 静的荷重 等の影響 (腐食)	水質機系の 化学的影響 (腐食)	水質機系の 機械的影響 (阻塞・磨耗)	換気系、電気系 及び計制御系 に対する 影響(腐食)	換気系、電気系 及び計制御系 に対する 影響(腐食)	発電用周辺 の大気汚染 の悪化
原子炉建屋、 制御建屋、 海水ポンプ室 (原水・海水循環ポンプ室) (原水・海水循環ポンプ室)(原水・海水循環ポンプ室)(原水・海水循環ポンプ室)	●	●	—(3)	●(ポンプ)	●(ポンプ)	—(3)	—(3)
海水ポンプ (原水・海水循環ポンプ室)(原水・海水循環ポンプ室)(原水・海水循環ポンプ室)	●	●	●(ポンプ)	●(ポンプ)	●(ポンプ)	—(3)	—(3)
海水ストレーナー及び下流水設備 (原水・海水循環ポンプ室)(原水・海水循環ポンプ室)	—(1)	—(1)	●	●	—(3)	—(3)	—(3)
海水ストレーナー(原水・海水循環ポンプ室)(原水・海水循環ポンプ室)	●	●	●	●	—(3)	—(3)	—(3)
海水取扱設備 (除油装置)	—(2)	●	●	●	—(3)	—(3)	—(3)
非常用換気空調系(外気吸引口) (原水・海水循環ポンプ室)(原水・海水循環ポンプ室)	—(1)	—(2)	—(3)	●(3)	●(3)	●(3)	—(3)
非常用ディーゼル発電機 (原水・海水循環ポンプ室)(原水・海水循環ポンプ室)	—(1)	—(1)	—(3)	●(3)	●(3)	●(3)	—(3)
非常用ディーゼル発電機を含む 計測用非常用設備(原水・海水循環ポンプ室)(原水・海水循環ポンプ室)	—(1)	—(1)	—(3)	—(3)	—(3)	—(3)	—(3)
淡水貯蔵槽 (除油装置)	●	●	—(3)	●(3)	●(3)	—(3)	—(3)
排水管及び非常用ガス処理系 (屋外配管)	—(1)	●	—(3)	●(3)	●(3)	—(3)	—(3)

【評価結果例】

①: 降下火砕物(砂の粒度)の影響を受ける場合(砂の粒度が細かい)

②: 開放に対して、砂包み(砂袋)で保護する場合(砂の粒度が粗い)

③: 射出粒子と直面する場合(砂の粒度が粗い)

凡例 ●: 評価が必要な設備

—: 評価対象外(1)の候選は理由

—: 評価対象外(2)の候選は理由

—: 評価対象外(3)の候選は理由

※1: 非常用ディーゼル発電機(高圧和心スプレイ系)
※2: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)
※3: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)
※4: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※5: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※6: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※7: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※8: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※9: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※10: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※11: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※12: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※13: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※14: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※15: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※16: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※17: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※18: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※19: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※20: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※21: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※22: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※23: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※24: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※25: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※26: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※27: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※28: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※29: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※30: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※31: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※32: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※33: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※34: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※35: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※36: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※37: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※38: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※39: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※40: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※41: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※42: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※43: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※44: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※45: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※46: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※47: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

※48: 非常用ディーゼル発電機(低圧和心スプレイ系)

影響因子		女川原子力発電所2号炉					
評価対象施設等	影響因子	構造物への 静的荷重 (腐食)	水質機系の 化学的影響 (腐食)	水質機系の 機械的影響 (阻塞・磨耗)	換気系、電気系 及び計制御系 に対する 影響(腐食)	換気系、電気系 及び計制御系 に対する 影響(腐食)	発電用周辺 の大気汚染 の悪化

第4.4.4-1表 降下火砕物が影響を与える評価と影響因子の組合せ

影響因子		泊発電所3号炉					
評価対象施設等	影響因子	構造物への 静的荷重 (腐食)	水質機系の 化学的影響 (腐食)	水質機系の 機械的影響 (阻塞・磨耗)	換気系、電気系 及び計制御系 に対する 影響(腐食)	換気系、電気系 及び計制御系 に対する 影響(腐食)	発電用周辺 の大気汚染 の悪化

【大飯】
記載方針の相違

・女川審査実績の反映

影響因子		【女川】 設計方針の相違 ・評価対象施設等の相違 ・設備及び設置条件の 違いによる評価対象施 設及び組合わせる影響 因子の相違					
評価対象施設等	影響因子	構造物への 静的荷重 (腐食)	水質機系の 化学的影響 (腐食)	水質機系の 機械的影響 (阻塞・磨耗)	換気系、電気系 及び計制御系 に対する 影響(腐食)	換気系、電気系 及び計制御系 に対する 影響(腐食)	発電用周辺 の大気汚染 の悪化

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.6 評価結果</p> <p>(1) 直接的影響の評価結果</p> <p>表1.4の影響因子に基づき評価した結果は表1.5のとおりであり、評価対象となる全ての施設において、火山灰による直接的影響がないことを確認した。なお、詳細な評価結果を個別評価1～個別評価12に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山灰による堆積荷重に対して、原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、制御建屋、廃棄物処理建屋及び海水ポンプの健全性が維持されることを確認した。 ・火山灰による化学的影响に対して、原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、制御建屋、廃棄物処理建屋及び海水ポンプ等の健全性が維持されることを確認した。 ・火山灰により、海水ポンプ、海水ストレーナ、取水設備及び原子炉補機冷却海水系統等の安全上重要な設備が閉塞等によりその機能を喪失しないことを確認した。 ・火山灰が外気取入口に侵入した場合であっても、平型フィルタ、ダンバ閉止、空調停止、閉回路循環運転によって屋内への侵入を防止することとしており、給気を供給する系統及び機器への影響を防止でき、さらに中央制御室空調系については、外気取入ダンバを閉止し閉回路循環運転をすることにより、中央制御室の居住性に影響を及ぼさないことを確認した。 ・火山灰が確認された場合は、必要に応じて、原子力発電所内の構築物、系統及び機器の点検並びに火山灰の除去等を行うこととしている。 <p>(2) 間接的影響の評価結果</p> <p>大飯発電所3、4号機の各号機の非常用所内交流電源設備は、各号機2台のディーゼル発電機とそれぞれに必要な耐震Sクラスの燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを有している。</p> <p>これにより、7日間の外部電源喪失に対して、原子炉の停止、停止後の冷却に係る機能を担うため、ディーゼル発電機の連続運転に必要な容量以上の燃料を貯蔵する設備を有し、必要とされる電力の供給が継続できる構成となっている。</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

表3.6.1-1 降下火砕物による直接的影響の評価結果（2／2）

評価対象施設等		評価結果 個別評価
非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スブレイブ系ディーゼル発電機を含む。）	外気取入口は、降下火砕物が侵入し難い構造であり、また、バグフィルタ（直径約2.2m）に対して、80%以上を捕獲することができる性能）であることから、降下火砕物による機器の機能に影響を及ぼすことはない。 機器吸気による降下火砕物が侵入した場合でも、シリコンダライナー及びストレーリング化粧が非常に早く、降下火砕物が侵入しても影響を及ぼさない。 機器材料の使用、又は外気導通施設されていることから、降下火砕物による短時間の遮断により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	4
非常用換気空調系（外気取入口）	外気取入口には、ルーバー及びバグフィルタ（直径約2.2m）に対して、80%以上を捕獲する性能）が設置されていることから、冷気を供給する設備に対して、降下火砕物が与える影響はない。また、金属腐食研究の結果から、降下火砕物による短時間の遮断に対して、機器の機能に影響を及ぼすことにはない。 中央制御室換気空調系においては、外気導通モードで運転を行った場合でも、中央制御室換気空調系における機器の影響は小さいことから、降下火砕物による短時間の遮断により、機器の機能に影響はない。 機器の機能に影響を及ぼすことはない。	5
海水取水設備（除湿装置）	降下火砕物が直接海水取水設備に接触する場合は、付着して、海水取水設備を遮断する可能性がある。また、降下火砕物は侵入し易く、摩耗による影響は小さいことから、降下火砕物による短時間の遮断により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。 海水取水設備（除湿装置）は除湿率に対する実験により、降下火砕物による短時間の遮断により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	6
計測制御用電気設備（無停電電源装置）及び非常用制御用電気設備（所内低圧系統）	計測制御用電気設備（無停電電源装置）及び非常用制御用電気設備（所内低圧系統）が設置されている部屋は、原則的に外気導通しておらず、外気導通入口にはバグフィルタ（直径約2.4m）に対して、80%以上を捕獲する性能）が設置されていることから、降下火砕物による機器の機能に影響はない。 また、侵入する降下火砕物は遮断する付着によって短時間の遮断を有しており、健全な運転を維持することができない。	7
海水貯蔵タンク	海水貯蔵タンクは外気導通装置に対して十分な遮断を有しており、健全な運転を維持する付着によって、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	8
排気扇及び非常用ガス処理装置（屋外配管）	排気扇は常時排気があり、その排気速度は、降下火砕物の自由落下降速度を上回っていることから、降下火砕物が排気扇内に侵入することはなく、開窓による排気装置を設置すればよい。また、降下火砕物による機器の機能に影響はない。 ・排気扇及び非常用ガス処理装置（屋外配管）は金属材料の使用、又は外気導通装置が施設されており、降下火砕物による短時間の遮断により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	9

第4.6.1-1表 降下火砕物が影響を与える評価と影響因子の組合せ（2／3）

評価対象施設等		評価結果 個別評価
ディーゼル発電機機場、ディーゼル発電機吸気装置、ディーゼル発電機排気装置及び排気管	ディーゼル発電機機場は、降下火砕物が侵入しにくい構造である。さらに、ディーゼル発電機機場に影響を及ぼすことはない。 降下火砕物は砂とともに搬入して被砂で覆われる。速度は砂と同様で速いことから、降下火砕物による機器の影響は小さい。 金属材料の使用、又は外気導通装置によっては侵入を防ぐことができる。 ・中央制御室換気空調装置に付いては外気導通ダンパーを閉じ、開閉装置運転を行つた場合でも、中央制御室の周辺が被砂されることを確認した。	4
取水装置（除湿設備）	降下火砕物の粒径は水栓装置より大きいことから、降下火砕物が侵入しにくい状況である。さらに、取水装置（除湿設備）により、降下火砕物が侵入する可能性がある。取水装置（除湿設備）は、機器の機能に影響を及ぼさないことを確認した。	6
安全保護計算装置、非常用計装用ノンバータ（無停電電源装置）	安全保護計算装置及び非常用計装用ノンバータ（無停電電源装置）が設置されていることから、機器の機能に影響を及ぼさない。 ・安全保護計算装置及び非常用計装用ノンバータ（無停電電源装置）が設置されているエアコンは、全保護開閉室空調装置上を搬出する仕組みにより、外気導通入口に対して、80%以上を捕獲する性能）が設置されていることから、降下火砕物による短時間の遮断により、機器の機能に影響を及ぼさない。 ・取水装置（除湿設備）は、金具等を保護しており、降下火砕物による短時間の遮断により、機器の機能に影響を及ぼさない。	7
排気筒	排気筒は常時排気があり、その排気速度は、降下火砕物の自由落下降速度を上回っていることから、降下火砕物が排気筒内に侵入する可能性はない。 ・排気筒は金属材料の使用、又は外気導通装置が施設されており、降下火砕物による短時間の遮断により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	8

【女川】設備の相違
 ・設備および仕様の相違により確認結果が異なる。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	【女川】設備の相違 ・設備および仕様の相違により確認結果が異なる。																		
		<p style="text-align: center;">第4.6.1-1表 降下火砕物が影響を与える評価と影響因子の組合せ（3／3）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">評価対象施設等</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">確認結果</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">個別評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">主蒸気逃がし弁消音器</td> <td style="padding: 5px;">・主蒸気逃がし弁消音器は、降下火砕物が主蒸気逃がし弁配管に侵入しにくい構造であること、並びに降下火砕物及び積雪荷重に比べ主蒸気逃がし弁の噴出力が十分大きいことから、機器の機能に影響を及ぼすことはない。</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">主蒸気安全弁排気管</td> <td style="padding: 5px;">・主蒸気安全弁排気管は、降下火砕物が主蒸気安全弁排気管内部に侵入しにくい構造であること、並びに降下火砕物及び積雪荷重に比べ主蒸気安全弁の噴出力が十分大きいことから、機器の機能に影響を及ぼすことはない。</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">タービン動補助給水ポンプ排気管</td> <td style="padding: 5px;">・タービン動補助給水ポンプ排気管は、降下火砕物がタービン動補助給水ポンプ排気管内部に侵入しにくい構造であることから、機器の機能に影響を及ぼすことはない。</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">制御用空気圧縮機</td> <td style="padding: 5px;">・制御用空気圧縮機が設置されているエリアは、制御用空気圧縮機室換気装置にて空調管理されており、外気取入口には、平型フレルタ（直径がおよそ550mmより大きい粒子を除去）が設置されていることから、降下火砕物が大量に機器内部に侵入する可能性は小さい。</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">・機器内部のシリンドライナ内面とビストンリングの間に降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物は硬度が低いことから、降下火砕物による摩耗の影響は小さい。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価対象施設等	確認結果	個別評価	主蒸気逃がし弁消音器	・主蒸気逃がし弁消音器は、降下火砕物が主蒸気逃がし弁配管に侵入しにくい構造であること、並びに降下火砕物及び積雪荷重に比べ主蒸気逃がし弁の噴出力が十分大きいことから、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	9	主蒸気安全弁排気管	・主蒸気安全弁排気管は、降下火砕物が主蒸気安全弁排気管内部に侵入しにくい構造であること、並びに降下火砕物及び積雪荷重に比べ主蒸気安全弁の噴出力が十分大きいことから、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	10	タービン動補助給水ポンプ排気管	・タービン動補助給水ポンプ排気管は、降下火砕物がタービン動補助給水ポンプ排気管内部に侵入しにくい構造であることから、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	11	制御用空気圧縮機	・制御用空気圧縮機が設置されているエリアは、制御用空気圧縮機室換気装置にて空調管理されており、外気取入口には、平型フレルタ（直径がおよそ550mmより大きい粒子を除去）が設置されていることから、降下火砕物が大量に機器内部に侵入する可能性は小さい。	12		・機器内部のシリンドライナ内面とビストンリングの間に降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物は硬度が低いことから、降下火砕物による摩耗の影響は小さい。		
評価対象施設等	確認結果	個別評価																			
主蒸気逃がし弁消音器	・主蒸気逃がし弁消音器は、降下火砕物が主蒸気逃がし弁配管に侵入しにくい構造であること、並びに降下火砕物及び積雪荷重に比べ主蒸気逃がし弁の噴出力が十分大きいことから、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	9																			
主蒸気安全弁排気管	・主蒸気安全弁排気管は、降下火砕物が主蒸気安全弁排気管内部に侵入しにくい構造であること、並びに降下火砕物及び積雪荷重に比べ主蒸気安全弁の噴出力が十分大きいことから、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	10																			
タービン動補助給水ポンプ排気管	・タービン動補助給水ポンプ排気管は、降下火砕物がタービン動補助給水ポンプ排気管内部に侵入しにくい構造であることから、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	11																			
制御用空気圧縮機	・制御用空気圧縮機が設置されているエリアは、制御用空気圧縮機室換気装置にて空調管理されており、外気取入口には、平型フレルタ（直径がおよそ550mmより大きい粒子を除去）が設置されていることから、降下火砕物が大量に機器内部に侵入する可能性は小さい。	12																			
	・機器内部のシリンドライナ内面とビストンリングの間に降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物は硬度が低いことから、降下火砕物による摩耗の影響は小さい。																				

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.7 降下火砕物の除去等の対策</p> <p>3.7.1 降下火砕物に対応するための運用管理</p> <p>降下火砕物に備え、手順を整備し、図 3.7.1-1 のフローのとおり段階的に対応することとしている。その体制については地震、津波、火山噴火等の自然災害に対し、保安規定に基づく保安管理体制として整備し、その中で体制の移行基準、活動内容についても明確にする。なお、多くの火山では、噴火前に、震源の浅い火山性地震の頻度が急増し、火山性微動の活動が始まるため、事前に対策準備が可能である。</p> <pre> graph TD A["(1) 火山の大規模な噴火兆候がある場合"] --> B["・火山情報等の収集 ・連絡体制の強化（要員の確認）"] B --> C["(2) 火山の大規模な噴火が発生した場合又は、敷地内に降下火碎物が降り積もる状況となった場合"] C --> D["・発電所本部設置（必要な要員招集） ・資器材の配備状況の確認 ・プラントの機器、建屋等の状況確認 ・降下火碎物の除去 ・非常用換気空調系のフィルタの差圧確認、取替え又は清掃等"] </pre> <p>図 3.7.1-1 降下火砕物に対応するための運用管理フロー</p> <p>(1) 通常時の対応 火山の噴火事象発生に備え、担当箇所は降下火砕物の除去等に使用する資機材等（スコップ、ゴーグル、防護マスク等）については、定期的に配備状況を確認する。</p> <p>(2) 火山の大規模な噴火兆候がある場合 担当箇所は、火山情報（火山の位置、噴火規模、風向、降灰予測等）を把握し、連絡体制を強化する。</p> <p>(3) 火山の大規模な噴火が発生した場合又は、降下火砕物が降り積もる状況となった場合 担当箇所は、火山の大規模な噴火が確認された場合、又は、原子力発電所敷地で降灰が確認された場合に、関係箇所と協議の上、対策本部を設置する。 非常用換気空調系の取替用フィルタの配備状況を確認するとともに、アクセスルート、屋外廻りの機器、屋外タンク、建屋等の降下火砕物の除去のため、発電所内に保管しているブルドーザ、スコップ、防護マスク等の資機材の配備状況の確認を行う。 プラントの機器、建屋等の現在の状態（屋外への開口部が開放されていないか）を確認する。 敷地内に降下火砕物が到達した場合には、降灰状況を把握する。</p>	<p>4.7 降下火砕物の除去等の対策</p> <p>4.7.1 降下火砕物に対応するための運用管理</p> <p>降下火砕物に備え、手順を整備し、第 4.7.1-1 図のフローのとおり段階的に対応することとしている。その体制については地震、津波、火山噴火等の自然災害に対し、保安規定に基づく保安管理体制として整備し、その中で体制の移行基準、活動内容についても明確にする。なお、多くの火山では、噴火前に、震源の浅い火山性地震の頻度が急増し、火山性微動の活動が始まるため、事前に対策準備が可能である。</p> <pre> graph TD A["(1) 火山の大規模な噴火兆候がある場合"] --> B["・火山情報等の収集 ・連絡体制の強化（要員の確認）"] B --> C["(2) 火山の大規模な噴火が発生した場合又は、敷地内に降下火碎物が降り積もる状況となった場合"] C --> D["・発電所本部設置（必要な要員招集） ・資器材の配備状況の確認 ・プラントの機器、建屋等の状況確認 ・降下火碎物の除去 ・換気空調設備のフィルタの差圧確認、取替え又は清掃等"] </pre> <p>第 4.7.1-1 図 降下火砕物に対応するための運用管理フロー</p> <p>(1) 通常時の対応 火山の噴火事象発生に備え、担当箇所は降下火砕物の除去等に使用する資機材等（スコップ、ゴーグル、防護マスク等）については、定期的に配備状況を確認する。</p> <p>(2) 火山の大規模な噴火兆候がある場合 担当箇所は、火山情報（火山の位置、噴火規模、風向、降灰予測等）を把握し、連絡体制を強化する。</p> <p>(3) 火山の大規模な噴火が発生した場合又は、降下火砕物が降り積もる状況となった場合 担当箇所は、火山の大規模な噴火が確認された場合、又は、原子力発電所敷地で降灰が確認された場合に、関係箇所と協議の上、対策本部を設置する。 換気空調設備の取替用フィルタの配備状況を確認するとともに、アクセスルート、屋外廻りの機器、建屋等の降下火砕物の除去のため、発電所内に保管しているホイールローダー、スコップ、防護マスク等の資機材の配備状況の確認を行う。 プラントの機器、建屋等の現在の状態（屋外への開口部が開放されていないか）を確認する。 敷地内に降下火砕物が到達した場合には、降灰状況を把握する。</p>	<p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 名称の相違</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <p>・泊は評価対象となる 屋外タンクはない</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>・使用する重機の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>プラント及び屋外廻りの監視を強化し、アクセスルート、屋外廻りの機器、屋外タンク、建屋等の降下火砕物の除去を行うとともに、非常用換気空調系のフィルタ差圧を確認し、フィルタの取替え、清掃等を行う。</p> <p>降下火砕物により安全機能を有する設備が損傷等により機能が確保できなくなった場合、必要に応じプラントを停止する。</p> <p>(補足資料-10,18)</p> <p>3.7.2 手順</p> <p>火山に対する防護については、降下火砕物に対する影響評価を行い、安全施設が安全機能を損なわないよう手順を定める。</p> <p>(1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火砕物の除去を適切に実施する手順を定める。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、状況に応じて外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は事故時運転モードへの切替えにより、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する手順を定める。</p> <p>(3) 降灰が確認された場合には、非常用換気空調系の外気取入口のフィルタについて、フィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。</p>	<p>プラント及び屋外廻りの監視を強化し、アクセスルート、屋外廻りの機器、建屋等の降下火砕物の除去を行うとともに、換気空調設備のフィルタ差圧を確認し、フィルタの取替え、清掃等を行う。</p> <p>降下火砕物により安全機能を有する設備が損傷等により機能が確保できなくなった場合、必要に応じプラントを停止する。</p> <p>(補足資料-10,18)</p> <p>4.7.2 手順</p> <p>火山に対する防護については、降下火砕物に対する影響評価を行い、安全施設が安全機能を損なわないよう手順を定める。</p> <p>(1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備に長期間降下火砕物による荷重を掛け続けないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火砕物の除去を適切に実施する手順を定める。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、評価対象施設に対する特別点検を行い、降下火砕物の降灰による影響が考えられる設備等があれば、その状況に応じて補修等を行う手順を定める。</p> <p>(3) 降灰が確認された場合には、状況に応じて外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する手順を定める。</p> <p>(4) 降灰が確認された場合には、換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて、平型フィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。</p> <p>(5) 降灰が確認された場合には、ディーゼル発電機吸気消音器吸気フィルタについて、点検によりディーゼル発電機の排気温度等を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。</p> <p>(6) 降灰が確認された場合には、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについて、差圧を確認するとともに、状況に応じて洗浄を行う。</p> <p>(7) 降灰が確認された場合には、開閉所設備の除灰及び必要に応じて碍子清掃を行う。</p> <p>(8) 降灰後の腐食等の中長期的な影響については、日常保守点検や定期点検等により腐食等による異常がないか確認を行い、異常が確認された場合には、その状況に応じて塗替塗装等の対応を行う。</p> <p>(9) 火山事象に対する運用管理に万全を期すため、必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、降下火砕物による施設への影響を生じさせないための運用管理に関する教育を実施する。</p>	<p>【女川】設備の相違 ・泊は評価対象となる屋外タンクはない 【女川】名称の相違</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は特別点検や補修等の対応手順を定めている 【女川】空調名称及び運転モードにおける名称の相違</p> <p>【女川】名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違(火山灰の除去の観点では同等の性能を有する) 【女川】運用の相違 ・泊は降灰に伴うディーゼル発電機消音器、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ、及び開閉所設備の対応手順を定めている。また、中長期的な影響への対応手順や火山事象の運用管理に関する教育を行うこととしている</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.7 まとめ 火山灰による直接的影響および間接的影響の全ての項目について評価した結果、火山灰による直接的および間接的影響ではなく、原子炉施設の安全性を損なうことはない。</p> <p>以 上</p>	<p>3.8 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針 広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電用原子炉の停止並びに停止後の発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)及びそれぞれに必要な耐震Sクラスの軽油タンクA系 (110m³×3基)、軽油タンクB系 (110m³×3基)及び軽油タンクHPCS系 (170m³×1基)により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(補足資料-18)</p> <p>4. まとめ 降下火砕物による直接的影響及び間接的影響のすべての項目について評価した結果、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響はなく、発電用原子炉施設の安全機能を損なうことはないことを確認した。 降下火砕物の飛来のおそれがある場合は、火山噴火対策を行うための体制を構築し、発電所及び屋外廻りの監視の強化、降下火砕物の除去等を実施する。</p>	<p>4.8 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針 広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電用原子炉の停止並びに停止後の発電用原子炉及び使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給がディーゼル発電機及び耐震SクラスのA1, A2—燃料油貯油槽及びB1, B2—燃料油貯油槽 (132kLを4基)により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(補足資料-18)</p> <p>5. まとめ 降下火砕物による直接的影響及び間接的影響のすべての項目について評価した結果、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響はなく、発電用原子炉施設の安全機能を損なうことはないことを確認した。 降下火砕物の飛来のおそれがある場合は、火山噴火対策を行うための体制を構築し、発電所及び屋外廻りの監視の強化、降下火砕物の除去等を実施する。</p>	<p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当設備なし 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・設備構成及び容量の相違 【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山: 個別評価)

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
個別評価－1 建屋構築物に係る影響評価			
火山灰による建屋構築物への影響について以下のとおり評価する。			
(1) 評価項目および内容			
①構造物への静的負荷 (降雨等の影響を含む) 火山灰の堆積荷重により原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、制御建屋及び廃棄物処理建屋の健全性に影響がないことを評価する。なお、想定する堆積荷重には、降雪の影響も考慮し、火山灰（湿潤状態）と積雪の組み合わせも考慮する。			
②構造物の化学的影響（腐食） 火山灰の構造物への付着や堆積による化学的腐食により構造物への影響がないことを評価する。			
(2) 評価条件			
①火山灰条件			
a. 密度: 1.5 g/cm^3 (湿潤状態) (火山灰の層厚1cm当たり 150 N/m^2)			【大飯】記載表現の相違
b. 堆積量: 10 cm			【大飯】記載表現の相違
②積雪条件			【大飯】記載表現の相違
a. 密度: 0.3 g/cm^3 (積雪の単位荷重は1cm当たり 30 N/m^2) ^{*1}			【大飯】記載表現の相違
b. 堆積量: 100 cm ^{*2}			【大飯】記載表現の相違
※1: 福井県建築基準法施行細則に基づく積雪の単位荷重を用いる。 ※2: 火山事象と積雪事象は独立の関係にある。組み合わせる積雪量については、建築基準法において特定行政庁（各自治体）が各地域の気象（積雪）状況に応じた垂直積雪量を設定しており、発電所が立地する地域の気象条件により即した、設計に用いられる積雪量であることから、同建築基準法の垂直積雪量「100cm」(以下「設計積雪」という。)を用いる。			
(3) 評価結果			
①構造物への静的負荷 (降雨等の影響を含む) 火山灰の堆積荷重および組み合わせる積雪荷重を算出すると以下のとおりとなる。 $\text{火山灰荷重} = 150 (\text{N/m}^2 \cdot \text{cm}) \times 10 (\text{cm}) = 1,500 (\text{N/m}^2)$ $\text{積雪荷重} = 30 (\text{N/m}^2 \cdot \text{cm}) \times 100 (\text{cm}) = 3,000 (\text{N/m}^2)$ 火山灰による静的負荷については、湿潤状態の火山灰による堆積荷重 $1,500 \text{ N/m}^2$ を用いて評価した結果、建屋の許容堆積荷重より小さいことから、安全性への影響はない。			
	個別評価－1 建屋等に係る影響評価	個別評価－1 建屋等に係る影響評価	
降下火碎物による原子炉建屋等への影響について以下のとおり評価した。			
1. 評価項目			
(1) 構造物への静的負荷 降下火碎物の堆積荷重（降雨の影響含む）により原子炉建屋、制御建屋、タービン建屋、軽油タンク室及び軽油タンク室(H)の健全性に影響がないことを評価する。なお、堆積荷重は、積雪及び風（台風）の荷重を考慮し、適切に組み合わせる。			
(2) 構造物への化学的影響（腐食） 降下火碎物の構造物への付着や堆積による化学的影響（腐食）により、構造物への影響がないことを評価する。			
2. 評価条件			
(1) 降下火碎物条件 ・堆積量: 15 cm ・密度: 1.5 g/cm^3 (湿潤密度)			
(2) 積雪条件 ・積雪量: 17 cm (石巻地域における年最大積雪深さの平均値) ・単位荷重: 積雪量 1cm 当たり 20 N/m^2 (建築基準法施行令に基づく積雪の単位荷重)			
3. 評価結果			
(1) 構造物への静的負荷 設計堆積荷重は以下のとおり。 $\text{湿潤状態の降下火碎物の荷重} (2,207 \text{ N/m}^2)$ $+ \text{降下火碎物と組み合わせる積雪荷重} (340 \text{ N/m}^2) = 2,547 \text{ N/m}^2$ 火山灰による静的負荷については、湿潤状態の火山灰による堆積荷重 $1,500 \text{ N/m}^2$ を用いて評価した結果、建屋の許容堆積荷重より小さいことから、安全性への影響はない。			
表1に建屋ごとに裕度が最も小さい部位の評価結果を示す。評価の結果、各建屋において、許容堆積荷重は堆積荷重を十分に上回っている。また、軽油タンク室及び軽油タンク室(H)については、上載荷重と			
	個別評価－1 建屋等に係る影響評価	個別評価－1 建屋等に係る影響評価	
降下火碎物による原子炉建屋等への影響について以下のとおり評価した。			
1. 評価項目			
(1) 構造物への静的負荷 降下火碎物の堆積荷重（降雨の影響含む）により原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋、A1, A2-燃料油貯油槽タンク室、B1, B2-燃料油貯油槽タンク室、A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの健全性に影響がないことを評価する。なお、堆積荷重は、積雪及び風（台風）の荷重を考慮し、適切に組み合わせる。			
(2) 構造物への化学的影響（腐食） 降下火碎物の構造物への付着や堆積による化学的影響（腐食）により、構造物への影響がないことを評価する。			
2. 評価条件			
(1) 降下火碎物条件 ・堆積量: 2 cm (想定する噴火規模から1段階下げた噴火規模を考慮した層厚) ・密度: 1.5 g/cm^3 (湿潤密度) (降下火碎物の層厚 1 cm 当たり 150 N/m^2)			
(2) 積雪条件 ・積雪量: 189 cm (最寄りの気象観測所である寿都の既往最大値) ・単位荷重: 積雪量 1cm 当たり 30 N/m^2 (建築基準法施行令に基づく積雪の単位荷重)			
3. 評価結果			
(1) 構造物への静的負荷 設計堆積荷重は以下のとおり。 $\text{積雪荷重} (5,670 \text{ N/m}^2)$ $+ \text{積雪と組み合わせる湿潤状態の降下火碎物の荷重} (300 \text{ N/m}^2) = 5,970 \text{ N/m}^2$ 表1に建屋ごとに裕度が最も小さい部位の評価結果を示す。評価の結果、各建屋において、許容堆積荷重は堆積荷重を十分に上回っている。また、A1, A2-燃料油貯油槽タンク室、B1, B2-燃料油貯油槽タン			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉

また、降雪の影響も考慮し、上述の潤湿状態の火山灰と建築基準法に定められている設計積雪との組み合わせによる想定堆積荷重 $4,500\text{N/m}^2$ を用いて評価しても、表1に示すとおり、建屋の許容堆積荷重より小さいことから、安全性への影響はない。（表1には、火山灰の荷重より大きい火山灰と積雪の組み合わせ荷重に対する評価結果を示す。）

なお、火山灰が降下した場合でも屋根部から除去するなど長期に荷重を掛け続けない対応が可能であることから、火山灰の荷重を短期に生じる荷重とし、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」（RC基準）により使用している材料の許容応力度の比1.5（短期／長期）に基づき、許容堆積荷重を設計時に考慮されている常時荷重（自重、積載荷重、積雪荷重）から算出した。

表1 火山灰と積雪に対する建屋の評価結果

評価対象施設	評価部位	想定堆積荷重(N/m^2) (火山灰+積雪)	許容堆積荷重 (N/m^2)	裕度	結果
原子炉格納容器	ドーム頂部	4,500	17,700	3.93	○
原子炉周辺建屋	EL56.0m 屋根スラブ	4,500	7,775	1.73	○
制御建屋	EL33.6m 屋根スラブ	4,500	10,500	2.33	○
廃棄物処理建屋	EL42.6m 屋根スラブ	4,500	10,765	2.39	○

②構造物の化学的影響（腐食）

化学的影響については、外装塗装が施されていることから、火山灰による化学的腐食により直ちに機能に影響を及ぼすことはない。

また、長期的な影響については堆積した火山灰を除去し、除去後の点検等において、必要に応じて補修作業を実施する。

以上

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
して、 $4,900\text{N/m}^2$ を考慮した設計を行っており、上載荷重は設計堆積荷重を十分に上回っていることから、安全性への影響はない。	ク室、A1、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1、B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチについては、上載荷重として、 $10,000\text{N/m}^2$ 以上を考慮した設計を行っており、上載荷重は設計堆積荷重を十分に上回っていることから、安全性への影響はない。	・建屋名称の相違 【女川】 ・評価対象施設の相違 ・評価条件の相違																																													
表1 建屋の堆積荷重概略評価結果	表1 建屋の堆積荷重概略評価結果	【女川】 ・評価結果の相違																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象建屋</th><th>対象施設エリア</th><th>許容堆積荷重^① (N/m^2)</th><th>降下火砕物 堆積荷重(N/m^2)</th><th>結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td><td>屋根スラブ</td><td>4,117</td><td>2,537</td><td>○</td></tr> <tr> <td>制御建屋</td><td>屋根スラブ</td><td>1,550</td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>タービン建屋</td><td>屋根スラブ</td><td>4,117</td><td></td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：降下火砕物堆積荷重は短期荷重として評価した。評価においては、許容応力度の比（短期／長期=1.5以上）から、短期では少なくとも長期の1.5倍の荷重が負担できるため、短期荷重として負担できる荷重と長期荷重の差分を許容堆積荷重とした。（許容堆積荷重の算定フローを図1に示す。）</p>	評価対象建屋	対象施設エリア	許容堆積荷重 ^① (N/m^2)	降下火砕物 堆積荷重(N/m^2)	結果	原子炉建屋	屋根スラブ	4,117	2,537	○	制御建屋	屋根スラブ	1,550		○	タービン建屋	屋根スラブ	4,117		○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象建屋</th><th>対象施設エリア</th><th>許容堆積荷重^① (N/m^2)</th><th>降下火砕物 堆積荷重(N/m^2)</th><th>結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td><td>屋根スラブ</td><td>10,850</td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td><td>屋根スラブ</td><td>13,050</td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td><td>屋根スラブ</td><td>11,510</td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td><td>屋根スラブ</td><td>7,370</td><td></td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：降下火砕物堆積荷重は短期荷重として評価した。評価においては、許容応力度の比（短期／長期=1.5以上）から、短期では少なくとも長期の1.5倍の荷重が負担できるため、短期荷重として負担できる荷重と長期荷重の差分を許容堆積荷重とした。（許容堆積荷重の算定フローを図1に示す。）</p>	評価対象建屋	対象施設エリア	許容堆積荷重 ^① (N/m^2)	降下火砕物 堆積荷重(N/m^2)	結果	原子炉建屋	屋根スラブ	10,850		○	原子炉補助建屋	屋根スラブ	13,050		○	ディーゼル発電機建屋	屋根スラブ	11,510		○	循環水ポンプ建屋	屋根スラブ	7,370		○	<p>図1 許容堆積荷重算定フロー</p>
評価対象建屋	対象施設エリア	許容堆積荷重 ^① (N/m^2)	降下火砕物 堆積荷重(N/m^2)	結果																																											
原子炉建屋	屋根スラブ	4,117	2,537	○																																											
制御建屋	屋根スラブ	1,550		○																																											
タービン建屋	屋根スラブ	4,117		○																																											
評価対象建屋	対象施設エリア	許容堆積荷重 ^① (N/m^2)	降下火砕物 堆積荷重(N/m^2)	結果																																											
原子炉建屋	屋根スラブ	10,850		○																																											
原子炉補助建屋	屋根スラブ	13,050		○																																											
ディーゼル発電機建屋	屋根スラブ	11,510		○																																											
循環水ポンプ建屋	屋根スラブ	7,370		○																																											
<p>(1) 設計時の構造計算書より屋根部の長期荷重を算出。数値が複数ある場合は最も小さい値を採用。</p> <p>↓</p> <p>(2) 建築基準法施行令における短期許容応力度と長期許容応力度の関係から、(1)で算出した長期荷重の1.5倍を耐荷重とする</p>	<p>(1) 設計時の構造計算書より屋根部の長期荷重を算出。数値が複数ある場合は最も小さい値を採用。</p> <p>↓</p> <p>(2) 建築基準法施行令における短期許容応力度と長期許容応力度の関係から、(1)で算出した長期荷重の1.5倍を耐荷重とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】記載表現の相違 ・建屋名称の相違 ・設計方針の相違 ・評価対象建屋の相違 ・タンク室の配置構造の相違 ・材料の相違 ・評価対象施設の相違</p>																																													
<p>(2) 構造物への化学的影響（腐食）</p> <p>原子炉建屋、制御建屋及びタービン建屋への化学的影響（腐食）については、外壁塗装を施していることから、降下火砕物による短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない。軽油タンク室及び軽油タンク室(H)への化学的影響（腐食）については、軽油タンク室及び軽油タンク室(H)の頂版はコンクリート構造物であること、また、ハッチ部については金属材料（ステンレス鋼）を用いていることから、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによる金属腐食の影響を考慮し、外装塗装[*]を実施することで降下火砕物による短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない。</p>	<p>(2) 構造物への化学的影響（腐食）</p> <p>原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋への化学的影響（腐食）については、外壁塗装を施していることから、降下火砕物による短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない。A1、A2-燃料油貯油槽タンク室及びB1、B2-燃料油貯油槽タンク室及びB1、B2-燃料油貯油槽タンク室の頂版は地中埋設構造であること、また、鋼製蓋部については金属材料（炭素鋼）を用いていることから、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによる金属腐食の影響を考慮し、外装塗装[*]を実施することで降下火砕物による短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない。また、A1、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1、B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチへの化学的影響（腐食）については、図2に示すようにA1、A2-</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】記載表現の相違 ・建屋名称の相違 ・設計方針の相違 ・評価対象建屋の相違 ・タンク室の配置構造の相違 ・材料の相違 ・評価対象施設の相違</p>																																													

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山: 個別評価)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(補足資料-4, 8) ※: ハッチ (ステンレス鋼) 部は酸、アルカリなどに水分の加わった強度腐食環境での塗装としてエポキシ樹脂系の塗装を実施</p>	<p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの頂版は地中埋設構造であること、また、上部コンクリート蓋についてはコンクリート構造、上部鋼製蓋（点検口）については溶融亜鉛メッキを施した鋼製蓋であることから、落下火砕物による短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない。 (補足資料-4, 8) ※: 燃料油貯油槽タンク室の鋼製蓋（炭素鋼）は酸、アルカリ等に水分の加わった強度腐食環境での塗装としてエポキシ樹脂系及びシリコン系の塗装を実施</p>	<p>【女川】 設備名称の相違 【女川】 ・材料の相違 ・塗料種類の相違</p>

図2 ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの配置及び構造概略図

以上

以上

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山: 個別評価)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>個別評価－2 海水ポンプに係る影響評価 火山灰による海水ポンプへの影響について以下のとおり評価する。</p> <p>(1)評価項目及び内容 ①構造物への静的負荷 (降雨等の影響を含む) 火山灰が堆積した場合に堆積荷重が厳しい条件となる海水ポンプモータフレームについて健全性に影響がないことを評価する。なお、想定する堆積荷重には、降雪の影響も考慮し、火山灰と積雪の組み合わせも考慮する。</p> <p>②構造物の化学的影響 (腐食) 火山灰の海水ポンプへの付着や堆積による化学的腐食により海水ポンプの機能への影響がないことを評価する。</p> <p>③水循環系の閉塞による影響 火山灰が混入した海水を海水ポンプにより取水した場合に、流水部、軸受部が閉塞し、機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>④水循環系の化学的影響 (腐食) 火山灰が混入した海水を海水ポンプにて取水することによる、内部構造物の化学的影響 (腐食) により機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>⑤電気系及び計装制御系に対する機械的影响 (降雨等の影響を含む)</p>	<p>個別評価－2 海水ポンプに係る影響評価 降下火碎物による原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ (以下「海水ポンプ」という。) に係る影響評価について以下のとおり評価した。</p> <p>1. 評価項目 (1) 構造物への静的負荷 降下火碎物の堆積荷重により原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの機能に影響がないことを評価する。なお、堆積荷重は、積雪及び風 (台風) の荷重を考慮し、適切に組み合わせる。 a. 原子炉補機冷却海水ポンプ 評価部位は、モータの外扇カバーに降下火碎物が堆積した場合に直接荷重の影響を受ける外扇カバー及び機器の自重及び運転時荷重 (ポンプスラスト荷重) を考慮した場合、最も荷重負荷が大きいモータフレームとする。外扇カバー及びモータフレームに生じる応力は、保守的に電動機上面の投影面積の最も大きい外扇カバー全面に均等に降下火碎物が堆積した場合を想定し、その上でモータフレームについては、モータ自重+運転時荷重 (ポンプスラスト荷重) が加わる状態で荷重評価を行う。図1に原子炉補機冷却海水ポンプモータの概要及び降下火碎物の堆積範囲を示す。 b. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ 評価部位は、雨よけカバーに降下火碎物が堆積した場合に直接荷重の影響を受ける雨よけカバー及び機器の自重及び運転時荷重 (ポンプスラスト荷重) を考慮した場合、最も荷重負荷が大きいモータフレームとする。雨よけカバー及びモータフレームに生じる応力は、保守的に電動機上面の投影面積の最も大きい雨よけカバー全面に均等に降下火碎物が堆積した場合を想定し、その上でモータフレームについては、モータ自重+運転時荷重 (ポンプスラスト荷重) が加わる状態で荷重評価を行う。図2に高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプモータの概要及び降下火碎物の堆積範囲を示す。</p> <p>(2) 構造物への化学的影響 (腐食) 降下火碎物のポンプ及びモータへの付着や堆積による化学的影響 (腐食) により、機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(3) 水循環系の閉塞・摩耗 降下火碎物が混入した海水を海水ポンプにより取水した場合でも、流水部、軸受部等が閉塞し、又は、内部構造物との摩耗により機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(4) 水循環系の化学的影響 (腐食) 降下火碎物が混入した海水を海水ポンプにより取水した場合に、内部構造物に対する化学的影響 (腐食) により機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(5) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響 (閉塞・摩耗)</p>	<p>個別評価－2 海水ポンプに係る影響評価 降下火碎物による原子炉補機冷却海水ポンプ (以下「海水ポンプ」という。) に係る影響について以下のとおり評価した。</p> <p>1. 評価項目</p> <p>(1) 水循環系の閉塞・摩耗 降下火碎物が混入した海水を海水ポンプにより取水した場合でも、流水部、軸受部等が閉塞し、又は、内部構造物との摩耗により機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(2) 水循環系の化学的影響 (腐食) 降下火碎物が混入した海水を海水ポンプにより取水した場合に、内部構造物に対する化学的影響 (腐食) により機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(3) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響 (閉塞・摩耗)</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊に同様の設備はない 【女川】記載表現の相違 【大飯、女川】設計方針の相違 ・泊の海水ポンプは循環水ポンプ建屋に覆われておらず、降下火碎物が堆積することはないことから構造物への静的負荷及び化学的影響 (腐食) を考慮する必要はない</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
火山灰の電動機 冷却空気への侵入による地絡・短絡、及び空気冷却器冷却管への侵入による閉塞等、機器の機能に影響がないことを評価する。 ⑥電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食） 火山灰の電動機冷却空気への侵入による、内部構造物の化学的影響（腐食）により機器の機能に影響がないことを評価する。	降下火碎物の海水ポンプモータ冷却空気への侵入による地絡・短絡、モータ軸受部の摩耗及び空気冷却器冷却管への侵入による閉塞によって、機器の機能に影響がないことを評価する。 (6) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 降下火碎物の海水ポンプモータ冷却空気への侵入による内部の腐食及び外装への接触による腐食によって、機器の機能に影響がないことを評価する。	降下火碎物の海水ポンプモータ冷却空気への侵入による地絡・短絡、モータ軸受部の摩耗及び空気冷却器冷却管への侵入による閉塞によって、機器の機能に影響がないことを評価する。 (4) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 降下火碎物の海水ポンプモータ冷却空気への侵入による内部の腐食及び外装への接触による腐食によって、機器の機能に影響がないことを評価する。	【大飯】記載表現の相違
(2) 評価条件 ①火山灰条件 a. 密度：1.5g/cm ³ （湿潤状態）（火山灰の層厚1cm当たり150N/m ² ） b. 堆積量：10cm c. 粒径：1mm以下 ②積雪条件 a. 密度：0.3g/cm ³ （積雪の単位荷重は1cm当たり30N/m ² ）※1 b. 堆積量：100cm※2	2. 評価条件 (1) 降下火碎物条件 • 粒径：2mm以下 • 堆積量：15cm • 密度：1.5g/cm ³ （湿潤密度） (2) 積雪条件 • 積雪量：17cm（石巻地域における年最大積雪深さの平均値） • 単位荷重：積雪量1cm当たり20N/m ² （建築基準法施行令に基づく積雪の単位荷重） (3) 堆積荷重 湿潤状態の降下火碎物の荷重(2,207 N/m ²) + 降下火碎物と組み合わせる積雪荷重(340N/m ²) = 2,547N/m ²	2. 評価条件 (1) 降下火碎物条件 • 粒径：4mm以下	【大飯、女川】 設計方針の相違 • 発電所立地条件の相違による設計基準値の相違 【大飯、女川】 設計方針の相違 • 泊の海水ポンプは循環水ポンプ建屋に覆われておらず、降下火碎物が堆積することはないから構造物への静的負荷を考慮する必要はない
※1：福井県 建築基準法施行細則に基づく積雪の単位荷重を用いる。 ※2：火山事象と積雪事象は独立の関係にあることから、組み合せたる積雪量については同建築基準法の設計積雪「100cm」を用いる。			
③評価部位及び評価内容 火山灰堆積荷重の影響に係る評価部位は、荷重の影響を受けやすいモータフレームとする。 モータフレームに生じる応力は、電動機上面の投影面積の最も大きい外扇カバー全面に均等に火山灰が堆積した場合を想定し、その上で運転時荷重（ポンプスラスト荷重）が加わる状態で荷重評価の導出を行う。（ここでは、想定堆積荷重として、火山灰と積雪を組み合せた荷重で算出する。）			
(3) 評価結果 ①構造物への静的負荷（降雨等の影響を含む） 火山灰と積雪による堆積荷重に対する海水ポンプモータフレームについての荷重評価を以下に示す。 a. 火山灰と積雪による堆積荷重 火山灰と積雪による堆積荷重は外扇カバー全面に均等にかかるが、評価モデルは外扇カバー重心位置への集中荷重とする。 火山灰と積雪の単位堆積荷重： $(150N/m^2 \times 10cm) + (30N/m^2 \times 100cm) = 4,500N/m^2$ モータ上面面積：2.215m × 1.396m = 3.1m ² モータ上面の火山灰と積雪による堆積荷重 F_v は次のとおりとなる。 $F_v = 4,500 \times 3.1 = 14,700N$	3. 評価結果 (1) 構造物への静的負荷	3. 評価結果	【大飯、女川】 設計方針の相違 • 泊の海水ポンプは循環水ポンプ建屋に覆われておらず、降下火碎物が堆積することはないから構造物への静的負荷を考慮する必要はない

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
b. モータフレームに常時作用する荷重 モータ自重と運転時荷重であるポンプスラスト軸方向荷重をモータフレームに常時作用する荷重として算出する。 モータ自重 $F_d : 13,000\text{kg} \times 9.80665\text{m/s}^2 = 1.28 \times 10^5 (\text{N})$ ボンプスラスト軸方向荷重（運転時荷重） $F_p : 23,000\text{kg} \times 9.80665\text{m/s}^2 = 2.26 \times 10^5 (\text{N})$ モータフレームに常時作用する荷重 H は次のとおりとなる。 $H = F_d + F_p = 3.54 \times 10^5 (\text{N})$			【大飯、女川】 設計方針の相違 ・泊の海水ポンプは循環水ポンプ建屋に覆われておらず、降下火碎物が堆積することはないことから構造物への静的負荷を考慮する必要はない
c. モータフレームに作用する曲げモーメント F_v 及び H はモータフレーム枠内に作用する力であり、モータの中心（軸中心上）を支点として、最も保守的なモーメントを考慮するために、中心からモータフレーム外枠までの距離を作用点として曲げモーメントを算出する。 $M = (F_v + H) \times \frac{D}{2} = (1.40 \times 10^4 + 3.54 \times 10^5) \times \frac{1370}{2} = 2.52 \times 10^8 (\text{N}\cdot\text{mm})$			
d. モータフレームに生じる曲げ応力 断面係数 Z は次のように表すことができるので、 $Z = \frac{\pi}{32} \left(\frac{D^4 - d^4}{D} \right) = \frac{\pi}{32} \times \left(\frac{1370^4 - 1338^4}{1370} \right) = 2.28 \times 10^7 (\text{mm}^3)$			
モータフレームに生じる曲げ応力 σ_b は次のとおりとなる。 $\sigma_b = \frac{M}{Z} = \frac{2.52 \times 10^8}{2.27 \times 10^7} = 11.1 = 12 (\text{MPa})$			
e. モータフレームに生じる圧縮応力 フレームの断面積 S は次のように表され、 $S = \frac{\pi}{4} (D^2 - d^2) = \frac{\pi}{4} (1370^2 - 1338^2) = 6.81 \times 10^4 (\text{mm}^2)$			
モータフレームに生じる圧縮応力 σ_c は以下のとおりとなる。 $\sigma_c = \frac{F_v + H}{S} = \frac{1.40 \times 10^4 + 3.54 \times 10^5}{6.81 \times 10^4} = 5.40 = 6 (\text{MPa})$			
f. 結論 火山灰（積雪）が堆積した場合に上部に位置し荷重の影響や運転状態でのポンプの軸方向荷重の影響も受けるモータフレームにおいて、湿潤状態の火山灰（厚さ 10cm、密度 1.5g/cm³）と建築基準法における設計積雪（厚さ 100cm、密度 0.3g/cm³）の組み合わせによる堆積荷重 $4,500\text{N/m}^2$ により発生する応力に対し、JEAG4601-1987 の「その他支持構造物」における III _{AS} に基づく許容応力と比較し、いずれも十分な裕度を有しております、機能に影響を及ぼすことはない。	表 1 に評価結果を示す。荷重が直接加わる原子炉補機冷却海水ポンプの外扇カバー及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの雨よけカバーが損傷した場合には、モータの冷却器に外気を送り込む機能に影響を及ぼす可能性があるが、評価結果のとおり、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプに発生する応力は許容値に対して十分な裕度を有しております、機器の機能に影響を及ぼすことはない。		

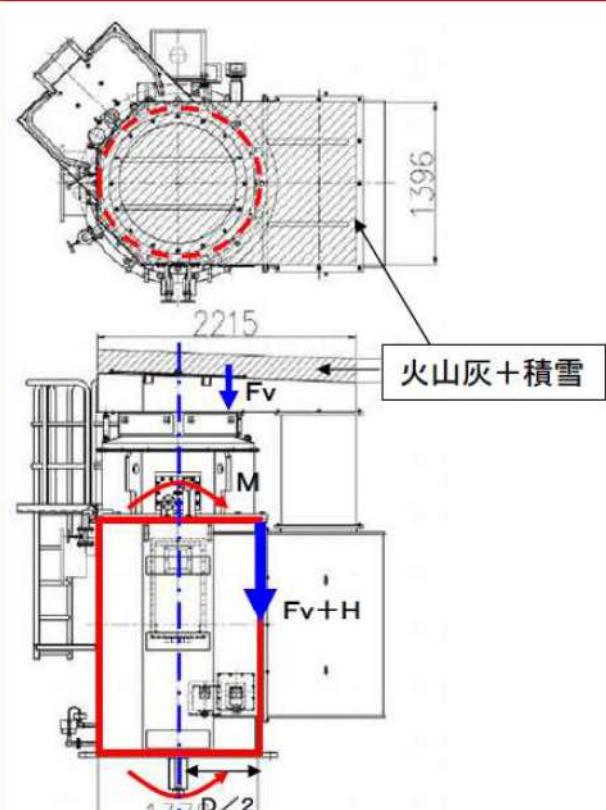
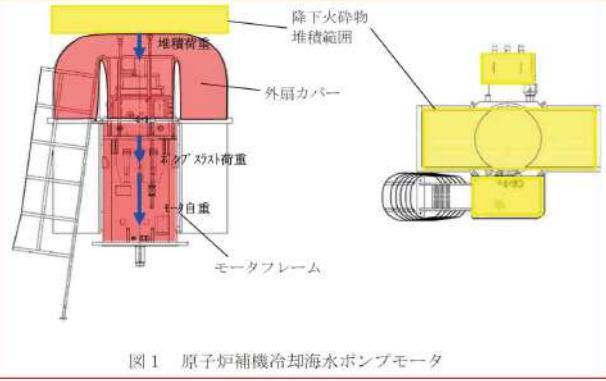
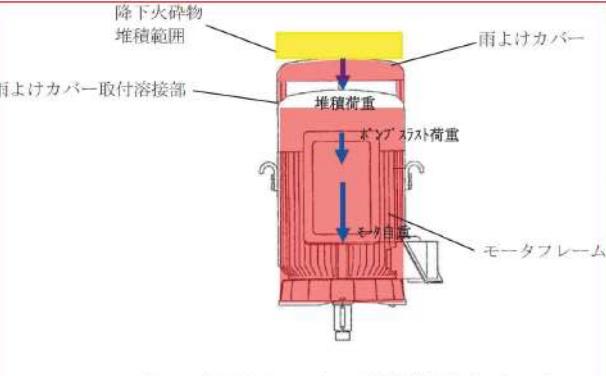
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
<p>表1 海水ポンプモータに対する火山灰の堆積荷重による応力評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>モータフレームに生じる応力</th><th>算定応力(MPa)(火山灰+積雪)</th><th>許容応力³(MPa)</th><th>裕度(火山灰+積雪)</th><th>結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>曲げ応力</td><td>12</td><td>282</td><td>23</td><td>○</td></tr> <tr> <td>圧縮応力</td><td>6</td><td>244</td><td>40</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>※：JEAG4601-1987の「その他の支持構造物」におけるIII.Sの許容応力</p>	モータフレームに生じる応力	算定応力(MPa)(火山灰+積雪)	許容応力 ³ (MPa)	裕度(火山灰+積雪)	結果	曲げ応力	12	282	23	○	圧縮応力	6	244	40	○	<p>表1 海水ポンプモータに対する降下火砕物の堆積荷重による発生応力の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価部位</th><th>応力</th><th>計算値³[MPa]</th><th>許容値³[MPa]</th><th>結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉補機冷却海水ポンプ</td><td>モータフレーム 曲げ応力</td><td>6</td><td>282</td><td>○</td></tr> <tr> <td>圧縮応力</td><td>4</td><td>244</td><td>○</td></tr> <tr> <td rowspan="3">高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</td><td>外扇カバー 曲げ応力</td><td>147</td><td>282</td><td>○</td></tr> <tr> <td>モータフレーム 曲げ応力</td><td>3</td><td>130</td><td>○</td></tr> <tr> <td>圧縮応力</td><td>2</td><td>130</td><td>○</td></tr> <tr> <td>雨よけカバー (取付溶接部) せん断応力</td><td>14</td><td>141</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>※：各部位の許容応力は、JEAG4601-1987の「その他の支持構造物」における許容応力状態III.Sに基づく。</p>	評価部位	応力	計算値 ³ [MPa]	許容値 ³ [MPa]	結果	原子炉補機冷却海水ポンプ	モータフレーム 曲げ応力	6	282	○	圧縮応力	4	244	○	高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	外扇カバー 曲げ応力	147	282	○	モータフレーム 曲げ応力	3	130	○	圧縮応力	2	130	○	雨よけカバー (取付溶接部) せん断応力	14	141	○		<p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・泊の海水ポンプは循環水ポンプ建屋に覆われておらず、降下火砕物が堆積することはないことから構造物への静的負荷を考慮する必要はない</p>
モータフレームに生じる応力	算定応力(MPa)(火山灰+積雪)	許容応力 ³ (MPa)	裕度(火山灰+積雪)	結果																																													
曲げ応力	12	282	23	○																																													
圧縮応力	6	244	40	○																																													
評価部位	応力	計算値 ³ [MPa]	許容値 ³ [MPa]	結果																																													
原子炉補機冷却海水ポンプ	モータフレーム 曲げ応力	6	282	○																																													
	圧縮応力	4	244	○																																													
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	外扇カバー 曲げ応力	147	282	○																																													
	モータフレーム 曲げ応力	3	130	○																																													
	圧縮応力	2	130	○																																													
雨よけカバー (取付溶接部) せん断応力	14	141	○																																														
表2 モータの仕様																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モータ全質量m</td><td>13,000kg</td></tr> <tr> <td>ポンプスラスト（常用）P</td><td>下向 23ton</td></tr> <tr> <td>フレーム外径</td><td>1,370mm</td></tr> <tr> <td>フレーム内径</td><td>1,338mm</td></tr> </tbody> </table>	項目	条件	モータ全質量m	13,000kg	ポンプスラスト（常用）P	下向 23ton	フレーム外径	1,370mm	フレーム内径	1,338mm																																							
項目	条件																																																
モータ全質量m	13,000kg																																																
ポンプスラスト（常用）P	下向 23ton																																																
フレーム外径	1,370mm																																																
フレーム内径	1,338mm																																																

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1 海水ポンプモータフレーム構造</p> <p>②構造物の化学的影響（降雨等の影響を含む） 外装塗装が施されていることから、火山灰による化学的腐食により直ちに機能に影響を及ぼすことはない。 また、長期的な影響については堆積した火山灰を除去し、除去後の点検において、必要に応じて補修作業を実施する。</p>	 <p>図1 原子炉補機冷却海水ポンプモータ</p>  <p>図2 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプモータ</p> <p>(2) 構造物への化学的影響（腐食） 海水ポンプ及びモータは外装塗装が施されており、降下火碎物による短期での腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。 なお、F腐食の影響については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(補足資料-4)</p>		<p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・泊の海水ポンプは循環水ポンプ建屋に覆われており、降下火碎物が堆積することはないことから構造物への静的負荷を考慮する必要はない</p> <p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・泊の海水ポンプは循環水ポンプ建屋に覆われており、降下火碎物が堆積することはないことから構造物への化学的影響（腐食）を考慮する必要はない</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

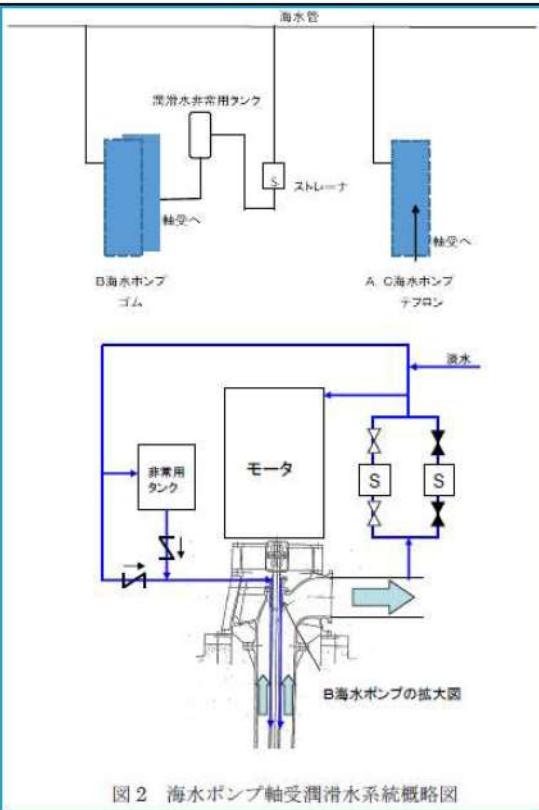
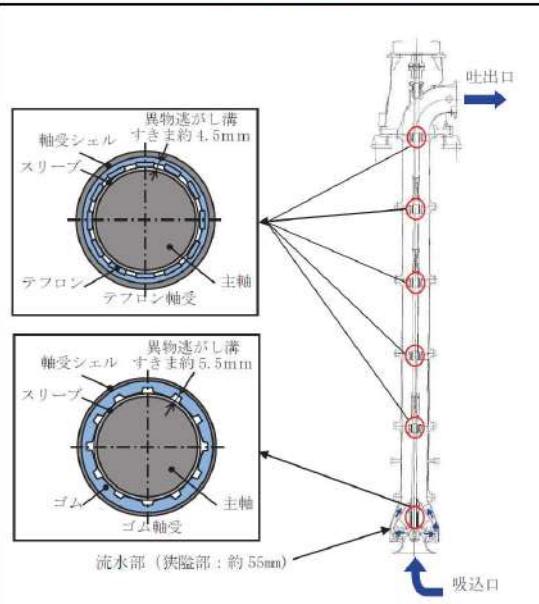
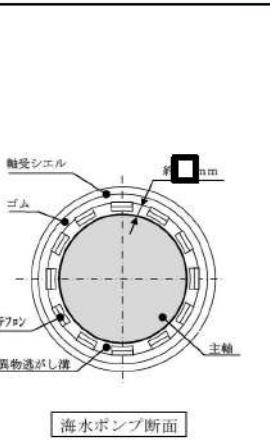
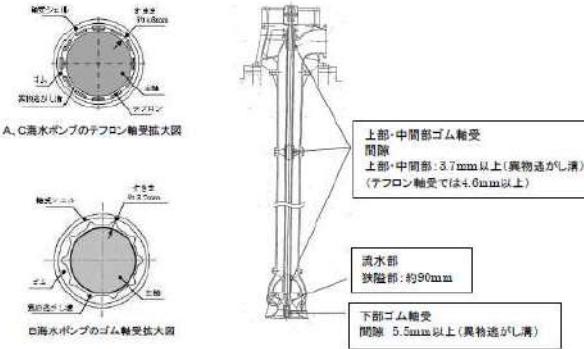
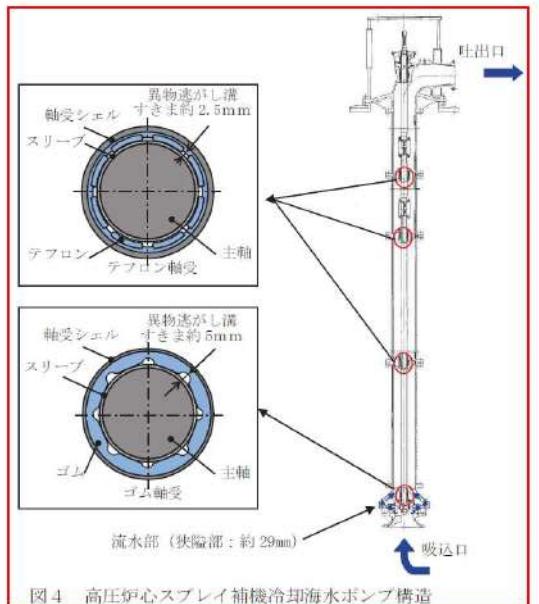
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③水循環系の閉塞による影響</p> <p>海水ポンプの軸受には、ゴム軸受（B機）とテフロン軸受（A, C機）の2種類のタイプがある。ゴム軸受タイプは海水ポンプ吐出配管から約1mmメッシュのストレーナを介して軸受へ潤滑水を供給しており、一方テフロン軸受タイプではポンプ吸込み部から直接潤滑水を供給している。また、ポンプ軸受のすきま（異物逃がし溝）について、ゴムタイプでは約3.7mm以上、テフロントイプでは約4.6mm以上であり、火山灰の粒径が1mm以下であることを考慮し、ここでは主としてストレーナを有するゴム軸受タイプ（B機）について、ストレーナ構成等、ポンプ軸受に対する閉塞の影響について説明する。</p> <p>海水ポンプ軸受潤滑水は、海水ポンプ出口配管から分岐し、ストレーナ（メッシュ間隔：約1mm）を介して保護管から各軸受に注入される。ストレーナは2系統設置しており、海水ポンプ運転中に必要に応じて通水ラインを切り替えることができ、清掃を実施することも可能である。</p> <p>ストレーナは、ストレーナ以降の設備に影響を与えるものを除去できるように設計されており、ストレーナを通過するものは、以降の設備に影響を与えることはない。</p> <p>想定する火山灰の粒径は、1mm以下であり、ほとんどの火山灰はストレーナを通過することになり、閉塞には至らない。また、軸受部には、異物逃がし溝（上部・中間ゴム軸受：約3.7mm以上（テフロントイプでは約4.6mm以上）、下部軸受：約5.5mm以上）が設けられており、閉塞には至らない。</p>	<p>(3) 水循環系の閉塞・摩耗</p> <p>a. 流水部の閉塞</p> <p>海水ポンプ流水部の狭隘部の寸法は、図3, 4に示すように原子炉補機冷却海水ポンプが約55mmであり、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプが約29mmである。想定する降下火砕物の粒径は約2mm以下であり、閉塞には至らない。</p> <p>b. 軸受部の閉塞</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの軸受の隙間はそれぞれ、1.2mm, 0.7mmの許容値以下で管理されている。想定する粒径は約2mm以下であり、一部の降下火砕物は軸受の隙間より、軸受け内部に入り込む可能性があるが、図3, 4に示すように軸受溝部間隙(2.5mm～5.5mm)を設けているため、軸受部の閉塞には至らない。</p> <p>c. 水循環系の摩耗</p> <p>降下火砕物は破碎しやすく、砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、降下火砕物による摩耗が、海水ポンプに与える影響は小さい。</p> <p style="text-align: right;">(補足資料-3, 19)</p> <p>評価の結果より、降下火砕物による海水ポンプの閉塞・摩耗により機器の機能に影響を及ぼすことはない。</p>	<p>(1) 水循環系の閉塞・摩耗</p> <p>a. 流水部の閉塞</p> <p>海水ポンプ流水部の狭隘部の寸法は、図1に示すように約□mmである。想定する降下火砕物の粒径は約4mm以下であり、閉塞には至らない。</p> <p>b. 軸受部の閉塞</p> <p>海水ポンプの軸受の隙間は上部・中間部軸受が1.30mm、下部軸受が1.06mmの許容値以下で管理されている。想定する粒径は約4mm以下であり、一部の降下火砕物は軸受の隙間より、軸受内部に入込む可能性があるが、図1に示すように軸受溝部間隙（上部・中間軸受部□mm、下部軸受部□mm）を設けているため、軸受部の閉塞には至らない。</p> <p>c. 水循環系の摩耗</p> <p>降下火砕物は破碎しやすく、砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、降下火砕物による摩耗が、海水ポンプに与える影響は小さい。</p> <p style="text-align: right;">(補足資料-3, 19)</p> <p>評価の結果より、降下火砕物による海水ポンプの閉塞・摩耗により機器の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません</p>	<p>【女川】設計方針の相違 •設備仕様の相違 •泊に同様の設備はない •評価条件の相違</p> <p>【女川】運用及び設計方針の相違 •管理値の相違 •評価条件の相違 •設備仕様の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 •女川審査実績の反映</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

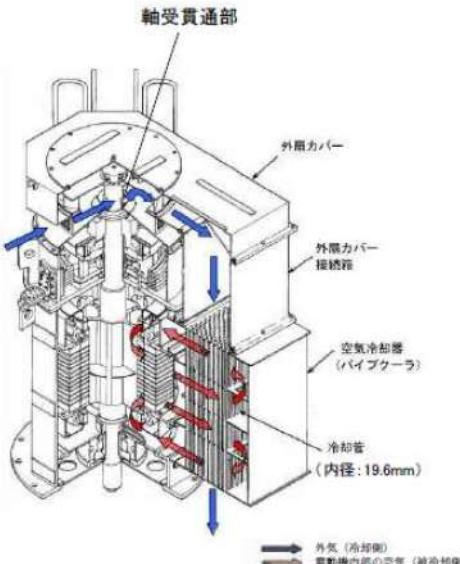
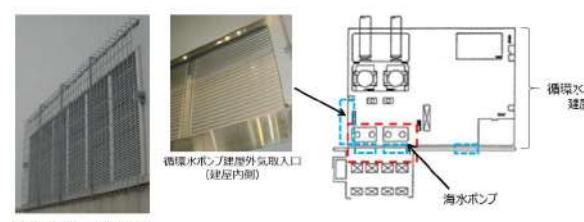
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2 海水ポンプ軸受潤滑水系統概略図</p>	 <p>図3 原子炉補機冷却海水ポンプ構造</p>	 <p>海水ポンプ断面</p> <p>図1 原子炉補機冷却海水ポンプ構造図</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>
 <p>図3 海水ポンプ軸受構造図</p>	 <p>図4 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ構造</p>	<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊に同様の設備はない</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>④水循環系の化学的影響（腐食） 海水系の化学的影響については、海水ポンプは防汚塗装等の対応を実施しており、海水と金属が直接接することはないため、腐食により海水ポンプの機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>⑤電気系及び計装制御系に対する機械的影響（降雨等の影響を含む） 海水ポンプモータは、電動機本体を全閉構造とし、空冷式空気冷却器を電動機の側面に設置して外気を直接電動機内部に取り込まない全閉外扇形の冷却方式であり火山灰の侵入による影響はない。 立形モータの軸受構造上、軸受油槽内部への異物混入経路として考慮されるのは軸受貫通部であるが、当該部は内部にグリース封入した軸受端カバーでシールされており、火山灰が軸受槽内部に侵入することはない。</p> <p>また、外気は下方向から取り込まれる構造のため、火山灰が侵入しにくい構造であり、仮に侵入しても冷却管（約19mm）に対して火山灰の粒径（1mm以下）が十分小さく、運転中はファンからの通風により外部に排出されることから、冷却管が閉塞することはない。</p> <p>なお、海水ポンプモータは温度監視を実施しており、万一火山灰の影響によりモータ温度の上昇が検知されれば、ポンプの切替え、冷却管の点検、清掃を行う。</p>  <p>図4 海水ポンプモータの冷却方式</p>	<p>(4) 水循環系の化学的影響（腐食） 海水ポンプの主要部は、内面ゴムライニングや塗装等の対応を実施していることから、降下火砕物による短期での腐食により機器の機能に影響を及ぼすことはない。 (補足資料-4)</p> <p>(5) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞・摩耗） 海水ポンプモータは、図5、6に示すように外気を直接モータ内部に取り込まない冷却方式であり、モータ内部に降下火砕物の侵入はない。したがって、地絡、短絡及びモータ軸受部への影響はない。</p> <p>また、原子炉補機冷却海水ポンプモータについては空冷式空気冷却器の冷却管があり、降下火砕物に空気中の水分が混ざり、凝集することによる影響が考えられる。</p> <p>外気の取入口は下向きに設置され外気を吸込む構造であり、吸込部には金網が設置されているため、降下火砕物が侵入し難い構造であること、また水分を含み重くなった降下火砕物はより侵入し難いこと、仮に侵入しても冷却管の内径（約29mm）に対して降下火砕物の粒径が十分小さく、運転中はファンからの通風（管内風速：約15m/s）により外部に排出されると考えられる。したがって、空気冷却器冷却管への降下火砕物の侵入による閉塞の可能性は小さく、機器へ影響を及ぼすことはない。</p>	<p>(2) 水循環系の化学的影響（腐食） 海水ポンプの主要部は、塗装等の対応を実施していることから、降下火砕物による短期での腐食により機器の機能に影響を及ぼすことはない。 (補足資料-4)</p> <p>(3) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞・摩耗） 海水ポンプモータは循環水ポンプ建屋に設置されており、循環水ポンプ建屋の外気取入口にはルーバーが設置されていることから、降下火砕物の降灰の影響は受けにくい。（図2） 仮に、自然換気による外気の流入により、微細な降下火砕物の影響を考えるとても、海水ポンプモータは、図4に示すように外気を直接モータ内部に取り込まない冷却方式であり、モータ内部に降下火砕物の侵入はない。したがって、地絡、短絡及びモータ軸受部への影響はない。</p> <p>また、原子炉補機冷却海水ポンプモータについては空冷式空気冷却器の冷却管があり、降下火砕物に空気中の水分が混ざり、凝集することによる影響が考えられる。 外気の取入口は下向きに設置され外気を吸込む構造であり、吸込部には金網が設置されているため、降下火砕物が侵入し難い構造であること、また水分を含み重くなった降下火砕物はより侵入し難いこと、仮に侵入しても冷却管の内径（約24mm）に対して降下火砕物の粒径が十分小さく、運転中はファンからの通風により外部に排出されると考えられる。したがって、空気冷却器冷却管への降下火砕物の侵入による閉塞の可能性は小さく、機器へ影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図2 循環水ポンプ建屋外気取入口</p>	<p>【女川】設計方針の相違 プラント設計の相違による設備仕様の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 プラント設計の相違による設備仕様の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 プラント設計の相違による設備仕様の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・設備仕様の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

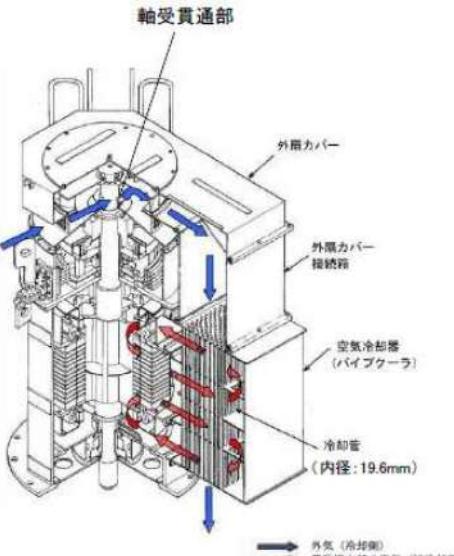
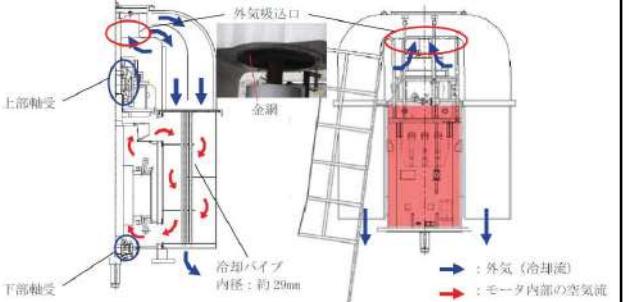
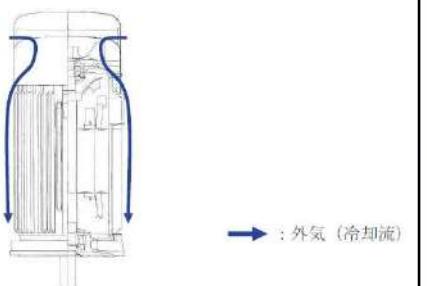
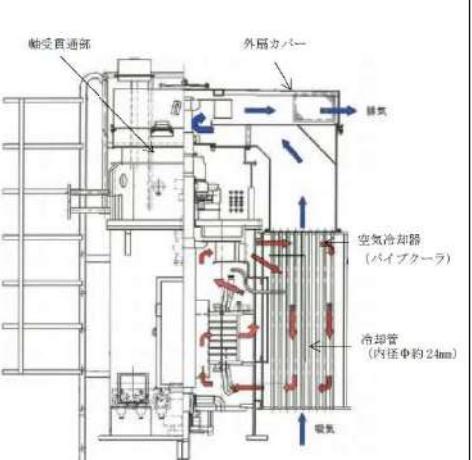
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図 5 海水ポンプモータの軸受シール方式		 図 3 海水ポンプモータの軸受シール方式	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑥電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食） 海水ポンプモータは、<u>上述のとおり電動機本体を全閉構造とし、空冷式空気冷却器を電動機の側面に設置して外気を直接電動機内部に取り込まない全閉外扇形の冷却方式であり、火山灰の侵入はないため、化学的な影響はない。</u></p> <p>【再掲】</p>  <p>図4 海水ポンプモーターの冷却方式</p> <p>【再掲終】</p> <p>以上</p>	<p>(6) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 海水ポンプモータは外気を直接モータ内部に取り込まない冷却方式であり、モータ内部に降下火碎物の侵入がない。また、モータが冷却流に接する部分には金属材料を用いているが、防錆塗装が施されていることから、降下火碎物による短期での腐食により機器の機能に影響を及ぼすことはない。 なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(補足資料-4)</p>  <p>図5 原子炉補機冷却海水ポンプモーターの冷却方式</p> <p>【再掲】</p>  <p>図6 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプモーターの冷却方式</p> <p>【再掲終】</p> <p>以上</p>	<p>(4) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 海水ポンプモータは外気を直接モータ内部に取り込まない冷却方式であり、モータ内部に降下火碎物の侵入がない。また、モータが冷却流に接する部分には金属材料を用いているが、防錆塗装が施されていることから、降下火碎物による短期での腐食により機器の機能に影響を及ぼすことはない。 なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p>(補足資料-4)</p>  <p>以上</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

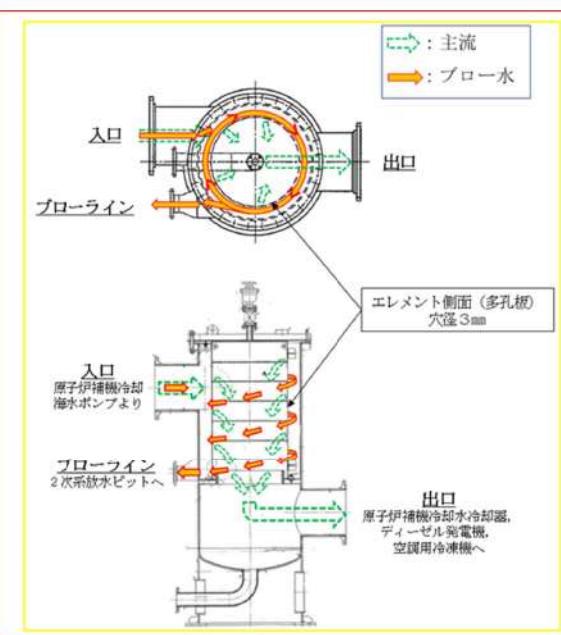
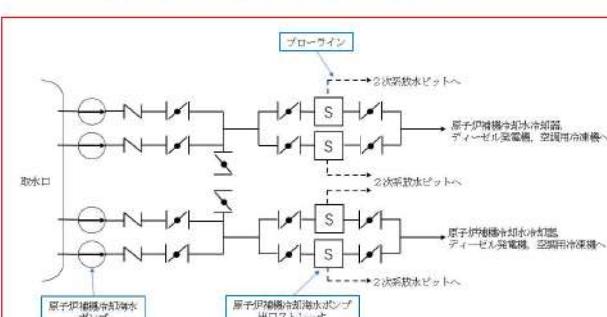
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
個別評価－10 海水ストレーナに係る影響評価 火山灰による海水ストレーナ（下流設備を含む）への影響について以下のとおり評価する。 (1)評価項目及び内容 ①水循環系の閉塞 火山灰が混入した海水を取水することにより、海水ストレーナ（下流設備を含む）が閉塞しないことを評価する。 ②水循環系の化学的影響（腐食） 火山灰が混入した海水を取水することによる構造物内部の腐食により機器の機能に影響がないことを評価する。 (2)評価条件 ①火山灰条件 a. 粒径：1mm以下 (3)評価結果 ①水循環系の閉塞 火山灰の粒径は、海水ストレーナのエレメントのメッシュサイズ（直径8mm）より小さく、海水ストレーナが閉塞することはなく、機能に影響を及ぼすことはない。	個別評価－3 海水ストレーナに係る影響評価 降下火砕物による原子炉補機冷却海水系ストレーナ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ（以下「海水ストレーナ」という。）に係る影響評価について以下のとおり評価した。 1. 評価項目 (1)構造物への静的負荷 降下火砕物の堆積荷重により屋外に設置している高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナの機能に影響がないことを評価する。 (2)水循環系の閉塞 降下火砕物による海水ストレーナの閉塞により、機器の機能に影響がないことを評価する。 (3)水循環系の摩耗 降下火砕物による海水ストレーナの摩耗により、機器の機能に影響がないことを評価する。 (4)水循環系の化学的影響（腐食） 降下火砕物による海水ストレーナの内部構造物の化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。また、海水を供給している下流の設備への影響についても同様に評価する。 (5)構造物への化学的影響（腐食） 降下火砕物の高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナへの付着や堆積による化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。 2. 評価条件 (1)降下火砕物条件 粒径：2mm以下 3. 評価結果 (1)構造物への静的負荷 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナは降下火砕物が堆積しにくい形状をしているため、荷重の影響を受けることはない。 (2)水循環系の閉塞 想定する降下火砕物の粒径は2mm以下であり、海水ストレーナのフィルタ穴径は8mmであることから、フィルタ穴径に対して十分小さい。 また、降下火砕物には粘性を生じさせる粘土鉱物等は含まれていないことから、海水ストレーナが閉塞することはない。なお、原子炉補機冷却海水系ストレーナはフィルタが閉塞することがないよう差圧管理されており、一定の差圧(15.2kPa)で自動洗浄される。高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナはフィルタが閉塞することがないよう、ストレーナ差圧が上昇した場合には切替・洗浄が可能である。	個別評価－3 海水ストレーナに係る影響評価 降下火砕物による原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ（以下「海水ストレーナ」という。）に係る影響について以下のとおり評価した。 1. 評価項目 (1)水循環系の閉塞 降下火砕物による海水ストレーナの閉塞により、機器の機能に影響がないことを評価する。 (2)水循環系の摩耗 降下火砕物による海水ストレーナの摩耗により、機器の機能に影響がないことを評価する。 (3)水循環系の化学的影響（腐食） 降下火砕物による海水ストレーナの内部構造物の化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。また、海水を供給している下流の設備への影響についても同様に評価する。 2. 評価条件 (1)降下火砕物条件 粒径：4mm以下 3. 評価結果 (1)水循環系の閉塞 想定する降下火砕物の粒径は4mm以下に対して、図1に示すように海水ストレーナのエレメント穴径は3mmであり、降下火砕物の粒径がエレメント穴径に対して大きい。しかしながら、図2に示すようにストレーナの閉塞対策として常時通水する海水の一部をバイパスするプロ一水で連続的に排水する設計としている。 また、降下火砕物には粘性を生じさせる粘土鉱物等は含まれていないことから、海水ストレーナが閉塞することはない。なお、原子炉補機冷却海水設備ストレーナはエレメントが閉塞することがないよう差圧管理されており、ストレーナ差圧が上昇した場合には切替・洗浄が可能である。	【大飯、女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当する設備なし 【女川】設計方針の相違 ・泊の海水ストレーナは循環水ポンプ建屋に覆われておらず、降下火砕物が堆積することはないことから構造物への静的負荷及び化学的影響（腐食）を考慮する必要はない 【女川】設備の相違 ・泊に該当する設備なし 【大飯】記載表現の相違 【大飯、女川】設計基準値の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊の海水ストレーナは循環水ポンプ建屋に覆われておらず、降下火砕物が堆積することはないことから構造物への静的負荷を考慮する必要はない 【大飯、女川】泊では海水供給先である原子炉補機冷却水冷却器（プレート式熱交換器）のプレート隙間に合わせて原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>海水ストレーナのメッシュを通過した火山灰の粒子は、下流の冷却器の冷却管（表1参照）に対して粒子が十分小さく、冷却管の閉塞により、下流の機器に影響を及ぼすことはない。また、各冷却器に通水される海水の流量は大きいことから、火山灰が冷却管内で堆積し閉塞することは考えにくい。</p>	<p>また、海水ストレーナのフィルタを通過した降下火砕物の粒子は、表1に示す下流設備である原子炉補機冷却水系熱交換器及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系熱交換器（以下「熱交換器」という。）の伝熱管内径に対して、降下火砕物の粒径が十分小さく、伝熱管等の閉塞により、下流設備に影響を及ぼすことはない。よって、降下火砕物による閉塞により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。</p>	<p>海水ストレーナのエレメント（穴径3mm）を通過した降下火砕物の粒子は粒径が3mm以下であり、表1に示す下流設備である原子炉補機冷却水設備熱交換器の伝熱管内径及び伝熱板隙間にに対して、降下火砕物の粒径が十分小さく、伝熱管等の閉塞により、下流設備に影響を及ぼすことはない。よって、降下火砕物による閉塞により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図1 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ</p>  <p>図2 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ プローライン概略</p>	<p>一のエレメント径が設計されており、閉塞対策として海水ストレーナの自洗機能を有している。 •差圧上昇時の運用の相違 【女川】記載表現の相違 •設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
<p>表1 冷却器の冷却管の内径及び海水流量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th><th>冷却管内径</th><th>海水流量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清水冷却器</td><td>約13mm</td><td rowspan="4">約400 m³/h</td></tr> <tr> <td>潤滑油冷却器</td><td>約13mm</td></tr> <tr> <td>燃料弁冷却水冷却器</td><td>約13mm</td></tr> <tr> <td>空気冷却器</td><td>約10mm</td></tr> <tr> <td>空調用冷凍機</td><td>約14mm</td><td>約170 m³/h</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水冷却器</td><td>約16mm</td><td>約3600 m³/h</td></tr> </tbody> </table>	機器名	冷却管内径	海水流量	清水冷却器	約13mm	約400 m ³ /h	潤滑油冷却器	約13mm	燃料弁冷却水冷却器	約13mm	空気冷却器	約10mm	空調用冷凍機	約14mm	約170 m ³ /h	原子炉補機冷却水冷却器	約16mm	約3600 m ³ /h	<p>表1 海水ストレーナ下流設備の熱交換器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th><th>伝熱管内径</th><th>材質</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系熱交換器</td><td>23mm</td><td>アルミニウム黄銅管</td></tr> <tr> <td>高圧炉心スフレイ補機冷却水系熱交換器</td><td>23mm</td><td>アルミニウム黄銅管</td></tr> </tbody> </table>	機器名	伝熱管内径	材質	原子炉補機冷却水系熱交換器	23mm	アルミニウム黄銅管	高圧炉心スフレイ補機冷却水系熱交換器	23mm	アルミニウム黄銅管	<p>表1 海水ストレーナ下流設備の熱交換器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th><th>伝熱管内径^{※1}</th><th>海水流量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>潤滑油冷却器</td><td>約15mm</td><td>約50 m³/h</td></tr> <tr> <td>清水冷却器</td><td>約15mm</td><td>約50 m³/h</td></tr> <tr> <td>空気冷却器</td><td>約10.6mm</td><td>約55～105 m³/h</td></tr> <tr> <td>空調用冷凍機</td><td>約15.78mm</td><td>約125 m³/h(夏季)</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水冷却器（プレート型）</td><td>約[]mm</td><td>約1,050 m³/h</td></tr> </tbody> </table>	機器名	伝熱管内径 ^{※1}	海水流量	潤滑油冷却器	約15mm	約50 m ³ /h	清水冷却器	約15mm	約50 m ³ /h	空気冷却器	約10.6mm	約55～105 m ³ /h	空調用冷凍機	約15.78mm	約125 m ³ /h(夏季)	原子炉補機冷却水冷却器（プレート型）	約[]mm	約1,050 m ³ /h
機器名	冷却管内径	海水流量																																													
清水冷却器	約13mm	約400 m ³ /h																																													
潤滑油冷却器	約13mm																																														
燃料弁冷却水冷却器	約13mm																																														
空気冷却器	約10mm																																														
空調用冷凍機	約14mm	約170 m ³ /h																																													
原子炉補機冷却水冷却器	約16mm	約3600 m ³ /h																																													
機器名	伝熱管内径	材質																																													
原子炉補機冷却水系熱交換器	23mm	アルミニウム黄銅管																																													
高圧炉心スフレイ補機冷却水系熱交換器	23mm	アルミニウム黄銅管																																													
機器名	伝熱管内径 ^{※1}	海水流量																																													
潤滑油冷却器	約15mm	約50 m ³ /h																																													
清水冷却器	約15mm	約50 m ³ /h																																													
空気冷却器	約10.6mm	約55～105 m ³ /h																																													
空調用冷凍機	約15.78mm	約125 m ³ /h(夏季)																																													
原子炉補機冷却水冷却器（プレート型）	約[]mm	約1,050 m ³ /h																																													
<p>②水循環系の化学的影響（腐食）</p> <p>化学的影響については、海水ストレーナ下流の機器の冷却器（細管）についても、耐食性のある材料を用いていること、並びに連続通水状態であり著しい腐食環境にはならないことから、腐食により下流の機器に影響を及ぼすことはない。</p>	<p>(3) 水循環系の摩耗</p> <p>降下火碎物は破碎し易く、砂と同等又は砂より硬度が低くもらいことから降下火碎物による摩耗が設備に与える影響は小さく、機器の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>(補足資料-3, 19)</p> <p>(4) 水循環系の化学的影響（腐食）</p> <p>海水ストレーナの内面は、ライニングが施工されていることから、短期での腐食により海水ストレーナの機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>また、海水ストレーナの下流設備の熱交換器（伝熱管）には、耐食性の高い材料（アルミニウム黄銅管）を使用していること、さらに鉄イオン注入による管内面の保護被膜により腐食対策を実施していることから短期での腐食により下流設備の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>(補足資料-4)</p>	<p>(2) 水循環系の摩耗</p> <p>降下火碎物は破碎し易く、砂と同等又は砂より硬度が低くもらいことから降下火碎物による摩耗が設備に与える影響は小さく、機器の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>(補足資料-3, 19)</p> <p>(3) 水循環系の化学的影響（腐食）</p> <p>海水ストレーナの内面は、ライニングが施工されていることから、短期での腐食により海水ストレーナの機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>また、海水ストレーナの下流設備の冷却器（伝熱管、伝熱板）には、耐食性の高い材料（チタン合金）を使用していることにより腐食対策を実施していることから短期での腐食により下流設備の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>(補足資料-4)</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 名称の相違 【大飯、女川】 設備の相違 ・泊の原子炉補機冷却水冷却器はプレート式熱交換器</p>																																												
			<p>図3 原子炉補機冷却水冷却器</p>																																												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山: 個別評価)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
以上	<p>(5)構造物への化学的影响 (腐食)</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナは外装塗装が施されており、降下火砕物による短期での腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(補足資料-4)</p> <p>以上</p>	<p>以上</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の相違 ・泊はチタン合金を使用しており鉄イオン注入を行っていない。 【女川】設計方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊の海水ストレーナは循環水ポンプ建屋に覆われており、降下火砕物が堆積することはないことから構造物への化学的影响 (腐食) を考慮する必要はない

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
個別評価－6 ディーゼル発電機に係る影響評価	個別評価－4 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む）に係る影響評価	個別評価－4 ディーゼル発電機に係る影響評価	【女川】記載表現の相違 名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊に該当する設備なし
(1)評価項目及び内容 ①換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（降雨等の影響を含む） 火山灰のディーゼル発電機への侵入等により、機器の機能に影響がないことを評価する。	降下火砕物による非常用ディーゼル発電機に係る影響評価について以下のとおり評価した。 1. 評価項目 (1)構造物への静的負荷 降下火砕物の堆積荷重により屋外に設置されている排気消音器及び排気管の機能に影響がないことを評価する。 (2)換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞、摩耗） 降下火砕物の非常用ディーゼル発電機（機関）への侵入等による閉塞・摩耗により、機器の機能に影響がないことを評価する。 (3)構造物への化学的影響（腐食） 降下火砕物の非常用ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管への付着による化学的影響（腐食）について、機器の機能に影響がないことを評価する。 (4)換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 降下火砕物の非常用ディーゼル発電機（機関）への侵入等による化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。 2. 評価条件 (1)降下火砕物条件 粒径：2mm以下	降下火砕物によるディーゼル発電機に係る影響評価について以下のとおり評価した。 1. 評価項目 (1)構造物への静的負荷 降下火砕物の堆積荷重により屋外に設置されている排気消音器及び排気管の機能に影響がないことを評価する。 (2)換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞、摩耗） 降下火砕物のディーゼル発電機機関への侵入等による閉塞・摩耗により、機器の機能に影響がないことを評価する。 (3)構造物への化学的影響（腐食） 降下火砕物のディーゼル発電機排気消音器及び排気管への付着による化学的影響（腐食）について、機器の機能に影響がないことを評価する。 (4)換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 降下火砕物のディーゼル発電機機関への侵入等による化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。 2. 評価条件 (1)降下火砕物条件 粒径：4mm以下	【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 設備名称の相違
②評価条件 ①火山灰条件 a. 密度：1.5g/cm ³ （湿潤状態）（火山灰の層厚1cm当たり150N/m ² ） b. 堆積量：10cm c. 粒径：1mm以下	3. 評価結果 (1)構造物への静的負荷 屋外に設置されている非常用ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管は、降下火砕物が堆積しにくい形状をしているため、荷重の影響を受けることはない。 (2)換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞、摩耗） 非常用ディーゼル発電設備吸気系は、原子炉補機室換気空調系の外気取入口より上流側に、バグフィルタ（粒径約2μmに対して80%以上を捕捉する性能）が設置されており、降下火砕物の大半は捕捉される。実際に使用しているバグフィルタの粒径別捕集効率を図1に示す。また、バグフィルタは取替え又は清掃が可能である。 粒径が2μm程度の微細な粒子については、図2に示すように過給器、空気冷却器（空気側）に侵入する可能性はあるが、機器の間隙は十分大きく閉塞に至らない。	3. 評価結果 (1)構造物への静的負荷 屋外に設置されているディーゼル発電機排気消音器及び排気管は、降下火砕物が堆積しにくい形状をしているため、荷重の影響を受けることはない。 (2)換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞、摩耗） 図1に示すとおり、ディーゼル発電機機関の吸入空気の流れは下から吸い上げる構造となっており、降下火砕物が侵入しにくい構造である。さらに、ディーゼル発電機吸気消音器吸気フィルタにより粒径0.12mm以上のものは90%以上捕集できる。 粒径が0.12mm程度の微細な粒子については、図1に示すように過給機、空気冷却器（空気側）に侵入する可能性はあるが、機器の間隙は十分大きく閉塞に至らない。	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】記載表現の相違 設備名称の相違
(3)評価結果 ①換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（降雨等の影響を含む） 図1に示すとおり、ディーゼル機関の吸入空気の流れは下から吸い上げる構造となっており、火山灰が侵入しにくい構造であり、水分を含んだ火山灰は密度が増し、侵入する可能性は小さくなる。さらに、フィルタにより粒径0.12mm以上のものは90%以上捕集できる。 仮に過給機に火山灰が侵入しても、過給機における狭隘部はコンブルレッサホイルとケーシングの間隙（0.37mm）であり、想定する火山灰は侵入する可能性があるが火山灰は破碎しやすく、硬度が低いことから過給機を磨耗させることはない。 また、機関シリンダ内に降下火砕物が混入した場合、シリンダライナー／ピストリング間隔と同程度のものが当該間隙内に侵入し、摩耗が発生することが懸念されるが、主要な降下火砕物は、砂と比較して	3. 評価結果 (1)構造物への静的負荷 屋外に設置されているディーゼル発電機排気消音器及び排気管は、降下火砕物が堆積しにくい形状をしているため、荷重の影響を受けることはない。 (2)換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞、摩耗） 図1に示すとおり、ディーゼル発電機機関の吸入空気の流れは下から吸い上げる構造となっており、降下火砕物が侵入しにくい構造である。さらに、ディーゼル発電機吸気消音器吸気フィルタにより粒径0.12mm以上のものは90%以上捕集できる。 粒径が0.12mm程度の微細な粒子については、図1に示すように過給機、空気冷却器（空気側）に侵入する可能性はあるが、機器の間隙は十分大きく閉塞に至らない。	【大飯】設備の相違 ・女川がバグフィルタに對して泊では吸気消音器にフィルタにより降下火砕物を捕集する。 ・設備仕様の相違	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

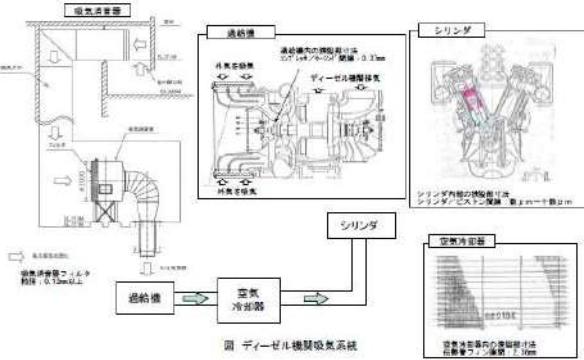
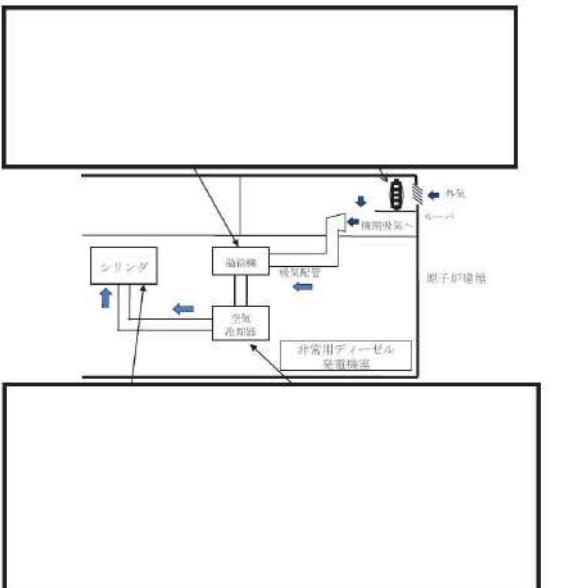
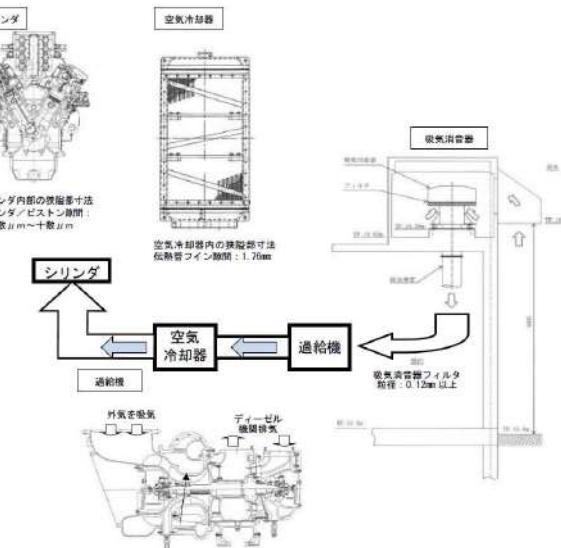
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
* ² 硬度が低く* ³ 、定期検査ごとに行なうシリンドライナー及びピストンリングの点検においても砂等による有意な磨耗影響は確認されていない。	も破碎し易く* ¹ 、硬度は同等又は低い* ^{2,3} こと、加えて、現在までの保守点検において有意な摩耗は確認されていないことから、降下火砕物の摩耗による影響は小さいと考えられる。 降下火砕物の溶融による影響については、降下火砕物の融点が約850°C以上であることに対して、シリンドラから排出される排気ガスの温度が、約500°Cであり、シリンドラ内の金属表面近傍はシリンドラ冷却水及びピストン冷却用潤滑油の効果により冷却されていることを踏まえると、火山灰は溶融には至らないと考えられる。よって、短期的な非常用ディーゼル発電機（機関）の閉塞・摩耗により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。 長期的な影響についても、シリンドライナー及びピストンの間隙内に侵入した火山灰は、シリンドラとピストン双方の摺動運動が繰り返されるごとに、さらに細かな粒子に破碎され、破碎された粒子はシリンドライナー及びピストンリング間隙に付着している潤滑油により機関外へ除去されること、また火山灰が燃焼室内に一時的に滞留したとしても、排気ガスと共に大気へ放出されることから、火山灰粒子による長期的な影響も小さいと考えられる。	も破碎し易く* ¹ 、硬度は同等又は低い* ^{2,3} こと、加えて、現在までの保守点検において有意な摩耗は確認されていないことから、降下火砕物の摩耗による影響は小さいと考えられる。 降下火砕物の溶融による影響については、降下火砕物の融点が約850°C以上であることに対して、シリンドラから排出される排気ガスの温度が、約500°Cであり、シリンドラ内の金属表面近傍はシリンドラ冷却水及びピストン冷却用潤滑油の効果により冷却されていることを踏まえると、降下火砕物は溶融には至らないと考えられる。よって、短期的な非常用ディーゼル発電機機関の閉塞・摩耗により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。	【女川】記載表現の相違
長期的な影響についても、シリンドライナー及びピストンの間隙内に侵入した火山灰は、シリンドラとピストン双方の往復運動が繰り返されるごとに、さらに細かい粒子に破碎され、破碎された粒子はシリンドライナーとピストンリング間隙に付着している潤滑油により機関外へ除去されると考える。潤滑油系には機関付フィルタが設置されているが、フィルタのメッシュ寸法が30μm程度であることから、潤滑油に含まれる降下火砕物によって閉塞する可能性は小さい。さらに、バグフィルタを通過した降下火砕物が潤滑油へ混入した場合を想定し、降下火砕物に付着した火山性ガスによる影響を確認するため、潤滑油に降下火砕物を混入させた状態における潤滑油の成分分析を実施した結果、潤滑油の性状に影響がないことを確認した。非常用ディーゼル発電機（機関）は定期的に分解点検を実施しており、長期的な影響については保守点検において適切に対応を行うこととする。	(補足資料-2, 3, 6, 7, 8, 19)	長期的な影響についても、シリンドライナー及びピストンの間隙内に侵入した降下火砕物は、シリンドラとピストン双方の往復運動が繰り返されるごとに、さらに細かい粒子に破碎され、破碎された粒子はシリンドライナーとピストンリング間隙に付着している潤滑油により機関外へ除去されると考える。潤滑油系には潤滑油こし器が設置されているが、こし網のメッシュ寸法が30μm程度であることから、潤滑油に含まれる降下火砕物によって閉塞する可能性は小さい。さらに、こし網を通過した降下火砕物が潤滑油へ混入した場合を想定し、降下火砕物に付着した火山性ガスによる影響を確認するため、潤滑油に降下火砕物を混入させた状態における潤滑油の成分分析を実施した結果、潤滑油の性状に影響がないことを確認した。ディーゼル発電機機関は定期的に分解点検を実施しており、長期的な影響については保守点検において適切に対応を行うこととする。	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】 ・設備の相違
なお、吸気消音器及び空気冷却器（空気側）についても、狭隘部等ではなく、火山灰により、機能に影響を及ぼすことはない。	(3) 構造物への化学的影響（腐食） 非常用ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管は図3に示すように外装塗装が施されており、降下火砕物による短期での腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。また、非常用ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管の腐食により非常用ディーゼル発電機の機能に影響を与えることはない。	降下火砕物の侵入による潤滑油への影響については、想定される潤滑油中の降下火砕物の濃度に対して追加で評価試験中であり、6月頃にご説明予定。	【女川】 ・設備名称の相違
なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修を実施する。（補足資料-4）	(4) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 金属腐食研究の結果より、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによる短期的な金属腐食の影響は小さいことから、金属材料を用いることで、短期での腐食により非常用ディーゼル発電機の機能に影響を及ぼすことはない。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。	(補足資料-8)	【女川】記載表現の相違 設備名称の相違
	(3) 構造物への化学的影響（腐食） ディーゼル発電機排気消音器及び排気管は図2に示すように外装塗装が施されており、降下火砕物による短期での腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。また、ディーゼル発電機排気消音器及び排気管の腐食によりディーゼル発電機の機能に影響を与えることはない。	（3）構造物への化学的影響（腐食） ディーゼル発電機排気消音器及び排気管は図2に示すように外装塗装が施されており、降下火砕物による短期での腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。また、ディーゼル発電機排気消音器及び排気管の腐食によりディーゼル発電機の機能に影響を与えることはない。	【女川】 ・設備名称の相違
	(4) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 金属腐食研究の結果より、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによる短期的な金属腐食の影響は小さいことから、金属材料を用いることで、短期での腐食によりディーゼル発電機の機能に影響を及ぼすことはない。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。	(4) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 金属腐食研究の結果より、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによる短期的な金属腐食の影響は小さいことから、金属材料を用いることで、短期での腐食によりディーゼル発電機の機能に影響を及ぼすことはない。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。	（4）換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） ディーゼル発電機排気消音器及び排気管は図2に示すように外装塗装が施されており、降下火砕物による短期での腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。また、ディーゼル発電機排気消音器及び排気管の腐食によりディーゼル発電機の機能に影響を与えることはない。
	(補足資料-8)	(補足資料-8)	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>※1 プリネル硬さとは、一般的に金属等の工業材料に用いられる硬さの単位</p> <p>※2 武若耕司（2004）：シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状、コンクリート工学、Vol. 42、No. 3、P38-47</p> <p>※3 恒松修二・井上耕三・松田応作（1976）：シラスを主原料とする結晶化ガラス、窯業協会誌 84[6]、p. 32-40</p>  <p>図1 ディーゼル機関の吸気空気の流れ</p>	<p>※1: 武若耕司 (2004) : シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状, コンクリート工学, Vol. 42, No. 3, P38-47 ※2: 恒松修二ほか (1976) : シラスを主原料とする結晶化ガラス, 窯業協会誌, 84[6], P32-40 ※3: Properties of volcanic ash: volcanic ash hazards and ways to minimize them", USGS (米国地質調査所)</p>  <p>図1 バグフィルタの粒径別捕集効率</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません</p>  <p>図2 非常用ディーゼル発電設備吸気系統構造図</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません</p>	<p>※1: 武若耕司 (2004) : シラスコンクリートの特徴とその実用化の現状, コンクリート工学, Vol. 42, No. 3, P38-47 ※2: 恒松修二ほか (1976) : シラスを主原料とする結晶化ガラス, 窯業協会誌, 84[6], P32-40 ※3: Properties of volcanic ash: volcanic ash hazards and ways to minimize them", USGS (米国地質調査所)</p>  <p>図1 ディーゼル発電機機関の吸気空気の流れ</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 関連設備への影響</p> <p>ディーゼル発電機の関連設備として、ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンクがある。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンクは地下タンクであり、火山灰による直接的影響を受けないが、ペント管については屋外にあることから影響について確認する。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンクペント管は、図2に示すとおり開口部が下向きとなっており、火山灰が侵入しにくい構造となっている。また、地上面から約5.8mの位置にペント管の開口部があり、火山灰の吹き上がりによる侵入の影響も考えにくい。</p> <p>さらに、ディーゼル機関の燃料油系統には燃料フィルタ※があり、運転に影響がある大きさの異物は除去される。</p> <p>なお、燃料油フィルタはストレーナが2台ずつ設置されており、切替えも可能である。</p> <p>（※）燃料油フィルタの網目：120 メッシュ、200 メッシュ</p>	 <p>図3 非常用ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管</p>	 <p>図2 ディーゼル発電機排気消音器及び排気管</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p> <p>(5) 関連設備への影響</p> <p>ディーゼル発電機の関連設備として、ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽がある。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽は地下タンクであり、降下火砕物の降灰による直接的影響を受けないが、通気管については屋外にあることから影響について確認する。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽の通気管は、図3に示すとおり開口部が下向きとなっており、降下火砕物が侵入しにくい構造となっている。</p> <p>また、地上面から約15m以上の位置に通気管の開口部があり、降下火砕物の吹き上がりによる侵入の影響も考えにくい。</p> <p>さらに、ディーゼル発電機機関の燃料油系統には油こし器（濾過精度は5 μm（実効値））があり、運転に影響がある大きさの異物は除去される。</p> <p>なお、油こし器は、エレメントが2台ずつ設置されており、切替も可能である。</p>

以上

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
  図2 燃料油貯蔵タンクベント管の外観写真（右は拡大写真） <p style="text-align: center;">以 上</p>		 図3 燃料油貯油槽通気管の外観写真 <p style="text-align: center;">以 上</p> <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山: 個別評価)

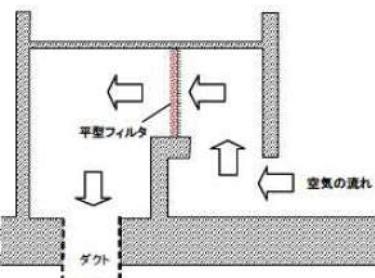
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

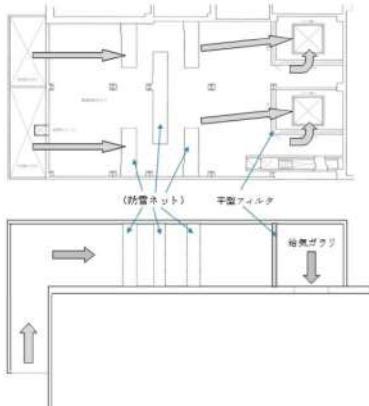
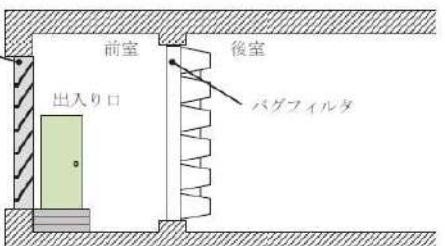
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>個別評価－7 換気空調設備（給気系外気取入口）に係る影響評価 火山灰による換気空調設備（給気系外気取入口）への影響について以下のとおり評価する。</p> <p>(1)評価項目及び内容 ①換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（降雨等の影響を含む） 火山灰の換気空調設備（給気系外気取入口）への侵入等により、機器の機能に影響がないことを評価する。 ＜評価対象設備＞ ・換気空調設備（給気系外気取入口） [中央制御室空調装置、安全補機開閉器室換気空調設備、ディーゼル発電機室換気空調設備、タービン動補助給水ポンプ室換気空調設備、電動補助給水ポンプ室換気空調設備、主蒸気配管室換気空調設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、制御用空気圧縮機室換気空調設備及び放射線管理室空調装置]</p> <p>②発電所周辺の大気汚染 火山灰により汚染された発電所周辺の大気が換気空調設備を経て運転員が常駐している中央制御室の居住性に影響がないことを評価する。 中央制御室空調装置は、火山灰が降灰した際に閉回路循環運転により外気の取り込みを一時的に停止することが可能であるが、その場合の中央制御室内の居住性について、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の劣化を防ぐために、酸素濃度及び炭酸ガス濃度の評価を行う。</p> <p>(2)評価条件 ①火山灰条件 a. 密度 : 1.5g/cm³ (湿潤状態) (火山灰の層厚1cm当たり 150N/m²) b. 堆積量 : 10cm c. 粒径 : 1mm 以下</p>	<p>個別評価－5 非常用換気空調系に係る影響評価 降下火碎物による非常用換気空調系（中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系）への影響について以下のとおり評価した。</p> <p>1. 評価項目 (1) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞、摩耗） 降下火碎物による非常用換気空調系に対する機械的影響（閉塞、摩耗）により、機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(2) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 降下火碎物による非常用換気空調系に対する化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(3) 発電所周の大気汚染 降下火碎物により汚染された原子力発電所周の大気が換気空調系を経て運転員が駐在している中央制御室の居住性に影響がないことを評価する。</p> <p>2. 評価条件 (1) 降下火碎物条件 粒径 : 2mm 以下</p>	<p>個別評価－5 換気空調設備（外気取入口）に係る影響評価 降下火碎物による換気空調設備（外気取入口）への影響について以下のとおり評価した。</p> <p>1. 評価項目 (1) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞、摩耗） 降下火碎物による換気空調設備（外気取入口）に対する機械的影響（閉塞、摩耗）により、機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>＜評価対象設備＞ 換気空調設備（外気取入口） [補助建屋給気ガラリ（中央制御室空調装置、安全補機開閉器室空調装置、補助建屋空調装置、格納容器空調装置、試料採取室空調装置）、原子炉建屋給気ガラリ（ディーゼル発電機室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置、電動補助給水ポンプ室換気装置）、主蒸気管室給気ガラリ（主蒸気管室換気装置、タービン動補助給水ポンプ室換気装置）]</p> <p>(2) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 降下火碎物による換気空調設備（外気取入口）に対する化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(3) 発電所周の大気汚染 降下火碎物により汚染された原子力発電所周の大気が換気空調設備（外気取入口）を経て運転員が駐在している中央制御室の居住性に影響がないことを評価する。</p> <p>2. 評価条件 (1) 降下火碎物条件 粒径 : 4mm 以下</p>	<p>【女川】記載表現の相違 設備名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊は後段に評価対象設備を記載</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映 (評価対象設備として換気空調設備（外気取入口）の各空調装置を記載)</p> <p>【女川】記載表現の相違 名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 名称の相違 【大飯】設計方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯、女川】 設計基準値の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

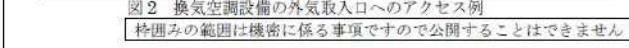
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 評価結果 ①換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（降雨等の影響を含む） 図1に示すとおり、各換気空調設備の給気系外気取入口は、火山灰が侵入しにくい構造であり、水分を含んだ火山灰は密度が増し、さらに侵入する可能性は小さくなる。 また、各外気取入口には平型フィルタが設置されており、火山灰が外気取入口に侵入した場合であっても、平型フィルタは、数μmオーダーの粒子に対し除塵効率が9割程度あり、フィルタより大きな火山灰が除去されることから、給気を供給する系統及び機器に対して火山灰が与える影響は小さいと考えられる。図2に示すとおり、各フィルタについては、各建屋等からのアクセス性がよく、必要に応じて清掃及び交換することにより除灰ができることも確認している。</p> <p>屋内への火山灰の侵入について、外気を取り入れている空調系統として、中央制御室空調装置、安全補機閉閉器室換気空調設備、ディーゼル発電機室換気空調設備、タービン動補助給水ポンプ室換気空調設備、電動補助給水ポンプ室換気空調設備、主蒸気配管室換気空調設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、制御用空気圧縮機室換気空調設備及び放射線管理室空調装置がある。</p> <p>各外気取入口には平型フィルタ（主として粒径が$5\mu\text{m}$より大きい粒子を捕集可能）を設置しているため、火山灰が外気取入口に到達した場合であっても、一定以上の粒径の火山灰については、平型フィルタにより侵入を阻止することが可能である。 なお、フィルタよりも小さな火山灰が室内へ侵入する可能性が考えられるが、上記の系統のうち、外気取入口用ダンパが設置されており閉回路循環運転が可能である中央制御室の空調系については、火山灰の侵入が想定される場合には、外気取入口用ダンパを閉止し、閉回路循環運転を行うことにより、火山灰の侵入を阻止することが可能である。</p>  <p>図1 中央制御室外気取入口の空気の流れ</p>	<p>3. 評価結果 (1) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（閉塞、摩耗） 各評価対象施設等の外気取入口には、ルーバーが取り付けられており、下方から吸い込む構造となっていることから、上方より降下してくる降下火碎物に対し、取り込み難い構造となっている。 また、外気取入口にはバグフィルタ（粒径約$2\mu\text{m}$に対して80%以上を捕獲する性能）が設置されており、想定する降下火碎物は十分除去されるため、給気を供給する系統及び機器に対して降下火碎物が及ぼす影響は少ない。 なお、バグフィルタには差圧計が設置されており、必要に応じて清掃及び取替えすることが可能である。</p> <p>よって、非常用換気空調系の閉塞、摩耗により機器の機能に影響を及ぼすことではない。換気空調系の外気取入口イメージ図を図1に、原子炉補機(A)室換気空調系の外気取入口を図2に示す。</p> <p>(補足資料-5, 11, 19)</p>	<p>3. 評価結果 (1) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（閉塞、摩耗） 各評価対象施設等の外気取入口には、ガラリーフードが取り付けられており、下方から吸い込む構造となっていることから、上方より降下してくる降下火碎物に対し、取り込み難い構造となっている。 また、外気取入口には平型フィルタ（粒径$5\mu\text{m}$以上に対して約85%を捕獲する性能）が設置されており、想定する降下火碎物は十分除去されるため、給気を供給する系統及び機器に対して降下火碎物が及ぼす影響は少ない。 なお、平型フィルタには差圧計が設置されており、必要に応じて清掃及び取替えすることが可能である。</p> <p>よって、換気空調設備（外気取入口）の閉塞、摩耗により機器の機能に影響を及ぼすことではない。補助建屋給気ガラリの外気取入口イメージ図を図1に、換気空調設備の外気取入口（フィルタ）へのアクセス例を図2に示す。</p> <p>(補足資料-5, 11, 19)</p>	<p>【大飯】設計方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p>



泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図2 原子炉補機（A）室換気空調系の外気取入口	 図2 換気空調設備の外気取入口（フィルタ）へのアクセス例	
			
(2) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 通常用換気空調系の外気取入口はアクリル樹脂塗装を実施したアルミニウム合金を使用しているため、金属腐食研究の結果より、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによる短期的な金属腐食の影響は小さいことから、金属材料を用いることで短期での腐食により通常用換気空調系（外気取入口）の機能に影響を及ぼすことはない。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。	(2) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 換気空調設備の外気取入口はアクリル樹脂塗装を実施したアルミニウム合金を使用しているため、金属腐食研究の結果より、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによる短期的な金属腐食の影響は小さいことから、金属材料を用いることで短期での腐食により換気空調設備（外気取入口）の機能に影響を及ぼすことはない。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。	(2) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 運転員が常駐している中央制御室は、中央制御室換気空調系によって空調管理されており、他の空調設備と同様、外気取入口には、ルーバーが取り付けられており、下方から吸い込む構造となっていることから、上方より降下してくる降下火砕物に対し、取り込み難い構造となっている。また、外気取入口にはバグフィルタ（粒径 $2\mu\text{m}$ 以上に対して約 80%を捕獲する性能）が設置されており、想定する降下火砕物は十分除去されるから、降下火砕物が与える影響は少ない。中央制御室換気空調系の外気取入口を図3に示す。	(2) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 運転員が常駐している中央制御室は、中央制御室空調装置によって空調管理されており、他の空調設備と同様、外気取入口には、ガラリフードが取り付けられており、下方から吸い込む構造となっていることから、上方より降下してくる降下火砕物に対し、取り込み難い構造となっている。また、外気取入口には平型フィルタ（粒径 $5\mu\text{m}$ 以上に対して約 85%を捕獲する性能）が設置されており、想定する降下火砕物は十分除去されるから、降下火砕物が与える影響は少ない。補助建屋給気ガラリ（中央制御室空調装置）の外気取入口を図3に示す。また、平型フィルタを図4に、粗フィルタを図5に示す。
②発電所周辺の大気汚染 中央制御室空調系については、外気取入ダンパを閉止し、外気隔離運転することも可能であり、その場合でも中央制御室の居住性が維持されることを確認している。	(3) 発電所周辺の大気汚染 運転員が常駐している中央制御室は、中央制御室換気空調系によって空調管理されており、他の空調設備と同様、外気取入口には、ルーバーが取り付けられており、下方から吸い込む構造となっていることから、上方より降下してくる降下火砕物に対し、取り込み難い構造となっている。また、外気取入口にはバグフィルタ（粒径 $2\mu\text{m}$ 以上に対して約 80%を捕獲する性能）が設置されており、想定する降下火砕物は十分除去されるから、降下火砕物が与える影響は少ない。中央制御室換気空調系の外気取入口を図3に示す。	(3) 発電所周辺の大気汚染 運転員が常駐している中央制御室は、中央制御室空調装置によって空調管理されており、他の空調設備と同様、外気取入口には、ガラリフードが取り付けられており、下方から吸い込む構造となっていることから、上方より降下してくる降下火砕物に対し、取り込み難い構造となっている。また、外気取入口には平型フィルタ（粒径 $5\mu\text{m}$ 以上に対して約 85%を捕獲する性能）が設置されており、想定する降下火砕物は十分除去されるから、降下火砕物が与える影響は少ない。補助建屋給気ガラリ（中央制御室空調装置）の外気取入口を図3に示す。また、平型フィルタを図4に、粗フィルタを図5に示す。	(3) 発電所周辺の大気汚染 運転員が常駐している中央制御室は、中央制御室空調装置によって空調管理されており、他の空調設備と同様、外気取入口には、ガラリフードが取り付けられており、下方から吸い込む構造となっていることから、上方より降下してくる降下火砕物に対し、取り込み難い構造となっている。また、外気取入口には平型フィルタ（粒径 $5\mu\text{m}$ 以上に対して約 85%を捕獲する性能）が設置されており、想定する降下火砕物は十分除去されるから、降下火砕物が与える影響は少ない。補助建屋給気ガラリ（中央制御室空調装置）の外気取入口を図3に示す。また、平型フィルタを図4に、粗フィルタを図5に示す。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山: 個別評価)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>a. 酸素濃度</p> <p>「空気調和・衛生工学便覧 空調設備編」に基づき、酸素濃度は表1のとおり97時間外気取入を遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えないことを確認した。</p> <p>表1 中央制御室の酸素濃度評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>12時間</th><th>24時間</th><th>36時間</th><th>97時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度</td><td>20.70 %</td><td>20.46 %</td><td>20.22 %</td><td>19.00 %</td></tr> </tbody> </table> <p>(評価条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在室人員 15名 ・中央制御室バウンダリ内体積 4,900m³ ・空気流入はないものとして評価する。 	時間	12時間	24時間	36時間	97時間	酸素濃度	20.70 %	20.46 %	20.22 %	19.00 %	<p>○酸素濃度</p> <p>「空気調和・衛生工学便覧 空調設備編」に基づき、酸素濃度について評価した。</p> <p>図3 中央制御室換気空調系の外気取入口</p> <p>図3 中央制御室換気空調系の外気取入口</p>	<p>○酸素濃度</p> <p>「空気調和・衛生工学便覧 空調設備編」に基づき、酸素濃度について評価した。</p> <p>図3 補助建屋給気ガラリ</p> <p>図3 補助建屋給気ガラリ</p> <p>図4 平型フィルタ</p> <p>図4 平型フィルタ</p> <p>図5 粗フィルタ</p> <p>図5 粗フィルタ</p>	<p>【大飯】設計方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯、女川】設備の相違</p>
時間	12時間	24時間	36時間	97時間									
酸素濃度	20.70 %	20.46 %	20.22 %	19.00 %									

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<ul style="list-style-type: none"> 初期酸素濃度 20.95% 1人当たりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量を適用して、240/minとする。 1人当たりの酸素消費量は、呼気の酸素濃度：16.40%として、65.520/hとする。 許容酸素濃度 19%以上（鉱山保安法施行規則から） 	<ul style="list-style-type: none"> 初期酸素濃度 20.95%（「空気調和・衛生工学便覧」成人呼吸気の酸素量） 酸素消費量 0.066m³/h・人（「空気調和・衛生工学便覧」の歩行（中等作業相当）での酸素消費量） 許容酸素濃度 18%以上（酸素欠乏症等防止規則） 	<ul style="list-style-type: none"> 初期酸素濃度 20.95%（「空気調和・衛生工学便覧」成人呼吸気の酸素量） 酸素消費量 0.066m³/h・人（「空気調和・衛生工学便覧」の歩行（中等作業相当）での酸素消費量） 許容酸素濃度 19%以上（鉱山保安法施行規則から） 	<p>・プラント固有の評価条件。</p> <p>【女川】運用の相違 ・女川は労働安全衛生法、泊、大飯は労働安全法、鉱山保安法に基づき許容酸素濃度を設定。 【大飯、女川】評価結果の相違</p>										
【再掲】	【評価結果】	【評価結果】	表1 中央制御室閉回路循環運転における酸素濃度の時間変化										
表1 中央制御室の酸素濃度評価結果	表1 中央制御室再循環運転における酸素濃度の時間変化	表1 中央制御室閉回路循環運転における酸素濃度の時間変化	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>12時間</th><th>24時間</th><th>36時間</th><th>103時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度</td><td>20.70%</td><td>20.46%</td><td>20.22%</td><td>19.00%</td></tr> </tbody> </table>	時間	12時間	24時間	36時間	103時間	酸素濃度	20.70%	20.46%	20.22%	19.00%
時間	12時間	24時間	36時間	103時間									
酸素濃度	20.70%	20.46%	20.22%	19.00%									
【再掲終】	○二酸化炭素濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備編」に基づき、二酸化炭素濃度について評価した。	○二酸化炭素濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備編」に基づき、二酸化炭素濃度について評価した。	【大飯】設計方針の相違 ・女川審査実績の反映										
b. 炭酸ガス濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、炭酸ガス濃度は表2のとおり 68時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えないことを確認した。	表2 中央制御室の炭酸ガス濃度評価結果	表2 中央制御室再循環運転における二酸化炭素濃度の時間変化	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>12時間</th><th>24時間</th><th>36時間</th><th>68時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炭酸ガス濃度</td><td>0.199%</td><td>0.368%</td><td>0.537%</td><td>0.988%</td></tr> </tbody> </table>	時間	12時間	24時間	36時間	68時間	炭酸ガス濃度	0.199%	0.368%	0.537%	0.988%
時間	12時間	24時間	36時間	68時間									
炭酸ガス濃度	0.199%	0.368%	0.537%	0.988%									
(評価条件)	【評価条件】	【評価条件】	【大飯、女川】評価条件の相違										
<ul style="list-style-type: none"> 在室人員 15名 中央制御室バウンダリ内体積 4,900m³ 空気流入はないものとして評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> 在室人数 7名 中央制御室バウンダリ内体積 8,800m³ 空気流入はないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 在室人数 10人 中央制御室バウンダリ内体積 3,500m³ 空気流入はないものとする。 											
<ul style="list-style-type: none"> 初期炭酸ガス濃度 0.03% 1人当たりの炭酸ガス吐出量は、事故時の運転操作を想定し、中等作業時の吐出量を適用して、0.046m³/hとする。 許容炭酸ガス濃度 1.0%以下（鉱山保安法施行規則から） 	<ul style="list-style-type: none"> 初期二酸化炭素濃度 0.03%（原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程（JEAC4622-2009）） 二酸化炭素排出量 0.046m³/h・人（「空気調和・衛生工学便覧」の中等作業での二酸化炭素排出量） 許容二酸化炭素濃度 1.0%以下（「労働安全衛生規則」の許容二酸化炭素濃度 1.5%に余裕を見た値） 	<ul style="list-style-type: none"> 初期二酸化炭素濃度 0.03%（原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程（JEAC4622-2009）） 二酸化炭素排出量 0.046m³/h・人（「空気調和・衛生工学便覧」の中等作業での二酸化炭素排出量） 許容二酸化炭素濃度 1%以下（鉱山保安法施行規則） 	【女川】運用の相違 ・女川は労働安全衛生法、泊および大飯は労働安全法および鉱山保安法に基づき許容二酸化炭素濃度を設定。 【大飯、女川】評価結果の相違										
【再掲】	【評価結果】	【評価結果】	表2 中央制御室閉回路循環運転における二酸化炭素濃度の時間変化										
表2 中央制御室の炭酸ガス濃度評価結果	表2 中央制御室再循環運転における二酸化炭素濃度の時間変化	表2 中央制御室閉回路循環運転における二酸化炭素濃度の時間変化	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>12時間</th><th>24時間</th><th>36時間</th><th>73時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素濃度</td><td>0.08%</td><td>0.12%</td><td>0.17%</td><td>1.0%</td></tr> </tbody> </table>	時間	12時間	24時間	36時間	73時間	二酸化炭素濃度	0.08%	0.12%	0.17%	1.0%
時間	12時間	24時間	36時間	73時間									
二酸化炭素濃度	0.08%	0.12%	0.17%	1.0%									
【再掲終】	表1, 2の結果から、265時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない、なお、噴火	表1, 2の結果から、73時間外気取入れを遮断したまでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない、なお、噴火	【女川】評価結果の相違										

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山: 個別評価)

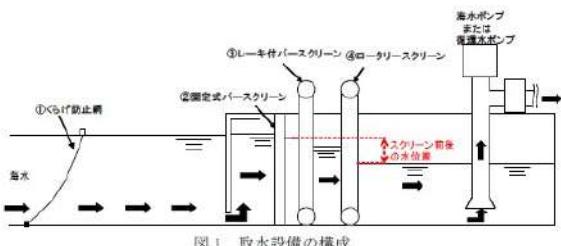
赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
以上	継続時間に関する最近の観測記録（補足資料-12）に比較し、十分な裕度が確保できていることを確認した。	継続時間に関する最近の観測記録（補足資料-12）に比較し、十分な裕度が確保できていることを確認した。	以上

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>個別評価－9 取水設備に係る影響評価 火山灰による取水設備への影響について以下のとおり評価する。</p> <p>(1) 評価項目及び内容 ①水循環系の閉塞 火山灰が混入した海水を取水することにより、取水設備が閉塞しないことを評価する。</p> <p>②水循環系の化学的影響（腐食） 火山灰が混入した海水を取水することによる構造物内部の腐食により機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(2) 評価条件 ①火山灰条件 a. 粒径：1mm以下</p> <p>(3) 評価結果 ①水循環系の閉塞 取水設備は図1に示すとおり、順にくらげ防止網、固定式バースクリーン、レーキ付バースクリーン、ロータリースクリーンとの構成になっており、海水中の大きな塵芥の除去を実施している。表1には取水設備のメッシュの間隔を示す。</p>  <p>図1 取水設備の構成</p> <p>表1 取水設備のメッシュ間隔</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①くらげ防止網</th> <th>②固定式バースクリーン</th> <th>③レーキ付バースクリーン</th> <th>④ロータリー スクリーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メッシュ間隔</td> <td>メッシュ：90mm</td> <td>バーピッチ：200mm</td> <td>バーピッチ：39mm (海水P座)</td> <td>メッシュ：6mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、取水設備のメッシュ間隔に対して、想定する火山灰の粒径は十分小さく、また、粘性を生じさせる粘土鉱物等は含まれていないことから除塵装置が閉塞することはない。</p>		①くらげ防止網	②固定式バースクリーン	③レーキ付バースクリーン	④ロータリー スクリーン	メッシュ間隔	メッシュ：90mm	バーピッチ：200mm	バーピッチ：39mm (海水P座)	メッシュ：6mm	<p>個別評価－6 海水取水設備（除塵装置）に係る影響評価 降下火砕物による海水取水設備（除塵装置）への影響について、以下のとおり評価した。</p> <p>1. 評価項目 (1) 水循環系の閉塞 降下火砕物が混入した海水を取水することに伴う、海水取水設備が閉塞しないことを評価する。 (2) 水循環系の内部における摩耗 降下火砕物が混入した海水を取水することに伴う、海水取水設備の摩耗により、機器の機能に影響がないことを評価する。 (3) 水循環系の化学的影響（腐食） 降下火砕物が混入した海水を取水することによる構造物内部の化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>2. 評価条件 (1) 降下火砕物条件 粒径：2mm以下</p> <p>3. 評価結果 (1) 水循環系の閉塞</p>	<p>個別評価－6 取水装置（除塵設備）に係る影響評価 降下火砕物による取水装置（除塵設備）への影響について、以下のとおり評価した。</p> <p>1. 評価項目 (1) 水循環系の閉塞 降下火砕物が混入した海水を取水することに伴う、取水装置が閉塞しないことを評価する。 (2) 水循環系の内部における摩耗 降下火砕物が混入した海水を取水することに伴う、取水装置の摩耗により、機器の機能に影響がないことを評価する。 (3) 水循環系の化学的影響（腐食） 降下火砕物が混入した海水を取水することによる構造物内部の化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>2. 評価条件 (1) 降下火砕物条件 粒径：4mm以下</p> <p>3. 評価結果 (1) 水循環系の閉塞</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・設備名称の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 ・設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 ・名称の相違 【女川】記載表現の相違 ・名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 ・名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 ・設計基準値の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p>
	①くらげ防止網	②固定式バースクリーン	③レーキ付バースクリーン	④ロータリー スクリーン									
メッシュ間隔	メッシュ：90mm	バーピッチ：200mm	バーピッチ：39mm (海水P座)	メッシュ：6mm									

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山: 個別評価)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>②水循環系の化学的影響（腐食）</p> <p>海水系の化学的影響については、海水中の火山灰濃度は非常に希薄であること、除塵装置は防汚塗装等の対応を実施しており、海水と金属が直接接することはなく、直ちに腐食により機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>以 上</p>	<p>土鉱物等は含まれていないことから、海水取水設備が閉塞することはない。</p> <p>(2) 水循環系の内部における摩耗</p> <p>主要な降下火碎物は破碎し易く、砂と同等又は硬度が低いことから、降下火碎物による摩耗が、設備に影響を与える影響は小さい。</p> <p>(補足資料-3, 19)</p> <p>(3) 水循環系の化学的影響（腐食）</p> <p>海水系の化学的腐食については、海水取水設備は塗装等を実施しており、海水と金属が直接接することはないため、降下火碎物による短期での腐食により海水取水設備の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>(補足資料-4)</p> <p>以 上</p>	<p>く、また、降下火碎物には粘性を生じさせる粘土鉱物等は含まれていないことから、取水装置が閉塞することはない。</p> <p>(2) 水循環系の内部における摩耗</p> <p>主要な降下火碎物は破碎し易く、砂と同等又は硬度が低いことから、降下火碎物による摩耗が、設備に影響を与える影響は小さい。</p> <p>(補足資料-3, 19)</p> <p>(3) 水循環系の化学的影響（腐食）</p> <p>海水系の化学的腐食については、取水装置は塗装等を実施しており、海水と金属が直接接することはないため、降下火碎物による短期での腐食により取水装置の機能に影響を及ぼすことない。</p> <p>(補足資料-4)</p> <p>以 上</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 ・設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>個別評価－12 安全保護系計装盤に係る影響評価</p> <p>火山灰による安全保護系計装盤への影響について以下のとおり評価する。</p> <p>(1) 評価項目及び内容 ①絶縁低下 火山灰が盤内に侵入する可能性及び侵入した場合の影響について評価する。</p> <p>(2) 評価条件 ①火山灰条件 a. 粒径：1mm以下</p> <p>(3) 評価結果</p> <p>安全保護系の計装盤が設置されているエリアは、安全補機開閉器室換気空調設備にて空調管理されている。</p> <p>安全保護系の計装盤には、その発熱量に応じて盤内に換気ファンを設置している場合があるため、換気に伴い火山灰が計装盤内に侵入する可能性が考えられるが、安全補機開閉器室換気空調設備の外気取入口には微細な粒子を除去できる平型フィルタ（粒径がおよそ5μmより大きい粒子を除去）が設置されている。このため、火山灰に対して高い防護性能を有しており、室内に侵入した火山灰の粒径はほぼ5μm以下の細かな粒子であると推定される。</p> <p>なお、微細な粒子であっても、火山灰が盤内に侵入した場合には、その付着等により短絡等を発生することが懸念されるが、計装盤において数μm程度の線間距離となるのは、集積回路（ICなど）の内部であり、これら部品はモールド（樹脂）で保護されているため、火山灰が侵入することはない。また、端子台等の充電部が露出している箇所については、端子間の距離が数mm程度であることから、火山灰の付着等により短絡等を発生させる可能性はない。</p> <p>さらに、火山灰の降灰時には、外気取入ダンバを閉止することにより侵入を阻止することが可能であることから、安全保護系計装盤の機能に影響を及ぼすことはない。</p>	<p>個別評価－7 計測制御用電源設備（無停電電源装置）及び非常用所内電気設備（所内低圧系統）に係る影響評価</p> <p>降下火碎物による電気系及び計測制御系の盤への影響について、外気から取り込んだ屋内の空気を吸込む機構を有するもの（計測制御用電源設備（無停電電源装置）及び非常用所内電気設備（所内低圧系統））への影響について、以下のとおり評価した。</p> <p>1. 評価項目 (1) 絶縁低下 降下火碎物が盤内に侵入する可能性及び侵入における、絶縁低下の影響について評価する。 (2) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 降下火碎物による計測制御用電源設備及び非常用所内電気設備に対する化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>2. 評価条件 (1) 降下火碎物条件 粒径：2mm以下</p> <p>3. 評価結果 (1) 絶縁低下 屋内の電気系及び計測制御系の盤については、その発熱量に応じて盤内に換気ファンを設置している場合があるため、降下火碎物が盤内に侵入する可能性がある。 計測制御用電源設備及び非常用所内電気設備が設置されているエリアは、原子炉補機室換気空調系又は計測制御電源室換気空調系にて空調管理されており、外気取入口に設置されているバグフィルタ（粒径約2μmに対して80%以上を捕捉する性能）を介した換気空気を吸入している。</p> <p>したがって、降下火碎物が大量に盤内に侵入する可能性は少なく、その付着により短絡を発生させる可能性はないため、計測制御用電源設備及び非常用所内電気設備の安全機能が損なわれることはない。</p>	<p>個別評価－7 安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）に係る影響評価</p> <p>降下火碎物による電気系及び計測制御系の盤への影響について、外気から取り込んだ屋内の空気を吸込む機構を有するもの（安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置））への影響について、以下のとおり評価した。</p> <p>1. 評価項目 (1) 絶縁低下 降下火碎物が盤内に侵入する可能性及び侵入における、絶縁低下の影響について評価する。 (2) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 降下火碎物による安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）に対する化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>2. 評価条件 (1) 降下火碎物条件 粒径：4mm以下</p> <p>3. 評価結果 (1) 絶縁低下 屋内の電気系及び計測制御系の盤については、その発熱量に応じて盤内に換気ファンを設置している場合があるため、降下火碎物が盤内に侵入する可能性がある。 安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）が設置されているエリアは、安全補機開閉器室空調装置及び原子炉補助建屋空調装置にて空調管理されており、外気取入口に設置されている平型フィルタ（粒径約5μmに対して85%以上を捕捉する性能）に加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタ（粒径約2μmに対して90%以上を捕捉する性能）を介した換気空気を吸入している。</p> <p>したがって、降下火碎物が大量に盤内に侵入する可能性は少なく、その付着により短絡を発生させる可能性はないため、安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）の安全機能が損なわれることはない。</p>	<p>【大飯、女川】 評価対象設備の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯、女川】 評価対象設備の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯、女川】 評価対象設備の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯、女川】 設計基準値の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯、女川】 評価対象設備の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯、女川】 評価対象設備の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山: 個別評価)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）</p> <p>安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）が設置されているエリアは、原子炉補機室換気空調系又は計測制御電源室換気空調系にて空調管理されており、外気取入口に設置されているパグフィルタ（粒径約$2\mu\text{m}$に対して80%以上を捕捉する性能）を介した換気空気を吸いしている。したがって、降下火砕物が大量に盤内に侵入する可能性は少ないとから、短期での腐食により、計測制御用電源設備及び非常用所内電気設備の安全機能が損なわれることはない。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>(2) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）</p> <p>安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）が設置されているエリアは、安全補機開閉器室空調装置及び原子炉補助建屋空調装置にて空調管理されており、外気取入口に設置されている平型フィルタ（粒径約$5\mu\text{m}$に対して85%以上を捕捉する性能）に加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタ（粒径約$2\mu\text{m}$に対して90%以上を捕捉する性能）を介した換気空気を吸いしている。したがって、降下火砕物が大量に盤内に侵入する可能性は少ないとから、短期での腐食により、安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）の安全機能が損なわれることはない。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>【大飯、女川】 評価対象設備の相違 【大飯、女川】 ・空調名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違（火山灰の除去の観点では同等の性能を有する）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山: 個別評価)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p style="color: red;">個別評価-8 復水貯蔵タンクに係る影響評価</p> <p>降下火砕物による復水貯蔵タンクへの影響について、以下のとおり評価した。</p> <p>1. 評価項目及び内容</p> <p>(1) 構造物への静的負荷 降下火砕物の堆積荷重により復水貯蔵タンクの健全性に影響がないことを評価する。なお、堆積荷重は積雪との重畳を考慮する。</p> <p>(2) 構造物への化学的影響（腐食） 降下火砕物の構造物への付着や堆積による化学的影響（腐食）により構造物の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>2. 評価条件</p> <p>(1) 降下火砕物条件 ・堆積量：15cm ・密度：1.5g/cm³（湿潤密度）</p> <p>(2) 積雪条件 ・積雪量：17cm（石巻地域における年最大積雪深さの平均値） ・単位荷重：積雪量1cm当たり 20N/m²（建築基準法施行令に基づく積雪の単位荷重）</p> <p>3. 評価結果</p> <p>(1) 構造物への静的負荷</p> <p>a. 堆積荷重 湿潤状態の降下火砕物の荷重（2,207N/m²） + 降下火砕物と組み合わせる積雪荷重（340N/m²） = 2,547N/m² 表1に評価結果を示す。評価の結果、復水貯蔵タンクの屋根部及び側板に発生する応力は許容値に対して十分な裕度を有しており、復水貯蔵タンクの健全性に影響を及ぼすことはない。</p> <p>表1 復水貯蔵タンクに対する降下火砕物の堆積による発生応力評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>応力</th> <th>計算値(MPa)</th> <th>許容値[※](MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋根部</td> <td>一次一般腹応力</td> <td>22</td> <td>188</td> <td>8</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>一次横+曲げ応力</td> <td>65</td> <td>282</td> <td>4</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">側板</td> <td>一次一般腹応力</td> <td>19</td> <td>188</td> <td>9</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>一次横+曲げ応力</td> <td>61</td> <td>282</td> <td>4</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各部位の許容応力は、JEAG4601-1987の「クラス2容器及びクラス2支持構造物」における許容応力状態III_{AS}に基づく。</p> <p>(2) 構造物への化学的影響（腐食） 復水貯蔵タンクは外面塗装が施されおり、降下火砕物による短期での腐食により復水貯蔵タンクの機能に影響を及ぼすことはない。 なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。（補足資料-4）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	評価部位	応力	計算値(MPa)	許容値 [※] (MPa)	裕度	結果	屋根部	一次一般腹応力	22	188	8	○	一次横+曲げ応力	65	282	4	○	側板	一次一般腹応力	19	188	9	○	一次横+曲げ応力	61	282	4	○		<p>【女川】設備の相違 ・泊は評価対象となる屋外タンクがないため同様の評価は行っていない</p>
評価部位	応力	計算値(MPa)	許容値 [※] (MPa)	裕度	結果																										
屋根部	一次一般腹応力	22	188	8	○																										
	一次横+曲げ応力	65	282	4	○																										
側板	一次一般腹応力	19	188	9	○																										
	一次横+曲げ応力	61	282	4	○																										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>個別評価－8 排気筒に係る影響評価 火山灰による排気筒への影響について以下のとおり評価する。</p> <p>(1) 評価項目及び内容 ①換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（降雨等の影響を含む） 　火山灰の排気筒への侵入により、排気筒への機能に影響がないことを評価する。具体的には、排気筒の排気速度が火山灰の降下速度よりも大きく、火山灰が排気筒へ侵入しないことを確認する。また、火山灰が侵入したとしても流路が閉塞しないことを確認する。 ②換気系に対する化学的影響（腐食） 　火山灰の付着に伴う構造物の腐食により、排気筒の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>(2) 評価条件 ①火山灰条件 a. 密度：1.5g/cm³（湿潤状態）（火山灰の層厚1cm当たり 150N/m²） b. 堆積量：10cm c. 粒径：1mm以下</p> <p>(3) 評価結果 ①換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（降雨等の影響を含む） 　火山灰の降下速度と排気筒の排気速度の評価について以下に示す。 a. 火山灰の降下速度 　火山灰粒子の降下速度を単粒子の自由降下[#]と考えてモデル化し、以下のとおり導出する。 　降下速度W_f (m/s) は次式で表される。</p>	<p>個別評価－9 排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）に係る影響評価 降下火砕物による排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）への影響について以下のとおり評価した。図1に非常用ガス処理系（屋外配管）の概要図に示す。</p> <p>1. 評価項目及び内容 (1) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞） 　降下火砕物の排気筒への侵入により、機器の機能に影響がないことを評価する。具体的には、排気筒の排気速度が降下火砕物の自由沈下速度よりも大きく、降下火砕物は排気筒へ侵入しないことを確認する。また、降下火砕物が侵入したとしても流路が閉塞しないことを確認する。 (2) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 　排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）内面への降下火砕物の付着に伴う化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。 (3) 構造物への化学的影響（腐食） 　排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）外面への降下火砕物の付着に伴う化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>2. 評価条件 (1) 降下火砕物の条件 ・粒径：2mm以下 ・密度：1.5g/cm³（湿潤密度とする） ・降下速度：3.5m/s（単粒子が静止した気体中を自由落下し、粒子の流体抗力、重力及び浮力の間にたり合いの状態が生じたときの速度）</p> <p>3. 評価結果 (1) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）</p>	<p>個別評価－8 排気筒に係る影響評価 降下火砕物による排気筒への影響について以下のとおり評価した。</p> <p>1. 評価項目及び内容 (1) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞） 　降下火砕物の排気筒への侵入により、機器の機能に影響がないことを評価する。具体的には、排気筒の排気速度が降下火砕物の自由沈下速度よりも大きく、降下火砕物は排気筒へ侵入しないことを確認する。また、降下火砕物が侵入したとしても流路が閉塞しないことを確認する。 (2) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 　排気筒内面への降下火砕物の付着に伴う化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。 (3) 構造物への化学的影響（腐食） 　排気筒外面への降下火砕物の付着に伴う化学的影響（腐食）により、機器の機能に影響がないことを評価する。</p> <p>2. 評価条件 (1) 降下火砕物の条件 ・粒径：4mm以下 ・密度：1.5g/cm³（湿潤状態） ・降下速度：4.7m/s（単粒子が静止した気体中を自由落下し、粒子の流体抗力、重力及び浮力の間にたり合いの状態が生じたときの速度）</p> <p>3. 評価結果 (1) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯、女川】評価条件の相違</p>

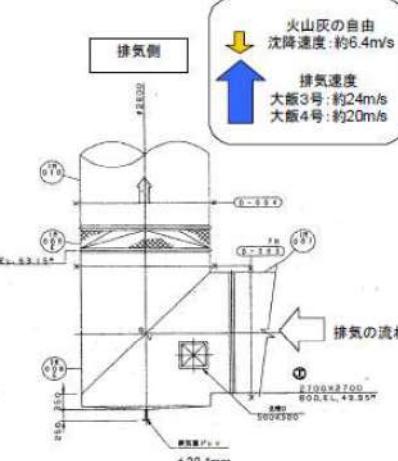
泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p>W_f = $\sqrt{\frac{4}{3} \times \frac{g}{C_w} \times \frac{\rho_K - \rho_L}{\rho_L} \times d_K}$</p> <p>重力加速度 g = 9.80665(m/s²)</p> <p>抵抗係数 C_w = 0.44</p> <p>粒子密度 ρ_K = 1500(kg/m³)</p> <p>空気密度 ρ_L = 1.1(kg/m³)</p> <p>粒子径 d_K(m)</p> <p>本評価では排気筒の排気速度（吹き出し風速）との比較を行うことから、降下速度が大きいほど保守的となるため、上式より粒子密度と粒子径はいずれも大きい方が降下速度も大きくなる。</p> <p>そのため、本評価では想定される火山灰の特性として設定された、湿润密度 1,500kg/m³ (1.5g/cm³)、粒子径 0.001m (1mm)の火山灰粒子を用いて降下速度を算出すると以下となる。</p> $W_f = \sqrt{\frac{4}{3} \times \frac{9.80665}{0.44} \times \frac{1500 - 1.1}{1.1} \times 0.001} = 6.36 \Rightarrow 6.4(\text{m/s})$ <p>（※）単粒子が静止した気体中を自由落下し、粒子の流体抵抗、重力及び浮力の間に釣り合いの状態が生じたときの粒子の速度</p> <p>【参考文献】「流体-固体二相流-空気輸送と水力輸送」 日刊工業新聞社 森川敏信 著</p> <p>b. 各排気筒の排気速度 大飯3、4号機の排気筒は、常時排気があり、排気筒に接続されている排気量及び排気筒サイズは表1のとおりである。</p> <p>表1 大飯3、4号機の各排気筒に接続されている系統の排気量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大飯3号機 排気筒</th> <th>大飯4号機 排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス空気浄化系統</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>格納容器排気系統</td> <td>1,250m³/min × 1台</td> <td>1,250m³/min × 1台</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気系統</td> <td>1,320m³/min × 1台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補助建屋排気系統</td> <td>2,650m³/min × 1台</td> <td>2,650m³/min × 1台</td> </tr> <tr> <td>合計排気量</td> <td>7,870m³/min</td> <td>6,550m³/min</td> </tr> <tr> <td>排気筒サイズ</td> <td>Φ2,600mm</td> <td>Φ2,600mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>各排気筒の排気量より、排気速度（吹き出し速度）は下式で求められる。</p> $V = \frac{Q}{A}$ <p>排気筒吹き出し速度 V(m/s) 合計排気量 Q(m³/s) 排気筒断面積 A(m²)</p>		大飯3号機 排気筒	大飯4号機 排気筒	アニュラス空気浄化系統	-	-	格納容器排気系統	1,250m ³ /min × 1台	1,250m ³ /min × 1台	放射線管理室排気系統	1,320m ³ /min × 1台	-	補助建屋排気系統	2,650m ³ /min × 1台	2,650m ³ /min × 1台	合計排気量	7,870m ³ /min	6,550m ³ /min	排気筒サイズ	Φ2,600mm	Φ2,600mm			
	大飯3号機 排気筒	大飯4号機 排気筒																						
アニュラス空気浄化系統	-	-																						
格納容器排気系統	1,250m ³ /min × 1台	1,250m ³ /min × 1台																						
放射線管理室排気系統	1,320m ³ /min × 1台	-																						
補助建屋排気系統	2,650m ³ /min × 1台	2,650m ³ /min × 1台																						
合計排気量	7,870m ³ /min	6,550m ³ /min																						
排気筒サイズ	Φ2,600mm	Φ2,600mm																						

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
<p>表2 大飯3、4号機の各排気筒の排気速度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大飯3号機 排気筒</th> <th>大飯4号機 排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気速度</td> <td>24.7m/s</td> <td>20.5m/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、各排気筒の排気速度（吹き出し速度）は火山灰の降下速度6.4m/sを上回ることから、火山灰が排気筒内へ侵入することはない。</p> <p>仮に火山灰が直接排気筒内に侵入した場合でも、図1に示すとおり、排気筒の構造から火山灰により流路を閉塞することなく、ドレンから排出することも可能であり、機能に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図1 排気筒曲がり部の構造（大飯3号機）</p> <p>②換気系に対する化学的影響（腐食）</p> <p>(2) 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）</p> <p>排気筒は常に排気があり、その排気速度（約22m/s）は降下火砕物の自由降下速度（3.5m/s）を上回っており、降下火砕物が排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）内に侵入することはない。また、侵入した場合であっても、金属腐食研究の結果より、降下火砕物に含まれる腐食性ガスによる短期的な金属腐食の影響は小さいことから、金属材料を用いることで、短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない。なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。（補足資料-8）</p> <p>(3) 構造物への化学的影響（腐食）</p> <p>排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）は外面塗装が施されており、降下火砕物による短期での腐食により、機器の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、降灰後の長期的な腐食の影響については、日常の保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。（補足資料-4）</p> <p>火山灰による化学的腐食を想定しても、屋外設備である排気筒は外側塗装等による対応を行っていることから、直ちに腐食により排気筒の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、長期的な影響については、火山灰が排気筒に侵入した場合でも内部の点検や除去が可能であり、その状況に応じて補修作業を行う。</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>【女川】 ・設備仕様の相違 ・降下火砕物の想定粒径の相違による自由降下速度の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p> <p>【女川】 ・設備仕様の相違 ・降下火砕物の想定粒径の相違による自由降下速度の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>		大飯3号機 排気筒	大飯4号機 排気筒	排気速度	24.7m/s	20.5m/s
	大飯3号機 排気筒	大飯4号機 排気筒				
排気速度	24.7m/s	20.5m/s				

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
以上	<p>「屋外に設置されている施設」として抽出</p> <p>図1 非常用ガス処理系(屋外配管)概要図</p>	<p>図2 排気筒外観</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

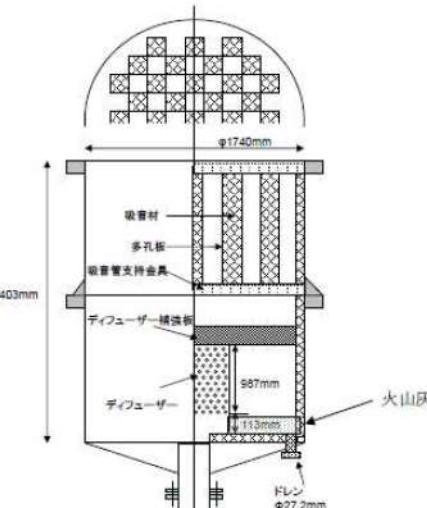
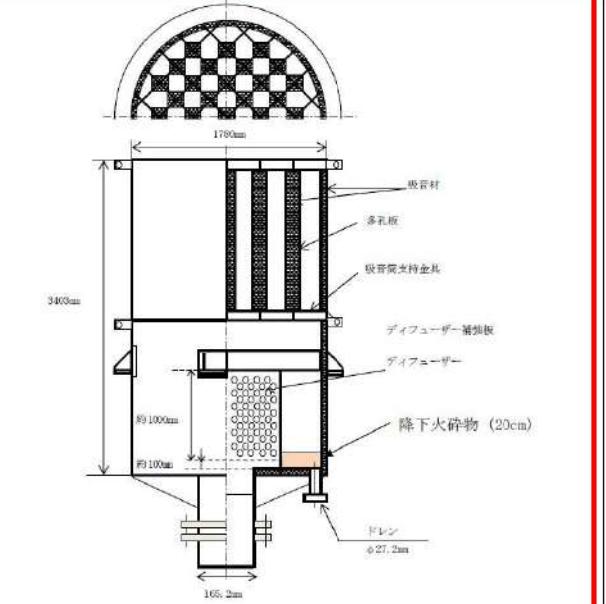
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>個別評価—3 主蒸気逃がし弁（消音器）に係る影響評価</p> <p>火山灰による主蒸気逃がし弁（消音器）への影響について以下のとおり評価する。</p> <p>(1)評価項目及び内容 ①換気系に対する機械的影响（降雨等の影響を含む） 火山灰の主蒸気逃がし弁消音器への侵入により、機器の機能に影響がないことを評価する。具体的には、主蒸気逃がし弁は、火山灰が主蒸気逃がし弁出口配管に侵入しにくい構造であることと、及び主蒸気逃がし弁の噴出力が火山灰の重量よりも大きいことを確認する。</p> <p>(2)評価条件 ①火山灰条件 a. 密度：1.5g/cm³（湿潤状態）（火山灰の層厚1cm当たり 150N/m²） b. 堆積量：10cm</p> <p>②積雪条件 a. 密度：0.3g/cm³（積雪の単位荷重は1cm当たり 30N/m²）※1 b. 堆積量：100cm※2</p> <p>※1：福井県建築基準法施行細則に基づく積雪の単位荷重を用いる。 ※2：火山事象と積雪事象は独立の関係にあることから、組み合わせる積雪量については同建築基準法の設計積雪「100cm」を用いる。</p> <p>(3)評価結果 ①換気系に対する機械的影响（降雨等の影響を含む） 消音器の構造は図1の通りパンチ穴が空いたディフューザーと吸音材が入った多孔板で構成されている。 火山灰が消音器に入り、底面から10cmの位置に堆積したとしても、ディフューザーのパンチ穴がある部分は下部から11.3cmより高い位置にあるため、主蒸気逃がし弁の蒸気放出機能に影響を与えることはない。</p>		<p>個別評価—9 主蒸気逃がし弁消音器に係る影響評価</p> <p>降下火砕物による主蒸気逃がし弁消音器への影響について以下のとおり評価する。</p> <p>(1)評価項目 ①換気系に対する機械的影响（閉塞） 降下火砕物の主蒸気逃がし弁消音器への侵入により、機器の機能に影響がないことを評価する。具体的には、主蒸気逃がし弁は、降下火砕物が主蒸気逃がし弁出口配管に侵入しにくい構造であること、及び主蒸気逃がし弁の噴出力が降下火砕物と積雪の組合せ荷重よりも大きいことを確認する。</p> <p>(2)評価条件 ①降下火砕物条件 ・密度：1.5g/cm³（湿潤状態） ・堆積量：20cm, 2cm※1</p> <p>②積雪条件 ・積雪量：189cm（最寄りの気象観測所である寿都の既往最大値） ・単位荷重：積雪量1cm当たり 30N/m²（建築基準法施行令に基づく積雪の単位荷重）</p> <p>※1：降下火砕物単体で考える際は設計基準値である20cmを、積雪との組合せを考慮する場合は従荷重であることから、噴火規模を1段階下げた層厚とした</p> <p>(3)評価結果 ①換気系に対する機械的影响（閉塞） 消音器の構造図は図1の通りパンチ穴が空いたディフューザーと吸音材が入った多孔板で構成されている。 降下火砕物が消音器に入り、底面から20cmの位置に堆積したとしても、ディフューザーのパンチ穴のある部分（下部から110cm）の大部分は降下火砕物よりも高い位置にあるため、主蒸気逃がし弁の蒸気放出機能に影響を与えることはない。</p>	<p>【女川】設備の相違 ・泊で抽出した評価対象施設について影響評価を実施</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】設計方針の相違 ・評価条件の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】設計方針の相違 ・評価条件の相違</p>

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：個別評価）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1 主蒸気逃がし弁消音器の構造図</p> <p>なお、仮に火山灰が主蒸気逃がし弁出口配管内に侵入し、配管を閉塞させた場合についても以下のとおり評価する。 主蒸気逃がし弁の噴出力の評価においては、想定堆積荷重である湿潤状態の火山灰（厚さ10cm、密度1.5g/cm³）と建築基準法における設計積雪（厚さ100cm、密度0.3g/cm³）の組み合わせ荷重が加わるとして確認する。 主蒸気逃がし弁の出口配管外径φ16.52cmであることから、火山灰の堆積荷重は以下のとおりである。</p> $\pi \times \left(\frac{16.52}{2}\right)^2 \times (10 \times 1.5 + 100 \times 0.3) \approx 9641(\text{g}) \approx 9.7(\text{kg})$ <p>主蒸気逃がし弁の噴出力は、クールダウン末期の177°Cの飽和圧力である8.5kg/cm²と、弁出口側の流体通過断面積が約160cm²より、以下のとおりである。 $8.5 \times 160 = 1360(\text{kg})$</p> <p>以上より、火山灰が直接配管内に侵入し、仮に配管を閉塞させた場合でも、火山灰（湿潤状態）と積雪の組み合わせ荷重よりも主蒸気逃がし弁の噴出力が十分大きいことから、主蒸気逃がし弁の機能に影響を及ぼすことない。</p>		 <p>図1 主蒸気逃がし弁消音器構造図</p> <p>なお、仮に降下火砕物が主蒸気逃がし弁出口配管内に侵入し、配管を閉塞させた場合についても以下のとおり評価する。 主蒸気逃がし弁の噴出力の評価においては、湿潤状態の降下火砕物（厚さ2cm、密度1.5g/cm³）と設計積雪（厚さ189cm、密度0.3g/cm³）の組合せ荷重が加わるとして確認する。</p> <p>主蒸気逃がし弁の出口配管外形φ16.52cmであることから、降下火砕物の堆積荷重は以下のとおりである。</p> $\pi \times \left(\frac{16.52}{2}\right)^2 \times (2 \times 1.5 + 189 \times 0.3) \approx 12,796(\text{g}) \approx 13(\text{kg})$ <p>主蒸気逃がし弁の噴出力は、クールダウン末期の177°Cの飽和圧力である8.5kg/cm²と、弁出口側の流体通過断面積が約180cm²より、以下のとおりである。 $8.5 \times 180 \approx 1,530(\text{kg})$</p> <p>以上より、降下火砕物が直接配管内に侵入し、仮に配管を閉塞させた場合でも、降下火砕物（湿潤状態）と積雪の組合せ荷重よりも主蒸気逃がし弁の噴出力が十分大きいことから、主蒸気逃がし弁の機能に影響を及ぼすことない。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】設計方針の相違 ・評価条件の相違</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・評価結果の相違</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・設備仕様の相違 ・評価結果の相違</p>